

平成 20 年

第 1 回柳川市議会定例会会議録

開会：平成 20 年 2 月 29 日

閉会：平成 20 年 3 月 24 日

柳川市議会

第 1 回 柳 川 市 議 会 （ 定 例 会 ） 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
2 月 29 日	金	本 会 議	開会・提案理由説明
3 月 1 日	土	休 会	
3 月 2 日	日	休 会	
3 月 3 日	月	考 案 日	
3 月 4 日	火	本 会 議	議案質疑
3 月 5 日	水	考 案 日	
3 月 6 日	木	考 案 日	
3 月 7 日	金	本 会 議	一 般 質 問
3 月 8 日	土	休 会	
3 月 9 日	日	休 会	
3 月 10 日	月	本 会 議	一 般 質 問
3 月 11 日	火	本 会 議	一 般 質 問
3 月 12 日	水	委 員 会	
3 月 13 日	木	委 員 会	
3 月 14 日	金	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 15 日	土	休 会	
3 月 16 日	日	休 会	
3 月 17 日	月	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 18 日	火	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 19 日	水	事務整理日	
3 月 20 日	木	休 会	春分の日
3 月 21 日	金	事務整理日	
3 月 22 日	土	休 会	
3 月 23 日	日	休 会	
3 月 24 日	月	本 会 議	採決・閉会

第1回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 1 号	平成19年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について	20. 3. 24	原案可決
議 案 第 2 号	平成19年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	20. 3. 24	原案可決
議 案 第 3 号	平成19年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	20. 3. 24	原案可決
議 案 第 4 号	平成19年度柳川市水道事業会計補正予算（第2号）について	20. 3. 24	原案可決
議 案 第 5 号	平成20年度柳川市一般会計予算について	20. 3. 24	原案可決
議 案 第 6 号	平成20年度柳川市国民健康保険特別会計予算について	20. 3. 24	原案可決
議 案 第 7 号	平成20年度柳川市老人保健特別会計予算について	20. 3. 24	原案可決
議 案 第 8 号	平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について	20. 3. 24	原案可決
議 案 第 9 号	平成20年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について	20. 3. 24	原案可決
議 案 第 10号	平成20年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について	20. 3. 24	原案可決
議 案 第 11号	平成20年度柳川市下水道事業特別会計予算について	20. 3. 24	原案可決
議 案 第 12号	平成20年度柳川市水道事業会計予算について	20. 3. 24	原案可決
議 案 第 13号	三橋町商工会館建設助成基金条例を廃止する条例の制定について	20. 3. 4	原案可決

議案 第14号	柳川市後期高齢者医療に関する条例の制定について	20. 3. 24	原案可決
議案 第15号	柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20. 3. 24	原案可決
議案 第16号	柳川市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について	20. 3. 4	原案可決
議案 第17号	柳川市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について	20. 3. 4	原案可決
議案 第18号	柳川市母子家庭等医療費の支給に関する条例及び柳川市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20. 3. 4	原案可決
議案 第19号	柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	20. 3. 4	原案可決
議案 第20号	柳川市立小学校設置条例及び柳川市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	20. 3. 4	原案可決
議案 第21号	柳川市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	20. 3. 4	原案可決
議案 第22号	柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について	20. 3. 4	原案可決
議案 第23号	柳川市民会館条例の一部を改正する条例の制定について	20. 3. 24	原案可決
議案 第24号	柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	20. 3. 24	原案可決
議案 第25号	柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	20. 3. 4	原案可決
議案 第26号	市道路線の廃止及び認定について	20. 3. 24	原案可決
議案 第27号	基幹水利施設管理事業「筑後川下流左岸地区」の事務の受託について	20. 3. 24	原案可決
議案 第28号	人権擁護委員候補者の推薦について	20. 3. 4	原案同意

議案 第29号	人権擁護委員候補者の推薦について	20. 3. 4	原案同意
議案 第30号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	20. 3. 4	原案同意
議案 第31号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	20. 3. 4	原案同意
議案 第32号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	20. 3. 4	原案同意
議案 第33号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	20. 3. 4	原案同意
議案 第34号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	20. 3. 4	原案同意
議案 第35号	柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	20. 3.24	原案可決
議案 第36号	柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	20. 3.24	原案可決
議案 第37号	保険でよい歯科医療の実現を求める意見書について	20. 3.24	原案可決
議案 第38号	石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会設置に関する決議について	20. 3.24	原案可決

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請願 第11号	中山校区公民館建替えに関する請願	20. 3.24	採 択
請願 第12号	「後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書」提出に関する請願	20. 3.24	閉会中の 継続審査

報 告

	案 件	議 決 日	結 果
報 告 第 1 号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定）	20. 2.29	報 告

そ の 他

閉会中の継続審査申し出について	20. 3.24	決 定
閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について	20. 3.24	決 定

柳川市議会第1回定例会会議録

平成20年2月29日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
14番	龍 益 男	15番	菅 原 英 修
16番	諸 藤 哲 男	17番	樽 見 哲 也
18番	近 藤 末 治	19番	太 田 武 文
20番	吉 田 勝 也	21番	大 橋 恭 三
22番	藤 丸 正 勝	23番	木 下 芳二郎
24番	佐々木 創 主	25番	三小田 一 美
26番	梅 崎 和 弘	27番	高 田 千壽輝
28番	山 田 奉 文	29番	河 村 好 浩
30番	田 中 雅 美		

2.欠席議員

13番 伊 藤 法 博

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	佐	藤	良	二
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	高	田	邦	隆
三	橋	北	原		博
消	防	竹	下	敏	郎
人	事	藤	木		均
総	務	櫻	木	重	信
企	画	大	坪	正	明
財	政	石	橋	真	剛
税	務	武	藤	義	治
保	険	川	口	敬	司
福	祉	古	賀	輝	昭
学	校	龍		英	樹
建	設	白	鳥	道	幸
農	政	野	田	一	廣
水	路	武	藤	正	純

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	金	子	健	次
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	
						高	巢	雄	三
						高	口	佳	人

5. 議事日程

諸般の報告について

(1) 例月出納検査の結果について(平成19年10月、11月、12月分)

市長の所信表明について

日程（１） 議会運営委員長報告について

日程（２） 会議録署名議員の指名について

日程（３） 議案第１号 平成19年度柳川市一般会計補正予算（第４号）について

議案第２号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
について

議案第３号 平成19年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第２号）に
ついて

議案第４号 平成19年度柳川市水道事業会計補正予算（第２号）について

日程（４） 議案第５号 平成20年度柳川市一般会計予算について

議案第６号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計予算について

議案第７号 平成20年度柳川市老人保健特別会計予算について

議案第８号 平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第９号 平成20年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について

議案第10号 平成20年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について

議案第11号 平成20年度柳川市下水道事業特別会計予算について

議案第12号 平成20年度柳川市水道事業会計予算について

日程（５） 議案第13号 三橋町商工会館建設助成基金条例を廃止する条例の制定につ
いて

議案第14号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の制定について

日程（６） 議案第15号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並び
に実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

議案第16号 柳川市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

議案第17号 柳川市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

議案第18号 柳川市母子家庭等医療費の支給に関する条例及び柳川市重度
心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第19号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

議案第20号 柳川市立小学校設置条例及び柳川市立中学校設置条例の一部
を改正する条例の制定について

- 議案第21号 柳川市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 柳川市民会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程(7) 議案第26号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第27号 基幹水利施設管理事業「筑後川下流左岸地区」の事務の受託について
- 日程(8) 議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程(9) 議案第30号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議案第31号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議案第32号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議案第33号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議案第34号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 日程(10) 報告について
- 1 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定)
- 日程(11) 請願について
- 1 請願第12号 「後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書」提出に関する請願

午前10時3分 開会

議長(田中雅美君)

おはようございます。本日の出席議員28名、定足数であります。よって、ただいまから平成20年第1回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、本定例会は平成20年度当初予算の提出もありますので、市長の所信表明をお願いいたします。

市長（石田宝藏君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成20年第1回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、公私とも御多用の中にもかかわらず御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

また、平素から住民福祉の増進及び本市発展のために日夜を問わず御尽力いただいていることに対し、改めて深甚なる感謝と敬意を表するものでございます。

本定例会は、平成20年度の市政運営の基本となる当初予算を初め重要な議案につきまして御審議をお願いするものでございますが、議長のお許しをいただきましたので、議案の説明に先立ち、ただいまから私の所信の一端を述べさせていただきますと思います。

光陰矢のごとくと申しますように、平成17年4月に市民の皆様方の御支援により市長に就任させていただきました、はや4回目の当初予算編成となりました。

平成20年度は、そのまとめの年として全力を傾注する所存でございますので、議員各位の御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。

さて、我が国は、少子・高齢化の進展や団塊の世代の大量退職及びアメリカを震源地とするサブプライムローン問題などにより、社会保障制度や経済成長等が危惧されるとともに、平成18年12月に成立いたしました地方分権推進法、昨年6月に成立しました地方財政健全化法等により地方自治体への分権の流れはますます強化され、一層の自主自立のまちづくりが求められております。

また、これまで道路整備を行う上で貴重な財源となっておりました道路特定財源につきましては、国では賛否両論議論が交わされておりますが、本市の道路整備については市民からの要望も多く、今後も産業の活性化や交通の利便性を高める上で継続的な道路整備を行う必要がございます。そのためにも、安定的で確実な財源確保に向けて、道路関係緒税について現行の税目・税率の維持を望むものでございます。

さらに、急速な少子・高齢化の進展などによりまして国民医療費は伸び続けており、今後も団塊の世代の高齢化が進むにつれ、老人医療費がますます増大することが確実と見られております。国では、それらに対応するための医療制度改革として、平成20年4月からこれまでの老人保健制度にかわり、75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度が新たにスタートをされます。これらの事務がスムーズに進むことを心から願っております。

本市は、歴史・文化・自然などの地域資源を生かし、さらに磨きをかけて引き続き後世の人々に誇れるまちづくりを進めていかなければなりません。そのため、新市建設計画や、昨年策定いたしました第1次総合計画の基本構想における本市の目指すべき将来像でございます「生きがいと活力に満ち自然と共生する住みよいまち」の実現に向けて、精力的に取り組んでいかなければなりません。

また、昨今の地方自治体を取り巻く状況は、地方分権及び国の三位一体改革等により大き

く変貌し、行政から市民への一方通行的な行政運営から、行政と市民がともに知恵を出し合う、双方向の理解を共有しながら自治体運営を考えていく、いわゆる協働と参画の行政運営が求められております。

本市におきましても、地方交付税の削減等により、財政的にも組織運営上からも従来型の行政主導による行政運営には今後厳しいものがあると考えております。このため、平成18年度から市民の方々に構成する柳川市市民協働推進委員会を設置し、協働に関する検討をいただいておりますが、このたび当委員会から市民協働に関する計画につきまして御提言をいただきました。

平成20年度は、この提言に沿って、市民協働に欠くことのできない地域力の基本となる校区コミュニティの醸成、及びその活動の拠点となる施設の計画書づくりを手がけることといたしております。

次に、行政改革についてでございますが、平成18年度から平成21年までの4年間の行政改革大綱に沿って、これまで職員定数の削減及び経常経費の削減等に取り組んでまいりました。今後も引き続き積極的に推進していかねばなりません。

中でも、市民にわかりやすい簡素で効率的な組織づくり及び新たな政策課題へ対応するための組織づくりを基本に、本年4月から現在の47課、93係を43課、87係とする組織機構の見直しをいたします。

また、産業経済部においては、産業活性化対策室を新たに設けることといたしております。今後ますます厳しさを増す自治体間競争を勝ち抜くため、農業、漁業、商工業、観光等の産業間連携を強化し、地域資源を積極的かつ有効に活用していかねばなりません。そこで、これまでの縦割りから関係課が有する情報やアイデア等を連携、一元化し、農産物・水産物のブランド化、商工関係物産の開発、関係施設の整備等を推進し、産業を活性化して所得の向上を図ろうとするものでございます。

入札制度の改革につきましては、透明性、競争性の確保の観点から、昨年9月から設計価格10,000千円以上の建設工事及びコンサルタント業務について一般競争入札を導入いたしました。加えて、平成20年度中に電子システム等の諸整備を行い、平成21年度から電子入札制度導入を図ることといたしております。

次に、財政健全化対策についてでございますが、平成20年度は将来の公債費の抑制に向けて、平成19年度から3カ年かけて取り組んでおります公的資金の繰り上げ償還を実施するとともに、市債の借入れを抑制いたしております。この結果、平成20年度末の市債残高は、平成19年度末に比べ約960,000千円の減少となる見込みでございます。

次に、地方を取り巻く国の状況を申し上げますと、国は、歳出・歳入の一体改革による平成23年度における国と地方との基礎的収支の黒字化を目指し、公共事業関係等の一般歳出及び国債発行額の抑制を行うとともに、三位一体改革による補助金・地方交付税の廃止・削減

により疲弊した地方財政を支援するため、地方の創意工夫や発想に基づく自由な取り組みを包括的に支援する「地方の元気再生事業」を創設することといたしております。

このような状況のもと、平成20年度の予算につきましては、中期財政計画を基本とし、引き続き経費削減・合理化を図り、生きがいと魅力あるまちづくりを目指して編成いたしております。その結果、一般会計の当初予算額は25,868,000千円となっております。

以下、平成20年度の内容につきまして、その概要を説明させていただきます。

まず、保健・福祉関係についてでございます。

少子・高齢化がますます進行する中、保健・福祉関係の施策につきましては近年さまざまな制度改正が行われており、それにあわせて本市も新たな対応が求められております。

先ほど申し上げました国の医療制度改革に伴い、平成20年度から始まります後期高齢者医療制度につきましては、本市としてシステム開発などの準備、また、出前講座や広報、パンフレットなどによる制度の周知を図っておりますが、今後もさらなる周知に努めてまいりたいと考えております。

また、同じく平成20年度より医療費の削減などを目的に始まります特定健診・特定保健指導につきましては、本制度の趣旨を御理解いただき、一人でも多くの市民の方々が受診されますよう啓発を徹底し、病気の早期発見、予防に取り組んでまいります。

高齢者福祉関係につきましては、高齢者が心身ともに健康で、住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう健康づくり事業や介護予防事業などに積極的に取り組んでまいります。

障害者福祉関係につきましては、障害のある方が地域で自立し、安心して暮らせるよう地域支援事業等に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますが、中でも障害のある方、障害のある子供の保護者などの皆さんが日ごろ困っていらっしゃることや、わからないことなどを相談したり、一緒に考えたりするために、昨年大和総合保健福祉センター内に開設いたしました柳川市障害福祉相談室「きらり」の機能強化を図ってまいりたいと考えております。

少子化対策につきましては、妊婦の無料健診をこれまでの2回から5回にふやすとともに、平成20年夏に開設予定の矢ヶ部校区学童保育所を初めとする学童保育事業の充実等に努め、次世代育成支援行動計画に掲げる「子ども・親・地域、ともにはぐくむ子育てのまち柳川」の実現を目指してまいります。

特に、平成20年度からは、第3子以降の子育てを支援するために平成18年度から導入いたしました保育所、幼稚園無料化に加え、新たに認可外の保育所や在宅等の第3子以降についても支援する交付金制度を設けることといたしており、安心して子どもを生み育てる環境づくりを図っていくことといたしております。

次に、産業の振興についてでございます。

まず農業関係では、平成20年度は平成19年度から導入いたしました品目横断的経営安定対策、米政策改革及び農地・水・環境保全向上対策の3つの改革を実態に即したものにしていかなければなりません。

特に品目横断的経営安定対策につきましては、農家の生産意欲を低下させることのないよう行政として最大限の努力を行うとともに、県下で一番の小麦の生産地にふさわしい品種の作付と、柳川農産物の消費拡大に向けて、平成19年度に決定いたしました柳川農産物のシンボルマーク「センドくん」をフルに活用し、市場開拓、PRを強化して、JA柳川とともに国、県の協力を仰ぎながら柳川農業の発展に努めてまいりたいと考えております。

また、昨今の中国産冷凍加工食品問題などにより食の安全が問われている現状がございます。このため、豊かな自然にはぐくまれた農産物、有明海でとれた新鮮な魚介類など柳川の食環境を活用した食育を推進するとともに、食の安全・安心を大いにPRし、生産・消費拡大を図り、あわせて地産地消を推進してまいります。

幹線水路ののり面崩壊の対策として、国営水路におきましては平成20年度より国営直轄事業として「国営総合農地防災事業」、国営水路以外につきましては県営事業であります「クリーク防災機能保全対策事業」等で引き続き整備を進めていくとともに、集落内水路整備等については、県営事業で実施します「農村振興総合整備事業」など、地元要望などを十分考慮しながら計画的に取り組み、良好な水環境の保全にも配慮してまいりたいと考えております。

次に、漁業関係についてでございますが、柳川市は、有明海の福岡県区の約8割のノリを生産する日本一の産地でございます。平成19年末には強い水産業づくり交付金事業による国、県の支援を受けて、福岡県のノリ協業化のモデルとなる施設が2棟建設され稼働をしております。平成20年度も1棟の協業化施設が建設予定であり、ノリ生産の労働力・コストの削減や漁村の環境改善に大きく寄与するものでございます。

一昨年に命名されました「福岡のり」は、ノリ共販漁連が主体となったブランド化推進委員会の中で、さらなる販売の強化に取り組んでいただいております。本市としても、県の補助による「福岡のり」の看板を設置して有明海ノリのPRに努めるとともに、漁港整備やノリ共販施設改善などを進めて漁業振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、商工業の振興につきましては、中小企業者向けの融資制度や中小企業融資信用保証料補助を引き続き実施することにより、中小企業者の安定経営が図られるよう努めてまいります。また、新たな産業の創出・企業誘致につきましては、企業誘致・起業支援アドバイザーの配置、立地企業への支援などに取り組むとともに、県や関係団体と連携を図りながら雇用の創出や地域経済の活性化に努めてまいりたいと考えております。

特に、平成20年度は、技能功労者表彰制度を新たに設け、地域の技能向上と地域産業の発展を図りたいと考えております。

次に、観光振興についてでございますが、観光振興は、本市のアイデンティティー醸成活動の一つとしても重要な施策でございます。これまで、「からたち文人の足湯」を初め、歴史を生かしたまちづくり事業等による遊歩道の整備など、まち歩きの充実を図ってまいりました。平成20年度につきましては、「水郷まち歩き」観光のさらなる充実や新柳川市として個性的で魅力ある観光資源の開発を図るため、観光計画を策定することといたしております。

次に、道路網整備についてでございますが、道路は市民生活の根幹をなす基本的な社会資本でございます。平成19年度末には、待望しておりました有明海沿岸道路が一部供用開始になります。このため引き続き、有明海沿岸道路と連携する（仮称）瀬高インターチェンジ取りつけ道路や国道443号バイパス、主要地方道久留米柳川線バイパス、県道大牟田川副線バイパス等の整備促進を図ってまいります。あわせて、市民生活に直結する市道の狭隘部分の解消に向けた道路改良事業、及び快適で安全な市道の通行を確保するため路面補修等の維持事業にも努めてまいります。

次に、都市計画につきましては、柳川の将来像を見据えた柳川市都市計画マスタープランの策定が平成20年度で完了いたします。今後、このマスタープランに沿った適正な都市計画を進めてまいりたいと考えております。

柳川駅東部土地区画整理事業につきましては、これまでは有明海沿岸道路の開通に合わせ有明海沿岸道路周辺の工事を進めてまいりましたが、平成20年度は、その西側周辺の建物物件移転、街区の造成工事及び調整池整備などを行うことといたしております。

国土調査事業につきましては、早期完了を目指し、職員の適正な配置などによる推進体制の強化を図り、積極的に推進してまいります。その他、居住環境の改善のため、中山地区まちづくり交付金事業や中島地区密集住宅市街地整備事業、矢部川河川改修事業等につきましても引き続き推進してまいります。

教育関係についてでございます。

各種国際調査の結果によりますと、日本の子供たちは理数教育の学力が低迷している現状にございます。本市におきましても理数教育、とりわけ理科教育において科学への関心を引き出し、科学の楽しみを感じさせるなど、観察、実験を重視した授業の改善と学力向上が課題となっております。

このため、平成20年度からは、科学の魅力を体験し、子供たちに夢や未知なことに挑戦する心をはぐくむため、小学校4年生を対象に、各小学校に外部から専門家を招聘し、理科実験を実施することといたしております。

次に、教育環境の整備につきましては、皿垣小学校及び藤吉小学校に続いて、平成20年度で柳河小学校の耐震補強工事を行うなど、今後とも計画的に校舎等の危険な箇所についてしっかり対応してまいりたいと考えております。

市民会館につきましては、1,000人を収容する文化ホールとして市民の皆さんに活用してい

ただいている施設でございますが、昭和46年の開館以来36年が経過し、部分的に老朽化が進んでおります。このため、今ある市民会館を何とか継続的に有効に活用していくため、その耐震・改修のための調査を行うことといたしております。

一方、市民温水プールにつきましては、オープンしました昨年の4月から本年1月までの利用者が3万7,000人に達し、健康増進及びレクリエーションの場として多くの市民の方々に御利用いただいております。これもひとえに議員各位の御理解のたまものと感謝を申し上げる次第でございます。平成20年度は、障害のある方にも安心して利用できるよう設備の充実を図りたいと考えております。

次に、生活環境について申し上げます。

本市は掘割と共生するまちでございます。掘割を守り育てていくためには、何よりも水や堀に対するより高い意識を市民一人一人が持っていただき、協働して浄化や地域活動に取り組むことが重要であると思っております。このほど平成20年度から5カ年を計画期間とする「掘割を生かしたまちづくり行動計画」を策定いたしましたので、今後これに沿った諸活動を推進していくことといたしており、平成20年度は掘割、河川を活用し、市民の皆さんが水と親しみ、水環境を考えていただくイベントとして、仮称「水フェスタ」を開催することといたしております。

また、平成19年度から取り組んでおります農地・水・環境保全向上対策事業は、まさに市民の皆さんが協働で集落道や掘割などを守り育てる事業でございます。これを機に、市民協働の活動がしっかり定着することを期待いたすものでございます。

次に、ごみ問題についてでございますが、ごみの排出量は年々増加しており、使い捨ての生活の見直し、リサイクルの推進、生ごみの堆肥化などによるごみの減量化を推進する必要があります。ごみ問題は市民一人一人が意識を持っていただくことが重要でございます。このため、平成20年度は、市民の皆さんがわかりやすいごみ減量パンフレットを作成し、ごみ減量活動に役立てていただきたいと思いますと考えております。

また、平成20年度から2カ年で、本市の環境対策の指針となる「環境基本計画」を策定し、自然環境の保全、環境と調和した生活の改善など総合的な取り組みに努めてまいりたいと考えております。

次に、安全で安心できるまちづくりにつきましては、これまで市民、関係機関、行政が連携し、安全で安心できるまちづくりの実現に向け取り組んでまいりました。その結果、犯罪、火災件数など年々減少傾向にございます。しかしながら、決して油断できるものではありません。今後とも引き続き地域の皆さんや関係団体の御協力を得ながら、さらに安全で安心して暮らせるまちを目指していかなければならないと考えております。

最後に、市長就任に当たって私が市民の皆様様に約束いたしましたマニフェストについてでございますが、昨年8月1日の「広報やながわ」で、2年目の達成度を5段階評価として公

表をいたしました。昨年10月18日には、柳川J C主催によるマニフェスト検証大会が開かれるなど、マニフェストについて市民の関心も高くなっております。平成20年度は、1期目の最後の年となります。マニフェスト達成に向けて全力で取り組んでいく所存でございますので、議員の皆様方のさらなる御支援、御協力をお願い申し上げ、所信表明とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

以上をもって市長の所信表明についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。平成20年第1回柳川市議会定例会の会期日程等について、2月27日に議会運営委員会を開催し協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず会期であります。本日2月29日から3月24日までの25日間といたしております。その内容について申し上げますと、本日、開会、提案理由の説明、3月1日、2日は休日で休会、3日は考案日、4日は議案質疑、5日、6日は考案日、7日を一般質問、8日、9日は休日で休会、10日、11日を一般質問、12日、13日を委員会、14日を予算審査特別委員会、15日、16日は休日で休会、17日、18日を予算審査特別委員会、19日は事務整理日、20日は休日で休会、21日は事務整理日、22日、23日は休日で休会、24日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が、会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が、議案第1号から議案第4号までの4議案の一括上程であります。

日程4が、議案第5号から議案第12号までの8議案の一括上程であります。

日程5が、議案第13号及び議案第14号の2議案の一括上程であります。

日程6が、議案第15号から議案第25号までの11議案の一括上程であります。

日程7が、議案第26号及び議案第27号の2議案の一括上程であります。

日程8が、議案第28号及び議案第29号の2議案の一括上程であります。

日程9が、議案第30号から議案第34号までの5議案の一括上程であります。

日程10が、報告についてであります。なお、報告に対する質疑は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしております。

日程11が、請願についてであります。本定例会に請願1件が提出されております。請願第12号は、教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑でありまして、開会日と同様の方法で議題に供することにいたしております。議案第1号から議案第4号までの4議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第1号は総務委員会に審査を付託、議案第2号は教育民生委員会に審査を付託、議案第3号及び議案第4号の2議案は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第5号から議案第12号までの8議案を一括議題として、質疑終了後、議案第5号は予算審査特別委員会に審査を付託、議案第6号から議案第9号までの4議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第10号は総務委員会で審査を付託、議案第11号及び議案第12号の2議案は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第13号及び議案第14号の2議案を一括議題として、質疑終了後、議案第13号は即決、議案第14号は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第15号から議案第25号までの11議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第15号から議案第22号までの8議案は即決、議案第23号は教育民生委員会に審査を付託、議案第24号は産業経済委員会に審査を付託、議案第25号は即決といたしております。

次に、議案第26号及び議案第27号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第26号は建設委員会に審査を付託、議案第27号は産業経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第28号及び議案第29号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、2議案とも即決といたしております。

次に、議案第30号から議案第34号までの5議案を一括議題とし、質疑終了後、5議案とも即決といたしております。

以上のとおり、議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終了をいたします。どうもありがとうございました。

議長（田中雅美君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（田中雅美君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、7番白谷義隆議員及び23番木下芳二郎議員を指名いたします。

ここで、今定例会の議案上程前に御報告いたします。

石田市長より議案第5号 平成20年度柳川市一般会計予算について、お手元に配付いたしておりますとおり、議案訂正の申し出があり、議長においてこれを許可いたしましたので、御報告いたします。訂正の内容について、山田総務部長より説明があります。

総務部長（山田政徳君）

お時間をおとりいただきましてまことに申しわけございませんが、平成20年度一般会計予算の事項別明細書に一部誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

お手元に配付いたしております正誤表に沿って修正箇所の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、正誤表をごらんいただきたいと思っております。

正誤表は3段に分けて表を作成いたしておりますが、一番下の209ページの6款・農林水産業費、1項・農業費、6目・筑後川下流域農業開発促進費の中で国営造成施設基幹水利施設管理事業負担金84,082千円が誤っておりまして、これは負担金ではなくて、正しくは委託料84,082千円でございます。この負担金が委託料に変わります関係で、一番上の表、205ページ、13節・委託料が予算額11,000千円から95,082千円に変更になります。また、真ん中の表の207ページ、19節・負担金、補助及び交付金の予算額417,071千円が332,989千円に変更になります。

深くおわびを申し上げ、以上のように訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

以上です。

日程第3 議案第1号～議案第4号

議長（田中雅美君）

日程3．議案第1号から議案第4号までの4議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝蔵君）（登壇）

それでは、議案第1号から議案第4号までの補正予算関係4議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第1号 平成19年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、決算見込みや事業費の確定等に伴う予算調整が主なものでございまして、補正前の予算額28,265,967千円から113,817千円を減額し、歳入歳出それぞれ28,152,150千円としようとするものでございます。

予算の内容を、歳出から御説明いたします。

2款．総務費は、職員の退職勧奨に伴う退職手当組合への特別負担金、減債基金などへの基金への積立金、西鉄バス久留米への地方バス運行維持費補助金を追加しております。

3款．民生費は、乳幼児医療費を追加し、国民健康保険特別会計繰出金、福岡県介護保険広域連合負担金、後期高齢者医療制度電算機器借上料、児童扶養手当、生活保護費を減額しております。

4款．衛生費は、小型合併処理浄化槽設置事業補助金を減額しております。

6款．農林水産業費は、まず農業費では、活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金、競争力ある土地利用型農業育成事業補助金、クリーク防災機能保全対策事業負担金を減額しております。

また、水産業費では、ノリ移送ポンプ設置事業補助金、荷さばき施設改修事業補助金、ノリ佃煮加工施設設置事業補助金、電子入札システム導入事業補助金、漁業団地の共同加工施設補助金を減額しております。

7款．商工費は、中小企業融資信用保証料補助金を追加しております。

8款．土木費は、九州縦貫自動車道インターチェンジ取付道路事業負担金、柳川海岸高潮対策事業負担金を追加し、大和海岸高潮対策事業負担金、公共下水道事業繰出金、中山地区まちづくり事業費をそれぞれ減額しております。

また、柳川駅東部土地区画整理事業につきましては、目内で予算の調整を行っております。

10款．教育費は、公民館建設費補助金を追加し、教育用電算機器借上料、私立幼稚園就園奨励事業費等を減額しております。

11款．災害復旧費は、事業費の確定に伴い、農業用施設災害費及び道路施設災害復旧費とも減額しております。

12款．公債費は、公営企業金融公庫繰上償還元金、市債償還利子を減額しております。

次に、歳入につきまして御説明をいたします。

まず、13款．国庫支出金及び14款．県支出金は、事業費の確定等に伴い調整を行っております。

15款．財産収入は、各種基金の運用利子を計上しております。

16款．寄附金は、民生費寄附金を追加しております。

17款．繰入金は、三橋商工会館建設助成基金廃止に伴う繰入金を追加しております。

20款．市債につきましては、事業費の確定等により調整を行っております。

このほか、繰越明許費として、歴史を生かしたまちづくり事業費、文学者副読本作成業務委託料を追加し、柳川駅東部土地区画整理事業費の変更をいたしております。

また、債務負担行為として予算措置しておりました小学校教育用電算機器借上料ほか2件につきましても、事業費の確定に伴い変更いたしております。

次に、議案第2号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

御説明申し上げます。

本案は、保険給付費の予想を上回る増加に伴う歳出補正と、それに見合った国庫支出金等の歳入補正及び一般会計繰入金の確定に伴う補正をお願いするものでございます。

歳入歳出それぞれ145,355千円を追加し、補正後の予算総額を10,150,615千円とするものでございます。

次に、議案第3号 平成19年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、単独事業費の減額及び18年度決算繰越金の確定による一般会計繰入金の減額、市債、公債費のそれぞれの減額が主なものでございます。

予算規模といたしましては、補正前の予算総額1,956,000千円から歳入歳出それぞれ57,305千円を減額し、予算総額を1,898,695千円とするものでございます。

次に、議案第4号 平成19年度柳川市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成19年度当初予算におきまして認定いただきました「矢加部配水場中央監視制御設備改良工事」に関する継続費の変更でございます。

事業費総額420,000千円を330,750千円とし、差し引き89,250千円の継続費の減額を行おうとするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第4 議案第5号～議案第12号

議長（田中雅美君）

日程4．議案第5号から議案第12号までの8議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝蔵君）（登壇）

議案第5号から議案第12号までの予算関係8議案につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第5号 平成20年度柳川市一般会計予算について御説明を申し上げます。

平成20年度は、引き続き行財政改革を推進し、経費節減と合理化を図るとともに、新市建設計画や第1次総合計画を着実に実行して生きがいのある魅力的なまちづくりを目指していくことにいたしております。

予算編成におきましては、「入りをはかって出を制す」、「最小の経費で最大の効果を上げる」を基本とし、昨年の移動市長室での市民の皆さんの意見、決算審査特別委員会や監査

委員の意見、要望などを踏まえるとともに、行政と市民の皆さんとの役割分担などを念頭に置いて編成を行ったところでございます。

予算の内容を歳入の特徴的なところから御説明をいたします。

まず、市税は、平成19年度の決算見込みや国の税制改正などを勘案し、前年度に比べまして0.7%増の6,656,804千円を計上いたしております。

地方譲与税は、国税として徴収された一部が地方に交付されるものでございますが、現在国で議論されております道路特定財源としての地方道路譲与税及び自動車重量譲与税で、現行制度で見込んだ予算を計上いたしております。

地方特例交付金は、児童手当特例交付金や19年度から定率減税の廃止に伴う経過措置として交付されます特別交付金を計上いたしております。また、平成20年度は、19年度に行われました税源移譲に伴う住宅ローン控除の市民税影響額の補てんとして交付されます「減税補てん特例交付金」を新たに計上いたしております。

地方交付税は、国の地方財政対策において疲弊した地方の再生と活性化対策を目的に「地方再生対策費」が盛り込まれており、これらを勘案し普通交付税6,950,000千円を計上しております。また、特別交付税は、19年度と同額の11億円を計上しております。

繰入金は、財政調整基金、それぞれの地域振興基金及び一般廃棄物処理基金の繰り入れを計上し、また、本年度は公的資金の繰り上げ償還の財源として減債基金の繰り入れを計上しており、繰入金総額で前年度と比較して2.3%減の925,580千円を計上しております。

市債につきましては、将来の公債負担を念頭に置くとともに、財政効率のよい市債の活用を基本に計上しておりまして、前年度と比較して34.7%減の1,849,400千円を計上しております。このうち後年度の普通交付税に約79%の1,460,000千円程度が算入されることになっております。合併特例債につきましては、消防施設整備事業など7事業に978,400千円を計上しております。

次に、歳出の特徴的なものにつきまして御説明をいたします。

総務費は、総務部門の事業経費を計上しておりまして、本年度は特に21年度からの電子入札制度導入に向けた整備費、都市宣言表示板・市民憲章石碑の設置費、ふるさとメール便として市外在住の柳川出身の皆さんに柳川の情報を発信する経費、財産台帳の整備に要する経費、掘割・河川を活用して市民の皆さんとともに水環境を考えていく「(仮称)水フェスタ」の開催補助金、裁判員制度に伴うシステム改修費、インターネットによる議会中継に要する経費、市長選挙費などを計上いたしております。

民生費は、市民の皆さんが一定の水準の生活や安定した社会生活を保障するために必要な経費でございます。

まず、高齢者福祉費では、在宅介護支援センター費、介護用品給付サービス事業費、老人クラブ育成費、はり・きゅう・マッサージ施設利用事業など、高齢者の皆さんが健康で生き

がいを持って暮らしていただけるための予算を計上いたしております。

障害者福祉費では、自立支援給付事業費、地域生活支援事業費を計上し、障害者の方々が安心して暮らしていけるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

子育て支援につきましては、学童保育所運営費、児童措置費、特別保育事業費、児童手当給付費、児童扶養手当給付費、つどいの広場事業などの経費を計上いたしております。本年度は、13カ所目となる学童保育所を矢ヶ部小学校に建設することにいたしております。また、これまで保育所や幼稚園に通う3人目以降の児童の子育て支援を行っておりますが、新年度からは、認可外の保育所や在宅で子育てを行っている3人目以降の子育て支援として新たに交付金制度を設けることにいたしております。

衛生費では、市民生活に最も重要な環境対策、健康づくりなどの経費を計上いたしております。また、予防接種、健康相談事業、がん検診、また、クリーンセンターの管理運営費などを計上いたしております。

本年度は特に、これまで2回の健診費用を公費で賄っておりました妊婦健康診査を新年度から5回にふやすことにいたしております。また、環境基本計画の策定経費、航空機騒音測定経費、ごみ減量啓発パンフレットの作成経費を新たに計上いたしております。

農林水産業費につきましては、これまでの施策を引き続き、さらに充実させ、それにより産業が活性化し、市民の皆さんが豊かになれるような施策展開を図ることといたしております。

まず、農業関係でございますが、引き続き水稻、麦種子更新補助金、各種農業施設・機械整備への補助や、イ業・園芸などの支援を行いますとともに、昨年から始まりました品目横断的経営安定対策につきましても、農家の皆さんの生産意欲を低下させることのないよう最大限の努力をまいります。

次に、農地・クリークの保全関係でございますが、県営かんがい排水事業、クリーク防災機能保全事業、湛水防除事業など積極的に取り組むとともに、農地・水・環境保全対策事業、国営水路の管理、排水機場の整備などにも積極的に取り組んでまいります。

水産業では、航路のしゅんせつ、漁業団地の整備、共同加工施設補助を行うとともに、有明海ノリのPR用看板設置など漁業の振興のための予算を計上いたしております。

商工費では、中小企業者等経営安定資金融資制度や、その融資制度の信用保証料の補助を引き続き行うとともに、企業誘致・起業支援アドバイザーの配置、立地企業奨励金などにより支援を行ってまいります。また、20年度では新たに技能功労者表彰制度を設けることといたしております。

観光費につきましては、観光資源を有効に活用し、さらなる活性化を目指すとともに、新年度は、三大つるしサミットの開催費、観光計画の策定費を計上いたしております。

土木費は、都市基盤や社会資本整備を図るための最も重要な費目でございます。また、有明海

沿岸道路が一部供用開始になることや、それに連係するバイパスなどの整備も着実に進んでおります。交通の利便性の向上が図られると思っております。引き続き国、県と連携し、また協力を仰ぎながら柳川の交通網の整備に努めてまいりたいと考えております。また、生活基盤道路の整備、西鉄柳川駅東側の区画整理事業や中島地区の密集住宅市街地の整備、河川改修事業なども推進してまいりたいと考えております。

消防費につきましては、引き続き市民の生命と財産を守るための消防活動や救急活動に要する予算を計上するとともに、老朽化した消防自動車について計画的に整備を行っていくことにいたしております。

教育費につきましては、次代を担う子供たちが心豊かにたくましく生きる力を身につけるための教育環境の充実を図る必要がございます。そのため、外国語教師の派遣、パソコンなど情報処理機器設備の充実、スクールアドバイザーの充実を予定いたしております。また、理科、数学の学力向上のための経費を計上いたしております。

教育施設の整備におきましては、柳河小学校校舎の耐震工事を行うことといたしております。

生涯学習関係といたしまして、青少年の健全育成と市民の皆さんの生きがい活動を支援する各種事業を展開するとともに、伝統文化の保存、継承を進めてまいります。新年度では、市民会館の耐震・改修のための調査費、文化財の補修や啓発に要する経費、市民プールの障害者利用への対応、スポーツ施設の整備費などを計上いたしております。

このようにして編成いたしました結果、予算規模としては、歳入歳出ともに25,868,000千円とし、前年度と比較いたしますと、額にして1,006,000千円の減、率にして3.7%減の予算となっております。

次に、議案第6号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

本案は、柳川市の国民健康保険の被保険者に対する医療費を賄う特別会計でございますが、今回の医療費制度改革に伴い「後期高齢者医療制度の創設」、「前期高齢者の医療費に係る財政調整制度の創設」及び「特定健診、特定保健指導の義務化」が実施されることになり、これらを加味した予算といたしております。

これに伴い、歳入で前期高齢者交付金、歳出では後期高齢者支援金、特定健診等事業費など新たな科目も追加しておりますが、平成20年度につきましては、前年度に比べて1.2%減の予算といたしております。

予算規模といたしましては、予算総額を歳入歳出ともに9,802,000千円といたしております。

次に、議案第7号 平成20年度柳川市老人保健特別会計予算について御説明を申し上げます。

今回の医療制度改革に伴い、平成20年度からの老人医療につきましては、75歳以上の高齢

者等を対象とする後期高齢者医療として新たに設置されました福岡県後期高齢者医療広域連合で取り扱うこととなっております。しかし、平成20年3月診療分と高額療養費などの請求おくれ分については、今までどおり老人保健特別会計で予算計上するようになっております。そのため、前年度に比べ7,535,000千円の減、率にして85.5%減と、大幅に減額した予算となっております。

予算規模といたしましては、予算総額を歳入歳出ともに1,281,000千円といたしております。

次に、議案第8号 平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について御説明を申し上げます。

今回の医療制度改革に伴い、75歳以上の高齢者の医療費につきましては、平成20年4月診療分から福岡県後期高齢者医療広域連合で行うようになっておりますが、保険料の徴収や納付書の送付等市町村が行う事務もごさいます。

歳出では、これらの事務を行う経費分の総務費と、広域連合に対する事務費負担金と保険料負担金が主なものでございます。また、歳入につきましては、後期高齢者からの保険料と一般会計からの繰入金で賄うようになっております。

予算規模といたしましては、予算総額を歳入歳出ともに843,000千円といたしております。

次に、議案第9号 平成20年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算規模といたしましては、歳入歳出ともに8,427千円を計上しております。

歳入の主なものといたしましては、県補助金556千円、一般会計繰入金5,000千円、貸付金元利収入2,219千円を計上しております。

歳出の主なものといたしましては、公債費8,362千円を計上しておりますが、この公債費は、昨年8月、国からの通達がありました公的資金補償金免除の特別措置に基づく繰り上げ一括償還額の1,888,336円を含んでおります。

なお、新築資金等の貸し付け事業は、平成8年度をもって終了しており、借受人からの元利収入及び公債費の償還事業が主な内容でございます。

次に、議案第10号 平成20年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について御説明を申し上げます。

この特別会計は、事業の執行に当たって用地を先行取得することによって公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的に設置したものでございます。

予算といたしましては、19年度と同様に、歳入歳出ともに5千円を科目開設として計上いたしております。

次に、議案第11号 平成20年度柳川市下水道事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算規模といたしましては、歳入歳出それぞれ1,482,057千円といたしております。

まず、歳入予算につきましては、国庫支出金233,897千円、県補助金6,450千円、市債541,600千円、繰入金569,578千円、受益者負担金40,623千円、下水道使用料86,900千円、手数料、繰越金、財産収入や緒収入など3,009千円を計上しております。

歳出予算につきましては、事業費及び維持管理費を含む下水道費876,787千円とともに、公債費572,552千円、積立金27,265千円、総務費及び予備費など5,453千円を計上して、公共下水道の整備及び普及を図っていく予定でございます。

次に、議案第12号 平成20年度柳川市水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

予算の概要を申し上げますと、まず、収益的収入及び支出では、事業収益を1,365,648千円、事業費用を1,347,323千円計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入は449,180千円、支出は910,717千円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額461,537千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定にいたしております。

なお、議案第5号から議案第12号までの平成20年度予算関連の8議案の詳細については、既に配付いたしております予算関係提案理由説明資料にまとめておりますので、どうぞらんをいただきますようお願いをいたします。

以上、8議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（田中雅美君）

ここで10分間休憩をいたします。

午前11時8分 休憩

午前11時23分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第13号～議案第14号

議長（田中雅美君）

日程5 . 議案第13号及び議案第14号の2議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第13号及び議案第14号の条例2議案につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第13号 三橋町商工会館建設助成基金条例を廃止する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、合併協議会の調整内容に基づき、合併後旧三橋町の区域を対象とした暫定条例として施行している当該条例を廃止しようとするものでございます。

この三橋町商工会館建設助成基金条例は、三橋町商工会が所有する商工会館の新築、増改築等の助成財源に充てるため制定されたものでございます。しかし、既に旧三橋町において、この基金額のほとんどが取り崩され、現在の残高が740円となっていることに加え、今後この基金を活用する計画もございませんので、平成20年3月31日限り条例を廃止しようとするものでございます。

次に、議案第14号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

平成18年6月に制定されました「健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、本年4月から新たに後期高齢者医療制度が実施されます。

この制度は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、県内全市町村で組織する福岡県後期高齢者医療広域連合で事務を行うものでございますが、本案は当該法律や広域連合条例に定めるもののほか、市が行う後期高齢者医療事務について定めるものでございます。

以上、2議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第6 議案第15号～議案第25号

議長（田中雅美君）

日程6．議案第15号から議案第25号までの11議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第15号から議案第25号までの条例案11議案につきまして御説明を申し上げます。

議案第15号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、附属機関の委員などの非常勤特別職の報酬額を改めるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

附属機関のその他の委員の報酬の額、及び公民館関係職員の報酬の額の見直しにつきましては、柳川市特別職報酬等審議会に諮問し、去る2月6日に答申を受けました。よって、その答申内容をもとに慎重に検討した結果、答申を尊重し、これらの非常勤特別職の報酬等を見直すものでございます。

次に、議案第16号 柳川市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について御説

明申し上げます。

本案は、本年4月に実施します行政組織機構改革に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容を申し上げますと、現在の福祉事務所に複数の課を置くよう組織を改めようとするものでございます。

次に、議案第17号 柳川市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案も、行政組織機構改革に伴い条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容を申し上げますと、柳川市都市計画審議会の所管を観光まちづくり課から新設する「まちづくり課」に改めようとするものでございます。

次に、議案第18号 柳川市母子家庭等医療費の支給に関する条例及び柳川市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成18年6月に制定されました「健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

平成20年4月から「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に変更されるため、引用する2つの条例の条文を整備するとともに、当該法律の施行及び「障害者自立支援法」による障害者施設等に入所した場合の特例の明文化を行おうとするものでございます。

次に、議案第19号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案につきましても、「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容を申し上げますと、当該法律で、葬祭費等の除外規定及び特定健診・特定保健指導が保険者に義務づけられたことにあわせ、国民健康保険の被保険者に対する保健事業について所要の措置を行うものでございます。

次に、議案第20号 柳川市立小学校設置条例及び柳川市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、平成19年6月に制定された「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容を申し上げますと、小学校及び中学校の設置根拠となる学校教育法の条項が改正されたため、当該法律を引用している2条例の条文を整備するものでございます。

次に、議案第21号 柳川市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成19年6月に制定された「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容を申し上げますと、専修学校等を規定する学校教育法の条項が改正されたため、当該法律を引用している条例の条文を整備するものでございます。

次に、議案第22号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案も、議案第21号と同様に、平成19年6月に制定された「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、改正された学校教育法を引用する条例の条文を整備するものでございます。

次に、議案第23号 柳川市民会館条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

合併協議におきまして、施設使用料は、合併協定項目の1つである使用料・手数料の取り扱いにより、原則として現行のとおりとすることで調整がなされておりました。また、市民会館使用料の場合、住民が利用しやすいように、合併時までに見直すとの調整もなされておりました。

そこで、旧柳川市におきまして、合併直前の平成17年3月議会を経て、利用者の利便性を図るための使用料金の改正が行われ、同年3月16日に施行されておりました。それ以降、改正後の使用料を新市においても運用してまいりましたが、昨年12月、平成17年3月21日に制定施行された新市の条例に改正前の使用料金表が引き継がれていることが判明いたしました。このため、本来引き継ぐべき使用料金に改めようとするものでございます。

なお、合併日から昨年12月末までに、現行の条例で規定する使用料金と異なるものにつきましては、過誤納扱い、または減免の適用などで利用者にも不利益が生じないように措置をいたす予定でございます。

次に、議案第24号 柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、北原白秋生家を初め、本市の観光拠点の一つである沖端地区における駐車環境の改善及び観光客の利便性を図るため、平成19年度に新たに整備した市営駐車場の利用に係る諸規定を定めるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

この観光駐車場は、矢留本町の旧市営白秋北団地跡に、面積1,347平方メートル、駐車台数40台の規模を有するものでございまして、供用時間を24時間として、自動料金精算機を設置して無人での管理を予定しております。

また、利用できるのは、軽自動車及び普通自動車とし、料金は平日、休日を問わず、1日1回300円に設定いたしております。

次に、議案第25号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成19年3月に制定されました「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法

等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容を申し上げますと、条例に引用しています建築基準法施行令の条項が改正されたため、条文の整備を図るものでございます。

以上、11議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第7 議案第26号～議案第27号

議長（田中雅美君）

日程7．議案第26号及び議案第27号の2議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第26号及び議案第27号の2議案につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第26号 市道路線の廃止及び認定について御説明を申し上げます。

市道路線につきましては、福岡県からの通知を受け、市道の選定見直しを実施し、また、合併当時から道路網図が旧市町境で途切れており、道路区分も合致していない状況にございましたため、路線を統廃合し、再編成も同時に実施したところでございます。

そのため本案は、一括して廃止、また一括認定をしようとするもので、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第27号 基幹水利施設管理事業「筑後川下流左岸地区」の事務の受託について御説明を申し上げます。

昭和51年に着工した国営筑後川下流土地改良事業の完了に伴い、平成20年度から、国営造成施設のうち用排水兼用の開水路、排水樋門、排水機場などの排水施設につきましては、国から関係市町へ管理委託されることとなります。

排水施設は、公共性・公益性が特に高く、受益の範囲が広範で複数の市町にまたがり、また路線が分散していることから、関係する市町が連携して一元的に管理を行うこととなります。

このため、平成19年度におきましては、関係市町との連携により操作業務に関する技術の習得、適切な操作体制の整備を図る「国営造成施設操作体制整備促進事業(操作体制整備型)」を実施しており、さらに20年度からは市町営土地改良事業として「基幹水利施設管理事業」を導入し、管理していく予定でございます。

この管理事業を実施するに当たりましては、関係市町の事務負担を総体的に抑制する方法

として、関係市町のうち代表市町がまとめて補助金交付に係る事務手続を受託し、執行することが必要となります。

したがって、久留米市、大川市、筑後市、大木町及び柳川市の関係5市町の協議により、関係施設・受益的に最も多い本市が代表市町として当該事務を受託することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第8 議案第28号～議案第29号

議長（田中雅美君）

日程8．議案第28号及び議案第29号の2議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第28号及び議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明を申し上げます。

この2議案は、人権擁護委員の高田澄男委員、新開朝子委員の両委員が平成20年6月30日をもって任期満了となるため、後任の委員候補者に再度両氏をそれぞれ推薦しようとするもので、人権擁護委員法の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

日程第9 議案第30号～議案第34号

議長（田中雅美君）

日程9．議案第30号から議案第34号までの5議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第30号から議案第34号までの柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について御説明を申し上げます。

これら5議案は、昨年12月に制定され、本年4月から施行いたします柳川市政治倫理条例により設置されます柳川市政治倫理審査会の委員委嘱につきまして御提案をするものでございます。

政治倫理審査会の委員は、政治倫理条例第8条第3項の規定により、専門的知識を有する者及び柳川市に居住し、選挙権を有する者、計5人以内で構成することになっております。

そこで、専門的知識を有する委員として、第30号では弁護士の三島正寛氏、31号では公認会計士の立花洋介氏、及び第32号では税理士の石橋茂氏の3氏と、柳川市に居住し、選挙権を有する委員として、第33号で古賀壽代氏、及び第34号で目野博子氏の両氏と、これらを合わせた5人に政治倫理審査会委員を委嘱しようとするもので、柳川市政治倫理条例第8条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

日程第10 報告について

議長（田中雅美君）

日程10．報告について。

報告第1号 損害賠償額の決定について市長の報告を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

報告第1号 専決処分の報告について御説明を申し上げます。

本件は、市道における自転車事故に伴う損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成20年1月9日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の概要を申し上げますと、平成19年10月5日午後6時30分ごろ、柳川市東蒲池地内の市道高橋中牟田線の路上において、市内在住の男性が自転車を運転中、後方から来た車両を避けるため左側に寄って走行したところ、未舗装部分に進入し、舗装部分との段差にハンドルをとられて転倒して負傷されたものでございます。

市は、損害賠償額としてその治療費7,660円を決定いたしましたものでございます。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

以上で報告は終わりましたが、この報告についての御質問は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

日程第11 請願について

議長（田中雅美君）

日程11．請願について。

本定例会に提出されました請願は、お手元に配付いたしておりますとおり、1件の請願を受理しております。

お諮りいたします。請願第12号「後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書」提出に関する請願については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本請願については教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れでございました。

午前11時54分 散会

柳川市議会第1回定例会会議録

平成20年3月4日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
14番	龍 益 男	15番	菅 原 英 修
16番	諸 藤 哲 男	17番	樽 見 哲 也
18番	近 藤 末 治	19番	太 田 武 文
20番	吉 田 勝 也	21番	大 橋 恭 三
22番	藤 丸 正 勝	23番	木 下 芳二郎
24番	佐々木 創 主	25番	三小田 一 美
26番	梅 崎 和 弘	27番	高 田 千壽輝
28番	山 田 奉 文	29番	河 村 好 浩
30番	田 中 雅 美		

2. 欠席議員

13番 伊 藤 法 博

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	佐	藤	良	二
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	高	田	邦	隆
三	橋	北	原		博
消	防	竹	下	敏	郎
人	事	藤	木		均
総	務	櫻	木	重	信
企	画	大	坪	正	明
財	政	石	橋	真	剛
税	務	武	藤	義	治
保	険	川	口	敬	司
福	祉	古	賀	輝	昭
学	校	龍		英	樹
建	設	白	鳥	道	幸
農	政	福	山	敏	文
水	路	武	藤	正	純
人	権	西	田	親	廣
商	工	田	中	幸	弘
生	涯	中	村	典	幸

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	金	子	健	次
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	人

5 . 議事日程

日程 (1) 議案質疑について

- 議案第 1 号 平成19年度柳川市一般会計補正予算 (第 4 号) について
- 議案第 2 号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
について
- 議案第 3 号 平成19年度柳川市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) に
ついて
- 議案第 4 号 平成19年度柳川市水道事業会計補正予算 (第 2 号) について
- 議案第 5 号 平成20年度柳川市一般会計予算について
- 議案第 6 号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 7 号 平成20年度柳川市老人保健特別会計予算について
- 議案第 8 号 平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 9 号 平成20年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について
- 議案第10号 平成20年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について
- 議案第11号 平成20年度柳川市下水道事業特別会計予算について
- 議案第12号 平成20年度柳川市水道事業会計予算について
- 議案第13号 三橋町商工会館建設助成基金条例を廃止する条例の制定につ
いて
- 議案第14号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 議案第15号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並び
に実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第16号 柳川市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第17号 柳川市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第18号 柳川市母子家庭等医療費の支給に関する条例及び柳川市重度
心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 議案第19号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第20号 柳川市立小学校設置条例及び柳川市立中学校設置条例の一部
を改正する条例の制定について
- 議案第21号 柳川市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正

する条例の制定について

議案第22号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 柳川市民会館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 市道路線の廃止及び認定について

議案第27号 基幹水利施設管理事業「筑後川下流左岸地区」の事務の受託について

議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第30号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第31号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第32号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第33号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第34号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

午前10時 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員28名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（田中雅美君）

日程1．議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また自己の意見を述べることをしないようお願いをしておきます。

議案第1号 平成19年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について

議案第2号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第3号 平成19年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

及び議案第4号 平成19年度柳川市水道事業会計補正予算（第2号）について

の以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告はありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第1号 平成19年度柳川市一般会計補正予算（第4号）については、総務委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第2号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第3号 平成19年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、建設委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第4号 平成19年度柳川市水道事業会計補正予算（第2号）については、建設委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第5号 平成20年度柳川市一般会計予算について

議案第6号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計予算について

議案第7号 平成20年度柳川市老人保健特別会計予算について

議案第8号 平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第9号 平成20年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について

議案第10号 平成20年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について

議案第11号 平成20年度柳川市下水道事業特別会計予算について

及び議案第12号 平成20年度柳川市水道事業会計予算について

の以上8議案を一括議題といたします。

8議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

6番（島添 勝君）

農地水環境保全の手續の簡素化についてお尋ねします。

1月8日に南筑後で役員会の研修会がございまして、その中で、そういう簡素化をするという説明がございましたけれども、これはこの場では言えないし、ただ、そういうルールにのっとってお知らせしますということでございましたので、よろしくをお願いします。

産業経済部長（田島稔大君）

私のほうから答弁をさせていただきます。

農地水環境保全向上対策については相当事務的に煩雑であるというふうなことで、今、簡素化について一定の方向が提示をされております。簡単にちょっと申し上げさせていただきたいというふうに思いますが、手續に関して大幅な簡素化を図るということで、特に申請書類、そして報告書、それから、確認事項というおのおのの分野がございまして、まず、申請書類に関しては14項目あったのを7項目に半減すると。そして、報告書等につきましても5項目を3項目に削減すると。そして、また文書でいろいろ記述をして出さなかつた部分がありますが、これについては記述方式じゃなくて、チェック方式に改正をするというふうなことで、ほとんどが4割から5割の事務的な削減がなされております。特に各地区でいろいろ大きな話になっておったのが、日当などの受領について、個人個人の領収が要するというふうなことでございましたけれども、これについても団体で委任された代表者の印、またはサインでオーケーだというふうなことに改正をされております。

また、これについては詳細にペーパー等で各団体のほうには提出をしたいと、お知らせをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

6番（島添 勝君）

去年の3月からスタートしたわけでございますけれども、最初は6月までに手續はいいですよという説明がございましたけれども、その後にもまた9月までいいですよ。その後にもまた10月までいいですよという説明がございまして、かなりそういう取り組みもされてある方がございますけれども、10月から取り組まれた方は11、12、もう5カ月ぐらいでその金は使ってしまうとできませんという説明がございまして、その金は持ち越しはでくるわけですか。（「質疑じゃないよ、これは。質疑じゃないですよ」「よかです。そんなら後でします」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

いいですか。取り消しでいいですか。（「はい、よかです」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

11番（矢ヶ部広巳君）

11番矢ヶ部広巳でございます。一般会計予算の73ページでございます。全日本同和会大和

町支部活動費補助金が昨年度は3,150千円でしたが、今年度は2,340千円になっております。その下げられた理由をお聞きしたいと思えます。なぜかということがございます。当然このように下げられたということは何かの理由があると思うわけですが、わかりましたら、平成19年度の活動状況もあわせて報告をしていただければありがたいと思えますが。

以上でございます。

大和庁舎長（高田邦隆君）

ただいま矢ヶ部議員のほうから全日本同和会の活動費補助金を下げた理由はということでございますけれども、このことにつきましては、全日本同和会支部補助金については、全日本同和会南筑後地区人権同和問題協議会より口頭で昨年同額の要望がございました。しかし、新柳川市におきましては北筑後地区協議会に所属する柳川支部もでございます。それと、組織の統合を協議していただきたいと南筑後のほうに申し上げまして、いろいろ御協議いただきましたけれども、今回までは結論は見出せませんでした。そういうことで、両支部に同じ活動をされている団体であり、今の時点では事業計画書は提出されておられませんけれども、所属地協の違いで差をつけるのはどうかなということで、南筑後地協のほうに補助金の減額を御連絡申し上げたという次第でございます。

それと、19年度の活動状況はということでございますけれども、まだ最終的な事業実績報告書等の提出はあっておりませんが、当初提出されました事業計画書に基づきまして活動をなされておるといふ報告を受けております。

11番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

今の全日本同和会の件でございますが、支部長が交代をされておるといふ話をちょっと聞きましたものですから、もし交代をされておるのがわかったら教えていただきたいと思えます。

それから、議案第15号でございますが、34ページでございますが、三橋地区の例の（「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）言う。ばってん、もう……（「いや、失礼しました」と呼ぶ者あり）じゃろう。いや、そういうふうには事務局が言うもんやけんがら、おれは15号のときに手を挙げやんやろうち思うたら、もう一貫して言わやんばいち思いよるけんがら、そうでしょう。議案第15号のほうで……

議長（田中雅美君）

矢ヶ部議員、質疑は3回までとなっておりますから、それを言うてきよとやろうと思えます。（「議案ごとにです」と呼ぶ者あり）

11番（矢ヶ部広巳君）

いや、わかっとる。そいけん、今、事務局が言いに来たもんやけんですたい、あら、15号

んとも言わんやかち思うて私は言うたわけですよ。はい、わかりました。

それでは、今の件をお願いいたします。

議長（田中雅美君）

済みません。矢ヶ部議員、議案ごとに3回されるそうでございます。（「わかっております」と呼ぶ者あり）

大和庁舎長（高田邦隆君）

支部長の交代はされたのかということでございますけれども、平成19年6月21日に変更の届けが出されております。

11番（矢ヶ部広巳君）

最後になりますが、名前は言われたいということございましょうか。よかったらお願いいたします。

大和庁舎長（高田邦隆君）

前回、いろいろ問題がございまして、名前は言っておりませんでしたけれども、今回、一応情報公開等の請求もございまして、そういうふうな取り扱いをどうするかということで協議しました結果、支部長の名前は公表してもいいだろうということでございまして、今回は南筑後地区協議会の会長であります小林氏が大和支部に就任されております。

議長（田中雅美君）

ちょっとここで休憩をとります。

午前10時17分 休憩

午前10時20分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質問者ありませんか。

18番（近藤末治君）

議案第5号の平成20年度柳川市一般会計予算についてお尋ねをいたします。

項目がちょっと多岐にわたりますので、1つずつお願いいたします。

まず、予算書の89ページ、水フェスタ補助金ということで今回新しく3,000千円計上されておりますけれども、これはどのような計画なのでしょう。

それと、補助金でございますので、相手先があると思いますので、お願いいたします。

それから、予算書201ページ、園芸作物振興費ということで消耗品費を2,000千円ほど上げられておりますけれども、消耗品費の2,000千円とはかなりありますので、これはどういうことか、お願いいたします。

次に、203ページ、農地水環境保全向上対策、これに共同活動と営農活動、共同が32,343千円、営農が260千円ということで上がっておりますけれども、この違いはどういうことでし

ようか。

それから、これは地域団体ということでそれができておると思いますが、団体数。

それから、32,000千円を市の負担であります1,100で割ってみますと約2,960ヘクタールになるんですけれども、これは市内の農地の何%ぐらい。これ青地が対象になるということでございましたので、その何%ぐらいなのか、お願いいたします。

それから、205ページ、これ219ページもあるんですけれども、県営農村振興総合整備事業負担金、これ水路等農業用施設整備となっております。それと219ページ、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、これも農業用排水施設ということで同じような水路整備でございますけれども、どのような事業の違いがあるのか。上は恐らく県営ということでございますけれども、そうすると、219ページの農山漁村活性化、これは柳川、三橋、大和ということで上げてありますけれども、何力所ずつなのか、お願いいたします。

それから、233ページ、商工総務費、これ賞品代等として560千円ほど上がっておりますけれども、これは新しく市長が所信表明の中で言われました技能功労者にやるということだと思っておりますけれども、これ技能功労者というのはどのような方をさすのか。また、選考メンバーはどういうふうになれるのか、お尋ねをいたします。

それから、これは1年間に何人ぐらい功労者、申請された方を選考委員の中で選ぶということになると思うんですけれども、それもお願いいたします。

それから、235ページ、企業誘致・起業支援等アドバイザーということで2,831千円、19年度も上がっておりますけれども、現在の活動状況をお願いいたします。

以上、ちょっと項目が多いんですけれども、よろしくお願いいたします。

企画課長（大坪正明君）

水フェスタについての御質問でございますけれども、これは市民が掘割で遊んだり競技をしたりすることによって、水と親しんで掘割の大切さを実感してもらうことを目的とするものでございまして、いわば水の祭典というようなものをやろうということでございます。

事業内容についてはまだ具体的に決まっておりませんが、足湯の前をメイン会場にして、掘割を活用するイベントとして、例えば、はんざり競走とか、どんこ舟を使った競走とか、カヌーなどのような、市民が親子でも参加できるようなイベントにしたいというふうを考えております。具体的な内容については、これから市民参画型の実行委員会をつくって、その中でアイデアを出していただいて検討していきたいというふうを考えております。

補助については、この実行委員会に対する補助でございます。

産業経済部長（田島稔大君）

続きまして、201ページの園芸作物振興費でございますが、これにつきましては、露地や施設園芸作物、そして花や果物、こういったものの販売促進のために、安全・安心をモットーに、産地表示とJA柳川PRのために今年度統一マークを作成いたしました。こういったも

のを利用いたしまして、国内、車で輸送をやりますので、そういったときにしっかりPRをしようということで、大型の統一マークを作成してPRをやろうというふうなことで、その作成費とか、その他いろんな農産物のフェスタとか、そういったときに活動をするための消耗品ということで計上させていただいております。

次に、203ページの農地水環境保全向上対策の関係でございますが、まず、共同活動と営農活動の違いでございますが、まず共同活動といいますのは、地域は地域のみみんなで守ろうというふうなことで組織をまず立ち上げます。その組織を地域の各種団体、例えば行政区とか、農業関係とか、公民館の組織等々で構成をいたしまして、道路とか水路の清掃、その他環境保全に取り組むという活動でございます。そして、これに国、県で金額的な支援をするわけですが、反当6,600円というふうな基準で支援をするものでございます。これがこの農地水環境保全向上対策ではベースになる活動でございます。

そして、このほかに営農活動というのがございますが、この営農活動支援といいますのは、営農する上で一定の地域で環境に優しい農業に取り組んだ場合、例えば水稲では10アール当たり6千円とか、野菜や果実的野菜で10アール当たり40千円とか、そういった支援をするものでございます。

ただ、これをやる上にも条件がございまして、エコファーマーの認定を受けるとか、化学肥料や農薬をその地域全体で5割以上低減する。そして、ある一定の地域がまとまってそういった取り組みをするとか、そういったいろんな厳しい条件がございます。

それと、そのほかに地域全体の農業者によって環境負荷低減というふうなまた取り組みをやれば、それも8割以上というふうな制限がございまして、そういったことで参加をすると、また1地区当たり200千円とか助成があると、こういったものでございます。ですから、あくまでも共同活動がベースにあって、その上に各地域で一定の環境に配慮した農業をやり、それに支援をしますというふうな違いでございます。

この地域の取り組みの団体数でございますが、19年度に協定ができた分、これにつきましては共同活動の地区が市全域で20地区でございます。そして、その営農活動という部分については、1地区が組織の中でそういった活動をやっていただいております。

そして、それが市内農地の何%に該当したかということでございますが、共同活動につきましては、協定面積で申しますと、市全域の農地面積の約73%に当たります。それから、営農活動につきましては1地区でございますが、0.6%、1%に満たないエリアでございます。

この面積には一応協定面積と、それから、支援の算定をする面積とが違います。この算定面積はあくまでも農振の農用地、青地ということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、205ページの農村振興総合整備事業でございますが、どのような事業かということでございますが、これにつきましては、柳川市のほうで以前から、柳川市だけじゃなくて、旧三

橋、旧大和、そういった中で、農村総合整備事業とか、それ以前にはモデル事業とかいう国庫事業を取り組んできておりました。その後に計画をしてきた事業でございますが、新市になりましてまたこれを取り組んできたということでございます。農業生産基盤とか、農村環境、生活環境基盤整備とか、景観保全整備とか、そういったものができる事業でございます、ここに計上しておりますのは、県営事業で行いますので、あくまでも事業主体は福岡県ということで、市の負担は25%ということで、20年度から6年間で事業をやるということで計画しております。うちのほうで計画をしておるのは、あくまでも水路の整備ということで計画しております。

それから、219ページ、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業でございますが、何カ所実施するのかということでございますが、これは整備箇所数が路線数でいきまして10カ所予定をしております。総延長でいきますと2,380メートルということでございます。

この事業は、当初19年度元気な地域づくりの田園復興という事業名でスタートしたわけでございますが、19年度途中より農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業ということで、この事業のほうに移行をしたものでございます。実際、実施している中身はスタート時点のままでございますが、名前が変わってきたということでございまして、これにつきましても農業生産基盤とか、環境保全事業というようなことで整備ができる事業でございます。

先ほど申しましたように、前回の総合整備事業あたりからこの農村総合整備事業というのを入れた背景には、どうしても地元の要望等で工事が大きなものから小さなものまでございます。極力補助事業で対応したいということで、この農村振興総合整備事業を計画してきたということで、どうしても事業費にはちょっと限界がございますので、20年度からこの農村振興総合整備事業を計画し、その間、途中で先ほど農村活性化プロジェクト支援交付金事業というので19年度から対応してきたということでございます。この2本とも水路の整備を重点に考えております。

続きまして、233ページ、商工総務費の技能功労者の関係でございますが、これは平成20年度に新しく技能功労者表彰制度を設けてやるということにしておるわけでございますが、長年にわたり一つの職業に従事をして、技能及び技術の錬磨と後進の指導育成に当たってこられた方、こういった方々の顕著な功績をたたえたいと。そして、また発展をさせていただきたいということで計画をしておるわけございまして、原則20名以内と、そして1業種1名というふうなことで今のところ考えております。

それから、選考メンバーでございますが、この選考メンバーにつきましては、学識経験者として各種団体に選任を依頼して組織したいというふうにも思っております。この分については若干まだ詰める部分が残っておるところでございます。

それから、235ページの企業誘致・起業支援等アドバイザーでございますが、このアドバイザーにつきましては、ことし1月7日から商工振興課に配置をしております。そして、活動

状況でございますが、囑託職員として来ていただいております、職員と同じ勤務体系で月に20日程度勤務をしていただいております。業務といたしましては、企業進出の動き、情報をより早く収集するために、企業訪問とか、県との情報交換、そしてハローワークなどからの情報収集とか、そしてまた担当職員への企業誘致の助言などに当たってもらっているというふうなところでございます。

以上でございます。

18番（近藤末治君）

ありがとうございました。

それでは、2回目でございますけれども、89ページの水フェスタ、今お聞きしましたところ、水の祭典みたいなのをやりたいと。これは以前、ソーラーボート大会がありましたよね。その中で、堀ンピックということで旧柳川のときやっておったじゃないですか、はんざり競走とか。全く同じような感じですが、これは新しい事業ということでメニューされておりますけれども、同じじゃないかと私思うんですがね。ソーラーボートがそういうふうな水の祭典に変わるのかなと。それで、そこら辺の関係をお答えください。

それから、園芸作物ですが、消耗品の統一ロゴマークですか、それしたから、そのマーク代とかにそういう2,000千円計上したということですよ。今、部長お答えはですね。これは私は感じたのが、JAが何か募集してあれしたんでしょう。JAはそういうことに対しては手当てはやらないのか、再度お願いしたいんですけれども。

それから、203ページの共同活動支援で、今、部長は6,600円というお答えでございましたけれども、私は4,400円と感じておりますけれども、いかがですかね。国が2,200円でしょう、県が1,100円でしょう、市が1,100円、合わせて4,400円ですね。あなたは6,600円と答えられたので、そこを。

それと、203ページですね。これ技能者を今20名以内というのは、これ1年間じゃないわけでしょう。20名ぐらいをやっていきたくい。しかも1業種1名と。例えば、技能と言えはいろんな技能があると思うんですよ。米をつくるのが物すごく上手な技能を持ってある方、それとか、家をつくる大工さんがすばらしい技能を持ってあるとか、それとか、柳川には神棚さんがいますでしょう。そういう技能を持ってある方があると思うんですけれども、1業種に1名ということですので、1業種に1名ということになれば、かなり業種の中にすばらしい方もいらっしゃると思うんですが、ここら辺はまだ最終的な結論ではないということではないんですかね、これ。

それと、選考メンバーが今学識経験者とか、そういうふうな方を選びますと。最終的な判断、この人はそういう特殊な技能を持ってある方に該当するというのはどなたがお決めになるのか、その点をお願いいたします。

企画課長（大坪正明君）

水フェスタについての御質問でございますけれども、これについてはソーラーポート大会を始める前に、青年会議所が中心になって堀ンピックというのを議員おっしゃるような形でされておりまして、これがソーラーポート大会を始めて、ソーラーポート大会の中の一部にそういう要素を取り入れてやってきたという経緯がございます。そして、昨年で一応ソーラーポート大会を終わるということになりましたけれども、だんだん最後のほうは市民参加が少なくなってきて、ソーラーポートの参加者、チームが自分たちだけの楽しみというような形になってきていたということで、そういうことじゃなくて、市民参加の、市民参画の水の祭りをやりたいということで、もちろん以前の堀ンピックのような要素も取り入れますし、そのほか新しい競技もいろいろ工夫しながら、市民が子供も一緒に参加できるような、そういう掘割を利用したいわば祭典というか、祭りみたいな形でやりたいというふうに考えております。

産業経済部長（田島稔大君）

まず、1つ目の園芸作物の関係でございますが、当然これはJAと市と協力をし合いながらやっていくということで、JAのほうでも費用負担はしていただくということにはなっております。

それから、農地水の関係で先ほど私、6,600円と申しましたが、国の計算のほうでちょっとわかりづらくなるようなことを言いましたんですが、国のほうでこの環境を保全していくためには幾らぐらい要るかというのが試算されて、これは全体で10アール当たり6,600円要するというふうな試算がされております。これを国が3分の1、県と市で3分の1、そして地元で3分の1負担しようということになっておりまして、国と県と市につきましてはお金でと。それで、地元については労働力を提供してくださいというふうにされてあるわけでございます。金を流すという分につきましては、国が6,600円の3分の1である2,200円、そして県と市で2,200円、地元はお金じゃなくて、労働力でお願いしますということでございます。ですから、県と市で2,200円でございますので、これを半分ずつ、県が1,100円、市が1,100円という計算になるわけでございます。ちょっとわかりづらくなるようなことを申し上げましたけれども、一応そういうことでございます。

それから、技能功労者の件でございますが、職種につきましては、私たちのほうでも一応今のところ56の職種を対象職種にしようということで考えてはおります。大工さんとか、石工さんとか、左官さん、それから調理師さんとか、いろんな職種の方々を対象にしたいというふうには考えております。

そして、表彰の要件といたしましても一定の基準は設けていきたいということで考えております。経験年数30年以上とか、60歳以上であるとか、長年功績があり、何らかの表彰を受けられたとか、そういったふうな一定の表彰要件は整備をしたいというふうに考えております。

だれが決めるのかということでございますが、これにつきましても先ほど申しましたように、各種団体から推薦をいただいて、そういった方々の協議によりまして、こういった表彰基準に基づいて選定をしていただくというふうに考えております。

以上でよろしいですか。

18番（近藤末治君）

ありがとうございました。

最後ですが、水フェスタですね。これ私、一般質問の中でも水管理についてということで質問しておりますけれども、特に小さいころから水に親しむと。これは本当に子供に対して啓発するためには素晴らしいことと思いますから、どういうことをされるのか、十分御協議されてやっていただきたいと思います。

それから、今、部長からる説明いただいて、逆にわからんようになってきたんですけれども、共同活動の6,600円やつけんがら、費用は国が3分の1、2,200円、それと、県と市であとの2,200円けん、1,100円ずつと。あと2,200円は地元で何か労力を提供せろということでしょう。その2,200円の労力はどげんして見つくっですか。わからんでしょう。そういう説明要らんで、4,400円パンフレットにあるじゃなかですか。そいけん、この予算の32,000千円というとは、これ1,100円に手を挙げた団体、さっき言われました20地区ですか、この農地面積に1,100円掛けたつがこの32,000千円ぐらい上がっておつとでしようもん、予算書にはですね。そげん言うてもらうとよかばってん、何か6,600円の2,200円の何とかち言われるけん、わからんごとなつたばってん、とにかくやっぱり柳川は水が大事なところでありますから、恐らくこのこともそれに関連すると思いますので、十分市としてもその活動を見守ってお金を出していただきたいと思います。

以上でわかりました。済みません。どうも長い間ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。

25番（三小田一美君）

議長のお許しを受けましたので、議案に対しましての質疑をいたします。

私も本当はこの議案の質疑しなくてもよかったんですけど、すぐうそを言われますから、そしてまた、これは当初予算だから、やはりみんな把握していただいて、それで私質問したいと思います。

まず、平成20年度柳川市一般会計予算に関する説明書欄の2款1項1目19節、73ページにあります。その中の全日本同和会柳川支部活動費補助金及び全日本同和会大和町支部活動費補助金がそれぞれ2,340千円と計上されています。矢ヶ部先生のほうとちょっと関連するかもわからんけど、いっちょよろしくお願ひしたいと思います。

それと、3款1項10目19節、153ページであります。部落解放同盟橋本支部活動費補助金

1,710千円、同じく部落解放同盟中山支部活動費補助金が3,240千円、同じく部落解放同盟柳川支部活動費補助金2,340千円が計上をされています。

そこで、次のことについて御答弁をお願いしたいと思います。

1つ目、それぞれの支部の会員数、また、会員1人当たりの補助額を教えてくださいと思います。

それと2つ目、会員1人当たりの補助額が異なる場合は、補助金の算定の基礎を教えてください。

3つ目、前回までの反省に立ち、補助金は見直されたと思いますが、それは今ちょっと報告を受けました。それぞれ幾ら見直されたのか、額を教えてください。

4つ目、部落解放運動のあり方はそれぞれの団体で方針などが異なると思いますが、行政としての取り組みも、団体に合わせて啓発内容や取り組み、その方針が異なるのでしょうか。これもお尋ねしたい。

5つ目、なぜ所属する上部団体が異なれば担当する部署が違うのでしょうか。国や県においてもそのような体制になっているのでしょうか。

市長、あなたも全日本同和会の補助金に関する経過報告に県のこともちょうと出してあるごたるですね。そのことが長年にわたり予算から隠ぺいしてきた体質を生み出したのではないのでしょうか。それをちょっとお尋ねしたいと思います。

以上、5点についてよくわかるように説明をお願いします。

次に、3款1項1目19節、125ページの柳川市社会福祉協議会補助金49,898千円、次に、5款1項1目19節、193ページの柳川市シルバー人材センター運営費補助金17,586千円という多額の補助金が両法人に出されています。

そこで、次のことをお尋ねしたいと思います。

1つ目、補助金のほとんどは人件費と思いますが、それぞれの法人においては補助金の何%が人件費でしょうか。よろしくをお願いします。

2つ目、それぞれの法人における幹部の職員採用の基準の方法が定められていると思いますが、補助金を交付する側として、法人を指導監督している側として把握をしてあれば、それを教えてください。把握をしていなければ、担当課においての資料の取り寄せをお願いしたいと思います。資料の取り寄せは、総会の資料、幹部の職員の名簿。

次、行きます。

6款2項5目19節、231ページの漁業団地推進費の共同加工施設補助金120,000千円ですが、これはことしも1棟加工施設を建てるということでしょうか。既に2棟建っていますが、最初の説明では、私もここの中でようっと聞いておらんやったかもわかりませんが、1棟に何組か入るということであったと思いますが、現在2棟に2組入っていますが、これは収容し切れないということでしょうか。教えてくださいと思います。

最後に、7款1項3目13節の委託料、私もこれは一般質問しないと、そういうことで言っておりましたけど、余りわからない点がありましたから、ちょっと質疑をさせていただきたいと思いますが、及び14節の使用料及び賃借料もそうですね。243ページの駐車場の管理費についてであります。

1つ目、管理の業務委託料はどなたがお支払いでしょうか。

2つ目、その金額は駐車場の稼働日当たり幾らになりますでしょうか。これは土曜、日曜、祭日もあるけん、計算するとだれでもわかります。いいですか。

3つ目、駐車場の整備委託料、どなたにお支払いでしょうか。

4つ目、その金額は1日当たり幾らになるのか。

5つ目、土地の借上料はどなたにお支払いでしょうか。

6つ目、借り上げた料は坪当たり月額で幾らになりますでしょうか。

7つ目、平成20年度の課税の地目は宅地でしょうか、雑種地でしょうか。これも旧大和町役場の南側。そういうことにならんように私は説明しよります。後で議員が賛成したけん、議会が賛成したかと、そう言われると困りますから、南側のあの土地も石田市長の後援会のと聞いております。

以上で1回目の質疑を終了しますが、答弁の内容によっては再質問をいたしますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

議長（田中雅美君）

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時13分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、執行部の答弁をお願いします。

人事秘書課長（藤木 均君）

人事秘書課長でございます。まず、73ページの全日本同和会柳川支部活動費補助金の件についてお答えをいたします。

まず、支部の会員数は40名でございます、1人当たり計算いたしますと58,500円になります。

それから、1人当たりの補助金の算定の基礎額はどうかということでございますけれども、これは過去からの歴史的な経緯と、それから、（「私の質問に順序よく答えて。私、回答するとは全部書いておりますけん、1つ、2つ、3つ、4つちよろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

じゃ、1点目でございます。支部の会員数は40名。1人当たりの補助額は58,500円。

それから、2点目でございます。補助金1人当たりの基礎額、これは過去からの経緯でこういうことになっておりまして、それともう1点は、補助金審査会の答申を尊重いたしまして、その額を予算上に計上しているものでございます。

それから3点目、前回までの反省に立って見直した額はどうかということでございますけれども、全日本同和会柳川支部活動費補助金については、補助金審査会の答申の額どおりを予算計上しているものでございます。

それから4点目、方針は異なるものなのか。これは団体の方針でございまして、私どもがこれをそれでどうこうと言うことは差し控えさせていただきたいと思っております。

それから5点目、担当部署が違うのはなぜかということでございますけれども、これは合併以前からの過去からの歴史的な経緯でそれぞれの担当部署を決めておりまして、それぞれの支出相手先も組織そのものが異なると。そういうことで担当部署が分かれているというふうに考えております。

以上です。（「国、県においてもそのような体制になっているのかと、それをお尋ねしておりました」「知らん」と呼ぶ者あり）

それは承知いたしておりません。

福祉事務所長（古賀輝昭君）

それでは、私のほうからは125ページの柳川市社会福祉協議会補助金についてお答えをさせていただきます。

まず1点目が、人件費は何%を占めているかということでございますが、平成19年度の当初予算ベースで申し上げますと、約59.8%程度になるようでございます。

それから2点目に、職員の採用基準はということでございますが、これにつきましては、社会福祉協議会さんのほうでやられておりますので、私どもとしては確認をしておりません。

以上でございます。

人権・同和对策室長（西田親廣君）

人権・同和对策室長でございます。予算書の153ページでございます。部落解放同盟支部活動費補助金のことについてお答えをさせていただきます。

まず、支部の会員数でございます。柳川支部10名、橋本支部30名、中山支部50名でございます。

1人あたりに補助金を算定いたしますと、柳川で234千円、橋本で57千円、中山で64千円でございます。

それから、金額につきましては、平成19年に出されました補助金等審査委員会の提言書に基づきまして、柳川市としての基本方針を出しております。それに基づきまして、平成19年度から予算計上を前年対比1割カットということでさせていただいております。

それから、解放運動における違いということでございますが、先ほどの全日本同和会と同

じでございます。それぞれの団体のことでございますので、そのことについてはお答えしかねるかと思えます。

最後に、5点目の窓口につきましても、過去の経緯等も踏まえて現在まで来ておりますので、そういったことで御回答させていただきます。

以上でございます。

大和庁舎長（高田邦隆君）

それでは、全日本同和会大和支部についてお答えしたいと思いますが、ただいま人事秘書課長とか人権・同和対策室長等のほうから答弁がございましたように、重複する部分ございますが、会員数は30名、それと1人あたりは78千円、それと19年度予算は3,150千円、20年度2,340千円、810千円の減ということで、基礎額、方針等、それにつきましては、ただいま人事秘書課長等が答えたとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

商工振興課長（田中幸弘君）

私のほうからはシルバー人材センター運営費補助金の件でございますけど、平成18年度で見ますと、人件費の割合と申しますか、国と市の補助金の支出を合わせたベースで見ますと68.9%になっております。

それから、職員の採用基準についてでございますけれども、これは先ほど社会福祉協議会と同じように、任命権者はシルバー人材センターのほうで行っておりますので、私のほうで承知しておりません。

以上でございます。

産業経済部長（田島稔大君）

漁業団地の件でございますが、1棟に入り切れないのかということでございますが、決してそうではございませんで、建設する場合、入植者の数、そして、こま数に合わせた施設整備を行っているということで、今回もまた予算計上をさせていただいておるということでございます。

以上です。

建設部長（蒲池康晴君）

駐車場管理の件でございますけれども、まず1点目、だれに支払っているかということでございますが、現在は柳川市筑紫町642番地の中村裕彦さんでございます。その金額でございますが、今20年度予算につきましては年間予算708千円ということで、土日、祝祭日を管理してもらおうということで120日分組んでおるところでございます。

稼働日1日当たり幾らかということでございますが、1日5,900円ということでございます。

それから、土地の借り上げでございますけれども、借上料についてはだれに支払っているかということでございますが、もちろん貸してある方に支払っておるわけでございますので、年間予算816千円で、対象が先ほど申しました中村裕彦さんと中村貞子さん、2名でございま

す。

それから、月当たり幾らかということでしたですかね。年間1坪当たり約1,071円、月に直しますと、それに12で割りますと、坪当たり約89円ということになります。

それから、課税でございますけれども、これについては宅地課税をしておるといところでございます。

以上です。

25番（三小田一美君）

2回目の質問をいたします。

国、県はとお尋ねしておったけど、今、総務課長のほうからはっきりな御答弁はなかったようでありますが、これは市長の補助金に関する報告ですたいね。市報に載ったつば自治体の苦悩と、そういうふうに乗っておりますので、これはまた次の一般質問の中でしたいと思えます。

それでは、今まで議会で明らかになった全日本同和会支部補助金の違法な予算計上について、市長は明らかにし、市民に示することで責任を果たすと答弁をされておるわけですね。さらにたすべきはたすと答弁をしておりますが、なぜ各支部への補助金の交付の1人当たりの算定額が異なるのか。資料を示してお答えをお願いしたいと思います。

それとも、補助金なので、市長に対する貢献度の裁量によるつかみ金の算定でしょうか。なぜ同じ同和啓発活動をやっているのに、算定の基礎が大幅に異なるのでしょうか、市長。

次に、法人関係の職員の採用についてであります。市長もよく市民の方にはパフォーマンスが何かわかりませんが、よく言われる。仕事を探して毎日多くの若い市民がハローワークを訪れてありますよ、三橋に。しかし、社会福祉協議会の専務理事には旧大和町の職員、OBが2回も天下りをされておる。シルバー人材センターの事務局長には市長を支援されている有力議員の支持者が就任されています。また、シルバー人材センターの大和町の支部にも旧大和町職員OBが2回目の天下りをされておる。これについて、職員の採用に当たり、採用試験が行われたことは全然聞いておらんわけですね。市報が何か載せていただいて、それ採用がされるなら、それは市民の方たちも納得されるかもわからん。さようにずさんな採用をしている団体に対し多額の人件費を助成するのは、市民の賛同は得られないのではないのでしょうか。このような実態を市民に広報を使って説明しなくていいのでしょうか。

3つ目、市営駐車場の運営であります。民間で運営をしてあった駐車場を市がわざわざ借り上げて整備をし、運営をする必要がありますでしょうか。説明によれば、駐車場が不足して観光客の皆さんが困ってあるから借り上げたということですが、もともとあれは駐車場であったわけですから、それを借り上げて整備しても全体の台数はふえんとですよ。足りないぐらいで、利用者が多くあったならば、市に貸さなくても、自分でこの方も経営されたほうが利益が上がるのではありませんでしょうか、市長。市長も何回でん埋め立てよる

とき、おれは3回ぐらい見たことのある。実際、利益が上がる一部利用は現在もされているのではありませんか。今回の舗装については、一部利用は現在もされているのでしょうか。今回の舗装については、一部利用部分は自己負担でされたとも聞いています。前回の砂利はすべて市が入れてやったと聞いておるわけですよ。これも聞きたい。土地の借り上げ費用も月当たり坪300円超えています、国道に面してあるコンビニエンスストアの借り上げは標準で坪300円。面積が広くなれば、もっともっと安くなるわけですよ。私が紹介した関係なかかもわからんと思うには、あれも坪の37千円弱やった。あれより広く面積がありますから、ああいうふうになるわけですよ。もっともっと交渉すれば安い値段で協力していただけるのではないかと私は思うわけです。この方も公平委員さん。

だから、これで私は2回目の質問を終わりますが、一応御答弁を御親切によりしくお願いしたいと思います。

福祉事務所長（古賀輝昭君）

社会福祉協議会の分で私のほうからお答えをさせていただきます。

最初、議員の御質問が職員の採用基準ということでございましたので、ちょっと私どものほうとしては、社会福祉協議会のほうに電話でお尋ねをしたところ、合併後に正規職員の採用があっておりませんで、採用に当たりましては市に準じた対応をしたいと考えておられるということでお聞きしましたので、それをまずはお答えをしておきたいと思います。

それから、先ほどの件では、役員のことについて、理事さんのことについてお話のようでございますが、役員等の選出につきましては、規定に基づいて行われているというふうに私のほうは認識をしておりますので、お答えをさせていただきます。

建設部長（蒲池康晴君）

ちょっと経過のところについては、私は言われた分についてはわかりませんが、舗装について一部利用しているのではというふうな御質問でございました。確かにあの中には中村さん個人の車庫、それから、保育園の保母さんたちに以前から貸してあった部分がございますので、この部分については大体1台当たり、まずでいいますと3メートルの5メートルとして15平米、入れるところについては大体それぐらいは要るかと思いますが、通路の部分も含めて、通常は24平米ぐらい1台当たりとするわけでございますけれども、この分については1台当たり28平米除外をさせていただいておるというところでございます。

それから、砂利の分でございますが、これは18年度に1期工事としてやりました分について、これは確かに全部に砂利を入れております。これについては今申し上げましたように、土曜、日曜、祭日、土曜日についてはその借りてある方が使用されますので、土曜日は別ですけれども、日曜日、祝日については、その部分についても実はこちらのほうで利用をさせていただいておるということから、この部分については市のほうで砂利までは敷設をさせていただいたということございまして、舗装についてはその分、今申し上げましたように、

除外をさせていただいておるというところでございます。

議長（田中雅美君）

まだ答弁もろうとらんですよ。（「いや、お答えになられんごたるけん、もうよか、時間の足らんごたる」と呼ぶ者あり）いいですか、答弁もらわんで。三小田議員、3回目です。

25番（三小田一美君）

それでは、今御答弁の中で、この砂利の代金ですね。全面積に入れてあつと。これはほかの方たちがもしもお願いばして、そういう関係で中村さんに賃貸借契約をして、その中でした場合、そんなら、その場合、全額砂利は柳川市で負担をしていただくのでしょうか。そういうふうに理解しておってよかでしょうか。どうでございましょうか。これはもう3回目だから、もうこれでやれませんが、一応私はこれは間違いち思っておるわけ、砂利は。市長、あんたも3回ぐらい行きよったでしようが。何人かも見てあつとですよ。あんたうそを言っちゃでけん。よかですか。砂利の代金については、（発言する者あり）ちょっとよかですか。聞きよってください。砂利の代金については、先方より負担金を取るべきではありませんでしょうか。そうしないと柳川市のバランスがとれません。何ばあんた首を振りよつとな。本当やろうもん。うちもそんならただでもらおうかな、駐車場貸すから。そうでしょう。面積ば全部柳川市でしてやっですか。自分が利用ばしてあつところの、それだけは省かやんでしようもん。それはちょっと回答をお願いしたいと思います。どういうふうになされるのか。

それと、もういっちょあります。よかですか。進入入り口については共同の使用するようになっていようですが、契約の方から利用料金を取らなくてもよいでしょうか。首振りよんなはるが、利用すっじゃなかですか。出入り口も舗装もせやん。浄化槽も、また建物、建築費、当然駐車台数に割合でももらうべきではないでしょうか。そうでしょうが。最小の予算で最大の効果といつも市長は言っておられる。首ば振らんちやわかるじゃなかですか、このくらいの計算するなら。もしも自分が借りてんですか。これ皆さんたち全部の血税なんですよ。慎重にやってください。慎重にやっていただくと、こういう皆さんの当初予算でも質問はなんなち思うわけ。間違いのないように皆さんで、議員さんたちがチェック機能としてお聞きしてあるわけですよ。だから、皆さんで多いわけですよ。同和の補助金の問題もこういうふうでうそ言われる。市報に載せておらんなら私も言わんとですよ、本当は。

議長、以上で私は終わります。どうもありがとうございました。

議長（田中雅美君）

答弁な要らんですよ。（「いや、答弁は要ります」と呼ぶ者あり）

市長（石田宝蔵君）

先ほどから聞いておりますとね、非常に三小田議員のお尋ねは、これは質疑じゃないですよ。一般質問です。（「そういうことやめなさい」「予算に関係すつですよ」と呼ぶ者あり）

いやいや、質疑の範疇は超えておる。(「何であんたからそういうことを言われんばか」「やかまし言わんかい」と呼ぶ者あり)いやいやいや、したがって、(「今の答弁はやめなさい」と呼ぶ者あり)先ほどのやつについては、私は一般質問に通告してありますので、そのところでお答えは申し上げたいと思っております。

ただ、先ほどの駐車場の問題、こういった問題についてはやはり民法上の問題、合法的に照らしての対応だろうと思っておりますので、そういったものについては、るる担当のほうから説明を後ほどさせたいというふうに思います。

ただ、きょうの段階ではこういった質疑を超えるようなお尋ねでございますから、あえてお答えは控えさせていただきます。(「質疑超えていないよ」と呼ぶ者あり)何言いよるですか。(「いや、市長、そげんして逃げたらいかんよ」と呼ぶ者あり)いや、逃げていませんよ。いや、一般質問でいいじゃないですか。(発言する者あり)一般質問でやっていいじゃないですか。(「質疑で言っているんですから、答えてよくないですかち言いよる」「あなたが言っていることは……」と呼ぶ者あり)予算についてですからね、(「いやいや、質疑を超えているからと言うんだったら、それは取り消してもらわにゃいかんですよ。質疑を超えてないんですよ」と呼ぶ者あり)質疑というのは、予算に提案しているわけじゃないですか。(「そうそう」と呼ぶ者あり)これについてどういった積算で、どうなっているのかと。

議長(田中雅美君)

ちょっと休憩をとります。

午前11時36分 休憩

午前11時38分 再開

議長(田中雅美君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、質疑をされる方ありませんか。

8番(森田房儀君)

私は、議案第5号、159ページの3款2項、児童扶養手当給付費、これは市長の提案理由の中で、新たに交付金制度を設けることといたしておりますというふうに説明をされております。極めてこれは少子・高齢化社会の中において、子供の生まれやすい、産みやすい、そういう制度としては、私は一日も早く導入すべきではないかという考えでございました。ところが、数字の上では317,000千円程度でございますが、これ積算の基礎は3人目以上の方にとことんこのようですが、積算の基礎は基本的にどういう形で予算計上されておるのか、まずこの部分につきましてお伺いをいたしたいと思っております。

それから、164ページ、これは生活保護のようでございます。これは扶助費として3款3項2目の扶助費、これは1,419,000千円程度でございます。これにつきましては、それは生活にお

困りになっている方、そういう方には当然これは国も県も市も扶助すべきであろうと思うわけではありますが、7万3,000人ぐらいのまちにとっては極めてこれは高額ではないのかという疑問を持っておるところでございます。したがって、この部分につきまして、大体名前なんかはこれは上げられないと思いますが、何名程度、そして大体夫婦、あるいは3人なら3人、4人なら4人の家庭で基本的に幾ら程度の扶助費が充てられておるといふようなことを御答弁いただきたいと思います。

それから、234ページ、これは近藤議員のほうからちょっと質問があつておつたようでございます。2,831千円、お一人非常に大事な役目を持った方に余りにも少ないのではないかという気がするわけですが、それより以上に私が疑問を抱きますのは、もう合併してから4年目に入るわけではありますが、公称7万7,000人と言っていたものが7万3,000人台に落ち込んでおる。その中で、やはり企業誘致ということは非常に大事だと。いわゆる市民の中で高校を卒業して大学に行く。大学に行ったら、大学を卒業して、そのところで就職して、柳川には戻ってこない。Iターンをしないというような状況がずうっと続いているわけありますから、やっぱり企業誘致を絶対にこれはやっていかなきゃならんと。農漁村のいわゆる1次産業だけでは柳川市というのは果たして今後先細りで大した発展はあり得ないのではないか。そのためには企業誘致、あるいは業を起こす支援という形で出されておりますが、そういう地元で何かをやっていこうとする人に対してやっぱりアドバイスを与えるような、そういう制度というのは、これはもうぜひやっていただかなきゃならんと思いますが、極めて実効性に乏しいような気がするわけありますので、これ1人で果たしていいのかと。本来ならばいわゆる対策室みたいな形で二、三人ぐらいの、そういうものが必要ではないかと思いますが、何で1人で十分だという御判断をお下しになったのか、そこについてお伺いをいたしたいと思います。

それから、242ページ、これはもう駐車場問題でありますから、今、三小田議員のほうから出されておりましたので、これは割愛をいたしたいと思います。

それから、293ページ、これが10款1項2目19節、弁護士委託料、これが実は6,000千円上がっております。これは大体何なのか。弁護士委託料であります。どこのどういう形の弁護士なのか、弁護士委託料なのかをぜひお知らせいただきたいと思います。

それから、357ページ、10款12目、市民会館費、市民会館の大規模改修調査委託料というのが上げられております。これを改修されようとお考えなのか。私は非常に大きな疑問を持ってこの予算書を見たわけあります。本来、これは一般質問の域に入るということをまた市長言われるかもしれませんが、少なくとも将来の合併構想等をにらんだ上では、あの市民会館を大規模修理する。こんなのはやめたほうがいいのではないか。やはりこれは文化会館なり、文化ホールなり、そういったものを新たにおつくりいただいて、こういう大規模改修調査委託料なんていうのを今さら計上する必要はないのではないかという気がするわけ

でありますけれども、やはり大合併を前提として考えた場合には、この柳川の市庁舎、これを大きく拡張する、発展させていくためにも、こういう費目をつけていただければかえって混乱をし、戸惑う結果になるのではないかという気がいたしましたので、この中身についてどういう状態なのかをお伺いしたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わります。

福祉事務所長（古賀輝昭君）

それでは、まず第1点目の児童扶養手当給付費317,396千円の予算計上の分についてお答えをさせていただきます。

この件につきましては、母子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進することを目的といたしまして、国の制度のほうで設けられたものでございまして、従前からこの制度はございます。この分、ちょっと議員のほうも別の案件と多分勘違いされているのかなというふうに思いますけれども、そういう内容でございます。給付につきましては、全額給付と一部給付、所得に応じて一部給付が削減されるような制度になっております。

それから、2点目の生活保護の扶助費の件でございますけれども、本年1月末現在におきまして607世帯、983人の方が保護の対象ということになっております。

それから、親子4人、夫婦2人と子供2人の合わせて4人の世帯で、標準的に国の基準で申し上げますと、180,510円が基準額となっているようでございます。

以上でよろしゅうございますでしょうか。

産業経済部長（田島稔大君）

それでは、234ページの企業立地等促進費についてでございますが、報酬が安くはないかということでございますが、この件につきましては、市の条例に基づいて報酬を決定しておりますので、御了承をお願いしたいと思います。

それから、1人で大丈夫かということでもございますが、これにつきましては、今、ベンチャー支援係という一つの係がございます。この係と一緒に今事務を行ってもらっているというところでございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それから、今いろんなアドバイザー制度ということでもございますが、これにつきましては、市のほうとしましても企業セミナー等の実施を現在も行っているというところでございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

学校教育課長（龍 英樹君）

293ページの弁護士委託料の件で御質問がっておりますので、お答えしたいと思います。

この弁護士委託料につきましては、現在、三橋中学校の1年生に通学しております古賀大葵君という生徒がおりますけれども、この生徒が藤吉小学校の4年生のときに起こした事故の裁判費用でございます。これにつきましては、私のほうで6,000千円ということで予算を組

んでおりますけれども、一時払いをしておきまして、あと損保ジャパンという保険会社のほうから、予算書の61ページをごらんいただきますと、この中に雑入の欄の中で一番下のその他ということで9,425千円組んでおりますけれども、この中で6,000千円の収入が入ってくるということで、これは損保ジャパンのほうから後で支払いをしていただくというふうなことになっております。これは福岡の弁護士さんのほうに委託をしておりますので、その福岡高等裁判所の判決までの弁護士の報酬の委託料でございます。

以上でございます。

生涯学習課長（中村典幸君）

今、議員のほうから質問ございました。市民会館の大規模改修調査委託料の件でございますけれども、御存じのように、柳川市民会館は昭和46年の11月に開館以来、36年が経過しておるところでございます。建物や設備の老朽化が進んでおります。また、市民会館は災害時の避難場所にも指定されておりますけれども、平成18年の9月の台風では外壁の一部が崩壊するなど、安全面で看過できない問題が発生しているところでございます。加えて、大ホールの聴講施設が導入後かなり時間がたっているというふうなことで、交換用の部品がそろわないとかいうことで場当たりの修理でしのいでいるところでございます。さらには、障害者専用のトイレや授乳室もなく、快適に利用できるような環境にないというのも事実でございます。

このようなことから、ハードとソフト両面の調査を専門業者に委託し、現在の基準に合致しない分を明らかにし、そして、それに対する改修計画策定の基礎資料とするものでございます。予定しております調査内容につきましては、建物の構造が現在の耐震基準を満たしているかどうかを調べる耐震診断調査業務、それからもう1点は、使い勝手や設備機器の不都合箇所を調査する改修計画調査業務を予定しているところでございます。

以上でございます。

8番（森田房儀君）

159ページ、児童扶養手当給付費については、どうも私の勘違いのようではありますが、ただ、市長の提案理由の説明の中で、子育てを行っている3人目以降の子育て支援として新たに交付金制度を設けることにいたしておりますということではありますが、この部分については、じゃどの部分なのか、まずお示しをいただきたいと思います。

それから、生活保護については、これはもうよくわかりました。

今、大規模改修調査委託料、これはあくまでも大改修をするんだという前提が見え隠れするわけですね。こういうのをやめなさいと私はいつも思っている一人ですけれども、これはまた一般質問の域に入るといふふうにとられるかもしれませんが、無駄な市有地がいっぱいありますからね。そこんところに少なくともこれから先文化ホールにしても、あるいは市民会館にしても、1,600人から2,000人ぐらいの収容をするような、そういうものをぜひ

つくらにやいかんのじゃないかという気持ちがありますから、こういう予算をあえてつけておけば、だんだんこれはかえって混乱をするのではないかと。そういうことで私はどういう内容なのかということを知りたいわけですが、結局は前提として大改修をする。そこにまだこれからちゃんと市民会館は置いておきますという前提で、どうもこの予算化をされておるようでありますから、やはり長期的な展望に立った市民会館の考え方というものをぜひ聞かせていただきたいと思います。

以上、今回、2回目は2点について御質問を申し上げたいと思います。

福祉事務所長（古賀輝昭君）

それでは、先ほどの児童扶養手当に関する項目から、同じく予算書の159ページの2行下、在宅等子育て支援事業費ということで今回新たに15,327千円の予算を計上させていただいておりますが、議員お尋ねの件につきましては、こちらのほうの内容ではなかろうかというふうに思いますので、こちらのほうについてお答えをさせていただきます。

柳川市におきましては、平成18年度から第3子の優遇制度ということで保育料の無料化をやっておりますけれども、この制度におきましては、認可外の保育施設に通ってある方や、それから、在宅で子供さんを養育されている方、こういった方については手当てがなされておりません。こういったものを考え合わせまして、今回、20年度から新たにそういった方も対象にして拡充をしようということで、今回、提案をさせていただいております。

内容を申し上げますと、認可外の保育施設に通ってある方につきましては上限月額20千円を限度として、それよりも低い場合は実費ということで見させていただく。それから、家庭内で在宅で養育されてあるところにつきましては月額10千円という形。それからもう1つございまして、障害児の通園施設に通ってある第3子以降の児童の方もいらっしゃいますので、こちらの方については利用額を全額支給させていただくということで内容を考えております。

ただ、これには、こちらとしましては一定の制限も設けさせていただくと。保育料等を未納、滞納されている方につきましては、これの適用を除かせていただきたいと思いますというふうに考えております。

以上でございます。

教育部長（佐藤健二君）

議員の長期的展望に立って考えれば、また合併を含めて考えれば、新しいものをつくるべきではないかというふうな考えをいただいたわけでございます。しかしながら、その財政状況等をお聞きしますと、今般、子どもが知り得た情報によりますと、八女の町村会館が大規模改造をやるということで計画されております。それをやるに当たっても24億円というふうな予算が立っているわけでございます。そういう意味で、あの市民会館につきましては、まだまだ使えると思いますので、新築よりも再生という方向で事務方としては考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

8番（森田房儀君）

まず、在宅等子育て支援交付金15,327千円、ほんにちゃちな話ですね。私は20倍の317,000千円かと思って喜んでおりました。大体第3子以上、4人、5人とお持ちになる方については、本来、よそのまちでは1,000千円出しますよと、どーんとそういう支援をしているわけですよ。ところが、20千円の保育料を少し加勢しますと。そんなのわざわざ提案理由の説明の中で大きい声で言われるほどのもんじゃない。これはスズメの涙にも匹敵しないと。もうちょっとやっぱり子育てを大事にし、そして若い人口をふやしていくためには、市長、もうちょっと力を入れてやってくださいよ。そういうことがないと年寄りばかりですよ。もう我々が想像するだけで、近未来にやっぱり30%以上の高齢化率が出てくるであろう。そういうことを考えますと、1人でも2人でも子供をたくさん持てる環境をつくっていただく。そのために市長は新たな交付金制度を設けることといたしておりますということを言われたんだと思って、はあ、石田市長も立派なことをおやりになるなと思っておりました。これはスズメの涙しかない。ひとつ頑張ってください。これはぜひお願いをいたしておきたいと思います。

それから、どう見ても市民会館の大規模、20億円かかろうが、30億円かかろうが、市民のためですよ。そして将来の30万都市柳川の人づくりを考えた上でやっていただかないと、ただそのときそのとき、目の先だけで市民会館一つつukれないようなことではどうしようもない。私はやり方によっては20億円かかろうが、30億円かかろうが、これは大柳川市のためにはぜひ必要な施設だと思うわけですね。少なくとも大改修したぐらいで中央のいろんな文化的なタレントとか、そういった者が柳川市の市民会館に来るといようなことは今後ますますなくなっていくであろう。そうすると、柳川市民の人たちはすぐれた文化に接することができないという状態が続くわけです。テレビのあるけんよかやっかと言われるかもしれませんが、しかし、やっぱりそういった大きな目で柳川市に、ああ、合併してよかったのう、合併したからこういう文化的な施設もできた。我々はこういうすばらしい文化に接することができるという、そういうことに私は新しい柳川市の魅力が生まれてくると思うわけです。もう答えは要りません。どうせ修繕するだけでございますという話でございますから。しかし、やはり今後はそういった形で前向きにひとつ御検討をいただくよう要望しまして、質問を終わります。

議長（田中雅美君）

ここで1時まで休憩をとります。

午後0時2分 休憩

午後1時 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を行います。

24番（佐々木創主君）

239ページ、7款3目13節の委託料で観光計画策定業務委託料5,000千円というのが計上になっておりますが、この内容と目的について御答弁をお願いします。

建設部長（蒲池康晴君）

これにつきましては、旧柳川市におきましては平成12年の3月に観光基本計画というのを作成してありましたけれども、新市になりまして改めて広域化したということもございまして、柳川観光の方向性とビジョンを明確にするために計画書を策定するというのでございまして、内容は観光客の動態に関する現況把握、それから課題整理、こういったものの基礎調査とあわせて観光客誘致に係る計画づくりの2部構成で考えておるといような委託料でございます。

24番（佐々木創主君）

ありがとうございました。旧柳川であったやつを改めてということですね。

それで、この柳川が景観行政団体に指定されておると。それをもとに景観形成、観光振興という目的があってその団体に指定されておるわけでございますけれども、その中で国が観光振興計画をつくっている団体には、歴史建造物でありますとか景観形成のための補助金等々も用意しておる制度があるようでございます。その要件に観光振興計画をまずつくりなさいというのがあるんですが、今回の観光計画5,000千円、これは国が定めておる観光振興計画に当たるのかどうなのか、それを御答弁をお願いします。

建設部長（蒲池康晴君）

議員御存じかと思えますけれども、19年度までは観光ルネサンス事業という中で補助事業がございました。これについては19年度で終了するということになっておりますので、あと地域観光振興計画の策定については、そういった補助メニューがないかというのは十分検討して、できればそういった補助事業にのせ上げたいというふうには考えております。（「観光振興計画にその観光計画が該当するのかどうなのか」と呼ぶ者あり）それは該当するというふうには考えております。

議長（田中雅美君）

ほかに質疑をされる方はありませんか。

20番（吉田勝也君）

20番吉田です。議案第5号 柳川市一般会計予算について質問させていただきます。

ページ数、179ページ、生ゴミ処理機購入補助金として1,200千円上がっておりますけど、もう少し具体的に19年度の実績、購入数、それから補助が幾らか、そういったものを具体的にお教えいただきたいと思えます。

それから、189ページ、不法投棄物撤去委託料として900千円上がっておりますが、柳川市として粗大ごみ回収の対応策というものがあるのかどうか。

それから、373ページ、市民温水プールの指定管理料27,500千円上がっておりますが、これは各年、3年契約で毎年お支払いすることになっているわけですが、それにあわせて入場者数がどれくらいあるのか、また収入がどれくらいあるのか、収支状況はどのようになっているのかについてお知らせをください。

それから、237ページ、商店街活性化対策という項目があるわけですが、うわさによりますと、マルシヨクが5月で撤退するという話があります。それに対する対応策として協議会等を地元の商店街、それから商工会議所等と話し合う協議機関をつくる考えがあるのかどうか。

それから、396ページ、市の職員につきましては柳川市の給与が安かったわけですが、3年間で職員の格差がなくなったのかどうか。

以上の点について答えをお願いします。

市民部長（佐藤良二君）

それでは、吉田議員の179ページの生ごみ処理機等の購入補助金1,200千円についてお答えいたします。

これはクリーンセンターへの生ごみ搬入量を少しでも抑制するために、また、ごみの減量化対策の一環として電動生ごみ処理機、コンポスト、EM生ごみ処理容器の設置に対する補助を行っているところでございます。

補助額といたしましては、電動生ごみ処理機は20千円を上限に実購入額の2分の1の額の補助で、1世帯または1事務所につき1台までを対象としております。コンポスト容器につきましては、3千円を上限に実購入額2分の1の額の補助で、1世帯または1事務所につき2台までを対象としております。EM生ごみ処理容器は、容器1個につき1千円で、1世帯につき2個までを対象としております。それから、19年度の実績におきましては、EM容器が32個で32千円、コンポスト容器が12個で28,760円、電動生ごみ処理機が22台で440千円でございます。

それから次に、189ページの不法投棄物撤去委託料の900千円につきましては、これは心ない人による不法投棄が後を絶たないために、シルバー人材センターに委託をいたしまして不法投棄防止巡回パトロールを毎週2日間、午前9時から午後4時まで年間延べ152日間の実施をお願いしているところでございます。また、人力等で撤去できる程度の不法投棄物についての処分もお願いしているところでございます。

それから、粗大ごみの回収の対応策はあるかということでございますが、この粗大ごみの回収にもいろいろありますが、家電リサイクル法に基づくテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機の特大家庭電4品目や、パソコンを除く掃除機やレンジ等の小型家電や金属類の不燃物については、ステーション方式により無料で市が収集をいたしております。しかしながら、たんすなどの家具、畳等の大型の燃える粗大ごみについては、自分でクリーンセンターまで持ってくる方法か有料で許可業者、例えば、シルバー人材センター等に運搬を依頼して処理する

方法があります。これについては焼却処分料が10キロにつき100円がかかります。処理方法については各自治体で違いがあり、収集処理についてすべて有料のところもあれば、本市のように直接持ち込みだけ有料のところもありますが、ごみ減量化を目指す流れとしては有料化が進む傾向にあります。ごみ減量化のための粗大ごみの処理につきましては、廃棄物減量等推進審議会等の意見をいただきながら、3Rの推進を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

生涯学習課長（中村典幸君）

生涯学習課長です。温水プールの利用者数、入場者数、これは2月末現在で3万9,083人でございます。

それから、収支状況でございますけれども、収入におきましては、2月末現在でございますけれども利用料の収入、これが7,138,100円でございます。それから、指定管理料が1月まで支払っておりますものが27,500千円ということで、入が34,683,100円ということでございます。

それから、支出等につきましては人件費、それから管理料含めまして、2月末の分でございますけれども34,136,415円となっております。

以上です。

産業経済部長（田島稔大君）

商店街活性化対策ということでございますが、地元と協議会をつくる考えがあるのかという御質問でございますが、今柳川商店街のほうには環境整備協議会というものがございます。市もその中に入っておりますので、その中での対応になろうかと思えます。

以上でございます。

人事秘書課長（藤木 均君）

人事秘書課長でございます。職員間の給与格差を解消できたのかと、そういう御質問でございます。

合併後の17年度に均衡是正のための措置を行っておりますけれども、結論から申し上げますと、完全にその解消は至っていないということでございます。しかし、同じ新市の職員間で統一的な給与体系がないということはおかしなわけでございます。したがって、現在執行部で統一的な給与体系案を策定いたしまして、それを組合に提示し、そして鋭意協議をやっていると、そういうところでございます。

以上です。

20番（吉田勝也君）

どうもありがとうございました。市長の所信表明の中でもリサイクルの推進、それから生ごみの堆肥化というふうにならうとあります。それで、電動の生ごみ処理機に対して補助が2

0千円、例年どおりだろうと思うんですが、他市においては半分まで補助額を出して、購入に関しては順番待ちというようなところもあって、生ごみの搬出が少なくなったという事例もありますんで、そこら辺もぜひ御検討いただいて、補助額のアップを検討していかれたらどうかというふうに思っておりますが、その点、今後の対応としてはどう考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

それから、粗大ごみの回収ですが、これに関してもリサイクルの推進というふうなうたっておりますし、たんす、それからソファ等、それからベッド等に関しましては、再生をして安価に提供している自治体もありますんで、これらにつきましても今後検討課題の一つにされてはいかがというふうに思っております。

それから、温水プール入場者数が3万9,000人、かなりの方が来ていらっしゃると思います。指定管理者制度が果たしていいのかどうか私もよくわかりませんが、一商売人として考えますと、27,500千円もらって建物を借りて、それでその上に七百万何がしの収入があるということになると、これは非常にもうかると言うとおかしいですけど、プールは公共性のあるものでございますんで、そこら辺はまたちょっと商売とは違うかと思いますが、将来にかけてはやはり、指定管理者料の27,500千円が高いのか安いのか、そこら辺も今後検討する時期に入っているんじゃないかなというふうに思いますが、それにつきましてはどうでしょうか。

それから、商店街の協議会で対応するということですので、ぜひ早期に対応してほしいと。マルショクが5月であそこを取り壊すという話もお聞きしますし、柳川市としてはその前に流れている川を、駐車場を撤去したいという考えもちらほら聞くようでございますんで、掘るということになりますと、代替案としましてマルショクの跡地を購入してあそこを駐車場と、そして地元の生産品を販売するというふうな方策もあろうかと思いますが、いろんな考え方が出てくると思いますんで、ぜひ地元の意見等もお聞きいただきたいというふうに思っております。

それから、市の職員の給与につきましては、まだ格差が全部は一律になっていないというお答えでございましたけど、これ退職金にも波及いたしますし、今年度30名近くの方が退職されるそうですので、そういった面で格差にならないように御配慮をぜひお願いしたいというふうに思っております。

市民部長（佐藤良二君）

2つにつきましては、近隣の市町村の実態を調査いたしまして検討していきたいと思しますので、よろしく申し上げます。

生涯学習課長（中村典幸君）

生涯学習課長です。柔軟性を持ったという考え方もあると思います。そういう中で管理委託制度と、それから指定管理制度の相違点というのがございます。そういう中で、管理主体

の違いがあるわけでございます。指定管理者制度では民間事業者やNPO法人などを指定し、施設の使用許可や自主事業などを含む管理運営を委託することができるということになっております。

一方、管理委託制度におきましては、委託契約の相手が出資法人、それから公共団体、公共的団体等に限定されます。そういう契約ですので、契約書で決められた具体的な管理事務や業務を行うだけであります。特に施設の使用許可につきましても行政が行わなきゃならないということになっておるわけでございます。新たなサービスを行う場合につきましても、契約内容にない場合については行政が行う必要があるということでございます。

現在の指定管理者については、指定期間を3年ということで行っておりますので、不祥事などの特別な要因がない限り変更は考えていないところでございます。プールの管理運営という特殊な業務でありますので、安全面とサービス上のノウハウを即戦力として活用できる点を考え指定管理者制度を採用しています。

今質問にありましたとおり、管理委託制度であれば利用料収入を市に反映させることができると思っております。しかし、現在の指定管理者と同等以上のプールに関するノウハウを持ち、なおかつ低い金額で契約を結ぶことができる公共的団体の情報を市として持っていないのが現状でございます。

また、指定管理者を応募した際も、今回は民間企業しか公募がなく、NPO法人での活用ができていません。そうした団体を探すことを含め、経費削減ができるような管理運営をこれからの課題として検討していきたいと思っております。

議長（田中雅美君）

さっきの商店街の駐車場の件は要望でいいですか。

20番（吉田勝也君）

それは、そういった意見もありますので、今後協議会の中でいろんな話が出てくると思いますので、ぜひ協議してほしいと。5月撤退という話ですので、期間もそうありませんので、早々に開催していただきたいというふうに思っております。答弁のほうは結構ですので。（発言する者あり）答弁がありましたら、どうぞ。

産業経済部長（田島稔大君）

実は、2月28日に柳川商店街環境整備協議会が開催をされております。その中で5点ほど報告がございまして、まず1つ目に、先ほど議員おっしゃいますように、5月末で閉店と。そして、取り壊し時期は不明、現地に再築はもうしないと。そして、跡利用についても白紙と。そして、今入ってあるテナントさんについても、それは合意済みだというふうな報告がなされております。その中で協議が若干ありましたんですが、現時点では建物、そして土地ともにマルシヨクさんのものであるということで静観するしかないというふうな意見が出されましたが、あの場所につきましても柳川商店街の集客のかなめであるというふうなことで、

せめて生鮮食品部門だけでも残すような形で検討してくれというような行動は起こすべきではないかというふうな協議も前回なされたところでございます。

以上です。

人事秘書課長（藤木 均君）

人事秘書課長でございます。最前申し上げましたように、今現在、職員組合と鋭意交渉を重ねているわけございまして、今議員御指摘のようにやっぱり退職金に影響すると。そういうことも考えられますので、早急に統一的なモデル体系案をつくっていきたいというふうに思っております。

20番（吉田勝也君）

私も予算審査特別委員会のほうに御推薦を受けておりますので、決定しました折にはまた予算審査特別委員会の中でいろいろお教えいただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。

19番（太田武文君）

19番太田でございます。平成20年度柳川市一般会計予算について、4点ほどお尋ねします。

まず1点目、予算書の93ページ、コミュニティ施設計画作成業務委託料2,500千円が計上されておりますが、委託とは何をどうされるのか、1点目にお尋ねします。

それから2点目として、予算書159ページ、在宅等子育て支援事業費15,327千円の対象者及び内容について詳しく説明をお願いいたします。

3点目として、予算書235ページと237ページ、企業誘致・起業支援等のアドバイザー及び立地企業雇用の奨励金の内容についてお尋ねします。

それから第4点目として、予算書228ページ、漁業団地整備費を323,234千円計上してあります。これは平成19年第4回定例議会で議案第80号 柳川市漁業管理条例の一部を改正する条例の制定の附帯決議との関連について整理してあるかどうか、以上4点についてお尋ねします。

生涯学習課長（中村典幸君）

生涯学習課長中村です。コミュニティー対策の内容についてでございますけれども、市長の所信表明にもありましたように、柳川市市民協働推進計画の御提言に沿ったもので、具体的な取り組みとして住民主体の地域づくり、すなわち小学校区を単位とするコミュニティーづくりとして、校区コミュニティーの醸成とその活動拠点となる施設、コミュニティー施設の建設についての計画を作成しようとするものであります。

そのためにはコミュニティーの考え方や校区コミュニティーの形成など、コミュニティーに関する内容と施設整備の考え方や施設の機能や役割などのコミュニティー施設に関する内

容、そして施設の利用計画や管理形態等を網羅し、後々財政的な圧迫にならないような計画を作成するために、専門のコンサルタントに委託するための委託料と、計画作成に当たり市民の皆様に参加していただく検討委員会を設置し、その謝礼として報償費等の還元予算を計上させていただくものでございます。

以上でございます。

福祉事務所長（古賀輝昭君）

それでは、在宅等子育て支援事業費についての御説明を申し上げます。

午前中の森田議員の御質問にもお答えをいたしました。柳川市のほうでは平成18年度より12歳以下、いわゆる小学校6年生終了前までのお子さんを頭として児童3人以上養育されている場合、3番目以降の児童が幼稚園や保育園に入園している場合に、その保育料を無料とすることで多子家庭の経済的負担の軽減を図っております。しかしながら、無認可の保育施設や保護者が在宅で養育をされてある子供さんへの経済的支援がないという御指摘なり御意見がありまして、柳川市に在住のすべての第3子以降の経済的支援策として給付金を支給するものでございます。

内容につきましては、認可外の保育施設等を利用されている第3子以降の児童につきましては、利用料に対して保育施設等の利用手当といたしまして、月額20千円を限度として支給をします。それから、家庭内で在宅での養育をされてある第3子以降の児童につきましては、第3子手当として月額10千円の支給をさせていただくと。それから、もう1点が障害児通園施設に通ってあります第3子以降の児童につきましても、障害児の場合は利用者負担が1割でございますけれども、こういったものを全額助成させていただくというようなことで考えております。人数につきましては、全体で100名程度を想定いたしております。

以上でございます。

産業経済部長（田島稔大君）

まず最初に、アドバイザーの件でございますが、アドバイザーさんにつきましては先ほど近藤議員のときも申し上げましたように、1月からお願いをして頑張らせていただいておりますが、20年度につきましても同じような形でお願いをしたいということで予算計上をさせていただいております。

そして、企業奨励金についてでございますが、これにつきましては19年度に田脇のほうに建設用断熱材の製造会社が入ってきて仕事をしていただいております。そこで、20年度に6人の新規雇用者が見込まれるということで、企業立地等促進条例によります雇用奨励金の交付を予定しているというところでございます。

それから、次の漁業団地の関係でございますが、附帯決議に関する整合はということでございます。

今回、予算書でいいますと229ページに設計業務委託料ということで10,000千円計上させて

いただいておりますが、前回の附帯決議に伴います水質基準の設定とか4項目ほどございましたが、これについて前提となります地域水産総合衛生管理計画でございます。これにつきまして、県と水産庁と協議を今進めている段階でございます、これに基づきまして排水処理施設を整備していきたいというふうなことで今努力をしているところでございます。

以上です。

19番（太田武文君）

2回目に移らせていただきます。先ほど1点目のコミュニティー施設について、2回目の質問をさせていただきます。

コミュニティー施設につきましては、18年の4月に三橋地域審議会並びに旧三橋町の議員との連名により要望書が1回目提出されております。2回目の要望書としては、平成18年の1月に藤吉小学校の区長並びに公民館長、校区の議員の連名によりコミュニティー施設建設の要望の申請がっておりますので、それらの要望等を調整しながら計画していただきたいと思っております。

それから、3点目の企業誘致については、皆様方も知っておりますとおり、北九州も企業誘致しますと、苅田町等は不交付団体となっておりますので、その件については、これについては少子化対応、地方の活性化等ということで各市町村とも積極的に取り組んでありますので、本市も積極的に取り組んでほしいということにして、この2回目の質問は、これはもう回答要りませんけど、昨年度の予算が消化していないわけですよ、4,000千円あるのにですね。それで今回もまた3,600千円ということで減少していますけど、各市とも積極的に取り組んでありますので、この点については市長よろしくお願いいたします。どうですかね、市長、その点については。

それから、第4点目として、これは再度質問させていただきます。

これは先ほど部長のほうから回答をいただきましたが、柳川市の漁業条例の一部改正の制定については附帯決議ということで、昨年度、19年の9月議会で水質基準の設定、それと排水処理施設の補助の可否、3つ目として、資材置き場の利用のあり方、4つ目として、上記3項目について関係機関と国、県及び漁業組合と調整しながら実施していくということとなっておりますので、今回はこの予算を一応320,000千円組んでありますけど、今回はいつごろから実施されるのか、回答をお願いいたします。市長がいいんですけどですね。

産業経済部長（田島稔大君）

今回の漁業団地の予算でございますが、大きなものといまして229ページに、先ほどから前回の9月議会の経過等を踏まえまして、排水処理施設の設計をやりたいというふうなことで予算を計上させていただいております。その前提となりますのが、先ほど申し上げましたように管理計画を策定するというようになっておりますので、それが策定できた後に設計に入っていくという形になるかと思っております。

以上でございます。

19番（太田武文君）

3回目になりましたけど、この件については市長はいつも、現在、私言いますように予算が50億円ですたいね。50億円も組んであるとに人数は14名が入っていないということで、予算も巨額でありますので、私が先ほど確認したのは、市長からの答弁をちょっとお願いいたします。

議長（田中雅美君）

何に対する答弁ですか。

19番（太田武文君）

附帯決議です。

市長（石田宝蔵君）

その附帯決議について今田島部長からお答えをいたしたとおり、国、県との水質基準等をあわせましてその調整をやっておるということでございますので、それに準じて進めさせていただくということでございます。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第5号 平成20年度柳川市一般会計予算については、14名の委員をもって構成する予算審査特別委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は14名の委員構成による予算審査特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により指名をいたします。

矢ヶ部広巳議員、島添勝議員、梅崎昭彦議員、白谷義隆議員、伊藤法博議員、藤丸正勝議員、佐々木創主議員、荒巻英樹議員、藤丸富男議員、吉田勝也議員、近藤末治議員、河村好浩議員、龍益男議員、荒木憲議員の以上14名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました14名の議員を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に予算審査特別委員会を開催していただき、予算審査特別委員会の正副委員長の選出をお願いしておきます。

お諮りいたします。議案第6号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計予算については、

教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第7号 平成20年度柳川市老人保健特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第8号 平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第9号 平成20年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第10号 平成20年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第11号 平成20年度柳川市下水道事業特別会計予算については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第12号 平成20年度柳川市水道事業会計予算については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第13号 三橋町商工会館建設助成基金条例を廃止する条例の制定について
及び議案第14号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の制定について
の2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第13号 三橋町商工会館建設助成基金条例を廃止する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第14号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第15号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 柳川市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 柳川市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 柳川市母子家庭等医療費の支給に関する条例及び柳川市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 柳川市立小学校設置条例及び柳川市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 柳川市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例の制定

について

議案第22号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 柳川市民会館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

及び議案第25号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

の以上11議案を一括議題といたします。

11議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

11番（矢ヶ部広巳君）

11番矢ヶ部広巳でございます。議案第15号について質問をさせていただきます。34ページでございます。

その前に補足説明をさせていただきますと、2月21日の総務委員会と2月27日の全協の中で説明がありました。その中で、一番最後の例の地区公民館長の報酬の問題でございますが、三橋町の場合、現行32千円を年額30千円に改定すると、それから大和地区については年額4,500円を年額30千円に改正するというところでございました。

そして、34ページを見ますと、一番下から3行目になりますが、「地区公民館長（三橋）年額32千円を削る。」ということになっておりましたものですから、私はどきとしたわけですよ。あら、ゼロになっとやろうかと思うて。これは聞くところによりますと、どこかほかのほうに予算がなっておるということでありますので説明をしていただきたいと思います。

それから、2つ目でございますが、大和公民館主事、年額77千円が4.5倍の360千円に上がっておるわけであります。したがって、これにつまましていろいろ地元ではざわめきがあつておるという声を聞きますが、執行部としてその点を把握してあればお尋ねしたいと思えます。

それから、3つ目につままして、そのようなことになるということは、やっぱり審議会に諮問されるときにきちとした説明が不足をされていたのではないかという疑問があるものでございますから、諮問をされるときにどのように説明をされていたのか、その3つについてお答えをいただきたいと思えます。

以上でございます。

生涯学習課長（中村典幸君）

生涯学習課長です。1点目の報酬の減額ということでございますけれども、これにつまましては三橋公民館長の年額32千円を削った分につまましては、三橋町地区では報酬で出しておられました。柳川、大和につまましては報償費で出しておりました。そういうことで、今回は統一をしようということで、報償費で支払いをするということでございます。（「どちらのほうに」と呼ぶ者あり）報償費でございます。（「それで、これでいうと何ページになる

か、予算書でいけば。よかったら教えていただけますか」と呼ぶ者あり)

済みません。343ページ、三橋公民館費の報償費の中に謝礼というのがございます。(「はい、わかりました」と呼ぶ者あり)そういうことでございます。(「済みません、謝礼が1,290千円ちいうことですね」と呼ぶ者あり)はい、そうでございます。(「わかりました。この謝礼のところに括弧して何人ち書いておってもろうとったら大体わかるばってんね、43人なら43人。よかです、ごめんなさい。余り言うといけんけん、いいです」と呼ぶ者あり)そういうことでございますので、よろしく願いいたします。

それから、2点目でございますけれども、戸惑いと懸念をどのように受けとめているかということでございます。済みません、ざわめきの把握の件につきましてはどうなっているかということでございます。そういうことにつきましては市会議員さんたちからもお声を聞く、それから公民館長さんからも少しお聞きしております。そういうことで把握はしているところでございます。

それから、3点目でございますけれども、審議会の中にどういうふうな形で審議をされておるかということでございます。

これにつきましては、最初第1回目の審議会の中で、三橋と大和の公民館長につきましては組織体系が同じであるから、これは第1段階としては統一すべきじゃなからうかということをお願いしたところでございます。柳川地区につきましては、校区公民館を主体にしておりますので館を持った方、校区公民館の活動のほう、それから大和、三橋地区につきましては地区公民館を主体とした校区公民館活動のあり方ということで、そういう中で本来は柳川市一本化しなきゃいけないけれども、さしおり、三橋と大和につきましてはぜひ統一化を図りまして、公民館活動が活発になるようお願いをしたいということをお願いしたわけでございます。

以上でございます。

11番(矢ヶ部広巳君)

ありがとうございました。

2回目でございますが、そういうことでございますので、例えば、今の34ページのところによかったら備考なり何なり補足で、この問題についてはこれこれこうだからどこに入っていると、何款何項でもいいですが、そのような親切をよかったらお願いしたいということですよ。

以上でございます。これは要望ですから、答えは要りません。

議長(田中雅美君)

ほかにありませんか。

7番(白谷義隆君)

7番白谷です。先ほどの矢ヶ部議員と少し重複するところもありますが、私も議案第15

号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例案について質問をいたしたいと思います。

今提示されております改正案では、公民館関係の報酬を今まで大和、三橋、ばらばらであったものを統一したというような説明でございます。そうした中、大和地区においては支館主事の報酬が年間77千円であったものが、月額30千円と他の役員に比べて大きく増額をされた形になっております。

言うまでもなく、校区公民館活動は支館主事だけでなく、支館長を初め副支館長、会計など多くの人によって支えられております。そのため、今回の改正について大和地区の校区公民館の間では戸惑いと、これからの公民館活動に懸念を抱く人がおられます。

そこでお尋ねをいたしますが、執行におかれましてはこれらの状況をどのように受けとめられておられるのか、それと今後の対応について考えがあればお聞かせをいただきたいと思っております。また、同じように、この改正について大和町の一部の区長さんの中には、やはり疑問視する声があると聞いております。現状についてお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

生涯学習課長（中村典幸君）

生涯学習課長です。今、白谷議員の中に戸惑いと懸念をどのように受けとめているか、それから今後の対応についての考え方ということで御質問がありました。矢ヶ部議員のお話と若干重複するかもわかりませんが、御承知を賜りたいと思っております。

まず、柳川市の特別職報酬等審議会の経過内容を再度申し上げて理解を求めたいというふうに思っております。

平成17年の11月22日に諮問が行われ、平成18年7月24日に一度答申が出されましたが、公民館関係の報酬につきましては、まず早急に事務事業や公民館活動の統一を図り、その後、相互に係る報酬額を論じるべきであるとのことで具体的な報酬改定の答申が出されませんでした。

改めて、昨年12月19日に公民館関係職員の報酬の額について再度諮問を行い、審議の冒頭で、公民館活動が統一されるまでの期間報酬の格差是正を行わないことは、公民館活動の活性化に大きな支障を与えることが懸念されるため、一定程度報酬を見直すことが必要と考えられ、2回の審議を経て本年2月6日に答申をいただいたところでございます。

公民館活動が統一されるまでの間、段階的に報酬額の見直しを行うことが現実的であるとの考えに基づき、今回の議案提案となったものであります。最終的には、報酬額の統一には公民館の形態、活動の統一と施設整備といった大きな課題を解決しなければなりません。そのような中で、公民館の形態と活動がほぼ同じである大和地区と三橋地区の報酬額をまず統一しようとするものであります。そして、今議員指摘のように、これからの公民館活動に支障を来さぬように、これからの基本的な公民館活動の考え方を示しつつ理解と御協力をいた

だきながら、こういう戸惑いや懸念につきまして解消に努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

総務課長（櫻木重信君）

総務課長です。大和町の区域の区長さんの一部に戸惑いがあると聞いていると、状況を教えてほしいということでございますが、実は区長さん関係でございますが、先日、区長会の代表者の方から、今回の改正に関しまして会ってお話をしたいという申し出がっております。まだ設定はしておりませんが、そのときに関連する御意見等が出るかなというふうに思っております。

以上です。

7番（白谷義隆君）

ありがとうございました。確かに課長言われるように、公民館の報酬については三橋あわせてされるということはある意味当然ではございますが、現実に現場のほうでかなり困惑をなされております。その分については課長も言われておりましたけど、これからの公民館活動にぜひ支障を来さないように、そして関係者の理解を得られるように十分対応していただくということを強く要望しておきます。

また、区長さんの件については、話の申し出がっているということで、まだ具体的な事案とか、そういったことは聞かれていないのでしょうか。

総務課長（櫻木重信君）

内容については、まだ具体的には聞いておりません。

7番（白谷義隆君）

内容について聞かれていないということですが、私が聞く限りではかなり戸惑うというか、不信感もあるようでございます。そこについても十分区長さんたちの理解を得ていただくようお願いいたします。これで終わります。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第15号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。（「議長」と呼ぶ者あり）矢ヶ部議員、何でしょうか。

11番（矢ヶ部広巳君）

ここでひとつ暫時休憩をお願いしたいと思いますが、今おっしゃったようないろんなざわめきがありますからですね。特に、ましてや旧大和町では区長さんの代表者からもそのような話もあっているわけですから、よかったら即決までにちょっと、採決をされる前に暫時休

憩をお願いいたします。

議長（田中雅美君）

ここで暫時休憩をいたします。

午後 1 時 58 分 休憩

午後 2 時 9 分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで暫時休憩をとりまして、議会運営委員会を開いていただきたいと思います。

ここで暫時休憩をとります。

午後 2 時 10 分 休憩

午後 3 時 1 分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで議会運営委員長の報告を求めたいと思います。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

ただいま本会議場におきまして、議会運営委員会に対する議案第15号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての取り扱いについて、議会においても議論が続出をいたしました。しかし、初日、2月29日当初におきまして、いわゆる議会運営委員会の決定をそのままこれを即決を行うということの申し合わせがあっておりましたので、この取り扱いについて議会運営委員会並びに執行部出席のもと、取り扱いについていろいろと議論を交わしてまいったところでございます。

ただ、妙案がどうしても浮かびませんので、このことにつきまして、いわゆる議会運営委員会並びに執行部のほうからの発言を求めながら調整をとってまいりまして、この取り扱いにつきましては、まず日程の変更を行う、そして本日即決取り扱いではなくて、最終日に議案第15号については即決で行う、各常任委員会に付託をすることなく最終日に即決で行うと、その間において、いわゆる区長会並びに公民館関係の方々の意見を聴取しながら執行において調整を行っていくと、そういうことで本日の日程変更を行うことで決定をいたしましたので、御報告を申し上げます。

議長（田中雅美君）

お諮りいたします。本案については諸般の事情により最終日に審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議もないようですので、本日の本案に対する審議は終了いたします。

お諮りいたします。議案第16号 柳川市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第17号 柳川市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第18号 柳川市母子家庭等医療費の支給に関する条例及び柳川市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第19号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第20号 柳川市立小学校設置条例及び柳川市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第21号 柳川市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第22号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第23号 柳川市民会館条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第24号 柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定については、産業経済委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第25号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、

議案第26号 市道路線の廃止及び認定について

及び議案第27号 基幹水利施設管理事業「筑後川下流左岸地区」の事務の受託についての2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第26号 市道路線の廃止及び認定については、建設委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第27号 基幹水利施設管理事業「筑後川下流左岸地区」の事務の受託については、産業経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。
次に、

議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦について
及び議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について
の2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。2議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

本案は原案どおり高田澄男氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり高田澄男氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。次に、議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

本案は原案どおり新開朝子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり新開朝子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

次に、

議案第30号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第31号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第32号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第33号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

及び議案第34号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

の5議案を一括議題といたします。

5議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。5議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第30号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり三島正寛氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり三島正寛氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。次に、議案第31号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり立花洋介氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり立花洋介氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。次に、議案第32号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり石橋茂氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり石橋茂氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。次に、議案第33号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり古賀壽代氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり古賀壽代氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。次に、議案第34号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり目野博子氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり目野博子氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程すべてを終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時21分 散会

柳川市議会第1回定例会会議録

平成20年3月7日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	龍 益 男
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	田 中 雅 美

2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	佐	藤	良	二
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	高	田	邦	隆
三	橋	北	原		博
消	防	竹	下	敏	郎
人	事	藤	木		均
総	務	櫻	木	重	信
企	画	大	坪	正	明
財	政	石	橋	真	剛
税	務	武	藤	義	治
保	険	川	口	敬	司
福	祉	古	賀	輝	昭
学	校	龍		英	樹
建	設	白	鳥	道	幸
農	政	福	山	敏	文
水	路	武	藤	正	純
子	育	龍		泰	子
監	査	松	藤	博	明
廃	棄	江	崎	尚	美

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	金	子	健	次
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	
						高	巢	雄	三
						高	口	佳	人

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	26番 梅崎和弘	1. 学校給食における「外国産輸入食材」の使用状況と地元食材の利用について 2. 肝炎ウイルス検査の実態と肝炎ウイルス治療費助成制度について 3. 市民要望 (1) 柳川市の社福協、緑の羽根、赤い羽根、日赤募金等の各戸負担金はどうなっているか (2) 筑紫橋架け替え工事の地元説明会はどうなっているか	教育長 市長 "
2	8番 森田房儀	1. 食の安全と農業の活性化について 2. 水資源開発について 3. 全日本同和会補助金交付のけじめは？ 4. ピアス問題のその後と責任問題	市長 " " "
3	27番 高田千壽輝	1. 学童保育 (1) 知的障がい児の受け入れについて 2. 教育格差 (1) 教育格差をなくす為、中学校での夜間塾など行うことができるのか 3. 学校給食 (1) 各中学校残食について	市長 " 教育長 "
4	25番 三小田一美	1. 新年度の予算について 2. 全日本同和会大和支部に対する補助金について (1) 決裁のあり方について (2) 委任規程の見直しについて 3. 柳川ホテル跡地に関する被害届の件について (1) 被害の内容について (2) 提出された被害届について(写しの提出) (3) 議会への報告について 4. ピアス社との交渉経過について (1) 提出された損害賠償の内容について (2) 今後の交渉について (3) 跡地・建物の活用策について	市長 " 監査委員 市長 "

5	4番 熊井三千代	1. 安心して産み育てられる社会環境の整備 (1) 児童、生徒が暴力から身を守る事業として CAPプログラム導入について (2) スクールカウンセラーの配置状況及び効果と 課題について (3) 乳幼児医療費助成拡大について本市の考えは 2. 特定健診、特定保健指導開始について 3. 女性が悩み不安を安心して相談できる「総合カ ウンセリング窓口」の設置について	市長 " "
6	1番 島添達也	1. 一般廃棄物最終処分場(大和町大坪)について (1) 現状についての認識 どう考えているのか (2) 今後の活用策	市長

午前10時2分 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員29名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（田中雅美君）

日程1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いをしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言はすべて簡潔明瞭にされるようお願いをしておきます。また、執行部の答弁も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、26番梅崎和弘議員の発言を許します。

26番（梅崎和弘君）（登壇）

皆さんおはようございます。26番、日本共産党の梅崎和弘でございます。

まず最初に申し上げますけれども、今回より本会議の議場の中継をインターネットを通じて見られるようになりましたことに対しまして、昭代地区の皆さんから大変喜んでおられるということをまず申し上げます。

それでは、議長の発言許可がありましたので、私にとりましては通算59回目の質問を行わ

せていただきます。

1点目は、学校給食における外国産輸入食材の使用状況と地元食材の利用についてであります。

農薬入りのギョーザ事件から早くも1カ月以上になりますけれども、いまだにその原因がわからないような状態でございます。この問題につきましては、いわゆる日本の食料自給率は39%に落ち込んでおり、輸入食品に依存する日本の農業政策の問題がここにあらわれているんじゃないかなと思うわけでありまして、日本の商社や食品企業は原価が安いからということで加工食品のアジアからの輸入を広げてきました。いわゆる大量輸入の一方で検疫体制は非常にお粗末だと言われております。また、自由貿易の促進だとして農薬残留基準を緩和しており、その上、輸入食品について原則検査をするとの基準を改めて書類審査のみで業者が即時に引き取ることができるようになっております。中国製の冷凍食品は学校給食でも使われ、文部科学省の調査によりますと、今回問題になりました天洋食品製造の冷凍食品を使用していた学校は全国で約578校と言われております。

そこで、市内におけます学校給食の食材に外国産食材はどれくらい使用されているのか、お尋ねいたします。

2点目は、1965年、今から43年ほど前は農産物の自給率は73%であり、農業従事者は約1,200万人、それが2005年になりますと270万人になっており、しかもその農業従事者の7割が60歳以上だと言われております。車や家電製品を海外に輸出するために食料は置き去りにされ、その結果、食べ物のづくり手は減り続け、それをカバーしようとしたのが輸入食品であり、特に人件費が安い中国のものが多くなっております。

そこで、学校給食には地産地消の考え方で地元産をもっと多く取り入れるべきだと思えますけれども、どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

2点目は、肝炎ウイルス検査の実態と肝炎ウイルス治療費助成制度についてであります。

厚生労働省によりますと、現在、B型・C型肝炎患者は約350万人いると推計をされております。この肝炎については、感染者が非常に多い一方、放置をすると慢性化し、肝硬変や肝臓がんへと移行する可能性が極めて高いと言われております。今回、薬害肝炎救済法が施行されておりますけれども、妊娠中や出産時、手術、新生児出血症などにフィブリノゲン、クリスマシンなどを投与された人が救済の対象になります。大牟田市におきましては、平成20年2月1日から平成21年3月31日まで20歳以上の希望者を対象に緊急肝炎ウイルス検査を実施しております。先日、私はある奥さんから、風邪ぎみだったので病院に行き、血液検査をしてもらったところ、肝炎ウイルスが見つかったということです。その方は若いときに帝王切開による出産の経験があり、今まで肝炎ウイルス等については全く考えもしなかったということです。現在、入院をして集中治療を受けておられます。

そこで、1点目は柳川市におきまして肝炎ウイルス検査を受けられた方はどれくらいおら

れるのか、お尋ねいたします。

2点目は、4月1日から肝炎ウイルス治療費の助成制度が始まります。福岡県は肝臓がんによる死亡率が2番目に多い県であると言われております。その内容は、患者負担軽減で治療を受けやすくし、肝硬変や肝がんの予防と感染拡大を防止するためのものであります。この制度は、患者の所得に応じて自己負担の限度額を月に10千円、30千円、50千円の3段階で軽減するために、国と県が2分の1ずつの公費で補てんするというものです。この制度につきまして、市民に対して周知徹底するための対策はどのようにとっておられるのか、お尋ねいたします。

3点目は、市民要望でございますけれども、まず第1点目は、柳川市における社会福祉協議会、緑の羽根、赤い羽根、日赤募金など各公民館を通じていろいろな募金が集められていると思います。

そこで、それぞれの募金はどういう団体に集められているのか。2点目は、幾らぐらいの募金総額になっているのか。3点目としまして、また、その募金はどのように使われているのか、お尋ねをいたします。

3、市民要望の2点目でございますけれども、筑紫橋のかけかえ工事の地元説明についてであります。

私は、この件につきましては、平成18年の8月31日の議会におきまして一般質問を行っております。いわゆるこの橋は本市と大川市を結ぶ道路でありまして、1日の交通量は6,700台以上が通過していると聞いております。平成13年度が総事業費10億円をかけ、延長70メートルの2車線で、北側に3.5メートルの歩道を設置する計画で進められているという報告がっております。この橋は高校生の自転車通学が多く、公民館の総会とか区長会、子供会、または婦人会などの各団体から橋の両側に歩道をつくってほしい、こういう要望が多くあっております。また、前回の説明によりますと、平成19年度から仮設の迂回工事に着手をし、平成20年度で橋梁の本体工事に着工する、平成23年度を完成目標に鋭意努力を重ねているという、このような報告がっております。しかし、まだ地元説明会があっていないと聞いておりますけれども、この地元説明会はどうなっているのか、お尋ねいたします。

以上、第1回目の質問を終わります。

教育部長（佐藤健二君）

梅崎議員の学校給食における外国産輸入食材の使用状況と地元食材の利用についてお答えをいたします。

まず、学校給食での外国産食材の使用状況についてお答えいたします。

今回、問題となっております中国の製造工場の冷凍調理加工品は柳川市の学校給食では一切使用していないことを申し上げます。また、冷凍調理加工品についてはすべて国内で製造をいたしているものを使用いたしているところでございます。

学校給食の食材につきましては、国産及び地元産のものをできるだけ使用しておりますが、学校給食の運営上、価格の面からも、また安定的に数量を確保するためにも、外国産を使用せざるを得ないところもございます。現在、柳川市の学校給食の食材は7割を福岡県学校給食会から、3割を地元から調達しております。食材の内訳は、国産及び九州産がほとんどでございます。特に基本物資でございます米、麦、牛乳を初め豆腐、みそ、納豆などの原料の大豆、冷凍うどんの小麦粉、ノリなどはすべて、またはほとんどが地元産か福岡県産でございます。外国産は加工食品や缶詰、冷凍の肉、魚介、野菜に一部使用しております。

なお、外国産食材の検査体制ですが、福岡県給食会の納入物資は現地で残留農薬検査や細菌検査、添加物検査などを行い、国内でも同様の抜き取り検査を行っております。

次に、学校給食での地元食材の使用状況でございますが、本市では地元農産物等の使用状況は、18年度ベースで30.4%となっております。既に国が示す食育推進基本計画の目標である30%に達しております。特にお米は地元産のヒノヒカリを100%使用しております。納豆、煮豆も地元産の大豆を100%、卵も地元産を100%使用いたしております。また、ノリも焼きノリ、味つけノリは100%で、今後はノリのつくだ煮を地元産100%の使用にするとともに、ナス、アスパラ、トマトなどの地元産野菜もふやしていきたいと考えております。

食材物資の高騰で学校給食の台所運営も厳しいわけでございますが、今後とも地元産をできるだけ使用していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

保健福祉部長（本木芳夫君）

梅崎議員の2番目の質問でございます肝炎ウイルス検査の実態と肝炎ウイルス治療費助成制度についてお答えいたします。

質問の第1点目、柳川市において肝炎ウイルス検査を受診された方はどれくらいかということでございますが、本市では平成14年度から平成18年度までの5カ年間で、節目の年、これは40歳から45歳、50歳、55歳といった節目に当たる方を対象にいたしまして受診を実施したところでございます。平成18年度におきましては、受診者数が1,276人で、精密検査が必要な方がB型肝炎で9人、C型肝炎で16人、また19年度では受診者数576人で、精密検査が必要な方がB型肝炎で4人、C型肝炎で6人となっております。平成19年度で受診者数が減りましたのは、先ほど申し上げました過去5年間で節目の年に多くの方が受診され、平成19年度は40歳の方と過去4年間で未受診であった方を対象にしたためでございます。

質問の第2点目の肝炎ウイルス治療費助成制度について、市民に対して周知徹底をどのようにとるつもりかという御質問でございますけど、この制度につきましては、今国会で医療費助成の予算計上をしてあり、また、県議会におきましても2月定例会に上程してあることは承知をいたしております。梅崎議員おっしゃいますとおり、国会及び県議会で決定を見ますならば、自己負担額が所得に応じて10千円、30千円、50千円になるとお聞きしております。

このことにつきまして、山門保健所の担当に問い合わせをしましたところ、詳細なことは3月下旬になるだろうとのことでございます。したがって、住民への制度の周知につきましては、県からの通知があり次第、早急に市報やホームページに掲載をし、また、医療機関へも周知徹底していきたいというふうに考えております。ただ、周知の期間が残りございませんので、4月に受診されました方で、自己負担を従前どおり支払った方につきましては、4月1日までさかのぼって適用されるとお聞きしているところでございます。

次に、3番目の市民要望、その中での1点目、柳川市社会福祉協議会の会費及び緑の羽根、赤い羽根、日赤募金はどういう団体に集められて、幾らぐらいの募金総額になっており、何に使われているのかというふうな御質問についてお答えいたしたいというふうに思います。

柳川市社会福祉協議会は、平成17年3月22日に1市2町の社会福祉協議会が新設合併されております。社会福祉協議会におきます事務事業費は柳川市からの補助及び共同募金配分金や寄附金等により賄われております。本会における共同募金配分金や寄附金は合併後年々減少している傾向にあるようでございます。このような状況が続くと、柳川市における地域福祉活動の停滞へとつながります。そこで、安定的な事業費の財源を確保するために、1市2町社協合併協議会において会費導入が決められ、これにより会費をお願いするようになったというふうにお聞きをしております。

どのような団体が集められて、幾らぐらいかというふうな御質問でございますが、行政区長会を主体としまして、一部公民館長さんをお願いをされまして、平成19年度の納入金額といたしましては、合計1万1,056世帯、5,528千円とお聞きをいたしております。また、何にどのように使われているかとの御質問でございますが、市内のひとり暮らし高齢者の集いなどの地区社会福祉協議会活動費や社会福祉大会などの地域福祉活動に使われる予定とお聞きをいたしております。

次に、赤い羽根募金につきましては、社会福祉協議会で区長会、民生委員、老人会といった各種団体等をお願いをされまして、平成19年度の募金総額は15,126,830円とお聞きをいたしております。皆様から寄せられました募金は、一たん福岡県共同募金会でまとめられ、翌年度に県内の民間社会福祉施設や団体へ配分されるほか、実績の約7割が柳川市社会福祉協議会に配分されます。この配分金をもとに地域福祉活動、事業に使われる予定となっているようでございます。

次に、日赤募金でございますが、柳川市地区長は市長でございますが、福祉事務所が窓口となり、柳川ブロックは婦人会で、また大和、三橋ブロックについては行政区長会及び婦人会をお願いをし、募金活動を行っております。平成19年度の内訳でございますが、柳川市全体では1万4,921件、8,087,230円となっております。本市で集めました募金につきましては、日本赤十字社福岡県支部支部長へ送金をいたしております。日本赤十字社は国の内外を問わず、発生します災害における救護活動や医療事業、血液事業、社会福祉協などの諸事業に活

用されているところでございます。

以上でございます。

産業経済部長（田島稔大君）

緑の募金について、私のほうからお答えをさせていただきます。

緑の募金につきましては、本市の募金活動団体であります柳川市緑づくり推進協議会で募金活動を行っていただきまして、上部団体であります財団法人福岡県水源の森基金に集約をされます。柳川市の平成19年度の募金総額でございますが、本年2月27日現在で5,391,285円となっております。

次に、募金の使途でございますが、募金額の2分の1は財団法人福岡県水源の森基金の緑化活動費に使われておりまして、県内の森林の整備や緑化の推進というものに使われております。そして、残りの2分の1は市の緑づくり推進協議会のほうにまた交付をされます。本市では、市からの補助金1,350千円と合わせて各種の緑化事業を行っております。

19年度の主な事業といたしましては、市内の公民館や公園等の公共施設23カ所に花卉等の10種類、340本の苗木の植樹を行いまして、緑化ボランティアの54団体へ花苗14種類、1万4,508の配布を行っております。また、さらに緑化PR活動としまして、中山大藤まつりと市民祭りで花や木の苗を合わせて1,500本無償配布をしております。また、今年度中に柳川市の花記念事業といたしまして、花ショウブを市内全小・中学校など27カ所に580本を植栽することにいたしております。

以上でございます。

建設課長（白鳥道幸君）

次に、筑紫橋かけかえ工事の地元説明会がどうなっているかという御質問にお答えいたします。

筑紫橋につきましては、1級河川沖端川に架橋している福岡県土木事務所が管理している橋梁でございます。この橋梁を含む路線は車道2車線で歩道が整備されていない一般県道柳川城島線でございます。また、この路線は本市と大川市を結ぶ重要な幹線道路でもあります。本橋梁は現在柳川土木事務所において広域基幹河川改修事業により13年度から総事業費10億円をかけ、現在の場所に延長70メートル、幅員構成につきましては2車線の車道と北側に幅員3.5メートルの歩道を設置するという計画で事業が進められているところでございます。

平成18年度までの事業の進捗状況でございますけれども、調査設計、用地買収及び物件移転交渉が進められてまいりました。当初、19年度に橋梁のかけかえ工事のための迂回路を現橋梁の南側に設置する予定でございましたが、関係地権者の用地及び物件移転交渉が難航したことによりまして、結果的には迂回路が平成19年度中に設置できないという状況下に陥ってしまったところでございます。しかし、現在、柳川土木事務所で精力的に地権者交渉を進

めた結果、難航していた地権者との用地及び物件交渉も整理したということでございます。以上のことから、平成20年度に迂回路を設置する工事に着手し、平成21年度に橋梁の本体工事を着手して、平成25年度に完成という事業スケジュールで、若干おくれたことになったということでございます。

さて、議員お尋ねの地元説明会はどうなっているかということでございますけれども、橋梁の詳細計画が確定した後にできるだけ早い時期に説明会を開催したいということでございます。大まかな目安としまして、5月の連休後に予定していると聞いております。

以上、梅崎議員の一般質問に対しての答弁とさせていただきます。

26番（梅崎和弘君）

順番を追って再質問をさせていただきます。

まず、学校給食の件ですけれども、答弁にありましたように、中国産の例の冷凍食品は使っていないということで安心もしております。また、検査体制についても、抜き取り検査をしているということで、安全・安心の面でいいんじゃないかと思っております。

また、それに関連しまして、地元産が3割ということでございます。これに関しまして食育基本計画が出されておりますけれども、この件と絡み合わせて質問をさせていただきます。

いわゆる平成18年から5年間、国民運動として食育に取り組み、国民が生涯にわたる健全な心身、豊かな人間性をはぐくむことができる社会の実現を目指すということで、この食育基本計画が文部科学省から出されております。今回のこの事件をきっかけとして、この計画をもっと充実させていくべきじゃないかと思っております。今回、440千円の予算が計上してありますけれども、この予算の使い方といいますか、具体的にどうなっているのか、お尋ねいたします。

産業経済部長（田島稔大君）

本市の食育基本計画でございますが、現在、この食育に関します本市の7課で協議を進めております。そして、今年度中に計画案を策定していきたいというふうに思っております。

440千円計上しているがということでございますが、この食育に関しまして現時点で今独自の事務遂行を行っておるわけでございますが、食育に関する共通部分を柳川市食育推進会議に集約をいたしまして、情報の共有化を図って、一貫した食育指針のもとに市民への食育推進と、安全・安心な農産物を供給して地産地消を推進するための具体策をこの会議で推進をしていきたいというふうに考えております。20年度は、まずこの関係者、関係団体への基本指針の配布を行いまして、推進会議で十分な協議を行いつつ、柳川市の食育を充実させていきたいということで今考えております。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

この問題はテーマと少しずれているんじゃないかなと思われる方もおられると思えますけ

れども、いわゆる学校給食における地元食材の利用については、この食育の推進に当たって21%以上、30%という目標といたしますか、これがあるわけでございますので、以下、よろしく御検討をお願いしたいということで質問をいたします。

今、世界的に見ますと、小麦、トウモロコシ、大豆を初め、穀物不足が問題になっております。4月からは食料品の値上がりが検討されておりました、家計費に大きな影響を与えていくと思います。やはりこういう中におきまして、今回、戦後農政を根本から見直すと言われてます品目横断的経営安定対策は、生産の大半を担う農家経営が大きな打撃を受けまして、営農を続けられなくなりますと、このように思われます。いわゆる耕作放棄地がふえまして、田畑が荒れて、食料自給率がますます低下することが考えられます。国民にとりましては、農業と農村は安全・安心の食料供給はもちろんですけれども、緑豊かな環境や景観の保全、洪水の防止や水資源の涵養など、かけがえのない存在であります。いわゆる農業を守ることが学校給食における外国産輸入食材を減らすことにつながると私は思っております。地元食材を使う地産地消の農業経営につながるような柳川市の農業政策が必要だと思っておりますけれども、どのようにお考えなのか、よければ市長としてのお考えをお願いしたいと思いますけれども、よろしく申し上げます。

市長（石田宝蔵君）

今、梅崎議員がおっしゃいましたように、私も旧町長時代から地産地消の問題、地産多消とも言いますが、地元だけではそういったものの需要に対応できるものと対応できないもの、供給をふやしていくということで、当然さまざまな地元としての特産農産物を給食の中にも入れていこうというようなことの活動を展開してまいりました。特に学校給食において、この学校給食会というところから補助金が出るものについては給食会を通さなきゃいけないと。もちろん、県産品であります夢つくしを使えば、こういった補助金が出ていたんですけれども、それじゃ地産地消とマッチしないではないかというようなことで、このヒノヒカリ、地元のお米も当然給食の中で使えるようにというようなことを提案し、そういったものが徐々に給食会の中で理解をされて、今では県下でもこの夢つくしでなくてもそういったものについても使えるようにというふうな方向に変わってきております。

それからもう一つは、梅崎議員がおっしゃいましたように、外国産に対するいわゆる残留農薬、ポジティブリストですね、こういったものが食に対する安全、特に西日本新聞ではキャンペーンをはられました「食卓の向こう側」、そういったものから見ますと、さまざまな消毒、あるいは残留農薬等のものを食することによって、さまざまな病気を引き起こしている、疾病につながっている、こういうことを考えてみると、地元のものがいかに安全で安心して、またつくられているか、そしてその経路もしっかり見定めることができるということで、地産地消については十二分に振興を図るようということで取り上げてきた問題であります。

私個人といたしましても、県の土地改良事業団体連合会の会長も仰せつかっておりますし、当然農家においてはそれなりの所得がなければ農業に対する魅力はやはり半減をしてまいりますし、後継者も育ちません。したがって、そういったものを地産地消、所得を一定のレベルまで上げる、そしてまた、こういったもので農業に対する後継者が育っていく、夢と希望を持てる、そういったものがつい先般のあの品目横断的経営安定対策、確かにあの政策については、システムについては非常に不作のときは確かにセーフティーネットでいいんでしょうけれども、豊作になればなるほど所得が名目上じゃなくて農家の実所得が減っていくと、不可分所得が減っていくというふうになりますので、これについてはあのような問題が全国的に惹起をしたということでございます。したがって、当然この見直しも、農村の意向と若干かけ離れたものがあったということで、その後、国においても見直し等が進んでおりまして、名称も品目経営安定対策、これが所得経営安定対策ということに変わってまいってきております。もちろん、この筑後地区ではほとんど耕作放棄地というのはいないんですよ。ところが、中山間地に行きますと、本当に後継者がいらっしやらない、農家をやる人がいないといったことでの社会的な現象が起きているわけでありまして、だから、農業については、新たに農地法の改正を50年ぶりにやられましたけれども、農地は多面的機能を持つと、そういった面で地球の温暖化にも貢献していますし、さまざまな環境の分野でも貢献をしている農業でありますので、そういったものも都会の方々にも理解をいただき、農村にも山村にも漁村にも理解をいただくようにと、こういうことで私どもはやり、大きな声を上げながら、国民の皆さんの理解を得るための努力を重ねていかなきゃならないと、このように思っております。

当然、食育については地産地消、地産多消ということで頑張っていきたいと思っております。

26番（梅崎和弘君）

ただいまの市長の御答弁ありがとうございました。私も市長の見解について同感でありまして、よろしく願いをしておきます。

世界では食料危機が進行しており、穀物の輸出規制をする国もあります。今までのように金さえ出せば買える時代は終わったと言えると思います。そこで、先ほど市長からの御答弁がありましたように、食料自給率の向上につながるような、そのような柳川市の農業政策に今後も大いに進んでもらうようお願いしまして、第1点目は終わります。

第2点目の肝炎ウイルスの件でございますけれども、このウイルス性肝炎の大半は医療行為によるものじゃないかと思えます。いわゆる国民の生命の安全を確保することは、これはもちろん国、厚労省の責任であります。放置すれば肝硬変や肝臓がんなど命にかかわる問題であります。この問題につきましては、肝炎ウイルス治療費助成制度につきましては、3月中旬ごろにはっきりするというところでございますけれども、もう4月実施、時間が少ないわ

けです。どうか市民の皆さん方に周知徹底を図られるようお願いをいたします。

それから、3点目の市民要望であります1点目の募金の問題です。

私は、あくまでも募金は任意であるべきだと思っておりますが、しかし、どうしても公民館などの総会で決められてしまうわけでありまして、いわゆる嫌々ながら募金に応じておられる方も多いと思うわけです。このような募金のほかにも、青少年育成会、交通安全協会、防犯協会とかお宮の経費、また公民館費、これらを合わせますと1戸当たり月1千円以上になるということで、ひとり暮らしとか高齢者の方にとってはかなり負担になっているんじゃないかと思えます。

そこで、このような募金に対しまして全戸数の何割ぐらいがこの募金に応じておられるのか、お尋ねいたします。

福祉事務所長（古賀輝昭君）

ただいまの梅崎議員の何割ぐらいが応じておられるかという御質問でございますが、数字的に一概に言えるものではございませんけれども、試しに本年1月末の世帯数で件数を割ってみますと、赤い羽根共同募金が約9割、それから日赤募金につきましては約6割、もう1点、社会福祉協議会の会費の件につきましては約5割となっておりますようでございます。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

社会福祉協議会の件でお尋ねしますけれども、これは外郭団体であって、市として関与する問題じゃないかなと思えますけれども、やはり一般市民の方は、どうしてもこれは柳川市がしよるとじゃなかかというふうな誤解もあるんじゃないかと思うわけです。そこで、再度社会福祉協議会の会費を取っているところから、もう払いよらんばんもというところもありますけれども、そこら辺の経過と、その何と申しますか、組織についてももう少し詳しく説明をしていただきたいと思えます。

福祉事務所長（古賀輝昭君）

社会福祉協議会の会費の件につきましては、先ほど部長のほうからもお答えいたしましたように、1市2町の社会福祉協議会が合併するときに検討がなされて会費導入が決定されたというふうにお聞きをしております。ただ、19年度につきましては、旧柳川市、それから三橋町につきましては地区社協の組織化がなされておまして、そちらのほうでお願いがされていると。ただ、大和地区につきましては、まだ地区社協の組織化がなされていないというようなことがあるようございまして、まずはその組織化を優先して取り組んでいくと。その上で会費をお願いするというようなことになっておるようでございます。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

私は、災害における救護活動とか医療、血液事業や社会福祉事業などは、募金活動に頼る

のではなくて、国が責任を持ってやるべきだと思いますけれども、これについてのお考えはいかがでしょうか。

福祉事務所長（古賀輝昭君）

議員の御意見はごもっともかと思えますけれども、現実的に今の段階では皆さんからの善意の募金に頼りつつ、活動がされているということでございますので、私といたしましては、それ以上のお答えはできかねるかと思えます。

26番（梅崎和弘君）

いわゆる集められました善意の募金は一円たりとも無駄に使ってはならないと思うわけです。また、募金された方たちに対して、この募金が何に使われているのかというふうなことが本当に下のほうまでは伝わっていないんじゃないかなと思うわけです。もっと詳細な金の使い道を報告する義務があるんじゃないかと思えますけれども、このことについてどのようにお考えでしょうか。

福祉事務所長（古賀輝昭君）

確かに梅崎議員お話しのように、御賛同をいただいた皆さんからの善意の募金は無駄遣いをする事なく有効活用を図られることが当然だと思っております。私もそれを望む一人でございます。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

どうもありがとうございました。

それでは、次に進みます。筑紫橋のかけかえの件ですけれども、スケジュールがおくれているけれども、できるだけ早い時期ということで、5月の連休ごろに考えているというふうな御答弁がっております。いわゆるここで両側に歩道をつくりますよというふうなお答えはもらえるわけでしょうか。

それともう1つは、前回市長は地元要望に対しては取り組まなければならないという力強いお言葉をいただいておりますけれども、また再度、市長としてこの歩道をつくってほしいという地元の要望に対してどのようにお考えなのか、以上2点お願いします。

建設課長（白鳥道幸君）

両側に歩道をつくってほしいという地元要望に対して、その対応についてお答えいたします。

さきに述べましたように、当初は北側のみの3.5メートルの歩道を設置するという計画でございました。また、平成18年11月に地元のほうから両側に歩道を設置してほしいという要望書が出されたこともありまして、現在、柳川土木事務所においては、両側に歩道を設置する方向で検討をしているということでございます。市といたしましても、両側に歩道が設置されるよう柳川土木事務所に対して設置要望の継続をしていきたいと考えているところでござ

います。

以上で答弁とさせていただきます。

市長（石田宝蔵君）

今、白鳥建設課長が答弁申し上げましたとおりに、地元の方のたつてのお願いでもございますし、私も次なる時代、安全を確保するためには両側に歩道がこの際できるとするならばやるべきだということで要請をしているところでございます。

26番（梅崎和弘君）

どうも力強い御指示、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時48分 休憩

午前11時1分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、8番森田房儀議員の発言を許します。

8番（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。議長の命によりまして一般質問をさせていただきます。

私は、選挙に立候補しましたときに約束をいたしております。それは何かと申しますと、合併してよかったなと感じられるまちづくりを行っていきますと、その約束をいたしております。しかし、少なくとも1年半の歳月を費やした今日、市民の7万3,500の皆さんが本当に合併してよかったと感じておられるのかどうか、このことを思いますときに、いや、そうではないのではないかと。合併してよかったことはいっちょんなかやっかんという声のほうが非常に強いように感じておるところでございます。余談でありますけれども、このことが私にとっては一番残念でなりません。これからやはり天下に名立たる柳川市として素晴らしい魅力あるまちづくりに邁進をしまいたいと感じておるところでございます。

まず、私は第1番目に食の安全と農業の活性化についてということでお伺いをいたしたいと思っております。大体これは本来、梅崎議員が全部おっしゃいました。少し残った部分だけをはしょりながらお伺いをしまいたいと思っております。

少なくとも世界の食料事情というのは非常に逼迫をしておるのではないかと。特にインドや中国という13億、11億という多くの民族を抱えている国が経済発展に伴いまして、いわゆる食料の輸出国ではなくして、どうも輸入国に変わりつつある。ましてや、輸出制限をしつつあるという時代に入っておるのではないかと。

したがいまして、主要各国重立ったものを検証してみますと、いわゆる異常気象等に伴いまして、かつては500%以上の農業生産高を誇っておりました豪州で237%、それからフランスに至っては、かつて以前10町歩農業から30町歩農業へと切りかえをしておりましたけれども今日では128%、あるいは米国はこれもまた異常気象等に伴いまして非常に生産高が落ちておりまして122%、英国はあの小さな国土でありますけれども、それでも70%、そしてスイス、あの山岳国家でありますスイスですら49%の生産高、自給率を誇っておるわけでありまして、日本はカロリーベースで39%、生産高で40%、それだけの自給率しかないわけでありまして、特に昨年の12月27日、中国のギョーザに入っておるメタミドホス、それからジクロロボス、パラチオンメチル、パラチオン等のいわゆる殺虫剤が入ってきた、このことは東南アジアにおける食料そのものは信用できないのではないかと。特に冷凍食品に至っては年間31万トン輸入をされておりますけれども、その中で約20万トンは中国からのものであります。その中にいわゆる殺虫剤等が混入されておるとするならば、これは大変な問題だと。私はある意味では原子爆弾を何十個か持っている国よりも、食料の中に殺虫剤、毒を入れられるというようなことになれば、これは原爆以上に大変な問題、いわゆる食料安保の時代というふうに私は考えておるところでございます。

そこで、私は国内農業の自立と保護、助成策をやっぱりいま一度見直さなければならない時期に来ているのではないかと、それは自給率を上げるというためにであります。私は、特に今日の農業を見ますと、いわゆる農業軽視であると、地域の差別であると、極端に言いますと農業の冬の時代ではないかというふう感じておるところであります。やはり食料備蓄というものを考えない国は、私は将来滅びていくのではないかと。いわゆる食料テロという問題を考えますときに、食料の備蓄というのは国家、国民の安全保障であるという観点を十分に認識していかなければならないのではないかとというふう感じておるところでございます。

私は読売新聞をとっておりますが、読売新聞のキャンペーンの中で、いわゆる政府ベースであります、米の備蓄は1.5カ月分しかない、あるいは小麦が1.8カ月分しかない、大豆は2週間分しかない。それから、牛、豚等を飼育する飼料、これが1カ月分しかない。そういう備蓄の状況で果たして国家、国民の食の安全保障というものが守られるのかという心配をいたしておるところであります。したがいまして、やはり米の減反政策、これは4割からの減反を強いられておりますけれども、これは解除すべきではないかと。少なくとも海外に無償援助という形で出されております金銭によって賄われておる問題をやはり米、そういったものが過剰であるとするならば、そういうものを物として出していくということが必要ではないだろうか、そのことはとりもなおさず日本の米作農家を助けていくというふうにつながっていくのではないかと、そういった意味で減反政策というのは当然見直していただかなきゃならないのではないだろうかというふう考えております。

なお、農産物の品目横断的価格制度、これは梅崎議員もおっしゃっていましたが、絶対見直しを必要とする。そうでなければ、市長からも答弁がっておりますように、豊作になれば値段が安くなる、そういうおかしな話はないと。じゃ、農家が生産に励むというものがない、とれてもとれなくてもこれだけのもらえるからというようなことで、そのことがひいては農業の劣化と申しますか、そういうものにつながっていくのではないだろうかというふうに考えております。したがって、この問題についても、ぜひこれは地方から見直しを要求していく、そういう努力が必要ではないだろうかというふうに考えております。

特に私は、集団営農方式という問題を考えますときに、これは零細農家の切り捨てにつながるのではないだろうかというふうに思います。今、蔬菜園芸をして非常に農業の多角化というものが進んでおります。本来ならば、ニラとか、あるいはいろんな野菜等を生産するときに5町も幾らもまとまったことでつくっていきなさいということではなくして、私は1反とか2反とか、そういう零細農家に取り組める、そういう蔬菜園芸農家というものがあるのではないかと。この方たちを見捨ててしまうと、努力をしたい、そういう努力する目標すらなくなってしまうような農業政策というものが果たしてこれでいいのかと。やはり日本の農業というものは、作物をつくるだけじゃなくして、酸素をつくり、水を大切に、土地を大切にしている、いわゆる環境を大事にしていく農業と、そのためには農業が一つの大きな力になっていると私は理解をしておるところでありまして、特に市として国がだめならば、零細農家の蔬菜園芸を生活の糧としてやっている人たちには、地域、市や県が助成策を講じていくということをぜひお願いしたいと思っておるところでございます。

次に、水資源開発についてお伺いをいたしたいと思えます。

水資源の現状については、今、この柳川地区は特に矢部川を中心とした水系になっております。ところが、夏の洪水防止のために日向神ダムの水は流す前に全部これを空っぽにされます。28災害の現状から見て、当然そういう施策は必要だと。それで、堤防を守り、住民の生活を守っていく上には治山治水というものは大事でありますけれども、しかしながら、今現在世界的に私は水の争奪戦に入っていると。水は非常に大事だと、しかしながら、古今東西、少なくとも水は上流優先であります。柳川市は最下流に位置しておりまして、最終的には自分たちの能力によって水を確保することはできない、上から流されてきて初めて、ありがとうございますという、いわゆる水の利用の方法しか今日ないわけでありますから、これをやはり何とか解決していかなくちゃならない。

特に農業用水、あるいは漁業用水、あるいは観光・景観用水、もう水は非常に大事でありますから、これを守っていかなくちゃならない。じゃどうすればいいのか。400年も500年も前から慣行水利権というのはちゃんと決められておって、これを何とか変えようとする、これは血の雨が降るぞというような形で、この水利慣行権に対して手をつけられない状況は今日まで続いておるわけでありまして、この水利権の確保、あるいは水の確保というものを我々

が考えた場合に、これは当然何らかの措置を講じなきゃならん。何をやればいいのか、私は平面ダムを建設することだと。いわゆる大和干拓、あるいは橋本干拓、200万から300万トンぐらいのダムをつくって、そこに水を確保しておく、そういうことが必要ではないかと。農業用水については、何とかなっとるばのち言う人たちもおいでになると思います。しかし、今年度これだけの干ばつが続いて、水がない、水がないという御苦労をなされてまいりました。

特に漁業については、もう全くの水不足でありまして、ノリの価格推移を見てまいりますと、昭和27年から有明海においては本格的なノリの生産がなされてまいりました。27年が10円程度、ところが平成18年、去年はいわゆる福岡県有明海のノリの価格というのは9円22銭なんです。いわゆる60年近くおるのに、卵が物すごく成績のいい商品だと言われておる、値段が上がらないからということですが、ノリは逆に下がっておるわけです。過去一番悪かったのが平成12年のノリの大凶作のときであります、そのときでも9円48銭、去年の9円22銭のほうが値段が下がっておる。なぜか、これは水なんです。漁業用水が不足しておるがゆえに、ノリの味がどうしても、私が言ったら大変なことになりますが、味が落ちている、風味が落ちている、そのことがノリの価格に反映をしておると。水を大事にしなきゃならんと、漁業用水を大事にしなきゃならんというけれども、いわゆる漁業者はダムをつくる時も一銭も金を出していないから、あんたたちは金も出さず、水だけ欲しがってもだめだよと、幾らか県の指導によって100万トン程度の漁業用水というものは出されておりますけれども、それでも水不足なんです。昭和58年の凶作のときも、実は有明炭鉱の水をくみ上げて有明海に流しました。そしたら、炭鉱の水の流れたところだけつば状菌が発生をして、かえってだめになった。それから、漁業組合が全員で立ち上がりまして、これは大変だということになって、県庁まで行って大会をやっている、何とかしてくれということをやられたけれども、結局は熊本の水産試験場長でありました太田扶桑男先生が炭鉱の水は死に水だと、しかし、上に引き揚げて、そして壁に強烈にぶち当てることによって酸素をここに含有できるようになる、そうすると水は生き上がるんだということで、いわゆるその装置をつくっていただきました。それで、明けの年にはその水は物すごく生きてきた。それほど水は炭鉱の水といえども大事になってきておるということでもあります。

ちなみに、54年が平均の20円19銭、それから57年が20円39銭、これまでは黒い札束と言われる景気があったわけでありましてけれども、その後、瀬高水門がつくられて、あそこから水が流れてこなくなった、それから大和地先、高田を含めまして、ノリの値段が低迷をしてしまってきておるということでありまして、その中で10円を切ったのは平成12年の9円45銭と、それから17年、去年おとしの9円99銭、去年は9円22銭、ことしはもっと下がるのではないかと心配をされておるところであります。平成9年の福岡県有明海区の生産高は枚数で13億4,000枚、それから金額では170億円を生産しておりまして、この年は13円20銭と。と

ころが、18年は今申し上げましたように9円22銭であります、137億円、枚数にして15億枚の生産は上がっておりますけれども、137億円しか上がっていないと。平成12年は極端でありまして、金額で52億円しか上がっていない、それでも9円80銭と。値段的には平成12年の大凶作のときの値段にも及ばないという状況でありますから、やはり水の確保というものは非常に大事であります。特に私は、品質の低下、それから風味、味、このものの復活をしなければ、ノリ産業の持続的可能な漁業環境というものをつくれないのではないかとこのように思っております。

そこで、このダム建設について、市長に特にそういう計画、あるいは考えがありましたら、ぜひお伺いをいたしておきたいと思っております。

3番目に、全日本同和会補助金交付のけじめについてお伺いをいたします。

この問題は、私が特別委員会の委員長として報告書を議会に提出をし、議会において了承をいただいております。したがって、私はこの問題につきまして、当時の担当首長として、いわゆるどういふふうに通和会大和支部補助金調査特別委員会報告の末尾の内容を理解されているのかを聞かせていただきたいと思います。

私は、2月15日号の全日本同和会の補助金に関する経過報告というものを読ませていただきましたが、事実と反している。違うのではないかと。うそと言わけてと詭弁を弄しておいでになる。正しく事実を率直に情報公開することは首長の責任であるといふふうには感じておるところであります。まず、市長から御存念、所見をお伺いいたしたいと思っております。

次に、4番目にピアス問題とその後の責任問題についてお伺いをいたします。

3月6日、きのうであります、ピアス側からの調停裁判と申しますか、そのことがなされておりました、柳川の簡易裁判所で調停がなされたと聞いております。まず、その内容について詳しく、できる限りの範囲でお答えをいただきますようお願いを申し上げたいと思っております。

特に私はびっくりをいたしておりますが、きのう付の県民新聞のホームページで何か市長及び副市長が地元業者に解体を依頼すると、そして専門の業者に下請をさせると、そういう動きがあるということホームページで、それなりの表現を出されておりましたのを見てびっくりいたしました。私はそうではないのではないかと。まず、解体に必要な経費が幾らぐらいかかるのかということ調べるために業者と接触をされたのではないだろうかと思っております。しかしながら、ホームページの内容はそれとは違う方向で出されておるように思っています。少なくとも私はこの問題について、議会に諮ることなくこれを執行するとか、あるいは全日本同和会と同じように隠し予算的な中でこれを解体しようとするということであれば大変な問題だといふふうには思っております。このことは、やはり市長、副市長、あわせて明確に明言をしていただきたいと思います。そうでないと、議会に対しても、あるいは市民に対しても私はまたうそをつかれるのではないかとこのように心配をいたしておるところであります。

まず壇上からの質問につきましてはこの程度で終わらせていただきまして、自席から再質問をさせていただきます。どうもありがとうございました。

市長（石田宝蔵君）

森田議員におかれましては、今回もまたピアス問題、あるいは全日本同和会、こういったものに焦点を当てられましてのお尋ねでございます。

今回は4点ございまして、食の安全、特に先ほどの梅崎議員のお尋ねの件と若干ダブるようでございますけれども、これについては国策の問題でございまして、どのように私なりにお答えすればいいのか、何をお尋ねになっているのか、私もよく理解できないようなことでございました。地方としては、地方自治体としては、先ほど梅崎議員に御答弁を申し上げたとおりでございますので、市としては地産地消、また食の安全、こういったものをしっかり担保させて、国民の台所を安心させるということについて、また、農家の所得向上について私どもは地方としてやっていかなきゃいけないと、このように思っております。

それから、2点目、水資源の開発、平面的なダム建設をという御提案でございましてけれども、これは私もこの平面ダムについては随分資料等を取り合わせて勉強させていただきました。恐らく愛知用水を御視察なさっての、万場調整池等をごらんになっての発想だろうと私は思います。試算をいたしまして金額的には、ダムの深さ、議員は約200万トン、300万トンと、これだけの貯水をやるということは、仮に400万トンの貯水をやることとしまして、深さ5メートル、面積にして80町歩の面積が要るわけです。これにかかる費用というのが、300万トンと仮定いたしまして、ある機関から試算をさせたところ、250億円から300億円、こういった事業費がかかるということでございます。もちろん、この平面ダムをつくったとしましても、その水をどこから持ってくるのかというのがまた大きな課題になるというふうに思っております。

有明海でノリが始まりましたのは、今議員おっしゃったとおり、大体二十六、七年、ところが、諫早大水害で、御案内のとおり、この地方は大きな被害を受けました。その後、採貝漁業が、これまで続いてきた貝をとっていた漁業がノリへ大きく変わったのは、その諫早災害以降だというふうに私どもは知らされておりますし、実態上もそうだと思います。ただ、価格の面について、この水の問題だけを論じるわけにはいきません。確かに食生活の変化がございまして、それから、バブル期のいわゆるギフトなるもの、今はやはり冠婚葬祭といいますが、そういった年末のお歳暮、夏のお中元、ベストギフトのベストテンの中にノリは含まれておったんです。ところが、御案内のとおり、バブルが崩壊いたしまして昭和50年代の半ば、まあ前半からですけれども、そういったギフトの贈り物にほとんどノリが使われなくなってきた。今ベスト30の外に来ているんですね。ですから、本当にノリはおいしい、しかし、ギフトとしてそういった高級品だという思考が消費者の中にありますので、そういったものの意識が変わってきていない。しかも、外食産業のコンビニだとか、そういうところでほと

んどのものが消費をされてきている。しかも、機械で大量生産、昔だったら森田議員おっしゃいましたように、天日干し、手摘みで、そういったものの風味がなくなってきていることも事実でありますし、消費者の嗜好も変わってきている。むしろ、日本のノリを外国へ輸出をすると、中国、あるいは韓国からのIQ、輸入枠の問題が数年前から取りざたされておりますけれども、逆に私どもは外国へそのノリを輸出する方向へ働きかけていかなきゃいけないということで、知事もそのような方向で今ヨーロッパへ向けての輸出策も考えているところでもございます。

それから、ダムの連携については、今申し上げましたとおり、巨額の費用と、しかもそれなりの事業費に費用対効果を考えてみますときに、現実的に、皆さん方よくおっしゃいます、夕張の問題を取り上げられますけれども、こういった財政破綻を招くようなことは私としてはやれません。したがって、今あるものをより有効に、しかも日向神ダムは今県議会議員の先生方、筑後地区の県議団にも要請をいたしまして、ダムの弾力的運用、今議員おっしゃいましたけれども、梅雨の前に抜いてしまうというのはもう二、三年前からやめられているんです。ダムの弾力的運用、やはりこういった渇水期、梅雨が来るならば必ず抜いておかなきゃいけないというものをよく考えて、短期予報、中期予報、長期予報、こういったものの気象データが昨今情報としてとれますので、そういったものを十分分析をしながら、弾力的ダムの運用をやっていくということでございます。したがって、互譲の精神、筑後川の合口の取水、そしてまた、私どもの農業用水として、冬場の周年農業として、こういった水はやはり確保する必要がございます。しかし、そういったあるものを、有効資源を活用しながら、費用対効果を十分念頭に置いてやっていかなきゃならないと思っております。

それから3点目、全日本同和会補助金の交付のけじめはということでお尋ねでございます。

もちろん森田委員長さん、私のほうに最終の委員長報告末尾の部分はどう考えるのか。恐らく末尾にはこういうことが書いてあります。「当委員会としては、当時大和町長であった石田市長は、現職の柳川市長であり、市の最高責任者として責任のとれる立場にある。その責任の所在を明確にするため、身の処し方について法と社会正義に照らし、市民の納得のいく判断を求めたい」、こういう委員長報告でございました。特別委員会の結論は、不当な支出方法がとられていた。また、特別委員会の審査では、全日本同和会への支払いの額については全く問わないと、支払い方法がだめだと、こういう御指摘をいただきました。そして、特別委員会、監査委員の監査結果については、これについても違法という表現は使われておりません。したがって、特別委員会、住民監査の結果、結論として違法と決めつけるものはございませんので、法に照らしてどうなのかということで、私も理解に苦しんでいるわけです。社会正義に照らし市民の納得のいく判断と、これはまさしく市民の皆さんからいただいたお金であります。したがって、公金を公金として効果を上げる使い方をきっちりやるべき。あらたむるにはばかることなかれ、誤っていたとするならば、私どもはきっちりとそれを市

民の皆さんに説明をし、正しい公金のあり方というものを説明してまいらなければならないと思っております。

したがって、ある議員からも言われました。人権問題、同和問題、さまざまな差別事象、まだまだ潜在的にあるわけでありまして、こういったものをそれぞれの団体の活動方針が違います。現実的に違うんです。しかしながら、やはりあってはならない差別、こういったものをなくさんがために行政として当然市民の皆さん方に真の差別がなくなるまで理解を求めて解決をしていく、政治生命をかけてやっていかなきゃいけない、このことが私は大事だと思います。（「簡単に」と呼ぶ者あり）潜在的に残るものはあってはなりません。（「時間の制限があるから簡単に」と呼ぶ者あり）はい。

そういうことで、私なりに総括をし、市民の皆さんにそれぞれ、今森田議員から言われました、うそだとか偽りだとか虚偽だとか、こういうことじゃない。私が2月号におくればせながらおわびを申し上げて、説明申し上げたのは、言われたことの実事関係、実際どうだったのか、私もこの議場で、その当時知らなかったと申し上げました。しかし、それはその後、皆さん方から出されたさまざまな監査委員会での事情聴取、それぞれの関係者、私に当時かかわっていた助役、総務課長、収入役、そういった方々の事情聴取も終わっていますし、また、増額された経過もきっちりそれは説明しなきゃならない。（「簡単にやってください、簡単に。私のほうも話があるから、簡単にやってください」と呼ぶ者あり）簡単で、わかりやすく説明しておかないと、市民の皆さんにこれだけ大事な問題でありますから……（「ちゃんと続けて質問するから」と呼ぶ者あり）わかなければいけないと思います。したがって、そういった問題については、聞き取り調査をやった、その結果、こうでしたよということをやはり真実を市民の皆さんに知らせ、また知っていただく、そのことは行政の長として当然の責任であるというふうに思ったところでございます。

それから、ピアスの先ほどの問題、どこかの業者に依頼をしたという話でしたかね。調査をさせて、地元の業者に委託をすると、そんな話は一切ございません。きのう調停もございましたけれども、調停はピアス社からの申し出でございます。

それから、業者だとか、そういうふうな解体の話とか、そういう話は一切、金輪際あっておりませんので、どなたがおっしゃっているのか。県民新聞さんですか、この方に私は聞きたいと思います。電話をいつもするんですけど、おかかりになりません。発行元がどなたのか。こんなのは柳川市を混乱させること、それは決してあってはならないことであります。私に取材を申し込んでもおられませんし、副市長にも来ていないと、副市長からそのこともお答えさせたいと思います。

以上でございます。

副市長（大泉勝利君）

ピアス問題に関して地元業者に解体を依頼しているというふうな県民新聞のホームページ

で見たということですが、私も県民新聞から取材も受けておりませんし、また、県民新聞のホームページも見ておりません。また、地元業者に対して解体を依頼というふうなことは、今調停が始まったばかりでございますので、何らそういうことはできない話でございます。否定させていただきます。

8番（森田房儀君）

きのうのやつをちゃんと詳しく説明してくれと言ったでしょう。

副市長（大泉勝利君）

きのう第1回の調停が始まったのは事実でございますけれども、これは係争中の案件だということで、ここで私が詳細に報告することは、市にとって不利益につながる可能性がありますので、ここでは回答を差し控えさせていただきたいというふうに思います。

8番（森田房儀君）

まず、農業の充実と、いわゆる保護策及び助成策を講じるべきではないか、何を言っているのかわからん、はっきり言ったじゃないですか。少なくとも米の生産調整等については、国に対して見直しを要求すべきではないかと。品目横断的価格制度についても、やはりこれは蛮勇を振るって地方から見直しの要求をすべきではないかと。ましてや、集団営農方式は零細農家の切り捨てにつながるおそれがあるので、この問題については国がどうしてもだめだということであれば、市の助成策を講じながら、小さな農家、蔬菜園芸農家も含めてちゃんと育てていくような農業政策が必要ではないかということをやちゃんと聞いたじゃないですか。何を聞いていますか、あなた。

それから、ダムは150億円もかかるとか、それは当たり前ですよ。市長もおっしゃったように、愛知用水、いわゆる豊川ダムを視察に実は土木組合のほうで行かせていただきました。その中で、やっぱりダム、あるいは井堰、そういったもののネットワークがきれいにできておる。したがって、夏場の水の余るとき、そういったものをちゃんと北半島の一番端のほうに、きれいに平面ダムをつくって450万トンの水をちゃんと備蓄をしておると。これはどこかやっておるかという、独立行政法人の水資源機構がやっているんですよ。柳川市でつくれと私は言っていないんです。これは何かというと、八代海・有明海特別措置法がまだ機能しているうちにこういう働きかけをして、水の問題を解決する努力をすべきではないですかという質問をしているんですよ。私は、そういうことはしません、しないならしないでもいいじゃないですか、そういう努力をする市長さんとかわっていただければいいわけですから。何かあなたは紋切り口調で、本当に末端の人たちが困っていることをどうしても理解できない人のような気がいたします。

特に私は、全日本同和会、これはどう考えてみてもおかしいですよ。ここに持ってきておりますが、「自治体の苦悩、県内外の多くの自治体が当時から混乱を避けるため、苦慮し対応してきた問題であり、担当課長が寄り集まって話し合いをした。その結果、この隠し予算

でやってくれという要望も含めて、みんなでそういうふうを守っていきましょうということ
を53年当時に決められたようだ」ということですが、あなたはそれを改革するために市長に
なられたわけですよ、そういうものを、それだけじゃなくして。ところが、あなたはこのこ
とによって何を言わんとしているかと、これは私が悪いのじゃない、赤信号みんなで渡れば
怖くない、みんながするから私どももそれに従いましたと、これは完全な官民談合、官官談
合なんですよ。そういったことをあたかも当たり前のようにこういうふうな書き方をする。

ましてや、「全日本同和会大和支部補助金の名称が見当たらず、職員退職手当組合負担金
の中に組み込まれていたのである。好ましくない予算計上であるが、支出については流用とまで
は言えない。さきに述べたように、この補助金の取り扱いをめぐって、好ましくない予算計
上が約30年も続いてきたことから推測して、当初からいかに担当職員や幹部職員、関係者を
悩ませてきたものであったかをうかがい知ることができる」、これは全く他人事じゃないで
すか。あなたは10年間、45,600千円、あなたの手から出ているんですよ、これ。それをうか
がい知ることができない、全くの他人事、いわゆる責任回避なんです、ここは。

次に、「補助金の交付申請書の決裁権者は町長であるが、当時の大和町の処務規則では申
請書決裁後に支出するための補助金支出伝票の決裁権者は助役であり、決裁権者が異なっ
ている。したがって、私はわかりませんでした」ということを言っているんです。ところが、
平成6年の5枚については、助役がいなかったんですから、あなたが決裁しているんですよ。
別じゃないじゃないですか。あなたが決裁しているから、次の助役も、あ、それでいいのだ
なという決裁を継続した。いわゆる前例踏襲をしていっているだけなんです。あなたに責任
が一番あるんですよ。それを何ですか、これは、私は関係ないと。補助金交付の決定はしま
したが、補助金を出すときは私ではございません、助役でございました、そんなあなた言い
わけがありますか。

それからもう1点、平成15年度からの予算支出費目については、同款項目節細節の16、地
方振興費補助金と明記し、1市2町が合併した17年度からは全日本同和会大和支部活動補助
金と明記している、それは17年、18年以降はそうです。だから、それはそれだけでも救いで
あったという報告をしています。しかし、15年度の予算は、これは職員退職積立負担金の中
に入っているんですよ。少し違う、1年違うようですけども、そういう違うものを出すこ
とによって、あ、それは大した問題じゃなかったじゃないですかという市民の感覚を喚起す
るためにこういう出し方をあなたはしているとしたかと思えないんですよ。ただ、決算のときは
どこから引き出してきたのかわかりませんけれども、地方振興補助金という形に決算ではな
っております。しかし、予算を組むときには職員退職積立負担金の中に入っているんですよ、
費目も何もありません。それをこういう形で書いている。

それから、私がびっくりいたしますのは、監査委員の方々が極めて慎重に、そしてなるだ
け市長に重しがかからんような形で何とかこれでおさめてもらいたいという願望があったで

あろう。ところが、言いわけにこれを使っている、あなたは。決してこれは大丈夫ですよ、正当な支出ですよという保証をしているんじゃないですよ。監査委員の皆さんは大変苦慮しながら、穏便な形で、それでもこういう出し方はやめなさいということをやちゃんと指摘してあるのに、この文書全体から見ると、監査委員も保証していますよ、そういう受け取り方しかできないような、そういう文章の書き方をしている。これは市長、あなたが書いたんですか、この文章は。どうですか。

まず、その3点について御答弁をお願いします。（「時間がもったいないよ」と呼ぶ者あり）

市長（石田宝蔵君）

当然、農業の問題については、先ほどお答えしたとおりでございますし、この平面ダムの問題についても、先ほどお答えしたとおりでございます。

また、全日本同和会、この2月15日号の記述について、これは森田議員、そのようにお受け取りいただいて、御指摘をなさっていただいておりますけれども、私どもはその内部調査、議会で取り上げられ、そしてその後、調査をいたしまして、実態として事実を記述したところでございます。監査委員さんの御苦労についても、本当に大変なものがあつたと、また、議会についても御指摘を受けておりますこと、真摯に受けとめてやらなきゃいけないということを書いたつもりでございますけれども、そういった受けとめ方をされると、決して私どもは正当であつたということを書き正当化しようとするものではありません。しかし、こういった歴史的な背景があつて、流れの中でこうしてきたことはる真実を述べてきているところでございます。したがって、御理解をいただきたいと思っております。

8番（森田房儀君）

あなたはそれだけで気持ちはいいかもしれませんよ。しかし、少なくとももうその話がここに出ていること自体が、私はどう考えてみてもおかしい。あなたが5回にわたって決裁をしているじゃないですか。これは支出伝票まであなたが、石田という判をちゃんと打っているんですよ。これ、ちゃんとあるんですよ。（「それは証明しているじゃないですか」と呼ぶ者あり）証明しているのに、何でこういう書き方を、違いますと。（「助役と一緒にするなりしているじゃないですか」と呼ぶ者あり）だから、そのことをなぜはっきりと書かないんですか。だから、そういうことをただ隠した形の中で 何の笑いですか。これちゃんとここにあるじゃないですか、石田、そうやってあるじゃないですか。全部あるんですよ、あなたの判ですよ。それを私は補助金交付の決定をするだけで、あとは助役が支出伝票決裁をいたしておりますと、そんなことないじゃないですか、あなたが一番最初にやっているから、あとの助役は、あ、これでいいのだなという前例踏襲をしたにすぎないじゃないですか。そういうことを全く書かないで、私は関係ありません、補助金交付決定は私がいたしました、そんないい面ばかりしようとするから、おかしくなる。

それから、特にピアス問題については、絶対にあなたはあり得ないということをおっしゃるけれども、私も実は心配をしております。なぜならば、この全日本同和会の予算すら、いわゆる10年間にわたって隠し予算で執行しておる。ひょっとすると、ピアスの解体、アスベストの除去についても、ひょっとすると、隠し予算をつくらうとするのではないか。その心配がいっぱいあるんですよ。この全日本同和会のものについてすら、こういう違った見方で説明をする、そして説明をすることが私の責任であって、ほかには私は関係ありませんという、この文章自体、どう見てもおかしいんです。私は少なくとも市長が自分の判断に基づいて身を処すであろうという、そういう考え方も含めて、いわゆる末尾の結論になっておるわけでありまして、もしあなたが全く罪の意識がないと、市民に対して申しわけないという気持ちがあるとするならば、議会としてはそれなりの決断をしなきゃならんだろうというふうに思っています。

それから、まずもう一回だけ、私は市長と副市長から、アスベスト除去問題については、少なくとも公金を使って工事を行うようなことは絶対にないという明言をいただいております。

市長（石田宝藏君）

今、森田議員がおっしゃってあります全日本同和会の、この私が伝票を何枚、たしか5枚ぐらいだと思いますけれども……（発言する者あり）説明をしているじゃないですか。（「黙っとこい」と呼ぶ者あり）

この5枚は、私が町長になりました平成6年8月7日から平成7年の1月7日までは助役が不在でしたと、これは百条委員会の中でも述べてきていることじゃないですか。議会の中で私が何をうそを言っているわけですか。（「私は関係ないとこれに書いているじゃないですか」と呼ぶ者あり）うそを言っているとかおっしゃるからです。（「うそじゃないか」と呼ぶ者あり）何がうそですか、議事録の中に残っているじゃないですか。（「これが問題だと言っているんですよ。議事録が問題と言っていないんですよ」と呼ぶ者あり）だから、足りない分については、それはまたやらなきゃいけないわけですよ。（「あなた、何を詭弁を弄するんですか。この言いわけめいた文章は間違いだということを言っているんじゃないですか」と呼ぶ者あり）間違いじゃないです。（「いや、うそだ」「間違いじゃないか」と呼ぶ者あり）間違いじゃないです。だから、それだったら言ってくださいよ。（「言っているじゃないか、今」と呼ぶ者あり）今、答弁しているわけでしょう、私は。（「うその答弁をするから」と呼ぶ者あり）うそじゃないじゃないですか。事実、百条委員会の中での御説明をしてきているわけじゃないですか。議事録としても残ってきている。これは委員会の中でもその記録が残っていると思います。（「残っているから、そんなら、これに正しく書きなさいよ」と呼ぶ者あり）だから、紙面の都合もありますし……（「7万3,000の市民に対して出しているんですよ、これは」と呼ぶ者あり）森田議員、そんなに興奮されることもいら

ないじゃないですか。正しいこと、間違っているなら、私はどんな監査でもそれは指摘を受けて、これはおわびを申し上げなきゃならないんです。しかし、そういうふうなことはきちんと百条委員会の中で、委員長さんでいらっしやったでしょう。（「堂々とそんなことがあなた言えますか」と呼ぶ者あり）委員長さんでいらっしやったじゃないですか、森田議員は。（「だから、言っているじゃないですか、この文章は違うじゃないですか」と呼ぶ者あり）だから、その中でも記録は公開すればできるわけですけども、私として足らなかった分についてはそれを補足して説明したいと思います。（「そげん言わんか、最初から」と呼ぶ者あり）だから、言っているわけじゃないですか。それを言わせないじゃないですか、一方的に。（「何を言っているんですか、あなたは」と呼ぶ者あり）答弁させないじゃないですか。私はそういうことを申し上げているわけですから。ですから、その事実についてはまた後ほど紙面を書いて、説明をさせていただこうと思います。

それから、ピアスの問題は、先ほど副市長が申し上げましたように、今裁判が行われております。市民の皆さんから住民監査に監査請求で不服のあられた住民の代表の方が福岡地裁で今争われておりまして、3月11日に判決が出るようになっております。それから、昨日がピアスのほうから申し出がありました民事調停が行われ、昨日、大阪のほうからお見えになったようでございます。私のほうとしては、これについては市民の皆さんの利益を考えますときに、こういったものについては、今のところこの場では説明は差し控えさせていただきたいと、お許しをいただきたいと思います。（「それはわかったけれども、まず公金を使ってどうのということはまずないということ」と呼ぶ者あり）

副市長（大泉勝利君）

ピアスの解体のことで隠し予算がというふうな話でございますが、隠し予算はございませんし、まずピアスの解体については、アスベストの除去についてはピアスでやるべきだという、こういう主張を行っておりますけれども、解体については、またこれは協議の対象になるだろうというふうに思いますので、まだそこについてはこれからの検討の内容になるのかというふうに思っておりますが、まだそこについてはどんなふうになるのか、この問題、アスベストの問題が解決しない限り、方針を出せないというふうに思っております。（発言する者あり）

8番（森田房儀君）

市長と向き合ってやあやあ言うとももう大抵あきました。ただ、誠意を持ってやっぱり対応してもらわにゃいかん。市長は、ちゃんと委員会でも言っているじゃないですか、議会でも言っているじゃないですかとおっしゃるけれども、これは7万3,500の人に全部行くんですよ、これ。これのほう为正しく市民には映っていくんです。それをこういうところだけ特別委員会でも言ったじゃないですか、議会でも言ったじゃないですか、そんならそのように書きなさいよ。そういうことを少しずつゆがめながらやっていくから、議会がどうしても市長

をいじているというふうには、うわさが出ていかないということでもありますから、少なくとも、まずはピアスの問題について、調停の中身についてどうのと私も問いたくないです。ただ、やはり決議文の中で、明確に市長の個人的責任においてこれを解決していただきたいということを行っているんですから、このことについて、公金を使ってやみからやみにやるようなことはいたしませんということを確認に御答弁をいただいておりますと、これはもう質問をとめられませんので、ひとつ最後をお願いいたします。

市長（石田宝蔵君）

これは私個人でやっているわけじゃございませんので、さきの12月議会でも申し上げておりますとおり、私は公人、石田市長としてやっているものですから、そのことをよく御理解、常識で大人の判断として理解いただきたいと思います。（「それは詭弁というものです」と呼ぶ者あり）

副市長（大泉勝利君）

指摘されたようなやみからやみというふうなことは全く考えておりません。

8番（森田房儀君）

時間が終わりましたけれども、最後に一つお願いを申し上げておきたいと思います。

ピアス問題というのは、やはり特別委員会を経て、そして決議文は12月議会において決議をされた。そのことについては、市長が市長が、自分が平成14年からやってきた不作為な行為ですね、過失を含めた問題、そういったものを全部勘案した中でやはりこれは市長の責任だと、4年半も580,000千円の金を使ってやっておる、買収しておるのは使い物にならないという、これは大変な問題なんです。みやまが有明炭鉱の跡を1億円で買ってくれと、いえ、みやまとしてはそういう財政的余裕がありません、賢明なお断りをされた。大和町は540,000千円、実質は580,000千円です。これを買っておいて、4年半も使い物にならないというようなことが、これで許されるならば、市長としてだれがやってもいいと、無責任であっていいということをして……（発言する者あり）私が発言しているのに。だから、そういう……（「時間やろうが」と呼ぶ者あり）何ち言いよるか。議長から今許されととぞ。（発言する者あり）（「差別じゃなか」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

何が差別ですか。時間のちょうど区切りがある。

8番（森田房儀君）続

そういうことの、少なくとも責任を明確にして、政治は結果責任であるということをご明記していただいております。結果が……

議長（田中雅美君）

森田議員、時間がとくに過ぎておりますから、ああいう声も出よりも、お願いします。

8番（森田房儀君）続

はい、わかりました。

以上、意見を申し述べまして、私の質問を終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、森田房儀議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午後0時5分 休憩

午後1時 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、27番高田千壽輝議員の発言を許します。

27番（高田千壽輝君）（登壇）

議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

1点目として、知的障害児の学童保育の受け入れについてであります。

ある保護者から、学童保育に申し込みをされたが、断られたということをお聞きしました。知的障害児の子供は、地域の学校と養護学校に通学している2通りがあります。市内には、養護学校に通学されている児童・生徒の数は30人ぐらいいらっしゃいます。養護学校に通学していることで、地域の育成会などの行事にも参加することがほとんどできない現状であります。特に長期夏休みの40日間は、家族がいろんな問題を抱えてあります。

ここで、ある保護者からの要望、御意見を報告させていただきます。

「40日間という長期の夏休みの中、共働きの家庭が多く、障害を持つ子供がいる家庭は、いつときも目を放すことができず、預かってくださるところもなく、仕事をやめて保育しておられる家庭もあります。外出する場合も必ず一緒に連れて行かなければなりません。普通の子供たちのように、友達同士で遊ぶこともありません。本来楽しいはずの夏休みでも、障害を持つ家庭は大変です。何とぞ御配慮のほどをよろしく願います。」

このように、普通の家庭よりも御苦労なさっています。早急に学童保育の受け入れを新年度からしていただきたいと思っております。また、いろんな問題があると思えますけど、できない場合の問題点と理由をお聞かせください。

2点目は、最近格差という言葉をよくお聞きします。地域格差、所得格差などです。そこで、教育格差について質問いたします。

文部科学省のゆとり教育が私は教育格差を助長したのではないかと考えています。日本社会は学力がまだ優先しており、優秀な高校、大学に進学したい、行かせたいという考えがほとんどであります。そのため、小学校、中学校では、塾に行っている児童・生徒が多くなっています。私が調べたところ、塾の費用は1時間当たり6千円から8千円の授業料がかかっ

ています。また、有名進学塾の夏季講習は100千円ぐらいかかるとお聞きしました。収入格差により、塾に行かせたいが行かすことができない家庭もあると聞いています。

そこで、皆さんも御承知のように、東京の杉並区の和田中では、有名進学塾と提携して、放課後安い授業料で夜間塾をことしの1月から始めました。和田中の校長は、民間からの登用で、ユニークな発想の持ち主でもあります。そこで、柳川でもこのような夜間塾ができるのではないかとお聞きいたします。

3点目は、昨年4月から柳川市の全中学で給食が始まりました。文部科学省の統計で、児童・生徒の体型、余り体型のことを私も言いたくありませんが、6割が太り過ぎか、やせ過ぎであると報告されました。特に女子生徒に話を聞くと、やせたいからダイエットをするという話をよく聞きます。そこで、特に成長期であります中学校の給食の残食の量を聞かせてください。

これで1回目の質問を終わります。

子育て支援室長（龍 泰子君）

議員が質問された学童保育についてお答えいたします。

まず、本市の学童保育の現状でございますが、19年度までに学童保育所が12カ所開設しております。各小学校に通学している児童は、その校区内にある学童保育所に入所しております。各学童保育所の運営は、校区ごとに組織された運営委員会で運営されておりまして、児童の入所決定も運営委員会でなされております。

また、本市の学童保育所のうち10カ所は学校の校舎内に、また学校の敷地内にありまして、あとの2カ所も学校に隣接しているか、またはすぐそばにあります。授業が終わった後、引き続き学童保育所で過ごす形となっておりますので、安全面などを考慮し、現在はその校区に通学している児童を受け入れておられます。

特別支援学校の児童を受け入れるための問題点ということでの御質問でございますが、その特別支援学校に行かれています子供さんは、身体、心身、いろんな障害をお持ちの子供さんですが、その子供さんに応じた施設の整備、それから障害児に対する知識を持った、また対応できる職員の配置、それから、その方たちの研修、また送迎をどうするかなど、いろんな課題というものがあると思います。

以上です。

教育長（上村好生君）

高田議員の教育格差をなくすために東京都の和田中学校でやっているような夜間塾を柳川市の中学校で実施できないかという御質問と、中学生は食べ盛りであるが、その中学校の残食の状況はどうかと、その2点の御質問にお答えしたいと思います。

まず、教育格差をなくすために、柳川市で中学校の夜間塾などを行うことができないかという御質問でございますが、今、高田議員の御指摘のとおり、東京の杉並区の和田中学校

におきましては、ことしの1月から中学校2年生を対象に平日の夜に学校の校舎内で塾の講師を招いて進学塾を開催しているそうでございます。柳川におきましては、教育の機会均等を図っていく、これはもう当然のことでございますが、柳川におきましては、市内の6中学校で教育格差が生じないような指導をしていきたいと、こう思っているところでございますが、果たして和田中学校が行っておりますような取り組みが教育格差の解消策となり得るのかどうか、意見の分かれるところだと思います。

和田中学校の場合には、逆に教育格差が拡大するのではないかという声もあるわけでございまして、30人選抜して、その30人だけを対象にするとか、あるいは授業料を取るとか、そういうようなことがございます。賛成意見と反対意見とございますが、今後とも私どもといたしましては、和田中学校の実施状況、あるいは成果、あるいは他の県での状況、あるいは他の自治体での公立中学校の状況等々を注意深く見守っていきたいと思うところでございます。

それから、2つ目の中学校の給食の食べ残し、つまり残食の状況はどうかという御質問でございますが、中学校の給食の残食につきましては、さまざまな原因、理由が考えられると思います。今、御指摘のダイエットの面から等もあるかと思いますが。ちなみに小学校の場合には、平均3%の残食率でございます。ところが、中学校におきましては、残念ながら10.5%、これは1月分の調査からでございますが、10.5%が残食していると、そのような状況でございます。

以上でございます。

27番（高田千壽輝君）

1点目の学童保育で、まだ問題点として送迎とか、専門の知識がない、そういう人たちをまず育成するということをおっしゃっていましたが、私も実際6年間養護学校の講師として勤めております。私も、ただ中学校の教員の免許で、いきなりそういう知的障害者の学校に行って、教育長も御存じだと思いますけど、別にみんな知的障害者の特別な訓練を受けてその学校に勤めるという事はありません。だから、そこまで、そんなに深く考える必要はないかと思っておりますけど、現実的にですね。

それから、送迎の問題と言われましたけど、送迎も保護者からしてもらえば安全面は解消すると思います。まず、第一に受け入れる気がなかったら何もできないことだと思いますので、その運営委員会にあくまでもお任せしていますということですけど、市としても運営委員会のほうにも、やっぱりそういう障害者も同じ市民でありますし、私は別によその校区から知的障害者の方を受け入れてくれというんじゃなくて、その校区から養護学校に通学してある人を受け入れてくださいというお願いをしているので、もう少しは臨機応変に対応していただきたいと思います。その辺はどうですか。

子育て支援室長（龍 泰子君）

いろんな、例えば身体障害者の方などは、やっぱり施設のところが階段があったり、いろいろあるので、そういうのをスロープにするとか、そういう問題とかありまして、そういうもの、それから今、現在ほとんどの学童が30人前後をお預かりしていて、2人で対応できるかとか、そういう課題もありまして、今、近隣の市町の実態等を調査しておりますけれども、そういう実態を把握しながら、調査研究を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

27番（高田千壽輝君）

私も近隣の市町村は調べて情報を得まして、柳川の場合が一番取り組みがおくれているんですよ。実際、筑後市、八女市も学童保育は知的障害者も受け入れがっております。大川のほうも、今そういう取り組みをなさっているちゅう情報を得ております。

よく福祉大会とか、身障者の大会に行きますと、ノーマライゼーションという理念に基づいて、障害がある方も普通の方も一緒のところ、差別がなく一緒に生活することが一番基本であるちいうことをよく訴えてありますので、そういう障害者だから受け入れが困難ですよとか、そういう、先ほど施設面とか言われましたけど、知的障害者の方にとっては、そういう施設はスロープとかは要りません。今の施設で十分だと思います。だから、早急に受け入れをよろしく願いいたします。

これは、あくまでも要望です。答弁は結構です。

2点目の教育格差についてですけど、今、教育長が言われました、これが教育格差に解消するかどうかちゅうことでありましたが、私もそうでしたけど、教育長も山門高校とかで教鞭をとっておられましたので、よく御存じでありますけど、公立学校は、ほとんど早朝、放課後に補習授業をやっておられます。義務化と義務教育でないかちゅう、ありますけど、もし中学校で補習授業ちゅうものができるんでしょうか。その辺をちょっとお答え願います。

教育長（上村好生君）

できないことはないと思います。自発的に先生方がしていただければ、それはできると思いますが、基本は、定められた教育過程の中で、定められた時間の中で授業効果を上げる、教育効果を上げるということになっておるところでございます。また、放課後には、部活動等も生徒は行っておりますので、その辺との関連、調整等もあるのではないかと思うところでございます。

27番（高田千壽輝君）

今はもう、ほとんどが文部科学省の指導要綱を基本として小・中学校はほとんどカリキュラムが組まれてあると思います。そこで、私もちょっといろいろ調べてみたら、全国的に今特区ということがあると思います。近くでは久留米市のカブトムシ特区とか、北九州のロボット特区、その特区の中に、教育特区ちゅうのがありまして、これも全国にすごく多く、50

以上が教育特区を受けてあります。中には、小・中学校、これは公立で小学校、中学校一貫教育をなさって、中学1年ちゅう呼び方じゃなくて、7年生、8年生、9年生ちゅう呼び方をしてあります。ここは、目標が潤いある教育をということで、すごく英語教育とかに力を入れてしてあるところもあります。

今の現時点で私がこう言うのも、格差というと、やっぱりどうしてもゆとり教育において、今の教科書を見たら、算数の教科書、4けた以上の計算を見ましたら、教科書に電卓マークがついているんですよ。子供たちに、これは何の印かと聞いたら、計算しなくていいち、電卓で計算して答えを、解答を書いていいち、それによって、すごく学力が低下していることも事実です。それをどうしても、最初に言ったとに学力ですね、まだ、学力主義でありますから、学力を上げるためには、親御さんたちは、ほとんどが教育に投資ちいうことで、かなりのお金を使ってあるんですよ。今、私の友人の息子あたりが有名国立大学に通って、よかったかと、国立大学に行ったらお金のかからなくていいじゃないかと言うたら、いや、とんでもないち、行く前にすごく金かかるとるぞち。だから、それなら塾にやらんで、普通の私立大学に行ったら同じぐらいの教育費がかかっているちいうことを、現状でよく聞きます。だから、その辺なるだけ、やっぱり、そうなったらお金を持っている人がいい教育を受けて、お金がない人たちは、最低限とは言いませんけど、ある程度の基本の教育しか受けられないちゅうことは大変なことで、なるだけみんな平等にしていっていただきたいと思っております。

なるだけ、その辺のことをお酌みしながら柳川でもできることを取り組んでいけたらどうかなちゅうことを思っていますけど、その辺について、特区に関して市長どうですか。

教育長（上村好生君）

教育特区に関しましては、非常に興味深い、関心のある内容を御指摘いただきました。ありがとうございます。

柳川におきましては、まだ特区に関しまして、ほとんど研究をしておりません。市民の皆さん、あるいは学校25校ございますが、また今後ともコンセンサスを得ながら研究をしていきたいと思っておりますが、その毎日の教育は待たなしで行われておるわけでございまして、まず現状でできる児童・生徒の学力の向上策を図っていきたく思うところでございます。

やはり先生方におかれましては、研修体制の確立をきちっとしてもらう、あるいは学習指導法の工夫、改善を日々考えていただく、また、落ちついた雰囲気での授業ができるような生徒指導の徹底をお願いしたいと思うところでございます。

また、生徒諸君に対しましては、やはり家庭での学習時間が非常に少ないのであります。もう、驚くように少のうございます。ちょっと申し上げますと、中学校3年生で、30分以内の家庭学習というのが35%に達しております。家庭で30分以内しか勉強していない。あるいは30分から1時間以内というのが約40%でございます。1時間以上勉強しているというのは2

5%しかいないというふうな状況でございますので、もっと家庭での学習時間をふやすような、また、そのような先生の御指導等が必要なのではないかと。それに反しまして、テレビの視聴時間は、2時間以上テレビを見るというのが中学校3年生で48%に達しているわけでございます。テレビは見るけど勉強はしない、そういう実態でございます。

それからまた、家庭におきましては、いわゆるしつけ、基本的な生活習慣の確立をしていただく。早寝、早起き、朝御飯、やはり朝御飯を食べる子供は、運動も非常にするし、学力も高いという全国的なデータが出ているわけでございます。ですから、そのような家庭における基本的な生活習慣のしつけ、あるいは早寝、早起き、朝御飯の徹底、そのあたりをお願いしたい。そしてまた、私ども教育委員会におきましては、やはり教育施策、これをきちっとした教育施策を出していく。教育方針を明確にする。そして、余裕がありますれば、人、物、金の援助をしていく。そのようなことをまずやって、中学生の学力等のアップにつなげていきたいと思っているところでございます。

市長（石田宝蔵君）

高田議員から非常に質の高い、将来の柳川を背負って立つ子供たちの教育問題、しかも義務教育、初等教育の分野の話をお尋ねされました。

教育委員会の、この教育問題については当然所管事務でございますし、上村教育長、今御答弁なさいましたように、そういった地道な現状でできる力をいかにつけさせるのか、これは教育環境の整備もさることながら、職員の先生方についても切磋琢磨いただく。

ただ、私も高田議員の考え方はわからないでもありません。特に私どもの中学校のころは課外授業、自発的に先生方も本当にお残りいただいて御指導いただいたというのが、ほとんどこの議場にいらっしゃる方も、そういう経験があるのではないかなと思います。これは、まさしくそれぞれが力もついたことだろうと思いますし、よき思い出にもなっていると思います。ただ、強制することができるかできないかは、これはまた、今、上村教育長が答弁されたとおりでございますけれども、ただ、私も東京のほうに職員時代研修にやっていただいたことがあるんですけども、学校の学力というのは、やはり1学年、小学校1年生で家庭での学習が30分だと、例えば中学校ですと小学校から通算しますと中学校1年生は7学年になります。7学年ということで、30分を掛けると210分、210分家庭での勉強をやらないと、予習、復習をやらないと学校の授業にはついては行けないと、そういうふうに理論づけられた東京教育大学の教授の話聞いたことがあります。

私は、そういった点で、しっかり学校で授業を受け、先生の話に目をとんがらせて、耳を立てて聞く、そして家庭では、そういったものをきっちりと予習、復習をやらせていく。そういうものを、やはり現状でできるものを、まずはやらなきゃいけないと、そんなふうに思っております。

27番（高田千壽輝君）

私はこの教育問題については、やっぱり企業誘致もあるんですよ。幾ら土地があって、交通のアクセスがあっても、優秀な人材がいないと、やっぱり企業は来てくれないと思うんですよ。だから、どうしても柳川市の教育、学力をアップさせる必要があるんじゃないかということで、提案させていただいております。

続きまして、次の3点目の質問ですけど、今、小学校3%、中学校10.5%という残食の率を示されましたけど、各中学校はどうなっていますか。全体じゃなくて、各中学校の残食率をお願いいたします。

教育長（上村好生君）

今、私の手元には旧柳川、旧大和、旧三橋中学校、これを持っておりますので、これを申し上げてよろしゅうございましょうか。

残食の量でございますが、旧柳川の中学校4校は平均しまして9.2%でございます。旧大和中学校は10.1%でございます。三橋中学校は13.9%でございます。平均しまして10.5%という数字が出ております。

以上でございます。

27番（高田千壽輝君）

やっぱり残食が出るちゅうことは、いろんな問題が考えられるんですよ。もう偏食が多くて、そのときの給食は食べたくないちゅうことで、一日一日の残食は、また変わってくると思います。

栄養士さんたちも苦労して子供たちのために一番いいようなメニューを考えていらっしやると思いますけど、ここで見て、三橋中学校の13%というのは、数字だけ見たら、やっぱりこれは残り過ぎじゃないかなちゅうのが、実際皆さんもお聞きして思われると思うんですよ。ここをやっぱり、理想としてはなるべく5%以内に残食をなくすような給食のメニューとかを創意工夫されて、またつくり方も、あるところによると、前、電動カッターあたりで野菜とかを刻むよりも、包丁で刻んだら残食が少なくなったという事例もあります。それはもう、つくる方は大変だと思いますけど、そういう創意工夫もなされて、なるべく残食が残らないように、やっぱり育ち盛りの子供たちです。今、もう変にやせているほうが格好いいちゅう偏重もありますので、そういうことがなく、健康が一番大切だちゅうことでですね。

特に数年前は大牟田の公立学校が運動会の練習をしたら、37人ぐらい倒れて、救急車で運ばれたち、そういう子たちは、しっかり食事をとっていなかったちゅうのが、後でお聞きしています。だから、そういうことがないように、たかが1食ですけど、なるべく一生懸命食べていただいて、健やかな生徒さんたちをつくっていただきたいと思いますので、私はもう簡単ですけど、これで質問を終わらせていただきます。（発言する者あり）

議長（田中雅美君）

高田議員、答弁はもういいですね。

27番（高田千壽輝君）

いや、もうお願いやけんいいです。（「答弁よか。そんなら、おれ30分ばかり余計くれんね」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

これをもちまして、高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

第4順位、25番三小田一美議員の発言を許します。

25番（三小田一美君）（登壇）

どうも皆様こんにちは。議長のお許しを得ましたので、一般質問をいたします。

質問は4点でございます。1つ目が20年度の予算について、2つ目が全日本同和会大和支部に対する補助金について。3つ、4つは、一応通告はしておりましたので、3、4を入れかえて、3つ目がピアス化粧品との交渉の経過についてでございます。4つ目が柳川ホテル跡地に関する被害届について。

それでは、1つ目の予算について質問をいたしますが、市長は全日本同和会大和支部への補助金交付についての質問の中で、予算の内容を掌握はしていなかった、どの項目から支出をしていたか知らないなどの答弁を今まで議会や委員会でごなされています。私は町議会議員に当選をしたときから、予算は毎年、歳入に基づき各課の要求を厳選して作成されていると信じていました。市長は町長時代から、最小の経費で最大の効果を上げなければならないといつも言ってありました。予算を提案される以上、住民の皆さんの血税を使うんですから、一円たりとも無駄にはできません。ところが、市長は実際の支出について質問をされると、それは何ですか、私は存じません、知りませんと、それが当たり前のように御答弁をされます。そこで、今回提案をしてあります新年度予算について市長に確認をさせていただきたいと思えます。

まず、1つ目でございますが、今回提案をされた予算の内容について十分市長は承知してあるのでしょうか。

また、2つ目でございますが、コンピューターが昨年の例に従い自動的に作成したというような項目は絶対ありませんでしょうか。

3つ目でございますが、前例踏襲で、なぜ予算を計上しているかわからないというような項目はありませんでしょうか。

4つ目、議員や市民に知られたくないので、他の項目に含ませて計上しているような項目や補助金などはありませんでしょうか。これは全部、市長に御答弁をもらいたいと思えます。

5つ目でございますが、筑紫町の市営駐車場の予算について質疑いたしましたところ、一般質問でないと市長から疑義が寄せられましたので、本当は私もこれはしたくないと思っておりますけれども、改めて質問をいたしたいと思えます。

筑紫町の駐車場の使用については、市が借り上げている分と中村さんが直接利用者と契約

をされている分があるわけですが、進入路やトイレの浄化槽など利用者が共有をして使用する部分があると思いますので、共有部分の使用についての取り決めにちょっと教えてください。

それと、共益部分が無償で利用させているとすれば、個人に対する便宜供与にはなりませんでしょうか。この方も公平委員か何かしてあるとちょっとお聞きしておりますが、これも本当にしてあるのか、私、忘れておりますので、それもちょっとお尋ねしたいと思います。

次に、中村さんが使用をされている部分に、土曜日や日曜日に一般の人が駐車した場合、駐車料金が必要でしょうか。もし土曜日や日曜日に中村さんが使用されている部分にも駐車が可能であれば、市が借り上げている駐車場の面積が平日と土日と異なることとなりますので、契約書と異なる内容になると思われます。もし現在、中村さんと駐車場の契約をされている方が、平日にいっぱいあいている市の駐車スペースに駐車をされた場合、駐車料金は必要でしょうか。

市が借り上げている駐車場のスペースは89坪とお答えいただいておりますが、間違いございませんやっただけでしょうか、私の聞き間違いかもわかりませんが。単価の算出基礎を近くの土地の貸し借りの単価を参考にしたなど参考にされた物件があれば、具体的にお示しをいただきたいと思います。

前回、砂利はすべて市が入れてやったと聞いていますが、これも市長から御回答をもらうとらごた。もしもこれがそういうことでなれば、砂利については先方よりの負担金を取るべきではありませんでしょうか。それも市長、お尋ねしたいと思います。

それと、これもこの間、質疑の中でお答えしていただいとらんからお聞きしますが、進入口ですね、共同で使用するようになっているようですが、契約の方から利用料金を取らなくてもよいでしょうか、トイレの通路の分も含めてでございますが。

それと、舗装、または浄化槽、建物の建築費、当然、駐車台数の割合でもらうべきではないでしょうか。それもお尋ねをしたいと思います。よろしく願いをしたいと思います。

次に、2つ目の全日本同和会大和支部に対する補助金について質問をさせていただきますが、私がお尋ねしたいのは、団体に対する補助金の金額の多少ではなく、特別委員会報告に対する市長の責任のとり方についてであります。

私は、予算は毎年の歳入に基づき各課の要求を厳選して作成されていると信じていました。市長は町長時代から、最小の経費で最大の効果を上げなければならないといつも言ってありました。しかし、全日本同和会大和支部に対する補助金については、どこに予算を組み、どのような方法で支出をしたかは知らなかった、私は決裁印を押していませんからと、それぞれ当たり前のような御答弁をされた。

ところが、今月15日発行の市報の内容、ほんなごてあきれたですね。森田議員も一緒ですね、御質問されたが。こういうことがなかったら私も質問をせんと、市長。石田宝蔵さんは

私、好きですよ。ただ、議員としては、やっぱりチェック機能を働かさんといかんからお尋ねしよるわけですね。

当時は、どこの町でもやっていたと報告されています。また、2年間にわたり4,500千円を4,800千円に増額した理由はわからない、増額したことさえ知らないとの答弁でありましたが、市報では、九州の役員に就任されたから、それを評価し増額したと明確に書かれています。これも私は聞きたい。すぐ上がるとような気がするが。大体1年据え置きのごたっばってんですね。答弁をされてから時間がたつたので、ああいうことで市報にも思い出されたっでしょうね。そこで、当時のことについてしっかり思い出して御答弁をお願いしたいと思います。

聞くところによれば、同じ方が他の市町村でも役員をされていたとのことですが、他の市町村も同じように補助金の増額はしてありますか。増額の理由は、市報の記事と異なるのではありませんでしょうか。これを読んだ市民は、「ほう、どこでんしよらすげな」と思うでしょうね。しかし、職員の退職手当組合負担金の中に組み入れて、議員にも町民にも、全くわからない方法により議会を欺き予算や決算を成立させていたのは、旧大和町だけではありませんか。他の市町村においては、こげんなとるわけ。決算の段階で決算書を明示し、議員や町民に明らかにしているのではありませんか。そのことを市報にきちんと訂正して書くべきではありませんでしょうか。

あとの時間を考慮して、先に通告4点のピアス社の損害賠償請求の件についてお尋ねしますが、昨年12月末、ピアス社に対して損害賠償請求をされたと伺っていますが、その内容について明らかにしていただきたいと思います。

きょう森田議員の答弁にはびっくりした、ああいう答弁をなされるとは。市長はすぐ、裁判中だからと、個人情報に属すると言って回答をすりかえられますが、市としてピアス社に対して損害賠償を請求するのであれば、当然議会に報告をし、請求の内容を明らかにし、同意を得て対処するのが道理でないでしょうか。もし市が請求されていれば、議会の同意を得て相手と交渉するのが常道ではありませんでしょうか。とすれば、請求するときには当然議会に報告をし交渉する、これがいつも市長が言っておられるガラス張りではありませんでしょうか、御答弁をお願いしたいと思います。

今回、ピアス社が行っています法律の行為は、調停の申し立てであると。調停とは、紛争の当事者双方の間に第三者が介入して紛争の解決を図ることである。何も意味はなか。法令によって制度化されているものであります。お互いに合意を得ることを目的として話し合いをする行為で、裁判とは異なります。市長は、ピアス社にだまされたと言ってあるわけですので、得意の被害届を出すか、詐欺で告発すべきではありませんか。これが本当の筋なんですよ。

次に、3点目の柳川ホテル跡地の問題について質問いたします。これは柳川のこっじゃな

かです。これはもう合併したから柳川全部のことでございますので。まず、柳川ホテルの跡地は現在どこが所有をしていますでしょうか。

以上のことについて、市長の答弁をお願いします。なお、答弁次第では一問一答で質問させていただきますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

市長（石田宝藏君）

三小田議員からお尋ねになっている種々の4項目、これについてはよくわかっておるんですけれども、こんなに細かいことまでお尋ねになるようでしたら、親切にお答えできるように、通告いただいておりますと調べておくんですけれども、そういうふうなことで……（「それはですね、いつも市長には再三にわたって質問しておりますから、もうおわかりだと思います」と呼ぶ者あり）いやいや、いつもこのようでございますから、できれば親切にお答えできるように、市民の皆さん方も、三小田議員がせっかくお尋ねになって執行部はいっちょん答えんじやっかと、こういうふうなことではいけない。したがって、一般質問には、議会のルールに基づいて通告制をとっているわけでありますから。（「そんな尊大なやり方をするなよ、おかしいじゃないですか」「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）わかりやすく市民の皆さんに、集計も始まっているわけですから……（「私は、石田宝藏さんは職員さんやない、政治家として聞きよります」「今の質問の答えはおかしいよ」と呼ぶ者あり）発言する者あり）矢ヶ部議員はいつもやじ飛ばされますね。（「やじじゃないよ、本当やん」と呼ぶ者あり）あなた後で一般質問されるじゃないですか。（「素直やないからですね」と呼ぶ者あり）

まあ、それはいいですけれども、平成20年度の予算について、市長はどんなことで予算編成したのかということですが、御案内のとおり約250億円を超える一般会計の予算であります。特別会計それぞれございますけれども、それぞれ担当課から要求書が上がりまして、まず財政課の査定、それから2段目の審査は副市長の査定。ここで問題となって、課題となって取り上げるべきものについては市長査定まで回ってまいります。したがって、すべてのものを、全課にわたるものを私が目を通すことはございません。それぞれがそれぞれの事務分掌に基づいて、市の決まりに基づいて精査をいただいて積み上げて、最終的な予算の額、予算が決定するわけであります。そういうことで、議員御指摘のように、すべてのものを知っているかということ、すべてのものはわからない部分もあるというのが事実でございます。

それから、今回の予算の内容について十分承知をしているかということですが、おおむね承知をしているつもりであります。ただ、コンピューターがつくったもの、前例踏襲、これはそのままにしてきたのかどうなのかと。それから、隠れ予算、他の予算費目に含まれているものはないかと。これは恐らくないと思います。厳密に審査し、吟味しているということで、それぞれの担当課で精査をしてきておるということで御理解をいただこうと思います。

それから、筑紫町駐車場、これも余りにもちっちな問題でございますので、後ほど担当課のほうから、るる詳しくお尋ねになったことについて説明をさせたいと思っております。

それから、全日本同和会、これについては先ほどの森田議員のお尋ねに対してお答えをしたとおりでございます。言葉足りない分については、また補足をさせていただこうというふうに思っております。

〔発言取り消し〕

議長（田中雅美君）

市長（石田宝藏君）続

それから、他の市町村の決算、隠れているものがどうだという話ですけれども、これについてもですね、これは私も十二分に承知しておりません。マスコミ等で見ましても、公表していない部分、公表されている部分、この問題が柳川で問題として起きた後に、各新聞社とも調査をなさっていますけれども、わからない部分もあるようでございますので、この辺については、また信頼を失うといけませんので、はっきりしてからお答えをさせていただこうと思います。

それから、ピアス社への損害賠償、これについては、たびたびこれまで議会でも御質問をいただきました。そして、その中でピアス社に対しての損害賠償、幾らやっているのかと。これは企業誘致とて同じなんですね。交渉の過程の中、例えば市民の皆さんに不利益になるようなことについては、私どもはそこで一定の判断をしまして、これは交渉の過程だからまだ出さないほうがいいと。また、出すことによって利益を得ることもあると思うんです、市にとってですね。市にプラスになること、これだったら公表します。しかし、すべてのものが相手に、議会に報告することによって相手の方にその中身が伝わってしまう。こういう場合は市民の皆さんにとって不利益、市にとってもマイナスになりますので、出せないときもあるわけです。

したがって、先ほど民事調停、確かに議員おっしゃったとおり、第三者が仲介に入ってこの混乱をおさめるというふうなことは、ピアス社のほうから調停の申し立てが出ている。本来ならば、私どもが迷惑をこうむるとするならば、損害賠償を当然請求していますから、

調停の申し出があり、向こうから起きてきたということも事実でありますし、これはマスコミで報道されています。これははっきり申し上げて。ただ、金額等については、今の段階では差し控えさせていただく。調停の推移、賠償請求の裁判の推移等もございますので、御理解いただきたいということで、森田議員にもそういうことで午前中、御答弁申し上げたところでございます。

それから、詐欺で訴えなさいということでございますけれども、これは民事の問題。民事は刑事と違います。刑事訴訟法で求めるものについては刑罰が科せられるだけであります。ただ、私どもは市民、柳川市に損害をこうむったということでありますので、損害賠償でもって民事訴訟でやるのが順番としてはなすべきことだということで、この民事訴訟法に基づくとしたら、私どもはシフト、ウエートをかけていかなきゃならないということで取り組んでいるところでございます。

それから、柳川ホテルの問題。これについては、後ほど土地開発公社の問題もございまして、副市長から答弁をさせたいというふうに思います。

副市長（大泉勝利君）

質問ありました柳川ホテルの跡地でございますが、現在の土地の所有は柳川市土地開発公社でございます。

建設部長（蒲池康晴君）

筑紫町駐車場の関係でお答えさせていただきたいと思っております。

まず、共有部分、入り口部分については後で申しますが、まず、借りておるのが、1期工事の分といたしましては1,127.04平米でございます。別に先ほどから出ております保育所に貸してある分の14台分と、それから中村さんの車庫の部分ですね、この431平米は別でございます。これは18年度で工事をいたしておまして、借り上げにつきましても今3筆を借り上げておまして、あと1筆、無償で、これは覚書で借りております分が、出入り口部分については共有部分ということで無償で借りておる部分もございまして。これについては、無償で借りておりますのは67.5平米ということでございまして。

それから、2期工事、19年度でやった分については1,388.38平米ほど借りておるということでございまして、合計いたしますと2,515.42平米ということになります。坪数に換算いたしますと761坪でございます。これが、年間の借り上げ料が815,327円になりますので、年間1坪当たり1,071円。月に換算しますと、1月当たり坪89円ということでございまして。

これで共有部分、入り口部分、こういった分については料金を取るべきじゃないかというふうなことと、それから、砂利の造成の際には料金を取っていないじゃないかというふうな質問がございました。これにつきましては先日の答弁にもありましたように、この駐車場と申しますのが平日は無償で開放しておると。条例にもそうなっております。土曜、日曜日、それから祝祭日、これが普通車については300円というふうなことで徴収をさせていただいて

おる部分でございます。これについては、土曜日は保育所がございまして、そのほかの日曜日、祝日、こういった分については、その部分についても使用させていただいておるといふふうなことから、砂利の造成については、造成費といたしましては598,500円かかっておるわけでございますけれども、この一部の部分については市のほうでさせていただいたと。これは先ほど言いましたように、祝日、日曜日をそういったことで使わせていただいて、料金も徴収させていただいておるといふことから、この部分については市のほうでさせていただいたということでございます。

舗装については除外させていただいております、除外の面積が392平米。これについては中村さんのほうから出させていただいているということございまして、これについては保育所に貸してあります14台分、これを1台当たり28平米で計算いたしまして、除外をさせていただいております。

共有部分、それから入り口部分についての料金を取るべきじゃないかということでございますけれども、そういった懸念も当然当初はあったわけでございますので、弁護士のほうにも御相談申し上げまして、こういった個人的に貸しておるところから市が管理している場所を通過してとめるということは可能でしょうかというふうなことでお伺いしております。これについては囲繞地通行権という通行権があるということで、これについては問題ないだろうというふうな弁護士からのそういったコメントもいただいておりますので、そういった状況で今使用しておるといふことでございます。

25番（三小田一美君）

今の部長の答弁で、それは私もわからなくてもなかけど、この砂利の負担金、舗装は分けてあった。あれは筋だと思えますけど、砂利はですね、そういうことをなされば、ずっとどこでんしてやらやんごとなりますから、そこら辺のところはどうせ予算特別委員会の中でお話が出てくると思いますので、よろしくお話をしたいと思えます。

区分するのは、柳川のあそこにもありますように、きちんと柳川は借り上げとっでしょう、駐車場は。この南側。ああいうふうな取り組みばしとかんと、また裁判ざたになったり、いろいろありますから、だから私は心配だからお聞きしよる。一応これは予算特別委員会でもた御審議なされると思えますので、この問題に対しては質問を終わりたいと思えます。

それでは、これより自席から一問一答で質問しますが、私は決裁をしていないと言われておりますが、支出命令書と条例の規則で助役は、これは市長にも質問したかと思えますが、委任されているので押さなくてもよかったですか。その証拠に、平成6年に当選をされて助役が決まるまでの間には、5回、支出命令書に決裁印を押印されているのではありませんか、これは森田議員の質問と同じでございますが。また、補助金の申請書の回覧や、補助金の交付決定に対する決裁書には、合わせて7回押印をされています。その件についてはいかがでしょうか。

それとも、前年踏襲で機械的に押印をされていたのでしょうか。市報に書かれているように、よく思い出して答弁をお願いしたいと思います。

大和庁舎長（高田邦隆君）

ただいまの決裁の関係でございますけれども、旧大和町の事務決裁規程、これから申し上げますと、先ほど言われました申請書とか交付決定書、これは町長の決裁の中に入っております。それと、支出関係でございますけれども、収入、支出に関する決裁区分、これでは補助金、交付金、これにつきましては全額、助役の決裁、専権事項となっております。

25番（三小田一美君）

それでは、議員はですね、この間も市長は言われたが、予算案に賛成をしているのではないかとよく言われます。議決に賛成をした議員は、そのような不正行為がなされているとは全く知らずに賛成をしています。それを、議員は賛成しているのではないか、情報公開で要求すれば知り得たではないかなどという御答弁もあっていますが、補助金が予算化されていることがわからない以上、質問も情報公開もあり得ないのではないのでしょうか。そこで、このことについて先般の議会に厳しい指摘があった。みずから出处進退を律するように求められていますが、どのような処分をなされましたか、市長、お尋ねをしたいと思います。ちょっと関連をしておりますので、私にちょっと教えてください。

市長（石田宝蔵君）

この問題については、先ほど高田庁舎長から説明がございましたが、申請書については私が決裁をする。ところが、この申請書の中には同和対策推進事業とだけしか書いていないんです。全日本同和会とか、そういうものを書いてありません。それから、伝票のほうについては助役までしか回ってこないということの決裁で終わってきているということですね。

午前中の森田議員の質問に私も答えましたが、これはそういったものの長い慣行の中でお互いにわからなかった。議会についても恐らくそうだろうと思います。決算認定を、毎年決算委員会、特別委員会、議会の中でもやられます。長時間かけて頑張ってやっていただくわけですが、そういうものがやはりわからなかった。しかし、お互いにそういうものは、やはり了解をしながら経過をたどってきた二十数年じゃないかなというふうにしか推測できないわけですよ。ですから、予算が、その款、項、目、節、その中にきっちり細目まで、予算番号までとって、そこに伝票が出てきたならば、そういうことがチェックできたかもしれません。しかし、その当時の予算書の中には、そういった予算番号まで、伝票の番号まで明記されたものは恐らくなかったということで御理解をいただきたいというふうなことでございます。

25番（三小田一美君）

補助金の一覧表で、これは起案日と受付と回覧。これは今、森田議員もおっしゃられた。そうすると、これもあってしょうが、大和支部補助金の一覧表。職員の退職手当組合負担金、

こけ全部載っとるわけですよ。その市長の答弁は、今のような答弁でよかったですか。そんなら、市民あたり、それと議員をばかにしとるとじゃなかつですか、市長の今の答弁じゃ。こういうとの、ちゃんと書類の残とととやろうが。そいけん、みずから反省ばしときなはんなら何もなかった。こんか説明まで載せんでも、市報に。特別委員会でも、ああいうことで情状酌量みたいに報告してあつとやっけん、みずからちゃんとただして、みずからちゃんとしておくなら、こういう問題は起きとらんとですよ、もうだつでん忘れとつたやろうち私と思うとるばつてん。こういう議員ばないがしろにするから、市民をばかに、市民にうそを言われるから、そういうことで私も質問ばしとかんと、議員が悪かやつかと、そういうふうになりますからね。だから、市長にずっとお尋ねしよるわけです。

次、行きます。

次に、副市長にお尋ねします。よかですか。市長は、押していないから知らないと言われていましたですね、今まで。そうであれば、委任規定のある条例、規則を直ちに改正する必要があるかもしれませんでしょうか。委任を受けた方が いやいや、あんた首は振らじよかやんね、問題が起きとるから、そういうふうに要望ば出しよっじゃないですか。よーつと聞きよらんけん、あんた、こういうふうなトラブルが起きて、こうなつてしょうが。よかですか。すべての決裁は市長まで受けるべきではありませんか、こういう問題が起きますから。特に支出に関する行為では、ぜひそうしないといけないのではありませんか。今回のことも、補助金の交付決定に印は押されていて、支出の命令書は押さなくてよいように決められているので押されていない。これはもう当たり前のこと、私が壇上で言ったごとですよ。押すように決められていたら、当然、印は押されていたと思いますが、いかがでしょうか、副市長。

副市長（大泉勝利君）

行政上の事務分掌の考え方の質問だというふうに思いますけれども、実際には一切合財をすべて市長の決裁ということは、物理的にも無理だと思います。その上で、実際には市長決裁を要するもの、それから副市長、助役決裁を要するもの、部長決裁で済ませるもの、課長決裁で済ませるものというふうに、それぞれ案件の内容、金額によって分担をしているというのが実態だと思います。その分担の中で判断に困ったりすれば、それは、より上位の人に相談をするというのが事務の規定でございまして、それを一切合財やるために分掌規定を変えろというふうなことは、それはもう全体を見てみないと何とも判断できませんけれども、それがしっかり機能していないということであれば、それは変える必要があるかもしれませんが、今回の、責任分担をしていて行政能率を図るという趣旨で分掌を規定しているわけですから、それからすると、規定を変えるような、そういう案件には当たらないんじゃないかというふうに思います。

25番（三小田一美君）

副市長もそういう反省の色はないということね。私はそういうふうを受けとめたよ、今ん

で。よし、よか。

それでは、私が聞き及び範囲で申しますと、同じ方が他の町村でも役員をされていたのことで、他の町村もそのように同じように、その2年間は増額をされたのでしょうか。御答弁を市長お願いします。答弁でけんなら次々行きます。どうぞ。市長です。

市長（石田宝藏君）

今ちょっと趣旨が私もよく聞き取れなかったものですから……（「同じ方がですね、要するに役員をされていたら、その増額はされていたですか、2年間。他の町村でも同じように、2年間は増額をされたのですかと」と呼ぶ者あり）いや、その辺はちょっと私もわからなかったものですから。そいけん、先ほど三小田議員にお答えしたでしょう。議員はそのことを一番御存じじゃなかったんですかと。（「いいえ、私知りませんから聞きよると」と呼ぶ者あり）いやいや、だから、私が聞き取りしてきたら、その方から三小田議員の名前が出てくるんですよ。（「そうですか」と呼ぶ者あり）

25番（三小田一美君）

市長もよくお調べで。私は知りません、それは。

それでは、今回のことを受けて、担当課において補助団体の会計の帳簿などの監査や検査は実施されましたでしょうか。補助団体において5年間は会計帳簿を保管し、いつでも見られるようにしておくことが義務だと思いますが、御答弁をお願いしたいと思います。

議長（田中雅美君）

三小田議員、監査委員ですか。（「いや、監査委員やなか。責任者。責任者でよかでしょうもん」と呼ぶ者あり）答弁はだれからもらいますか。（「だれか答弁されますか。これはだれでんよかっですよ、執行部答弁は。なら、担当者けん、総務部長よかですか」と呼ぶ者あり）

総務部長（山田政徳君）

補助団体の監査はしたかというお尋ねでございますが、これは全日本同和会大和支部の監査ということでございましょうか。（「はい。それでお願いしとるわけですね」と呼ぶ者あり）それについては、詳しい監査という、そういった段階はいたしておりません。

以上です。

25番（三小田一美君）

次に、高田庁舎長にお尋ねをしますが、全日本同和会大和支部の決算書の額が、毎年予算額と全く同じになっていますが、大会参加の交通費については、消費税などの関係で円単位の端数が生ずるのが当然だと思うわけですね。しかし、提出をされた団体の決算書は、千円単位できっちり収支されています。どなたがつくられたか存じませんが、それぞれの領収証との確認や指摘は、職員として当然だと思いますが、全くされていないようですね。当時の担当者としておかしいと思いませんでしたでしょうか。また、会員数が20名のときと30名のとき

きの大会の参加経費が全く同じになっていますが、同じ大会に参加するのに人数が異なっても行き先が異なっても同じ金額になっていることに何の違和感も持たれませんでしたか。何も感じなかったとすれば職員として非常に怠慢。市長が言う最小の予算で最大の効果を上げる施策からすれば、全く職務を全うしているとは言えないと思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

大和庁舎長（高田邦隆君）

今までの決算書等から疑問を感じなかったかと、調べたかということですが、この問題につきましては、私が最初、係長として担当したのがたしか8年でしたかね、2年間ほど係長として担当させていただきました。その後、14年から総務課長としてこの問題にも携わってきたわけですが、特別委員会の中でもお話し申しましたとおり、当初、私が係長として担当したころは、こういうような問題についていろいろ、仮に疑問はあっても口に出して言えるような状況ではなかったと。このことは議員もよく御存じではないかなと思っております。総務課長になりましたからは、改善すべき点は改善することで、15年度からは改善をさせていただいた経過等もございます。決してこれをそのまま、じっとしておったわけではございませんし、やるべきことはやってきたと今では思っております。

25番（三小田一美君）

高田庁舎長、私も御存じだったて、知らないから高田庁舎長には聞きよつとやっけんですね。

次に、以上の答弁からうかがえるのは、私が知らなかったこと、補助金の仕組みや交付がずさんであるわけですね。今後、今副市長も言われよつたが、委任の規定により、事務処理について、市長は押印していないので知りませんと言われることが、ここではっきりなったわけですね、市長。よって、今後、支払いにかかわらず、副市長以下、課せられた委任規定は直ちに見直しをし、すべての項目について市長が知り得る体制をとられるように、これは要望いたします。

なお、特別委員会が期待をした、市長自身が我が身を処すことが期待できません。自浄能力なしと思うわけ、私。処分に関する決意を、後日改めて提案させていただきます。

そこで、代表の監査委員に御質問をいたしますが、まず松藤代表監査委員、永年にわたり柳川信用金庫の理事長として職務に精励され、その手腕は高く評価されているところでありますが、今回のような事件が信用金庫内で私も柳川信用金庫にはいっぱい貯金はしております。発生した場合はどのような措置が講じられますでしょうか。例えば、理事会や評議員会、また総会など執行することを報告せずに、他の項目に予算を含ませて計上するわけですね。予算執行したことが後日発覚した場合は、だれが責任をとり、それにかかわった職員はどのような処分を受けられますでしょうか。参考までに教えてください。

監査委員（松藤博明君）

どうも長年お取引いただきまして、ありがとうございました。

ただいまの御質問は、私の前職に対するあくまでも参考的な意見としてお聞きしたいというふうなお尋ねかとは思いますが、私の発言のとらえ方次第では、本日御出席の皆様を初め各方面に誤解を招きかねるかとも思います。また、前の職場に対して迷惑をかけることも懸念されます。したがって、議会という公の場での個人に関する発言は、本当にせっかくの御質問でございますけど、控えさせていただきますよう、あしからず御了承いただきますようお願い申し上げます。

25番（三小田一美君）

そうやろうち私も思うとった。もう一回ですね、よかならお願いしたいと思いますが、だめでしょうね。（「せっかくでございますが」と呼ぶ者あり）ああ、そうですか。

今、貴殿の高潔な無私の態度は、多くの市民が期待をし、市政を監督する立場として絶対の信頼を寄せています。市長の推薦を受けた身であります。今後も議会選出の藤丸議員と二人三脚で、善悪のはっきりした監査を、歯切れのよい説明を期待しております。

それでは、次に入りたいと思います。

次は、ピアスに対する損害賠償についてお尋ねしますが、この損害賠償請求の調停による交渉の解決は、いつをめどにされていますか。来年4月の任期までに解決をされるとは思いますが、今までのように精力的に誠意を持って交渉していると答弁しながら、結果を聞けば、二、三回ぐらい電話をしたぐれ程度の精力的交渉ではないですね。御答弁をお願いします。

副市長（大泉勝利君）

昨日、第1回目の調停が終わったばかりでございます。いつまでに調停がおさまるといようなこと、終結するというふうなことは全く想像できません。今のままでは回答できませんので、そこはよろしく御理解いただきたいと思います。

25番（三小田一美君）

次に、先日、松藤教授の説明で明らかになった、産業廃棄物の敷地内の投棄であります。捨てられているのは化粧品であると思われるが、有害物質ではないとの結論を得たようですが、副市長は何回ぐらい教授に会いに行かれたか。その目的は何でしたかね、御答弁を 会いに行たたらんない、会いに行たたらんでも結構でございますので、御答弁をお願いします。見た人もおられますから。

副市長（大泉勝利君）

松藤先生のところの教室に行ったのは、8月の頭に1回行きまして、それは市議会の全員協議会のときに議員のある方が材料を持っていったというそのときと、そのときに出てきた調査結果の内容についてコメントをいただくために1度行ってあります。それから、その後、

議会と執行部とで5名のプロジェクトチームを構成しましたが、そのとき一緒に行っただけでございます。

以上でございます。

25番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。それで、松藤教授によれば、地中にパイプを通して換気すれば数年でにおいは取れるとのことですが、無害な物質なら掘り出して、現在空き地の部分に広げてしまえば、もっと早くにおいは消えるのではないのでしょうか。

ピアス社が撤退して、はやもう2カ月を迎え、市として一日も早い有効活用が望まれるところであります。アスベストもこのまま放置することはできません。これからの市の発展を見越しての敷地の購入であります。基金を取り崩してまで今後の発展のために購入されていますが、行政として一日も早いこれからの施設、敷地の有効活用を考えてあるかと思いますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと、お願いいたします。

市長（石田宝蔵君）

私が本当に当初から皆さんにお願いをしてきているのは、やはりこのピアスの広大な用地の有効活用であります。新市となって7万5,000の市となって、そこにはさまざまな用途地域の空き地がありますが、農村工業導入法に基づいて旧大和町が購入をし、企業誘致をした。いつでも企業として誘致ができる用地であるということも、市民の皆さん、旧町民の皆さんも御理解をいただいて、検討をいただいて、用地として取得をなささいというお墨つきもいただき、議会の了承もいただいて購入をしてきたわけでありまして。ただ、よく損害を受けたというふうな話もありますけれども、まだまだこれは財産はあるわけですので、きちりと有効活用、公共用地、基金を使って取得をしている部分もございます。しかしながら、これは市民の皆さんのさまざまな御意見を改めてお聞きし、そして、やはり働く、企業誘致の場として使えるのか、あるいは次なる公共用地的なものに使えるのか、これは早くこの問題が解決しないことにはいけません。したがって、イメージアップ、これを図ることが最大の課題だと思います。特に自動車関連、麻生知事なんかは県南を、この筑後地区を第3の心臓というふうにおっしゃっていただいておりますし、有明海沿岸道路、あるいは443号、こういった道路網の社会資本の整備が進んでおりますだけに、おくれをとってはならないというのが私の偽らざる気持ちでありますし、恐らく市民の皆さんもその思いでいっぱいだろうと思います。したがって、議会の皆さん方についても、ひとつ格段の御理解、御協力をいただいて、一日も早い有効活用ができるように、その努力を全身全霊かけてやらなきゃいけないと、このように思っております。

25番（三小田一美君）

それはもうよくわかってですね。ただ、安心・安全にしていくのが先決なんですよ。ただ、麻生知事が言いよっち言うばってん、大体みやま市に来るように話を聞いておりましたが、

また、うんとうんと努力をしてください。そして、きれいなピアス跡地にですね、これをするならもうそういうことで、これをすればいいじゃないですか。だから、早くしてもらわんといかん。

市長の御提案を聞いていますと、まだいっぱいありますけど時間がない。いろいろと言われますけど、本質として全く必要としていなかったピアス跡地と建物をなぜ購入されたのかなと、私はこう思うわけですね。それは文教厚生か、何かあそこのために学校の施設を建てかえするから、それに利用すると言うばってん、それには検討委員会も全然話に耳を傾けんやったやろうと私は思うとるわけですね。

それで、購入するときは、土地や建物については何の確認も検査もせんままおったでしょう。建物は、現状の融資という考えられない内容で契約をされていて、ピアス社は当然承知をしていたと思われるわけですね。アスベストの撤去については、私の再三の質問に対して、ピアス社は120%撤去しませんと。ピアス社が罪人と思われるように発言を修正されて、全くやる気がなかったやないですか。昨年末になって、ようやくピアス社に対して損害賠償の債務の確認をまとめる手ぬるい方法で交渉に入るという態度であったわけですね。ここはひとつ市長、得意とする被害届を出して、警察の手をかりて、アスベストの除去に対する積極的な対応を見せるべきではありませんか。

もう時間がないけど、最後になりますけど、もし来年4月の市長の任期満了までにピアス社との交渉の決着がつかなかった場合、市長個人の責任において、アスベストを撤去し、不法投棄された産業廃棄物を処理されるのが当然であります。当然ではありませんか。市長は今までの議会や委員会で、ピアス社がやらなかった場合は私が責任を持ってやりますと約束をされています。これは特別委員会でもされました。それと本会議の中でもされたわけですね。これは約束は守ってください。絶対に市民の血税を使うてはだめ。

また、市長は、アスベストの除去費用は調査をしないとわからないといつも言われますが、建物の解体費用については調査もせず、およそ40,000千円とピアス社の言いなりに算出をされていますので、これを上回る費用については当然負担をされるのが、言われたことに行動と一致することではありませんか。市長の任期も残り1年ですので、任期内に早く責任を全うされることを要望いたします。答弁はしなはっでしょう。じゃあ、よろしく願います。

市長（石田宝蔵君）

自分勝手に言いたい放題、いいですね。（「いや、本当のことじゃないですか、自分勝手に。ちゃんと議事録にも残っとっじゃないですか。何ば言いよっですか、あんた」と呼ぶ者あり）いや、私が申し上げているのは……（「自分で払うと、あんた言うとおっじゃんね。あなた政治家でしょうもん」と呼ぶ者あり）まあ、静かに。（「なし、あなたがうそを言われるから言っとるやないですか。うそを言っちゃ困る」と呼ぶ者あり）そんなに市民のこと

をお考えになるなら興奮されなくていいんじゃないでしょうか。（「何ですか」と呼ぶ者あり）興奮されなくていいんじゃないでしょうか。（「いやいや、心配だから、市民の方たち」と呼ぶ者あり）だから、私……（「私もあんた、いつやめるかわからんとよ。なら、はっきり言おうだい」と呼ぶ者あり）ちょっと発言を、議長、とめつくれんですか。

議長（田中雅美君）

市長、発言してください。（「さっきの言葉は取り消させんですか。おかしいですよ」「そうですね」と呼ぶ者あり）何の言葉……（「今の市長の最初の発言は失礼」「議長、いいですか、今のはちょっとおかしいですよ」「関係ない、関係ない」「進行、進行」と呼ぶ者あり）

議事進行します。（「取り消し、取り消し」と呼ぶ者あり）

市長（石田宝蔵君）続

三小田議員がおっしゃっていること、これについては私は一日も早く願っていることなんです、解決をすること。ところが、御案内のとおり住民の訴訟が起き、あるいはこういった議会の中でも随分取り上げられ、マスコミさんからも取り上げられて、やはりさまざまな展開をしているわけです。したがって、ピアス社に対しても、市として、市の代表として当然交渉しなければならないことは、やっぱりやってきているわけであります。そして、次なる展開、柳川のために有効な財産として活用させていただく、これが市民7万5,000の皆さんが願っていらっしゃることだと思います。

個人、個人とおっしゃいますけれども、これは決して私個人が買ったのじゃございません。個人ならば処分についても勝手にできるはずですよ。これは市民の皆さんのコンセンサスを得て、その審議の過程を経て、そして用地として取得をしてきた。（「それは森田議員で答弁したやないですか」と呼ぶ者あり）だから、そのことをわかっていただかないから、また繰り返しやらなきゃいけないわけですよ。（「裁判されるようなことになるからいかんとですよ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

議長（田中雅美君）

ちょっと静かにしてください、静かに。答弁中ですから。

市長（石田宝蔵君）続

だから、そういうふうなものをきっちりとやはり解決して、次なる展開へ向けて、三小田議員がおっしゃってありました。御案内のとおり、来年の4月は任期満了です。もしできなければ、しっかりまたやらなきゃいけないし、解決するとするならば、それは市民の皆さんもお喜びになって、次なる展開を考えなきゃいけないでしょう。そういうことを皆さんと約束するのは、司法の場である裁判官でもありますし、スケジュールは勝手に決められません。相手のこと、裁判官の都合、原告と被告の関係、こういうものをはっきり明言できるならばいいんですけれども、現在は福岡地方裁判所でこの取り扱い、3月11日に判決が出ます。

その後どのようになるのか、これを見守っていかなくちゃいけないと思っております。（「議長、今の答弁は違います。私の質問に合うとりません」と呼ぶ者あり）

25番（三小田一美君）

市長、あなた裁判、裁判ち、あの方たちは高う買うとるじゃっかや、市民の方たちで裁判もしてある。私たちはアスベスト除去と産業廃棄物を、早うですね、安心・安全にせんかち言よっとじゃ。あの裁判は違うですよ、私が言よっとは。一緒ですか。それにごっちゃ合させたごっして。あなた、政治家でしょう。政治家なら、きちんとせんですか。うそ言っちゃ困る。おれは払わんですよ、絶対、銭は。あなたはね、ちゃんと言よっとっじゃないですか、政治家ですよち、私は逃げも隠れもせん、絶対払いますち言よっとっじゃないですか。（「逃げも隠れもしませんよ」と呼ぶ者あり）何ち言よっですか、きちんと払ってくださいよ。何らかの形でピアス会社にも、議会でか、またあなたにもやりますよ、私は。議会でやっていくけん。そりけん、裁判じゃろが弁護士さんじゃろが、やっぱりわかってあっとですよ、公正公平にだっでにやってあるわけですよ、みんな。だから、わかります。

次に行きます。

もう時間がございませんが、次お尋ねしますが、なぜ多数の職員が勤務時間に何回も柳川警察署に呼び出されて事情聴取をされているのですか。このことについては今まで議会や委員会でも報告もなされていません。これは柳川ホテルの跡地、何もなかつば何回でん職員は呼ばれとっ。市長、もう時間のなかけん もうちょっと貸してください。

副市長、ちょっとお尋ねする。聞くところによれば、この件に関して副市長が指揮をされていると伺っていますが、そこで副市長にお尋ねいたしますが、被害の内容、事件性についてどのように把握して捜査に協力すべきと判断されましたか。それとも、みずからの判断ではなく、市長からの命令でそうされたんですか。それと、呼び出された職員の精神的苦痛ですね、その方たちの措置はどういうふうにされますか、被害の内容……

議長（田中雅美君）

三小田議員、質問は1回に。これで時間が来ましたから……（「はい、そいけん、全部入れ込みます」と呼ぶ者あり）全部言うて、答弁だけもらうてください。

25番（三小田一美君）続

はい、わかりました。時間が足らんもん。

柳川警察署に今回職員を呼び出し、市長が被害届を提出したことにより、市が受けた被害の内容、また事務処理について、捜査であると思っておりますが、なぜ被害が生じたとお考えでしょうか。なぜ被害の内容について議会へまだ報告がなされないのでしょうか。

それと、前回の沖端の漁業協同組合、補助金の不正交付事件が発覚したときは、議会や委員会への報告がなされました。この件については、いまだに報告がありません。既に被害届が出されてから、かなりの時間が経過しているようですが、こんなに難しい事件なんですか。

それとも、事件性の立証が難しいので、警察署も苦慮されているのではないですか。もし事件として立件されなかった場合は、指揮命令をした副市長は、行かれた方、精神的に苦痛を覚えている職員に対して、おわびと賠償をされる覚悟があると思いますが、いかがでしょうか。

もうこれで終わります。どうもありがとうございます。

副市長（大泉勝利君）

随分たくさんの内容をいただきましたけれども、質問の件について経緯を調べてみましたら……（「もう3人もやめてあるよ、職員は」と呼ぶ者あり）発端は、柳川警察署長から、平成18年1月です。1月に、市の開発公社理事長あて、また同じ年の2月に市長あてに、それぞれ捜査関係事項照会書ということで、刑事訴訟法の第197条の第2項に基づく関係資料の提出を求められたことから始まっております。その後も、何度か関係書類の写し等が求められておりまして、ただ、しかしながら、具体的に何を調査されているのかは定かではありません。その後、平成19年6月になって警察から、柳川ホテル跡地の買収に関して開発公社の事務処理に不備があること、また、公印管理上に問題があるというふうな指摘を受けて、被害届を提出するように求められて、それ以降、当時の開発公社の事務担当者や用地買収の事務にかかわった職員が任意に事情聴取を受けているものでございます。

この件については全員協議会の場で総務部長から、一体どれだけの人が呼び出しを受けているのかというふうなことが全員協議会の場で質問があって、一度答えているかというふうに思いますけれども、この問題について警察にも尋ねましたところ、捜査上の秘密を理由に警察からは教えてもらえませんが、事の詳細は把握できていないという状況にございます。どこの部分に不備があって、どこに疑いがあるのかというようなことは把握し切れておりません。

それから、議会への報告のお尋ねでございますけれども、市としてはそもそも警察の捜査が何を焦点としているのかについて確認、把握しておりませんが、そのような段階で安易に予測によって報告するということは、かえって無用な混乱を招くというように考えられますので、控えております。

また、職員の負担でございますけれども、捜査の結論のいかんを問わず、事務処理上については、先ほど全日本同和会の話題の中でも出ましたが、間違いだとか問題があるという部分については職員を指導し、また、内容を改善する立場に管理監督者として当然の務めだというふうに思っております。そうすることが行政に対する市民の信頼を得ることになるというふうに思っております。そういう事態に残念ながらなるようでしたら、市民の負託にこたえるためにも、きちんとした対応をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

これもちまして、三小田一美議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 2 時34分 休憩

午後 2 時50分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 順位、4 番熊井三千代議員の発言を許します。

4 番（熊井三千代君）（登壇）

皆さんこんにちは。4 番、公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問させていただきます。

初めに、北風の吹く寒い季節を終え、新緑が待ち遠しく思える季節になると、各地で新入学を控えた園児を対象にした交通安全と防犯のために趣向を凝らしたさまざまな指導が施行される模様が報道などで多く取り上げられます。本市におきましても、日ごろより行政と地域住民が一体となった安心・安全活動が県下でも先進地となっており、柳川市民の誇る活動になっております。

しかし、こうしたさまざまな取り組みがなされているにもかかわらず、全国の児童・生徒を取り巻く環境はまだまだ改善できていません。文科省の発表によりますと、虐待等、児童相談所に寄せられた件数は 5 万件、10年で10倍近くふえています。いじめに関しましては、2006年度いじめの定義変更もあり、前年度に比べると6.2倍増の12万5,400件となっております。そのうち、いじめを原因とした自殺者は 6 人となっております。

いじめや虐待、誘拐など子供が被害となる深刻な事件が目立っております。今の子供たちはさまざまな暴力に遭う危険にさらされ、暴力によって深く傷つく子供も少なくありません。傷ついた子供たちへの対応も大切ですが、まずは暴力に遭わないための防止教育が必要ではないでしょうか。

そこで、安心して産み育てられる社会環境の整備の 1 点目として、児童・生徒が暴力から身を守るための事業としてCAPプログラム導入についてお伺いいたします。

このCAP、チャイルド・アダルト・プレベーション、子供への暴力防止プログラムは1978年、アメリカオハイオ州で小学 2 年生のレイプ事件を契機にレイプ救済センターで開発されたものです。日本では1995年から本格的に取り組み、平成10年にはモデルケースとして東京葛飾区で 3 校、小学校で実施され、好評のため、11年度は20校に、12年度は38小学校で実施され、各地で現在広がり、最近では学校の授業に取り入れられております。

あらゆる暴力から身を守るためには、これまでのような危険を回避するための行動規制、予防教育だけでは足りないと言われております。行動規制、例えば明るいうちに帰ってきなさい、知らない人についていってはいけないなど教えるだけではなく、実際被害に遭ったと

き、遭いそうになったときに子供たち自身がどう自分を守るのかを自分の権利として考え、行動できるようにしておくことが必要だと言われております。

また、痴漢や変質者が出るという話が出てパトロールをしたり、身を守る方法として警察の講習を受けたりするのではなく、いじめをしたり暴力を振るうということはなぜいけないのか、そして、自分は暴力を受ける必要は絶対はないし、自分の権利はしっかり主張し、守っていかなければならないという教育の視点から、非暴力の輪を広げていかなければならないと思います。

このプログラムは、さまざまな暴力を受けたとき、子供が自分で自分を守れるように持っている力を引き出すことの大切さを教えてくれるのが特徴です。例えば、嫌ということ、ノー、その場を離れること、ゴー、だれかに相談するというテルの3つを教え、次に劇や話し合いなどの参加型学習を通じて、いざというときは大きな声を出すことや、手を振りほどくなどの護身方法なども学ぶものです。いじめや虐待などの問題が表面に出ない状況であっても、このようなわかりやすい教育プログラムを受けることにより、潜在的な問題に対しても大きな防止効果があるものと思います。

本市におきましても、このような教育を取り入れられることを提案したいと思いますが、まず初めに、現在本市でさまざまな暴力に対する教育としてどのような取り組みがなされているのか、お伺いいたします。

2点目として、子供の心の相談員、スクールカウンセラーについてお伺いいたします。

いじめ、暴力行為などの問題行動や不登校の防止対策、災害や事件、事故などの被害者である児童・生徒などの心のケアに携わるスクールカウンセラーの配置が年々進んでおります。

スクールカウンセラーの配置は平成6年にスタートし、平成16年度には8,500校まで拡大しております。平成20年度予算案には、全公立の中学校約1万校へ配置可能な経費が盛り込まれております。文科省の調べによると、不登校は増加し、12万6,764人、中学生過去最高となっております。自殺者は、平成17年度全国公立小学校、中学校、高校で103人と発表しております。

東海大医学部教授の保坂隆教授は、子供の自殺対策を議論するときに、いじめ問題に焦点が当たることに警戒を持っております。「子供たちの悩みは、いじめだけでなく、進学や異性関係、親子、友人関係などさまざま。悩みを抱え、うつ状態になった子供がいじめのターゲットになってしまうこともある。早い段階で子供の悩みに気づくことだ」と指摘しております。

そこで、お尋ねいたします。現在、本市でのスクールカウンセラーの配置状況並びに効果と課題をお聞かせください。

次に、3点目として乳幼児医療費助成拡大についてでございます。

これまで乳幼児医療費の助成拡大を求める要望については、何人もの先輩議員が少子化対

策の経済的負担の軽減面や、乳幼児の健康促進面等から幾度と質問に立つてこられました。私も昨年6月定例会において要望いたしました。このたび、2月9日付の新聞で「県乳幼児医療助成を充実」と掲載されました。市内のお母さんより早々に「新聞の記事は本当ですか」「柳川市もなるんですね」「子供が病気なのに連れて行ってあげられないほどつらいことはない」「本当にうれしい」などと問い合わせがありました。

改正案によると、3歳未満はこれまでどおり入院、通院も完全無料、3歳以上で小学校就学前までは同じ病気で同じ病院にかかれば何度通院しても月額600円の負担となり、大幅な負担減となります。また、入院の負担はこれまで初診料だけだったのが1日500円、月額3,500円を上限とするなどと掲載されていましたが、本市の助成拡充についてのお考えをお聞かせください。

次に、4月からスタートする特定健診、特定保健指導についてお伺いいたします。

この制度は、これまで市町村が行ってきた住民基本健診にかわるもので、健診内容が生活習慣病やメタボリック症候群の対象に重点を置いたものです。対象は40歳から74歳までの健康保険並びに国民健康保険の加入者とその扶養者です。目的は、生活習慣病患者及び予備軍の減少、それに起因する医療費を減少させることです。将来には、2015年度の生活習慣病及び予備軍を2008年と比べて25%減少させることになっております。各保険者は数値目標を立てることになっており、達成できない場合はペナルティーとして後期高齢者医療制度への拠出金の増額も用意されております。

そこで、お尋ねいたしますが、本市の現在の基本健診受診率は何%でしょうか。また、同制度のプログラムには受診率80%、保健指導率100%と目標を提示されておりますが、本市の数値目標は何%と設定されておりますでしょうか。

保健指導面には多数の保健師、管理栄養士の確保が予測されますが、人員確保についてはどのようにお考えでしょうか。

最後の質問は、総合カウンセリング窓口の設置についてでございます。

現在、女性のための相談窓口として44都道府県16政令指定都市に設置されている女性センターや男女共同参画センター、また、市町村区別では277自治体で女性のための相談事業が実施されております。多くの施設では、DV、職場や地域での人間関係、離婚、男女問題、子育て、仕事などのさまざまな悩みに対応する相談事業を展開しております。

しかし、相談窓口の周知広告が十分になされているとは言えず、相談体制についても、自治体間、施設間に大きな差があるのが現状でございます。特に現在は30代を中心に20代後半からの相談が多くなっております。この年代層は、職場でのキャリアアップや家庭での育児などいろいろな悩みを抱える時期に当たることを反映させております。企業の担当者話から職場に相談できる相手が少なく、気軽に安心して相談できる公的な相談窓口のニーズが高くなってきているのではないかと感じられます。

さまざまな相談の解決のために具体的なアドバイスをしたり、専門家を紹介する総合カウンセリング窓口の設置、また、窓口に行けない女性のためにインターネットでも相談できるような体制に整備することを提案したいと思いますが、本市におきましては、現在、福祉事務所内で相談事業を行っておられますが、事業内容並びに支障のない範囲で相談内容、相談件数、相談者の年齢別件数をお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

再質問につきましては自席から行いますので、よろしくお願いいたします。

学校教育課長（龍 英樹君）

熊井議員の質問の2点を答弁いたしたいと思います。

まず1点目が、児童・生徒が暴力から身を守る事業としてCAPプログラムの導入についてということと、2点目がスクールカウンセラーの配置状況及び効果と課題についてということでございます。

まず、1点目の児童・生徒が暴力から身を守る事業としてCAPプログラムの導入についてということで、これは先ほど熊井議員から説明ございましたけれども、わかりやすく言いますと、子供がさまざまな暴力から身を守るために何ができるかを子供たちと一緒に考え、具体的な方法を伝えるプログラムというふうなことでございます。

この御質問につきましては、CAPプログラムの講習ということで防犯教育を実施したのは、本年度は3校の小学校で実施しております。過去合わせますと、計6校の小学校で実施をいたしております。しかし、各学校の防犯教育としましては、CAPプログラムのほか、すべての小・中学校で毎年度、柳川警察署や関係機関の協力を得まして、児童・生徒や保護者、教職員に対して防犯教室などを実施しております。

小学校では、登下校時の不審者への対処法や逃げ方、児童全員に無償配布をしている防犯ブザーの使い方、それから校舎内の教室等へ侵入した不審者からの避難訓練などを行っております。また中学校では、携帯電話やインターネットの有害サイトとか薬物、それからシンナー等からの犯罪に巻き込まれないための防犯指導を行っております。

これは参考まででございますけれども、けさの有明新報のほうに記事が載っておりましたけれども、薬物の恐ろしさを学ぶということで載せておりました。これは昭代中学校のほうに薬剤師の方を講師として呼んで、薬物乱用防止教室を開いたというふうな記事でございます。シンナーなどの薬物の恐ろしさを学んだということございまして、こういったものをそれぞれの各学校で実施をしているというふうなことでございます。

それから、スクールカウンセラーの配置状況ということでございます。市内の全中学校に週当たり8時間ずつ配置をいたしております。相談件数は、平成19年度はまだ集計いたしておりませんので、平成18年度で申し上げますと、相談件数が延べで1,155件、内訳といたしましては、いじめ、不登校、それから家庭問題、友人問題、こういったことでカウンセラーの

方が対応いたしております。

それから、その効果でございますが、スクールカウンセラーは臨床心理士の免許をお持ちのカウンセリングの専門家でございますので、教育相談体制が充実することはもちろん、生徒や児童への心のケア、保護者や教職員への適切なアドバイス等で不登校や配慮を要する児童・生徒などの支援に役立っております。

課題といたしましては、学校からはできるだけ多くの時間配置をしてほしいというふうな要望が上がっておりますけれども、福岡県からの配置の時間が少ないこと、それから臨床心理士が不足しているというふうなことでございます。

なお、福岡県からの配置の不足分につきましては、柳川市のほうで予算を組んで、上乘せをして配置をいたしております。

以上でございます。

保健福祉部長（本木芳夫君）

議員御質問の安心して産み育てられる社会環境の整備の3点目、乳幼児医療費助成拡大について本市の考えはという質問についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、福岡県におきましては、医療費助成の見直しを現在県議会のほうに説明されまして、今年度の10月施行に向けて準備が進められているとお聞きをしております。

少しその内容に触れてみますと、乳幼児医療について通院の対象年齢を3歳未満から就学前までに拡大、母子医療につきましては新たに父子家庭を対象とする、障害者医療については新たに精神障害者を対象とすること、その他、自己負担を定額制に移行するなどの助成拡大が図られます。逆に、限られました財源の中で持続可能な制度とするために、3歳以上の乳幼児と障害者医療について新たに所得制限を導入することや、ひとり暮らしの寡婦に対する助成を段階的に廃止するなどの措置がとられることとなります。

本市の制度につきましては、福岡県に沿った助成制度として今まで来ています。福岡県議会の上承を受けた後には具体的な説明や指導が行われるというふうに思いますので、施行予定が本年10月1日というふうなことになっておりますので、それに向けまして準備を進めていきたいというふうに思っております。

続きまして、2番目の特定健診、特定保健指導の開始についてお答えをしたいというふうに思います。

まず、第1点目の本市の現在の基本健診の受診率についてお答えをしたいというふうに思います。

平成18年度の基本健康診査の実績によりますと、国保加入者の受診率が30%でございます。

次に、本市の数値目標でございますが、市町村国保に対する国の基本指針では、平成24年度末時点で受診率が65%、保健指導率が45%という数値目標が提示されているところでございます。

本市におきましては、国や県の指針、指導に基づき、受診率については平成20年度を35%に設定し、5年間で65%達成を目指し、また、保健指導率につきましては平成20年度を25%に設定し、5年間で45%に到達するよう段階的に目標値を設定しているところでございます。あくまでも現在の事業計画時点での数値目標でございますので、今後、国や県において指針の見直しや変更があった場合には計画変更することにもなろうかと思っております。

最後に、保健指導を行う専門職員の人員確保についてでございますが、本市といたしましては、初年度の保健指導の実施に当たりましては、数値目標を設定しました計画上の必要人員について市の保健師等と協議する中で、当面は自前で保健指導を行う考えでございます。

今後、目標達成に向けましたあらゆる取り組みを進める中で受診率や保健指導率が上昇する分、専門職員の確保が課題になってくようかと思っております。そのため、保健指導対象者などの事業実績を見ながら、適切な人員体制等の条件整備を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

さらに、必要に応じまして医師会等の協力もお願いしたいというふうに考えているところでございます。

福祉事務所長（古賀輝昭君）

それでは、議員お尋ねの総合カウンセリング窓口に関しての御質問でございますが、まず、本市の女性相談業務の状況についてでございますけれども、相談業務につきましては、私ども福祉事務所で対応をいたしております。

相談件数につきましては、平成17年度が183件、18年度が246件、それから本年度につきましては、2月末現在で既に昨年同様246件に達しておりまして、年々増加しているのが現状でございます。

また、平成18年度の相談の内容を申し上げますと、人間関係に関することが170件で全体の約7割を占めております。中でも、夫に関する相談というのが115件で47%を占めるということになっております。

さらに申し上げますと、夫に関する相談115件の内訳でございますが、夫の暴力に関することが63件で55%、離婚問題が43件で37%、その他が9件で8%となっております。

また、相談者の年齢別に見てみますと、20歳未満の方が8件、それから20歳代が41件、30歳代が65件、それから40歳代が43件、50歳代48件、60歳以上が41件となっております。

それから、周知のことでございますけれども、女性相談窓口の周知につきましては、市報や市のホームページ、それから県のチラシ等を活用いたしまして、今後も周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。本市におきまして防犯の取り組みは、さっき課長もおっしゃい

ましたように本日の新聞にも掲載されておりますし、読ませていただきましたし、本当毎日のように各地域での防犯体制の様子が映し出されておりますけれども、今あっている防犯運動がすごく柳川は盛んで、真剣に本当に取り組まれているということはわかっているんですけれども、やっぱり今行われている取り組みに加えて、さきに述べましたCAPプログラムの導入を提案したいと思います。

このプログラムの内容はさっきも述べましたし、また、課長も紹介していただきましたけれども、一事例を紹介いたしますと、とにかく人間は一人一人かけがえのない存在であるということを教え込んでいきます。人はだれでも安心して、自信を持って、自由に生きるという3つの大きな権利を持っていると。この権利を奪う暴力に対してどう自分を守るのか。また、一人一人に権利があることを教えることによって、自分は他人の権利を奪うことはできないということも教えていきます。また、子供なりに身を守る方法があり、それを実際に演じることによって具体的にわかりやすく教えていきます。虐待にしても、いじめにしても、子供が話そうとしない、話すことができないために発見できないケースがとて多くなっております。子供が沈黙を守っているのなら何も起きていないことになりまして、気づいていない問題は解決することができません。

このプログラムは基本的にクラス単位で実施して、最初に3つの権利があることを教え、次に子供から子供への暴力、いじめ、見知らぬ人からの暴力、誘拐、知っている大人からの暴力、虐待の3つの暴力場面の寸劇を見てもらい、3つの暴力防止行動を教えます。

次に、その方法を使って暴力から逃げる寸劇を行って、子供が担任の先生に悩みを打ち明けにくい寸劇と打ち明けた後の安心したところでまとめて終了となるように、劇を交えながら、本人たちも一体となって学んでいくものであり、これは保護者も一体となって学んでいくものでございます。

なかなか近隣地区では取り入れているところが少ないとは思いますが、これからやっぱり子供たち一人一人の内面を強化していくときではないかなと感じますので、このCAPプログラムの導入についてお考えをお聞かせください。

学校教育課長（龍 英樹君）

先ほど答弁の中に、これまで6校程度実施をしているということでお話をいたしましたと思いますが、本年度は3校実施をしております。ちなみに柳川小学校、それから城内小学校、蒲池小学校で、このことにつきましては、NPO法人の日本ガーディアン・エンジェルズと、それからNPO法人のにじいろCAP、こういったところから講師を呼んで、先ほど議員がおっしゃいましたようなことで、不審者の暴力から身を守る方法、それから子供が暴力から身を守るための方法、こういったものを低学年を中心に保護者を交えて、そういったCAPプログラムの講習をやっておるということでございまして、今後につきましては、従来からの防犯教育を補完するという形で市内の学校のほうに啓発をしていきたいというふうな考え

ております。

以上でございます。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。まだまださっきも申しましたように、近隣の学校では取り組みが少ないように思いますけれども、実施校での効果もいいようですので、本市でも教育の一つとしてこのような教育プログラムがあるということを知っていただき、研究、検討していただいて、早期に1校1学年からのモデルケースとしてでもよろしいので実施をしていただきたいということを期待いたしまして、この件についての質問はこれで終わらせていただきます。

次に、スクールカウンセラーについてでございますけれども、やはりカウンセラーの相談件数はすごく多いんだなというのを感じております。

最近、小学校のお母さんからも、このスクールカウンセラーというものがあるんですけどねと、小学校への配置はどう考えてありますかとというふうなことをお伺い、相談される機会がございましたので、小学校の配置についてはどうお考えなのか、お聞かせください。

学校教育課長（龍 英樹君）

小学校の配置についてでございますけれども、今現在、先ほど6中学校のほうに8時間ずつ配置をしているというようなこととお話をしたと思っておりますけれども、中学校を拠点として、その中学校のエリアの小学校を担当するようにスクールカウンセラーのほうに担当するようにいたしております。

そのため、先ほど述べました相談件数1,155件ですけれども、この件数の中には約3割程度、小学校の相談分が含まれておるわけでございます。中学校を拠点として、そのエリアの小学校を担当することで小・中学校での生徒指導の連携、それから情報の共有等が強化できるということでございます。

以上でございます。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。市としてはそういうふうに対応はしっかりしていただいているみたいなんですけれども、まだまだ周知というか、広報が行き渡っていないところもありますし、また、このカウンセリングに対しまして受け入れにくい、また、受け入れたくないという面も、地域としての面もあるとは思いますが、本当にこのカウンセリングで助かった子供たち、また、親御さんもたくさんおられますので、こういうカウンセリング制度が今現在柳川でもあっているんだということをいい方法を使って皆さんに知っていただけるように、周知徹底を図っていただきますように申しまして、カウンセリングについての質問は終わらせていただきます。

次に、乳幼児医療費助成拡大についてですけれども、平成20年度10月に向けて準備を進め

てくださっているということなんですけれども、10月からの実施に向けて市民の皆様にはいつごろどのような方法でお知らせいただくか、決まっていたらお願いいたします。

保険年金課長（川口敬司君）

市民の方への周知につきましては、先ほど部長が説明しましたように、県のほうから具体的に説明なり指導がありました後に早急に広報等を使ってお知らせしたいというふうに考えております。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。とにかく市民は期待しているところでございますので、本当に確実に実施されますようにしっかりと見守っていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、特定健診についてでございますけれども、しっかり周知目標も立ててくださっております。これは高いのか、低いのか、今まだ始まるところでございますのでわかりませんが、この目標達成に向かって受診率をアップするための市民の啓発にはどういうふうに取り組まれますか。

また、健診を受けた後に指導が必要な方についての指導方法とかのお考えがありましたら、お聞かせください。

保険年金課長（川口敬司君）

国保加入者の方の18年度基本健診の受診率が30%で、24年の目標が65%ということをお先ほど部長のほうから説明をいたしました。実際の受診率の30%に比べまして65%という5年後の高い目標を掲げておりますので、そのための啓発というのは非常に重要になるというふうに認識をしております。

具体的にどのような方法で啓発をやっていくかといいますと、今考えておりますのは、市報への掲載は当然のことながら、私どもの保険年金課のほうで市民の方にいろんな通知を出しますけれども、その中にチラシを同封するとか、あるいはポスターを作成しまして、公共施設、あるいは医療機関等への掲示等を考えております。そのほかに、現在の基本健診の受診率というのが65歳以下の方、それから、男性の方の受診率というのが20%程度という非常に低い数値になっておりますので、例えば、農協、漁協、あるいは商工会議所、商工会等の団体に呼びかけて、その組合員の方や会員の方たちに受診をいただくようお願いをしたいということも考えております。

さらには、医師会等へお願いをしまして、医療機関に受診されます患者さんたちへの呼びかけ等もお願したいというふうに考えております。

次に、保健指導の方法でありますけれども、本事業の目的が、先ほど議員おっしゃいましたようにメタボリックシンドロームに着目したものであります。健診結果に基づきまして、腹囲、あるいは肥満度とか血圧等の病気のリスクの判定を行いまして、対象者をリスクの高

い順に積極的支援の対象者、それから動機づけ支援の対象者、それからリスクの低い方を情報提供の対象者というふうに3段階に区分をしまして、それぞれの指導を行うということで考えておりますが、リスクの最も低い方に対する情報提供というのは改めて御説明するまでもないと思いますけれども、積極的支援の対象者と動機づけ支援の対象者につきましては、対象者の方がみずから自分の健康状態というのを自覚していただいて、保健師、あるいは管理栄養士等の面接指導のもとに生活習慣の改善計画を策定していただいて、一定期間、その計画を実施していただいて、その評価をして、十分でない方につきましてはさらに指導を行いながら、健康づくりに努めていただきたいというふうに考えております。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。本当この保健指導というのは、一応計画は立てるけれども、実施していただくのは本人さんですし、ずうっと見ているわけではありませんので、本当に大変な指導になってきますし、効果を上げるのには大変な努力が必要だと思いますけれども、周知していただきたいと思います。

この特定健診と特定保健指導にかかる経費は一応保険者が負担するようになっておりますけれども、保険者が本人に、市民の皆様に請求することもできるというふうに書かれておりましたけれども、本市はどのように負担の面ではお考えでしょうか。

保険年金課長（川口敬司君）

現在、柳川市のほうで実施しています基本健診の市民の方の一部負担は1,500円ということではしておりますが、今回の特定健診につきましては、それを上回らないようなことで基本的に考えております。1人当たりの健診の費用というのがまだはっきり決まっておりませんので、その費用が確定した後に近隣の市等の状況も見ながら決めていきたいというふうに考えております。

4番（熊井三千代君）

一応今までどおり、お金の代金はわかりませんが、市民の方に負担していただくというところで認識しておくようにいたします。

この健診の期間なんですけれども、今現在、基本健診は6、7、8月と3カ月で実施されておりますけれども、この特定健診の健診期間は3カ月でしょうか、もっとふえるんでしょうか、お願いします。

保険年金課長（川口敬司君）

この健診の期間については、今の基本健診は、先ほど議員おっしゃいましたように6月から8月までの3カ月間ですけれども、来年度から実施しますこの事業につきましては、6月から11月までの半年間を予定しております。また、保健指導につきましては8月からというふうに考えております。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。とにかく大変な作業になるとは思いますけれども、とにかくこの制度がやっぱりこれだけテレビでも今、特定健診が始まりますよ、皆さん受けましょうというコマーシャルが流れておりますけれども、知らない方がまだまだたくさんおられますし、そういうのは聞いとらんばのというのがあります。市報とか、広告とか、ポスターもいっぱい張られたりとか、今計画もされていると思うんですけれども、やっぱり実際に耳で聞いたほうが覚えておくし、身につきますので、とにかく広報として紙面上もありますけれども、外に出て行っていただいて、しっかり広報をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしておきます。

本当にこれはペナルティーが生じることでありますので、ペナルティーを生じない体制づくりをしていただきますように強く要望いたしまして、この件につきましての質問は終わらせていただきます。

最後に、総合カウンセリングについてでございますけれども、本当に多くの相談件数があるなということを感じております。この相談内容、相談件数からしても、現代困惑した社会状況の中でやっぱり相談事業の必要性を強く感じております。にもかかわらず、相談する側、相談を受ける側の環境といたしましては、福祉事務所の一角で今していただいておりますけれども、人目を気にしながら、今もしっかりと気を使ってプライバシーを守れるようにしていただいているとは思うんですけれども、やっぱり人目を気にしないでしっかりと気軽に悩みを相談できる環境の整備と人員体制が整った総合カウンセリングの窓口としての体制の整備が必要な時期に柳川市も来ているんじゃないかなと思います。

それと、いろいろな事情があって窓口に来られない方がインターネットを通じて相談できるような体制も必要ではないかなというふうに考えますけれども、この総合カウンセリング窓口の設置についてのお考えをお聞かせください。

福祉事務所長（古賀輝昭君）

それでは、再度の御質問でございますので、お答えをさせていただきます。

先ほどお答えをいたしましたように、現在、女性相談の業務につきましては、福祉事務所で相談員1名の体制で対応をしております。相談を受けるに当たりましての環境整備につきましては、当然これを進めていかなければならないというふうには考えております。

また、内容次第では再度相談に見える方、あるいは緊急な措置が必要な方など、その事案ごとの的確な対応が必要となってまいります。このために県の女性相談所、それから警察署、法務局、保護施設等々との連携を図りまして、相談業務を進めているところでございます。

このような中でございまして、総合カウンセリング窓口の設置とインターネット相談窓口の開設をというお話でございますけれども、総合カウンセリング窓口の設置につきましては、

今後大きな課題となってくるのかなというふうには思っております。

また、インターネットによります相談業務につきましては、相談者の感情がつかみにくいとかといった、直接的にお会いしてお話ができる場合と受け取り方等々に違いが出てきたりするおそれもございますし、なかなか難しい面があるのかなとは思いますが、いずれにいたしましても、今後調査研究を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。インターネットの受け付けにつきましては、課長おっしゃいましたようにいろんな諸問題があるとは思いますが、悩みのある方が悩みの中に閉じ込められないで何とか窓口に行こうというかけ橋に、呼びかけの手段の一つとしてインターネット活用ができたかなというふうにも思うところがございますけれども、とにかく人員が1名というのは非常に大変ではないかと思ったり、相談は一件一件時間も違いますので、そこら辺の人員体制についても今後検討していただきながら、とにかく女性が安心して活躍できる社会づくりの一つとして総合カウンセリング窓口の設置が早期に実施されますことを強く要望いたします。

よかったら、最後に総合カウンセリング窓口の設置について市長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

確かに核家族化が進みまして、随分1人でお悩みになっている方、こういう方は私も多いと思います。これは当然、安心して相談ができるような窓口の設置、その必要性も私も理解はいたします。

ただ、昨今はEメールだとかインターネット、こういうものでの文字でのやりとりというのが非常に多くなってきておりますが、やはりこういった相談事はプライバシーの問題もございまして、対応するほうも、あるいは相談するほうも相談しやすいような条件整備がまずは必要でございます。

それから、先ほど古賀福祉事務所長が申しあげましたように、感情の部分と申しますかね、意思の伝達の部分を間違えますと、随分これには違った回答が行くということになりますので、できますればテレホン相談と申しますかね、そういったものが望ましいんじゃないかなと私は思います。

ですから、インターネット、あるいはこういったEメール、Iメールの文字での交換というよりも、むしろテレホン相談の部分はどうするのかということ調査検討してみたいというふうにも思っているところがございます。よろしくお願ひしたいと思います。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 3 時36分 休憩

午後 3 時51分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 6 順位、1 番島添達也議員の発言を許します。

1 番（島添達也君）（登壇）

こんにちは。一番眠気の来る時間帯に、しかも 6 人目でございます。お疲れのところ、いましばらくおつき合い願いたいと思います。

議長より発言の許可がありましたので、ただいまから一般質問を行います。

合併によって新柳川市が誕生し、石田市長のかじ取りで船出して丸 3 年になろうとしております。この 3 年間のあなたの施策を私なりに検証し、分類してみました。

第 1 分類、旧大和町で解決されないまま新柳川市に持ち込まれた案件。

その 1、一般廃棄物最終処分場、2、ピアス工場跡地、3、漁業団地、4、全日本同和会大和町支部への補助金。

第 2 分類、河野市政の継承を拒絶、あるいは放置している案件。

その 1、快適観光空間整備事業、2、三井炭鉱跡地、3、柳川ホテル跡地、4、ソーラーボート大会。

第 3 分類、合併協定を逸脱して提案された案件。

その 1、戸別合併浄化槽設置推進事業の P F I 方式及び市町村直営方式による提案、その 2、地域振興基金の活用方法。

第 4 分類、マニフェスト公約にこだわり強引に提案された案件。

その 1、県南女性センターの再活用、その 2、3 と重複しますけれども、戸別合併浄化槽設置推進事業。

大体そのように整理できるのではないかと考えます。

さて、本来ならば、その一つ一つについてつまびらかにお尋ねしたいところではありますが、時間の制約もありますので、今回は第 1 分類、旧大和町で解決されないまま柳川市に持ち込まれた案件のその 1、一般廃棄物最終処分場の問題について、市長のこの問題に対する考え方をお尋ねしたいと思います。

しかしながら、この問題は迷惑施設であり、また風評被害を心配する向きもあって、とかく感情論に陥ることになりかねない微妙な問題でもあります。ですから、淡々と論議を進め

てまいりたいと思います。

この施設が柳川市大和町大坪338の地に平成11年度、用地費まで含めた建設費総額474,482千円で建設され、5年分の埋め立て容量を有しながら活用されないまま放置されております。まさに宝の持ち腐れ状態となっております。なぜか。市長はこの状況をどう考えているのか。また、今後どうしたいと考えているのか。この件については、竹井澄子議員が平成17年12月議会と18年6月議会の2度にわたって質問していることは御記憶にあるところかと思ひます。そのときの2人のやりとりをもとにお尋ねしていきたいと思ひます。

これより自余の質問につきましては、自席より一問一答形式でお尋ねしていきたいと思ひます。

1番(島添達也君)続

まず最初に、確認の意味でこの建設費の明細、また、12年から19年度まで処分費として幾らぐらいの経費がかかっておるのか、その総額。それから、この施設の維持管理に年間幾らぐらいかかっておるのか。そしてまた、この累積額を平均して5カ年に掛けると幾らぐらいになるのか、その辺のことを確認のためにまずお聞きしておきたいと思ひます。

市民部長(佐藤良二君)

島添議員の御質問、一般廃棄物最終処分場(大和町大坪)について、まず1点目の現状についての認識と今後の活用策、それから維持管理費と処分費が幾らかかっているかについてお答えいたします。

この問題につきましては過去御答弁申し上げておりますが、議員の皆様のお理解を得るためにこれまでの経緯について簡単に御説明申し上げます。

この最終処分場は、平成8年、福岡県より不適切施設として改善勧告を受けました。当時の組合は、改善工事を実施するため、平成8年11月に福岡大学へ調査研究を委託いたしました。その後、福岡大学から報告を受け、平成9年9月に組合議会全員協議会で施設の概要説明を行い、平成10年5月、処分場用地買収議案が組合議員全員賛成で議決されました。平成11年3月に国庫補助事業により改善工事に着手し、平成12年1月に竣工しております。

しかしながら、平成11年12月に大和町議会より組合あてに質問状と抗議文書が出され、また、平成12年1月に大和町議会において大和干拓(「議長」と呼ぶ者あり)産廃処分場問題調査特別委員会が設置され……(「議長」と呼ぶ者あり)

1番(島添達也君)

その辺については、私もまた質問内容でありますし、竹井議員ももう既に質問しておりますので、その辺のことについては結構かと思ひます。

ただ、先ほど私がお願いした数字、建設費の内訳明細、それから12年度から19年度まで処分費は幾らぐらいかかっているのかということと、その平均値に5カ年掛けると総額幾らぐらいになるかということと、それから年間の維持管理費が幾らぐらいかと、それをお願いし

ます。

廃棄物対策課長（江崎尚美君）

島添議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、費用でございますけれども、今島添議員から言ってもらいましたように、工事総額432,285千円でございます。内訳は、工事費の内訳として水処理施設の工事費が102,900千円、土木工事費が319,725千円、ほかに施工管理費などが9,660千円かかっております。

次に、12年度から今までの経費ですね、どれだけかかっておるかということでございますけれども、平成12年度が　これは平成12年度、13年度が北九州市に持って行ってございまして、これは埋め立てでございます。12年度が49,432,669円、平成13年度が46,160,944円、平成14年度が、これが八代市でございます。これは北九州市から断られたということで、やむなく次を探しまして八代市に、これも完全埋め立てでございます。

費用、平成14年度が53,392,577円、平成15年度、これも八代市でございまして、61,859,172円、平成16年度、これも八代市で64,298,427円、平成17年度が突然熊本の八代のほうからもうだめだということでお断りの回答が来まして、次の処分場がありますので、11月までお願いしたわけございまして、熊本の八代市ですね。12月から3月まで、これは山口県周南市、エコテックという会社でございますけれども、これは灰のセメント化、リサイクル処理でございまして、これを合計しますと、平成17年度72,265,978円、平成18年度が90,329,229円、これまでを合計しますと437,000千円程度ございまして、約5年で割りますと86,000千円を超える平均値となっております。

次に、維持管理費がどれぐらいかということですが、平成18年度が5,200千円程度ですかね、平成19年度決算見込みで約4,600千円、現在のですけれども、4,600千円程度が決算見込みとなっておりますのでございます。

以上です。

1番（島添達也君）

維持管理費の内訳はどのようになっていますか。

廃棄物対策課長（江崎尚美君）

平成18年度で申し上げますと、薬剤類が合計で　ちょっと待ってくださいね。済みません。ちょっとお待ちくださいね。（「じゃあ、そしたら後でいいです、それは」と呼ぶ者あり）いえ、あります。わかりました。済みません。

18年度は、需用費が約2,488千円程度、内訳は消耗品が347千円程度、内訳は薬剤類でございます。修繕費がこの年はございまして、1,100千円ほど、これはポンプの修繕費でございます。それに伴う光熱費が、これも1,000千円程度でございます。役務費として、電話を設置しておりますので、これが30千円程度。あとは保険料及び保守委託、分析委託をしておりますので、それにシルバーのほうに伐採等々がありまして、その金額が約5,200千円程度でございます。

す。

以上です。

1 番（島添達也君）

竹井議員が行ったそのときのお二人のやりとりをもとにお尋ねしていくわけですが、お二人のやりとりの趣旨は概略こういふことであろうかと思ひます。

平成12年12月議会、竹井議員の第1の質問、5年分の埋め立て可能の施設を柳川市は持っております。この施設の有効利用について市長は今後どのように対応されるのか、お尋ねいたします。

それに対する市長の答弁は、平成11年12月大和町議会より、1つ、改善工事に5年間の埋め立て処分の条件がついているのか、2つ、町長は埋め立てについて同意しているのか、3、5年間の残廃処理について了承を取りつけないまま工事が完了したことについて組合の見解を述べよといった3点を内容とする質問状と、消防厚生事業組合は大和町議会に対して事前説明もないまま工事を進められてきた。大和町は焼却灰を受け入れてきたが、有明海ノリ養殖場等環境汚染を危惧する観点から焼却灰の受け入れに反対するものであるという抗議書が提出された。

それに対して消防厚生事業組合は平成12年1月、施設改善工事への経過、工事内容の説明などを行い、受け入れについては大和町議会の特段の配慮をお願いしたいとの回答をした。

そうしたやりとりのさなか、時を同じくして大和町議会では突如として大和干拓産廃処分場問題調査特別委員会が設置され、結果、当時の石田町長は6カ月間20%の減給処分を受けた。したがって、私がみずから新たにこの施設の活用を提起すれば、また同じような処分が行われはしないかということが危惧されるとともに、風評被害を心配する向きもあって、なかなか同意を得ることが難しい状況でもあるので、この問題については慎重にならざるを得ない。だから、自分から提起するつもりはない。この市長の答弁に対して、私は幾つかの疑問を抱かざるを得ません。

第1に、当初から消防厚生事業組合及びその議会、大和町議会と当時の石田町長、この4者の間にボタンのかけ違いがあったのではないかといいことです。この施設の工事について、私は便宜的に第1期と第2期とに区別して考えております。第1期は、それまで埋設投棄していた生ごみや焼却灰を全面的に撤去するというのが当初の計画。しかしながら、いろいろな難しい問題があってそれは難しいということになり、それではその場で遮へいするとか、覆蓋するとか、臭気やガス、水汚染などの災害を生じないような対策を行ってそのまま埋設する工事、これを第1期工事と考へます。

この段階では議会も関係住民も了承していた。ところが、この件で松藤教授に相談に行ったところ、「遮へい工事だけなら自分はタッチしない、焼却灰を処分できるような施設もあわせて建設するというのであればかかわってもいい」といふようなことがあって、それじ

や、そうしようかなとなったのが第2期工事。すなわち、今問題としている処分場施設の部分。お尋ねしますが、そのとき市長は松藤教授に「それで結構です」と二つ返事をお願いされたと聞いておりますが、そのことはどうでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

島添議員から私が受けているのは、そういった詳しいことならば、こちらはもっと資料等も用意して、議事録も準備しておくはずでしたけれども、（「いや、記憶でいいです、記憶で」と呼ぶ者あり）大ざっぱなことしか、私も打ち合わせは、通告も聞いておりませんでしたので、そういった子細についてまた行き違いがあるといけませんので、これについては若干時間をいただきたいと思います。

1番（島添達也君）

私は経過とか経緯とか、そのことをとことん追及するつもりはないんです。とにかく現状を打開して、いかに活用していくかと、そのことに重点、目的を置いておりますので、その辺は結構ですが、それでは、こういう質問をする上には何人かの関係者の方からお聞き取りをして申し上げておくことでございますので、その点よろしく願いしておきます。

だから、そのとき同行していた関係者は地元対策は大丈夫なんだと受けとめたのではないですか。その辺はどうでしょう。

市長（石田宝蔵君）

ちょっと私も記憶を今たどらなきゃいけないなと思っているんですが、これは先ほど部長から話がありましたように、平成8年、9年ですか、（「調査が入ったのは8年。9年が改善勧告」と呼ぶ者あり）平成8年に厚生省のほうから最終処分、いわゆる焼却灰の処分場が不適格だというふうなことで、マスコミで公表するというのが福岡県の産業廃棄物対策課か、そちらのほうから柳川市、三橋町、大和町消防厚生事業組合、クリーンセンター、当時は一部事務組合でしたので、柳川の市長さんが組合長さんで、三橋と私が副組合長を仰せつかっていた。そういうことで、その柳川の焼却灰を捨てていたところがたまたま大和干拓の大坪、大坪といいますのは、ちょうど大和干拓の正面堤防の真ん中付近の老人憩いの家の隣にその土地を昭和57年ぐらいから借り上げてあって、そこに生ごみ等を埋めたり、あるいは焼却灰を埋めたり、そういうことを繰り返してきた土地であったということがあったわけでありませう。そのことを公表すると。

そのころ、特にダイオキシン、特に埼玉所沢のカイワレダイコンの風評被害等が出ていまして、また、有明海においては漁業関係、特にノリの関係の大変な産地でもございますので、そういったものについては当然、厚生省から国、県を通じてマスコミで公表するとなると大変な被害が及ぶということで、当時、正副組合長会が招集をされまして、一部事務組合の議会に説明をして、それで市長から代表の議員さんがお出になっている構成の議会でございますので、その中で事務局から説明があつて、こういうことで不適格処分として整地をしなけ

ればいけないと。そういうふうなことで、じゃあどうするのかと。

当初は、今島添議員おっしゃいましたように、生ごみを全部掘り出して、運搬して焼却場で焼くという案が浮上したんですね。ところが、物理的にこれは道路を通る人も、道路に隣接している人も絶対同意することはできないと。また、この生ごみを焼こうとしても大変な日数がかかるというようなことで、当時、厚生省に事務局も大変骨折ってくれまして、県を通じての、いわゆる閉鎖の補助、これは恐らく全国で第1号になったということで私は松藤教授から聞いたことがございますが、厚生省の補助金をもらって不適格処分場の閉鎖工事をやるといったことで工事が進んでまいりました。

そのとき、地元対策はどうするのかということで、当時は場所が大和でございましたから、私が副組合長として、大和の町長として出ておりましたので、そういうことについては地元の土地改良区だとか、漁業組合だとか、漁連だとか、あるいは入植者の皆さん、こういったものについては柳川市と市の小宮市長さん、あるいは三橋の中川町長さんがそちらのほうの手当てはしっかりやるから地元の交渉に当たってほしいという、その辺まで来ておったんですね。

そしたら、突如として大和町で捨ててよろしいというふうなことで、どこでどうなったのか私もわかりませんでした。その不適格処分場に焼却灰を捨ててよろしいというふうなことで私が同意をしたというふうなことになったんですね。私は何のことかわからなかった。そして、特別委員会ができて、特別委員会が大和町で出まして、小宮市長さんも中川町長さんも大和の町議会に説明までおいでになったんです。そして、最終的には6カ月間20%の処分ということが出まして、私は何のことかさっぱりわからないような処分を受けたんです。

それはなぜかといいますと、その当時、事務局、あるいは当時の厚生課長さん方が大和高田漁連、あるいは土地改良区、そういうふうなところに同意を取りつけに回られ始めた、そのときのことなんです。

ですから、記憶を私は今たどっていますけれども、そういうことの質問であるならば、私はきっちりとしたものを記録として皆さんに説明しなきゃいけないと思います。

1番（島添達也君）

若干時間と事の成り行きのはずれ違いが今市長の説明の中にはあるかと私は思います。松藤教授に相談に行ったときには、もう既に組合のほうから地元対策を一任されておって、そして、あなたはその後、まだ特別委員会ができる以前に工事着工に同意する署名捺印をしておったんじゃないですか。私はそういうふうには聞き取っておりますが。

市長（石田宝蔵君）

それはそのとおりだと思います。それは遮へいの工事についてですね。遮へいの工事については同意をしておりました。

1番（島添達也君）

当事者ではありませんので、その辺については正確には承知しませんが、遮へい工事について同意をしておったと。それがいつの間にこの処分場まで併設されることになっていったのか、その辺についてはまた後日明らかにしてもらいたいと思いますけれども、きょうはそれ以上のことはお尋ねしません。

私がボタンのかけ違いと言うのはそういうことなんです。どっちがどう間違っただのかわかりませんが、お互いに誤解やすれ違いがあって、こういうことになってしまったのではないかなと推測しておるところです。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

第2に、旧大和町の議会があなたに科した処分は、あなたの先走りというか、勇み足というか、そうしたあなたの行為に対して行われたのであって、工事そのものを差しとめるとか、反対であるといった議決はなされたんでしょうか、その辺はどうですか。

市長（石田宝藏君）

その辺についても、ちょっと当時の書類を見てみないと、日記等を見てみないとわかりません。

1番（島添達也君）

私がなぜそのようなことをお尋ねするかと申しますのは、議会が工事そのもの、あるいは施設の使用そのものに反対するまでの決議はなされていないのではないかと。ただ、あそこが使用できなくなったのは、地権者のどなたかが道路使用を禁止されたこと。そのことが直接のあそこが使用できなくなった事情であると聞いておりますけれども、そういうこともあったんじゃないですか。それだけじゃあないかもしれないけれども、そういうこともあったんじゃないですか。

市長（石田宝藏君）

道路の通行とか、そういうものはなかったように記憶しております。まだその入り口の部分で、漁連とか 遮へい工事をしてくれというのは漁連からの要請だったんですよ。風評被害を招かないようにやってほしいと。むしろ、漁連からの要望書が最初に出てきたのが発端でございました。

ただ、道路を通させないとか、そういう記憶は私の記憶の中にはございません。

1番（島添達也君）

それでは第3に、旧大和町議会で処分を受けたから、改めて自分から提案すれば同じような処分を受けるかもしれないから自分からは提案しないということですが、どんなふう到现在の自分の立場や新市の状況を認識しておられるのか、甚だ嘆かわしいことだと言わざるを得ません。合併したということは、多少の事業の継続はあるけれども、自治体としての単位、また、その自治体の構造を形成する制度、中でも一部事務組合は特定の事業目的を持った自治体扱いの独立した団体であったものが、合併によってその位置づけは解体され、会計

上も特別会計から一般会計へ移行して、市の一般事務事業として業務を行っているとは私は認識しております。

市長が　ここは新柳川市なんですよ。合併と同時に大和町もその議会も、また、消防厚生事業組合も解体して、もはや存在しないんですよ。あなたは常日ごろ「7万7,000の市民のために」と口では言っておるじゃないですか。自分個人の意地やメンツのために政治を行っているわけではないでしょう。確かに6カ月20%の処分は厳しいものがあつたし、屈辱であつたと思います。しかし、今あなたが立っているのは柳川市議会なんです。また、相対しているのは柳川市民であり、柳川市議会議員なんです。もう少し大きな度量と広い視野に立って自分の置かれた状況を認識していただきたいと思います。

建設費や5年分の処分費を累算すると、おおよそ10億円近い金額になると思います。この市民の貴重な財産をこのまま放置していいとお考えですか、お尋ねします。

市長（石田宝蔵君）

全く私も島添議員と同じような考え方でおります。この有効な処分場を放置するというとは、これは極めて残念なことでもあるわけであります。また、もったいないという部分はあります。しかしながら、今島添議員が御指摘いただきましたような、これをあしたからやるということ、簡単にはいかない問題でございます。それはむしろ、これまでの経過、私も当時の事務局、あるいはそれぞれの厚生課長さん、市、町の担当者の方々も大変駆け回って地元の搬入のための同意、漁連への御同意、こういったことをとっていたやさきの問題がやはり障害としてあるわけでありますので、この同意をどのように取りつけるのか、新市として、市長として当然やらなきゃいけないと、私も同感でございます。

しかし、そういうものを払拭する努力がしばらくはかかるということ、それからストックヤードは5年分ということをつくっておりますので、いつでもこれはやれるわけであります。処分場、焼却灰の処分というのは大変難しゅうございます。先ほど来、クリーンセンターの課長、あるいは部長がお答えいたしておりますとおりに、北九州で断られ、熊本の八代で断られ、今、山口県の周南ということですが、私も当時、一部事務組合の副組合長として、町長として、当時の柳川の市長さん、三橋の町長さん、一緒になって県知事、この投入、北九州響灘のこういった投棄についてもお願いに回ったこともございます。したがって、どれだけ重要な施設であるかということも認識をしておりますし、いつでも5年分のストックヤードがあるということは、市民にとっては安全を担保しているというふうに思っていますので、いましばらくこういったものについての作業はいつでも入れますので、こういったものは議会と一体となってやらなきゃいけないというふうに思っております。

1番（島添達也君）

市長、もう合併して既に3年なんですよ。竹井議員は17年の12月に同じような質問を行っているわけですよ。声も大きいし、がたいも立派だし、健康だと思えますよ、市長は。この

3年間の間にそのような感情論を乗り越えることがなぜできなかったんだろうかと思います。(「感情論じゃないですよ」と呼ぶ者あり)いや、そうでしょう。処分を受けたから、なかなか立ち上がれないと、提案する気にならないと　ちょっと待ってくださいよ。

それから、ストックヤードというお話ですが、ストックヤードというものは、すぐ使えるような状態であって初めてストックヤードなんですよ。使えないのをストックヤードとは言えませんよ。このことは、だからストックヤードというような考え方、表現はやめていただきたいと思います。

市長(石田宝蔵君)

これは単に感情論だけじゃないんです。そんなちっちゃい腹を私は持っておりません。やはり7万5,000人の皆さん方の一般ごみ、家庭から出るごみ、一般廃棄物について処分をするところ、これは私は見方を変えていただくと、引っ張られるだけ引っ張っておいて、いつでも柳川のものの懐としてあるわけでありますから、議会の皆さん(「使えなければストックヤードじゃない」と呼ぶ者あり)いやいやいや、議会の皆さん、あるいは(発言する者あり)漁家の皆さん、関係者の皆さんの御同意さえいただければ、これはいつでも展開は、動いていくわけでありますから、その辺は誤解がないようお願いしたいと思います。

1番(島添達也君)

ですから、この3年間の間に気力を起こしてなぜ提案する気にならなかったのかと。本来、提案権は市長、あなたの専属でしょう。我々に提案権がないとは言いませんが、非常に限られた権限でありますし、予算もないわけですよ。市長には予算をつけて提案する権限があるんですよ。そうした我々と市長との立場の違いをよく考えていただいて、やっぱりみずから提案する気持ちを起こしていただきたい、そういう認識にあるならばですよ。

ストックヤードというのは、すぐ使える状態でストックヤードなんです。しかし、そのためには十分関係住民の説得、あるいは理解と同意が必要でしょうし、しかし、粘り強く誠実に説得していけば、橋本の類似施設の例もあるし、みやま市高田町には同じ処分場の施設があるんですよ。そうでしょう。だから、それは市長がその気になってもらえれば、我々も住民の説得に動いたり、あるいはまた、国の制度的な補助事業とか、あり得るかもしれませんので、そういうふうに努力することにやぶさかではありません。ぜひこの際、みずから提案することを考えていただきたいと切にお願いして私の質問を終わります。

議長(田中雅美君)

島添議員、答弁は要らんですね。

1番(島添達也君)

はい。(「議長、議長にお願いしたいことがあります」と呼ぶ者あり)

議長(田中雅美君)

はい、どうぞ。

25番（三小田一美君）

議長（田中雅美君）

25番（三小田一美君）

〔発言取り消し〕

議長（田中雅美君）

市長（石田宝蔵君）

議長（田中雅美君）

これをもちまして、島添達也議員の質問を終了いたします。

本日はこれにて延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後4時36分 延会

柳川市議会第1回定例会会議録

平成20年3月10日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	龍 益 男
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	田 中 雅 美

2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	佐	藤	良	二
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	高	田	邦	隆
三	橋	北	原		博
消	防	竹	下	敏	郎
人	事	藤	木		均
総	務	櫻	木	重	信
企	画	大	坪	正	明
財	政	石	橋	真	剛
税	務	武	藤	義	治
保	険	川	口	敬	司
福	祉	古	賀	輝	昭
学	校	龍		英	樹
建	設	白	鳥	道	幸
農	政	野	田	一	廣
水	路	武	藤	正	純
生	涯	中	村	典	幸
商	工	田	中	幸	弘
生	活	磯	村	信	義

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	金	子	健	次
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	
						高	巢	雄	三
						高	口	佳	人

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	19番 太田武文	1. 市政一般 (1) 雇用創出への取組みについて 2. 教育 (1) IT(情報・技術)センターの設置について	市長
2	18番 近藤末治	1. 市政一般 (1) 柳川市と柳川市土地開発公社との関係について (2) 観光地としての駐車場の整備について (3) 水路管理について	市長
3	11番 矢ヶ部 広 巳	1. 全日本同和会大和支部への補助金支給について 2. 市指名業者の入札参加資格要件について	市長 "
4	9番 荒巻英樹	1. 観光振興について (1) PR活動について (2) 市営駐車場の整備について 2. 市民サービスの充実に向けて (1) 「窓口サービスアンケート」について (2) 市民窓口のカウンターを低くして着席しての対応が出来るように改善を 3. 教育政策について (1) 校庭に芝生を	市長 " 教育長
5	29番 河村好浩	1. 西鉄柳川駅前周辺の水路整備について 2. バイオ燃料について	市長 "

午前10時3分 開議

議長(田中雅美君)

おはようございます。本日の出席議員29名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長(田中雅美君)

日程 1 . 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第 1 順位、19番太田武文議員の発言を許します。

19番（太田武文君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長のお許しを得ましたので通告順に質問させていただきます。19番太田でございます。

まず 1 点目として、雇用創出の取り組みについて質問させていただきます。

小泉政権下のもとで、三位一体の改革が実施されました。それによって、地方分権一括法により、国と地方の役割分担が明確化されました。その後、地方分権改革推進法が成立し、地域の自立を促し、自立した地方計画、経営が求められております。その中で、地域の雇用対策も地域が主体となり地域の状況を踏まえ、各地の特徴を生かすものになるように求められております。人口の構造、産業の構造、さらには財政力など、さまざまな要因を背景に、雇用失業実態には、地方間格差が見られます。自治体における雇用失業情勢の認識にも違いがあり、自治体における雇用問題の対応にも違いがあることが予想されます。各市町村が地域の雇用問題に対して、どのように取り組んでいて、どのような対応が必要なのか、確認することが大切だと思います。

私の調査によりますと、全国の事業所総数は2001年から2006年にかけて6.9%減と、過去最大の減少幅を記録しています。また、事業所で働く従業員も全国で2.3%減少しております。これを社員別に見てみますと、2001年から2006年までに正規社員数が3,069万人から2,916万人と153万人減少しております。また、非正規社員数は1,586万人から1,758万人と172万人増加しております。それから、派遣社員や下請従業員数は現在280万人を超えております。これを九州で見ると、福岡や大分、熊本には企業誘致が進み、雇用の場がふえてきて、人口の転入が起き、増加傾向にあります。

福岡県では、知事を筆頭に官民挙げて取り組んだ結果、北部九州における自動車の生産台数が、18年度には100万台を突破いたしました。麻生知事は、県南に集積する自動車産業のさらなる拡大を図るために、北部九州自動車150万台生産拠点推進構想を上げ、新たな戦略を目標として、一つ、生産台数150万台を目指す。一つ、自動車部品地元調達率50%から70%を目指す。一つ、アジアの最先端拠点になる。一つ、次期世代の車開発拠点になる。の4つの戦略を設定し、21年度を目標に自動車産業の復興施策を積極的に進めておられ、県の役割を果たすため、しっかりと努力されております。私も、昨年度北九州を見学に行き、自動車アイランドとして立派に設備されたこれらの発展を予想できると確認してきました。

また、近隣の市町村での取り組みを見てみますと、大牟田市では、大牟田のテクノパーク事業として12社の企業が進出しており、500名の雇用を創出しております。また、大牟田スタートアップセンター事業として、18棟の貸し工場を貸し出しており、これまた200名の雇用を

創出しております。それから、大牟田エコタウンとして、官民共同の事業で190名の雇用を創出してしております。

みやま市では、昨年度3町合併しましたが、企業誘致基金を設置し、3億円を積み立て、企業誘致に取り組んでおられます。

また、久留米市ではBSを初め、たくさんの企業がありますが、合併後皆様も御承知のように、大手のダイハツ工業を誘致し、今年度の8月操業開始予定であります。

ほかにも朝倉や大川市も積極的に取り組みがなされておりますが、柳川でも合併して4年目を迎えましたが、何か取り組む必要があると思っておりますが、市長の実績を踏まえ、お考えをお聞かせください。

続きまして、2点目のIT（情報・技術）センターの設置についてであります。

国の施策としてこ入れで、数年前に全国各地でIT講習会が開催されましたが、成果があったとは言えない状況です。その理由として、講習時間が短かったこと、講習時間が終わったらパソコンに触れる機会がなくなったこと、指定された講習時間に受講ができなかったことがあります。これからは、インターネットの時代であります。高齢者にあってもパソコンを操作できなければ不自由を余儀なくされるので、IT学習を設置してはいかがでしょうか。また、住民がいつでも自由にパソコンの操作をできるような環境整備を進め、曜日と時間を指定して講座を指定するなど考えたらいかがでしょうか。

こうして継続的に市民のIT化を支援することによって、インターネット環境が整備され、高齢者であっても時代とともに進むことができるIT学習センターの設置について、市長はいかがお考えでしょうか。お尋ねいたします。

以上をもちまして1回目の質問が終わりましたが、再質問にいたしましては自席からさせていただきます。

産業経済部長（田島稔大君）

私のほうから、まず第1点目について答弁をさせていただきます。

太田議員御案内のように、北部九州における自動車生産台数150万台の突破に向けて、麻生知事を筆頭に官民挙げて自動車関連産業の誘致に力を注いでいるわけでございます。本市もこの北部九州自動車150万台生産拠点推進会議というものに加入をして、取り組みを行っているところでございます。本市におきましては、御承知のように、平成18年度機構改革によります商工振興課の中にベンチャー支援係を新設いたしまして、そして同年の10月からは、一定の要件を満たせば固定資産税の3年間の課税免除、そして雇用奨励金の交付といった奨励措置が受けられるように関係条例の整備を行ってきたところでございます。ちなみに、この制度によりまして、19年度はこの優遇措置を1事業所が指定を受けております。

また、企業の進出につきましては、用地、インフラの整備状況、そして水資源の確保とか、また地盤の問題など、一定の要件がございます。市としましては、地理的状況もありますが、

できる範囲内で企業が進出しやすいような環境整備を行っていく必要があるというふうには考えております。

今日、交通の利便性は高くなってきております。本市が持つ特徴や有利なものを企業側にアピールして、地域に合った企業誘致をしていかなければならないというふうに考えております。

今、具体的に、実績と申しますか、やっている分での取り組み状況でございますが、企業誘致パンフなどを作成いたしまして、ある一定の行動を行っております。しかし、いずれにいたしましても、企業が来てくれるような条件整備やイメージを整えながら積極的に推進をしていかなければならないというふうに思っております。

また、新たに事業を始めたいという方を対象に、企業セミナー、創業セミナーを商工団体と連携して、市独自の支援講座を開催しております。

そのほかに、事業所からの求人情報につきましては、ハローワークとの連携、そういったものを行いながら、今、取り組みを行っているわけでございますが、平成17年9月から三橋庁舎に職業相談室を設置して、情報取得の利便性向上を図っているところでございます。

以上でございます。

生涯学習課長（中村典幸君）

ITセンターの設置の要望ということでございます。

これにつきましては、議員御指摘のように、地域や世代間等によっては、情報格差の解消が課題となっております。知育における情報化の推進のため、高齢者を初め、だれもがパソコンになれ親しむように努めなければならないと思っております。

現在、市では地域イントラネット基盤整備事業により、3庁舎や公民館、それから図書館、総合保健福祉センターなどの公共施設と、それから柳川観光情報センターに市民の皆さんが身近なところでいつでも自由に使えるパソコンを25カ所26台設置しているところでございます。このような中、議員御指摘のIT学習センターの設置となりますと、センター化に伴う拠点化の是非や、施設のスペースと人の確保、そして財政的負担などを考慮した場合に現状では厳しい状況にあると思っております。

以上でございます。

19番（太田武文君）

ただいま部長のほうから御回答いただいて、ありがとうございます。

部長を初め、職員の方も一生懸命頑張っておられることは認めますが、この北九州自動車150万台生産拠点会議に加入されて活動しておると聞いておりますが、その実績はありますか。

産業経済部長（田島稔大君）

実績と申しますか、その会議に出席をして、一緒に情報収集をしているというふうなところ

るでございます。

19番（太田武文君）

ありがとうございます。

それから、2点目として、企業総合セミナーの支援講座を開催しているとのことですが、内容について簡単に説明をお願いします。

商工振興課長（田中幸弘君）

セミナーの関係でございますけれども、新たに企業を起こしたり、それから、現在、そういうことで行って、資金面とかいろいろ相談をしたいという方を対象にしまして、2日間、一応今年度は、それこそ、きのうとその前の土、日で2日間開催したところでございます。それから、昨年も3月に1回開催しておりまして、これから企業を起こしたいとか、そういう方について、2日間のセミナーで資金面とかそういうふうな、これから企業を起こすためにどういうふうにしたらいいか、そういうふうな講座を行っているところでございます。

以上です。

19番（太田武文君）

ありがとうございます。

先月の2月29日の朝日新聞によりますと、福岡県の人口の増加は2006年で全国で4位ですね、それから、2007年で全国で2位となり、2.4%増加しているということで記事がありました。しかし、柳川では毎年600人から700人の減少が起こり、20代、30代の働き盛りが300人から350人減少しております。

また、所得面で見てみますと2,000千円以下のワーキングプアが半数近くおられます。これも柳川市には、企業も少なく雇用の場が少ないため、このような状況になっていると思いますが、私のほうから提案させていただきますと、今後の課題に対応するためには、1点目として地域経済、地域雇用に関するビジョンをつくること。例えば、例として、地域リーダーシップをとってビジョンづくりに当たる人材をつくることだと思っておりますが、その点についてはどうでしょうか。

産業経済部長（田島稔大君）

まず、地域雇用に関するビジョンをつくって、地域のリーダーシップをとる人材の育成というふうなことでございますが、本市におきましては、第1次総合計画で基本計画、地域特性を生かした活力ある産業づくりの中に、地元雇用と新たな産業の創出という項目を掲げております。今後は、この総合計画に基づきまして雇用の創出を含め、地場産業の振興を図らなければならないというふうに考えております。

内部組織で今、組織をしております政策優先度評価会議というものがございまして、そういった中で、平成20年度の柳川市経営方針を作成いたしまして、この中でも雇用の確保が重点施策の一つというふうに位置づけをして、今積極的に取り組むことにしております。

以上でございます。

19番（太田武文君）

ありがとうございました。

それから、2点目として、雇用問題担当者を含む政策担当者の人材育成や、外部からの人材を導入する必要があると思いますが、その点についてはどうでしょうか。

産業経済部長（田島稔大君）

雇用問題担当者、また外部からの人材導入ということでございますが、企業誘致に関して情報収集の充実や誘致の円滑な推進に向けて、本年1月から商工振興課内に企業誘致企業支援アドバイザーということで1名配置をさせていただいております。地元企業の協力などもいただきながら、雇用拡大につながる企業進出についての情報の提供、そして、そういった把握などを今積極的に行っているというところでございます。

19番（太田武文君）

ありがとうございます。

今、部長から回答いただきましたけど、私としては、単独の自治体でできる施策は限界があるから、国、県との連携、周辺の自治体との連携が必要になってくるのではと思って、自治体間のネットワークの形成が必要になってくるのではないかと思いますけど、その点についてはどうでしょうか。

産業経済部長（田島稔大君）

この自治体間のネットワーク形成でございますが、雇用創出の推進に当たっては、県のお力添えはもちろんでございますが、場合によっては、近隣、そういった広域によります自治体間の連携、情報交換というのが必要と考えております。

平成19年11月に矢部川流域11市町村で矢部川流域振興協議会というものが発足をされました。本市もその構成メンバーでございますが、企業誘致を含めた流域の振興策の協議をその中で進めるようになっております。これからは、企業も労働力の確保の問題もでございます。インフラの整備が整いますと、県南のほうに目が向いてくるものと私たちも思っております。県や企業へ県南地域の浮揚のためにも積極的に働きかけを行っていかねばならないというふうにも思っております。

以上です。

19番（太田武文君）

ありがとうございました。

ただいま部長のほうから、昨年11月に矢部川流域振興協議会を発足したとのことですが、内容を簡単に説明願います。

商工振興課長（田中幸弘君）

昨年の11月に矢部川流域の11市町村、11市町村を申し上げますと、矢部、星野、黒木、立

花、広川、八女、筑後、みやま、柳川、大川、大木でございます。この矢部川流域の11の市町村が、先ほど部長が言いましたように、ダイハツが久留米に来たこともありまして、これからは、労働力が北九州のほうでは、もう不足しているということもございまして、県南の地域の振興のためにも、こういうふうなネットワークを立ち上げて、何とか県のほうにもお願いして、こちらのほうに企業を誘致できたらということで、そういうふうな名目で発会したところでございます。

以上です。

19番（太田武文君）

ありがとうございました。

市長は、企業誘致については19年度、20年度と所信表明にも積極的に取り組むように表明してあります。だけど、一方では予算を見てもと企業誘致予算は、19年度は4,600千円組んでありますけど、1,000千円程度しか使っておられません。19年度ですね。それで、ことしについては、20年度につきましては、予算も1,100千円程度減額してあります。昨年度よりかささらにですね。ということで、積極的に取り組むと言っておりますが、私が予算等から見ますと、積極的に取り組む姿勢がないように見られますが、市長いかがでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

今、田島部長、そしてまた田中課長から、るる具体的な話、説明をしまいたけれども、これは私が就任をいたしまして以来、やはり大きな雇用の創出、企業誘致の課題でございます。しかし、御案内のとおり企業誘致というのは、従来から土地、労働、資本というふうに言われる3つの要素が要るわけですが、特に土地、あるいは労働、この資本、資本の問題はさることながら、柳川が持っております地理的条件、特に北部九州でこれだけの自動車産業がやはり拠点となってくるには、それなりの要素があるわけですね。

まずは北九州というのは、玄界灘、特にアジアの輸出の港を持ってある。苅田、あるいは北九州港、さらにはエネルギーとしては、特に筑豊の労働力を保有しておりましたし、工業学校、高等専門学校、こういった人材が豊富にあると。それから、やはり何と言いましても道路の、インフラの整備がきちりと北九州では進められてきている。こういったものが背景にもあるわけです。しかも、御案内のとおり最近頻発しております災害、地震、これらの問題についても、極めて安全性の高いところだと。

私も就任をいたしまして、議員の皆さん方からお尋ねになるとき、愛知県の神田知事、特にトヨタの本社の所在する知事でありますので、それなりのアクションは行ってきたということもこの席で答弁をしてきたかと思えます。もちろん、昨今、少子化の時代でございますので、いわゆる従来の5人も6人も子供のおる時代じゃございません。多子の時代じゃございませんので、やはり地方に分散しないと人材は確保できない。それから、土地の坪単価は、大阪事務所に行きましても、名古屋事務所に行きましても、東京事務所に行きましても、50

千円以上の土地代がするところには工場は進出できない。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そう
だという気合も入っていますけど、そういうもろもろの条件がございまして、やはり柳川と
してきちんとそういったものを整理しなきゃいけない。しかも、私も大和時代幾つかの企業
誘致をした経験がありますけれども、やはり情報をしっかり把握をする、そして誠意を持っ
て企業が進出してみたいと思うような条件を整備しなきゃいけない。それはもちろんハー
ドの面もありますけれども、ソフトの面。ですから、地域としても手を挙げて歓迎をする
と、企業の進出については、それなりの手当てをしてやると、そういった姿勢じゃなければ
なりません。地元で紛争が起きたり混乱が起きているところには企業なんていうのは来ませ
ん。やっぱり市のイメージ、そういったものも十分考えなきゃいけない。ただ、私どもは21
年、22年には新幹線ができた、九州循環道の瀬高のインターチェンジみやま、これが柳川
に入ってくる、有明沿岸道路ともアクセスをする。こういう社会資本が整ってきているだけ
に、やはりこれからがいよいよ勝負ということになってくると思うわけです。

したがって、企業誘致、この予算の金額だけでは、今、太田議員がおっしゃいましたが、
平成19年度4,600千円、ことしは1,100千円だと、しかし機構改革を4月にやりまして、直接
の人件費等が物すごくかかるんです。しかも、官官接待みたいなことはできないんですよ、
今。そうやってまいりますと、直接職員がかかわります。第三者に預託するものじゃござい
ませんので、それぞれの組織をつくって、企業誘致、ベンチャー支援室、こういうものをつ
くりましても、直接職員が携わりますので、こういった予算は決してふえるはずはございま
せん。逆に人件費等はふえると思います。市の手出し。ただ、これにかかるさまざまな需用
費だとか、消耗品だとか、そういうものが出てくるのかどうなのかというのは、これまた違
った問題です。したがって情報をいかに収集しながら、そしてそれらの企業が来やすいよう
な、そういったものを調整するコーディネーター的な役割が、私は大事なこの課のセクショ
ンの仕事ということになると思います。

したがって、金額で決してはかれる問題ではないと。スタッフは多く、手厚く、増強いた
します。しかし、その中で本当に企業が進出してくれるような実をとらなきゃいけない。そ
ういった課として、やはり動けるようにしなきゃならないと御理解いただきたいと思いま
す。

19番（太田武文君）

ありがとうございました。

ただいま市長が言いましたけど、私は予算は関係あると思います。だけど、今後におきま
しては、各市町、現在は雇用についても国は国、県は県の、以前は、雇用については国と県
に課せられたテーマだったと思いますけど、現在は、小泉構造改革から、やっぱり市町村の
役割はきちりと果たさなければいけないと思いますので、今後の私どもの課せられたテー
マだと思っておりますもので、今後の市町村のテーマは、雇用の場と企業誘致だと思ってい
ます。それによって、少子化問題も解消すると思っておりますので、柳川市のために全力で

頑張ってくることをお願いいたしまして、私の1つ目の質問は終わらせていただきたいと思います。

2番目の質問に入らせていただきます。

ITセンターの設置についてですけど、ただいま課長のほうからITセンターは現状では厳しいという回答を得ましたが、必ずしもITセンターを設置することではなく、その趣旨を酌んで取り組んで、全部を行政負担で処理しなければならないという発想ではなく、講師には一定の資格が必要ということでもないので、ボランティア等を活用するなどによって対応されたらどうでしょうか。課長。

生涯学習課長（中村典幸君）

新しくセンターとしての設置は、先ほど申し上げましたように厳しい状況にあることに間違いございません。

議員が申されましたように、市民のだれもが、特に高齢者の皆様が情報社会の対応ができるようにすることは、これからも必要であります。財政的負担も考慮しながら、市民の身近なところで、いつでも自由にパソコンを利用できる環境整備としての設置の台数の増設や操作技術等の習得のためのパソコン講座などの学習機会の拡充、それから、議員が仰せのようにボランティアによる指導者の育成など、ハードとソフトの両面からも今後十分検討していきたいと考えております。

以上でございます。

19番（太田武文君）

回答ありがとうございました。

これで私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、太田武文議員の質問を終了いたします。

第2順位、18番近藤末治議員の発言を許します。

18番（近藤末治君）（登壇）

おはようございます。18番近藤です。ただいま議長から発言の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

まず1点目、柳川市と柳川市土地開発公社との関係についてでございます。

1市2町合併前に旧柳川市土地開発公社は、柳川市より目的に応じまして買収依頼があったその用地物件を、用地交渉等を行い、買収や事務手続が行われてきております。

ちなみに、平成18年度決算によりますと、5カ所で4万7,427平米が公社の所有地となっているようです。当時の柳川市土地開発公社の機構といたしましては、公社の職員のプロパーは置かず、都市計画課職員が業務を兼務して行ってきておりました。

また、柳川市との契約によれば、依頼物件については契約期間内に買い戻すとなっております。

ます。しかしながら、柳川市も予算的な事情や事業の計画等がありますので、新市になっても今もって公社が所有しているのが現状であります。公社も、この資金については市内の金融機関から借入れをしております、毎年約2,000千円ぐらいの支払利息が生じていると思います。そこで、市としての買い戻しの予定時期についてどのように計画をされているのか、お伺いをいたします。

また、市長は昨年、旧柳川ホテル跡地買収につき、柳川警察署に対し被害届を出されておりますが、それはいつ出されたのか、また、どのような被害届の内容か。それで何名の職員が事情聴取を受けたのか、お答えをください。

次に2点目、観光地としての駐車場の整備について御質問をいたします。

合併後、新市になり、旧大和町には雲龍の里、三橋町には中山フジとそれぞれ観光スポットがあります。ただ、私が思いますには、何といたしても年間を通じ観光客がおいでになる目的は、白秋の生まれたまち、水郷のまちと言われますように、柳川藩の別邸でございます御花を中心とした沖端地区の観光が多いのではないかと思います。水天宮通りには、観光客が通りの魚屋さんで有明海の珍しい魚介類に目を奪われ、店の方にいろいろ尋ねられて散策されている姿をよく見かけます。

ところが、マイカーでの観光客は近くに駐車場がないので路上駐車をし、運悪くといいますが、駐車違反の切符を切られたという状況がありました。これは、旧柳川市におきましても沖端地区の駐車場問題については強い要望がございました。

先日の新聞で、筑紫町観光駐車場を2倍に拡張し、また、4月からは白秋観光駐車場をオープンするとの報道がございましたが、観光地としての全体計画はどのようになされようとしているのか、お尋ねをいたします。

次に3点目、水路の管理について御質問をいたします。

柳川の水路につきましては皆さん御承知のとおり、柳川地区は海に向かって開けた干拓地でございます。そこで、人が暮らしていくため先人の知恵で土地を掘り、また、その土で低い土地をかさ上げして宅地や農地として生活をしてまいりました。また、掘った水路には豪雨の際の調整池や、住みついた魚などをとって食しておりました。実際、私も小さいころ、子供のころですが、フナやドンコ、テナガエビなどをとって食べておった記憶もございます。

ところが、目まぐるしい生活環境の変化によりまして、堀も随分と変わってしまいました。たまたまことしの1月から私の近くの水路護岸がなされました。当然、水かえを行います。水かえといえますのは水をくみ上げるわけでございますけれども、水があったときには見えなかったものがいろいろ出てきました。バイク、自転車、枯れ木、それから道路標識のコーンとかですね。またしかも、その堀底は泥土がたまって浅くなってしまっており、とても貯水能力はほとんどないのではと感じたところでございます。

そこで、市といたしまして、このような状況の打開策、どのような計画を持っていらっし

やるのか、お尋ねをいたします。

以上で壇上からの質問は終わり、あとは自席で行います。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時43分 休憩

午前10時59分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、執行部の答弁をお願いします。

副市長（大泉勝利君）

近藤議員の質問にお答えいたします。

まず、第1点目の柳川市土地開発公社が所有している土地の買収計画でございますけれども、平成18年10月に関係各課で構成した柳川市未利用財産検討委員会を立ち上げ、土地開発公社が保有する5件の用地を含む市の所有する主な普通財産について、今後の利活用について検討を行いました。

その結果については、同年12月に開催されました総務委員会に報告させていただきましたが、その中で土地開発公社の用地についても方向性を示したところでございます。土地開発公社の用地について、筑紫町と袋町の用地につきましては、県道整備や駐車場用地の代替用地として取得してはいましたが、現在活用の見込みがないことから売却の方向で検討しております。

また、新外町、柳川ホテル跡地及び両開の橋本町の用地につきまして、検討委員会では有効活用を図っていくことで検討しましたが、具体的な方策までには至りませんでした。いずれにしても、財政面も見きわめながら有効な活用方法を検討していかなければならないというふうに考えております。

それから、2つ目の質問でございますけれども、柳川ホテル跡地に関して市が行った被害届に関する質問でございますが、先日の三小田議員にもお答えいたしましたように、この件については、警察から平成18年1月開発公社理事長あてに、また、同年2月には市長に対し、それぞれ捜査関係事項照会書を受けまして、関係書類の提出を求められたことから始まっております。しかし、何について捜査されているのかは定かではありませんでした。

その後、平成19年6月になって、警察から柳川ホテル跡地の買収に関して開発公社の事務処理に不備があること、公印管理上に問題があることの指摘を受けまして、被害届の提出を求められました。それ以降、当時の開発公社の事務に従事していた職員や用地買収事務に携わった職員が任意に事情聴取を受けております。人事秘書課で確認している任意の事情聴取を求められた人の数でございますが、7人でございます。

建設部長（蒲池康晴君）

次に、観光地としての駐車場整備の全体計画はどうなっているかとの質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、市内観光の拠点であります沖端地区周辺につきましては、観光のシーズンである春、秋には特に駐車待ちのバスとか乗用車で交通渋滞となりまして、路上駐車をされる観光客もいらっしゃる状況でございます。市としては、このような状況を解決するために、沖端地区周辺に4カ所の駐車場を整備する予定でございます。

1つ目といたしまして、平成18年11月から開場しています筑紫町観光駐車場で、平成20年2月に拡張いたしまして、普通乗用車78台分、その中には重複する形にはなっておりますけれども、バス8台分の駐車ラインを引いています。

2つ目は、今回条例を提案していますが、旧白秋北団地跡地に整備しています、ことし4月オープン予定の白秋観光駐車場で、普通乗用車が40台駐車することができます。

3つ目が、稲荷町の旧田中商店跡地に整備をしています駐車場で、普通乗用車が26台程度駐車できまして、平成20年度中のオープンを予定しているところでございます。

4つ目が、柳川かんぼの宿の東側に外堀線遊歩道及びからたち文人の足湯と一体となった歩行者交通広場を整備していますけれども、その中に普通乗用車30台、バス7台程度を駐車できるスペースを確保する予定でございます。この施設も平成20年度のオープンを予定しています。

以上です。

産業経済部長（田島稔大君）

3点目の水路の管理についてお答えいたします。

議員御指摘のように、水路には故意に投棄されたものや自然に落下した枯れ木など、そういったものが相当水路内に多くございます。また、泥土がたまり、水路底が浅くなって貯水能力が低下している水路も見受けられます。市全域を考えましたときに、水路清掃など管理について行政のみで対応するというには限度がございますので、空き缶やペットボトル、そういったものの除去、そして除草など軽微な水路清掃活動については地域の住民の方々に御協力をお願いしているというところでございます。

また、このような協働活動を推進する事業としまして、本年度より農地・水・環境保全向上対策事業、これを導入いたしまして、今市内で19年度までにつきましては20地区が取り組んでいただいているというところでございます。

当然、事業量、緊急性等々を十分検討いたしまして、市のほうで計画的に事業対応は行っておりますが、水路しゅんせつなどもこの事業で可能でございます。したがって、小規模な身近な小水路については、この事業で取り組んでいただくように地元のほうにもお願いしているというところでございます。

また、今後掘割を生かしたまちづくり行動計画にのっとりまして、市や市民、そして事業所がそれぞれの立場で行動を実践して掘割を守っていくことが問題の打開策にもつながっていくんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

18番（近藤末治君）

御答弁ありがとうございました。

それでは、2回目からは一問一答ということでお願いをいたします。

まず1点目でございますけれども、先ほど副市長から処分についてのいろいろ御説明がございましたけれども、この開発公社の決算書でも、用地の取得も処分もやっていないということですね、現状がですね。そうしたら、柳川市で平成20年度当初予算に公共用地先行取得等特別会計、これが計上されておりますし、この対応というのは目的が事業の執行に当たって用地を先行取得すると、いわゆる開発公社の仕事と同じような目的でございますけれども、そしたら開発公社という自体は必要でしょうか、お答えください。

財政課長（石橋真剛君）

公共用地先行取得等特別会計を活用するというお尋ねでございます。

この公共用地先行取得等特別会計につきましては、公共用地先行取得債という起債を財源としまして、計画的な用地取得を目的とするものでございます。そして、その起債を起こすためには、施設の目的、規模等の基本的な内容について県と協議をしまして、同意を得るという必要がございます。現段階で、今副市長が申し上げました5物件については、明確な活用目的が定まっていないという段階では、この特別会計を活用して取得をするというのは大変厳しい状況にあるということでございます。

以上でございます。

18番（近藤末治君）

ありがとうございました。目的が決まっていないから、この用地先行取得等特別会計は起債であるけれども使えないと、今御答弁でしたけれどもね。これは開発公社も同じなんですよ。その目的は書いてあるんですよ、これに。駐車場にしますとか用地代替。だから、その目的上、同じでしょうが。だから、先ほど1回目に私申し上げたように、この開発公社も金を持たないんですよ、市内の金融機関から借りていますからね。それで利息は膨らむんですよ。だから、開発公社は必要じゃないんじゃないでしょうかという質問なんですけどね、いかがでしょうか。

副市長（大泉勝利君）

開発公社の存在意義については、全国的にも土地が高騰しているときには公共用地の先行取得ということで、どの自治体でも盛んに公社を活用して土地を取得した事情もございます。

ただ、土地の価格が下落をしてから、かえって土地の売却なりが進まなくなっている。

さらに、そこに輪をかけたように地方自治の財政事情が許されなくなってきたという事情があって、なかなか処分しづらくなってきている状況でございます。当然、本市の公社所有の5件の土地についても、きちんとした事業の手当て等、目的がはっきりしているものについては進んで売却したいというふうに思っておりますけれども、そのためにもきちんとした利活用の計画等が必要だというふうに思っております。

また、この5件の土地についても今管理は公社で行っておりますけれども、例えば土地の筆界だとか、あるいは担保の整理だとか、こういった売却前におこななきゃいけないような幾つかの小さな問題がございます。その事務をやる必要があるということで、こういった問題が解決すれば、公社としての役割が今後必要なのかどうかを含めて、公社の存続を含めて検討していかなきゃいけないというふうに思っております。

18番（近藤末治君）

ありがとうございました。柳川市も、予算的なこととか事業計画等があって遅くなるということでしょうけれども、先ほど申し上げましたように利息もかさむことですし、なるべく早く市のものにやっていただくと。

なぜかといいますと、先ほど副市長は警察のほうから開発公社の不備があったと、被害届を出しなさいということで出しましたと。これは私が質問を再度いたしますけれども、出しなさいという警察からの要請があった、これは柳川署長名からですか、別に個人的なことでそういう要望があったのか、お答えください。

副市長（大泉勝利君）

私が伺っているところでは、捜査を担当している刑事のほうから書類の不備等が指摘されて、被害届を出すべきではないかというような話があって、そういう手続になったというふうに聞いております。

18番（近藤末治君）

ありがとうございました。今、副市長、確かに副市長、副市長、見らんねあんだ。確かに今担当と言われましたね。署長名じゃないでしょう。（発言する者あり）署長名じゃないのを（「おかしいぞ、おかしいぞ」と呼ぶ者あり）そういうのをね、ならもう一回聞きますよ、副市長。聞きよっとですか、あなた。それは市長に対してですか、それとも副市長、あなたがね、あなたが開発公社の理事長なんですよ、だからそれもお答えください。そして文書か、口頭か、それもお答えくださいね。

副市長（大泉勝利君）

先ほど私答弁いたしましたけれども、ちょっと確認しないといけませんので、ちょっとしばらく時間をいただきたいと思います。（発言する者あり）

18番（近藤末治君）

副市長、時間は要らない、時間は要らないですよ。（「隠そうとするからいかん」「きの

うの答弁と違う」「おかしかよ」と呼ぶ者あり)柳川市長名で被害届出しとるなら、あるでしょうもん。(「うそ言いよっとやろ」「きのうも三小田議員が質問しとるじゃないですか」と呼ぶ者あり)だれから来ているから出しとるんでしょうもん、あなたは。(「県議会でも問題になるよ」「ちょっと議長、休憩」と呼ぶ者あり)いやいや.....

議長(田中雅美君)

ここで暫時 ちょっと待ってください。

18番(近藤末治君)続

議長、私に言わせてください。(発言する者あり)言わせてください。ちょっとよろこびますか。

議長(田中雅美君)

はい、どうぞ。

18番(近藤末治君)続

私がこれをなぜ問題にするのかというと、先ほど開発公社の組織(発言する者あり)

議長(田中雅美君)

ちょっと黙っとってください。

18番(近藤末治君)続

開発公社の組織、市長ももう十分御存じだと思いますけどね。これは当時、旧柳川は開発公社、いろんな事業、用地取得とかして、その事務費の1.5%か、取っていたから自分で処理できていたんですよ。ところが、先ほど言うようにもう先行取得の効果もないということで、その用地買収とかはあっていませんでした。だから、費用がかさむので、柳川市のほうに来たんですよ。それをだれがするかということで、当時の担当課でございました都市計画課の職員が兼務で行ってきておりました。ですから、開発公社のプロパーは置かないで職員がやってきました。だから、そういう一銭もお金をもらっていないですよ、その職員は開発公社からですね。それで開発公社が取得をして、そして市に売却するんでしょう。今度市が買い戻しするようになっていきますから、ちゃんと契約にはですね。それで、柳川市が被害届を出されているから、正直申し上げますか、私も行ったんですよ、警察に。昨年11月の7日でした。事情聴取に行きました。(発言する者あり)いや、職員じゃないですよ、昨年ですから(「はい」と呼ぶ者あり)はい。

なぜ行ったかということ、ここに依頼文書を見せましょうか。(文書を示す)ここに開発公社、柳川市長、当時の河野市長から開発公社緒方研太、理事長ですね。これは決裁ずっと回すと私の判があるんです。私常務理事なんですよ、3番目でした。ですから、先ほど被害届を警察から出せと言われた。なら、警察から言われて出すんですか。そして出されたから私も呼ばれました。それでこの被害届、柳川市長石田宝蔵の被害届も見てきました。いつ出されたのかは6月と言われましたけどね、6月の28日付です。

ですから、今さっきお聞きしたように、警察署長名から来たんですかどうですかと言うたら、今副市長は担当と言われましたでしょう。だから、被害届を出しとるならわかっじやなかですか、お答えください。（「刑法197条の2項に載っとるばい」「ちょっと、ちょっと休憩」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

休憩いいですか。（発言する者あり）ちょっと混在してあるごたっけん、近藤議員、休憩をとりますよ。

18番（近藤未治君）続

そうですか。（発言する者あり）

議長（田中雅美君）

答弁が来ないと一緒でしょう。

18番（近藤未治君）続

ああ、そうですか。はいはい、なら……

議長（田中雅美君）

ちょっと、ここで暫時休憩をとります。

午前11時17分 休憩

午前11時30分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁をお願いします。

副市長（大泉勝利君）

再度答弁させていただきます。

柳川ホテルの買収に関する捜査についてでございますが、一番最初に発端になったのは平成18年の1月25日でございます。柳川警察署の常岡署長から土地開発公社理事長あてに捜査関係事項照会書というものが出されておまして、下記事項につき至急回答願いたく刑事訴訟法第197条第2項によって照会しますという、こういうものが届いています。（発言する者あり）まだちょっと言わせてください。その後ですね、（「副市長、その辺はもう私わかっているんですよ」と呼ぶ者あり）はい。（「だから、被害届のことだけを言ってください」と呼ぶ者あり）

その後、平成19年の3月にさらに警察のほうから捜査関係事項照会書というのが参りまして、その調べの中で何人が事情聴取を受けていて、それが6月になって文書がおかしいでしょうという、こういうことがあって、そして被害届を出すべきじゃないかという、こういう話があって被害届を出しているものでございます。

ただ、捜査のどのような不備、あるいは疑いなのか、捜査の焦点が何なのか、警察に尋ね

てみましたけれども、捜査上の秘密なので理由は言えないということで、事の詳細を把握していないのが現実でございます。

以上でございます。

18番（近藤末治君）

副市長、あなた勘違いしちゃいかんですよ。捜査の内容ば私聞きよっとやなかけん。被害届を柳川市長石田宝蔵様が出してあるんですよ。だから、石田宝蔵柳川市長は何の被害で出しておりますかと聞きよっとやっけん。それを被害届を出せと言われたのが柳川署長名ですか、個人名ですかと、そいば聞きよっとやっけん。捜査の何とかて、それは警察は何言おうかんも。それを市長が出しとつとなら、市長わかってしょうもん、そんなら。（「とぼけることなかでしょうもん」と呼ぶ者あり）そいけん、今の答弁は私全然納得できませんがね。

議長（田中雅美君）

副市長、近藤議員の質問に対する答弁をお願いします。

18番（近藤末治君）

いや（「今言われたからじゃない」と呼ぶ者あり）副市長……（「市長が出したなら、市長は知っとな」と呼ぶ者あり）

市長（石田宝蔵君）

一連の捜査の中で中身がどうなっているか、私もよくわかりません。（「わからない」と呼ぶ者あり）わかりません。（「わからないで出すんですか、あなた」と呼ぶ者あり）いや……（「あなたが出しておるんですよ」と呼ぶ者あり）いやいやだから、捜査の中身はどんなふうになってきているのか、私もわかりませんが、（「いえいえ、その被害届の名目は」と呼ぶ者あり）わかりませんが、そういったものが公文で来るのでしょうか。（「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）公文書で被害届を出せとか……（発言する者あり）

議長（田中雅美君）

ちょっと答弁をもうてからにしてくれんですか。（「おれはちょっと今の市長の答弁ちゅうとは……」と呼ぶ者あり）

市長（石田宝蔵君）続

いやいや私はですね、常識で、例えば近藤議員も行政の仕事をなさってきましたから……（「いやいや、市長が知っているか聞きよっとですよ」と呼ぶ者あり）さまざまなものをするときに……（「警察に市長が出しているでしょうが、被害届を」と呼ぶ者あり）いや、それは最初捜査の（「いやいやいや」と呼ぶ者あり）捜査の関係資料の提出を求められているじゃないですか。（「それは違う」と呼ぶ者あり）

18番（近藤末治君）

19年、私がさっき言うたでしょう。6月28日付、柳川市長石田宝蔵で被害届を出してありますよ。内容もありますよ、ちゃんと。なら市長、知つとるでしょうもん、その内容。何で

出したちわかってしょうもん。(発言する者あり)わからんち言いなつたやっかんも。何で、わからんち言わしたでしよう。

市長(石田宝蔵君)

それは、公印の開発公社の理事長か私わかりませんけどね、理事長印か市長印かが結局使われている記録がないままに書類がつくられているということですから、一部分的なそういった公印の使用についての被害届じゃないかなと私は思うんですが、(発言する者あり)それだけで私もわかりません。(発言する者あり)

18番(近藤未治君)

私も本当市長、市長からもう的確な御答弁をもらおうと思うて期待していますけれども、なかなか私が思っているのとすれ違うようですね。実際に私が見に行つて、私も事情聴取されたんですよ、開発公社の職員として。それで開発公社の職員を、市長が何で被害届を警察署に出すんですか。開発公社は副市長が理事長ですよ、この人が。開発公社に何か不備があるというなら、開発公社の理事長が開発公社の職員がこういうことをしていますよ、だから被害届を出しますでしよう。開発公社と柳川市長は違うんですよ。ところが、今さっき言われた開発公社に不備があると。それを柳川市長が出しているんですからね。

市長(石田宝蔵君)

それは、今近藤議員のような話になるとなかなかわかりにくいんですが、開発公社、その建築都市部の職員さんが兼務を、開発公社の事務局として仕事をしているという御指摘をなさいましたね。(「しています」と呼ぶ者あり)それと同じように、開発公社から市が買い取る、このことについての契約書が、正式な契約書がなければならない。契約書がなければ土地開発公社も買い戻すよという市のお墨つきがなければ買えないんですね。しかし、それがどうも文書的にはなかったと、その当時は。平成17年3月21日に合併しましたよね。ところが、購入されているのは平成17年の3月10日か11日だったと思います。そのとき、買うということを約束した公文書が存在していないと、市長の印鑑が押されているものがないと、公印を使った記録がないというふうなことでの御指摘を受けて、そういったことで市として被害届を出していると。そうじゃないかなと思います。

ただ、一連のものを、その後どうなったのか私どもも聞いておりませんが、つい先般の三小田議員の御質問もありましたけれども、中身がどうなっているのかということとは私どももまだはっきり把握をしていないということでございます。

18番(近藤未治君)

なかなか私の思いが通じないようですね。

そしたら副市長、あなたは開発公社の理事長さんですよ。そしたらあなたの部下、職員がこういうことで警察に告訴された。そのことについて副市長はどんな思いがございませうか。実際に開発公社の職員がそういうふうな行為をしたから柳川市長が被害届を出されたわ

けですよね。

それで私が思うのに、開発公社の職員が柳川市に対してどのような不利益をこうむらせたのか。例えば、高く買ったとか、売り主の言い値で公社職員が買ったとか、向こうの言い値で買ったとか、それとか例えば公社の金を猫ばばしたとか、そういう実害があるならばこういう被害がありますよ。それは当然出されるのが当たり前。ところが、今市長がおっしゃったのに、契約者の判がちょっと漏れとったと、それは書類的にでしょう。それは開発公社の職員として仕事、業務をやっとして、たまたまその書類がなかった、それをつくって出したということで理解していいんですか。それで、私はそれくらいと言うと失礼ですけどね、事務的なことでしょう、それは。（発言する者あり）はっ、違いますか。そいけん、それちょっと。

副市長（大泉勝利君）

私が伺っている限りでは、この市から土地を買うように公社のほうに指示がされて、その手続の中で業務委託契約書の締結が必ず必要なんですけれども、この業務委託契約書の締結の手続に理事長までの決裁、それから一方では市長のほうの決裁ですね。その上で、市長の公印とそれから理事長の公印について業務委託契約書の締結がなされなきゃいけないわけですが、その文書が手続、それから契約書の締結文書、市長印と理事長印のついたものですね。この部分に手続がしっかりされていないということと、不備があったということで、じゃ、その文書が資料として出てきているわけですが、どういう形で決裁をとったのかということがはっきりしないわけでございます。それが文書としての不備だということで、県からも指導を受けているということで、文書上のことであれば、それをきちんと文書整理すべきだと思いますけれども、それが業務委託契約書の市長印と理事長印だけがついたものが文書としてあるというのは、文書上、非常に不自然であるというふうに私は思っております。

それからまた、これはお金がどうこうということではありませんけれども、行政に、我々に求められるのは、そういった手続もしっかりした上で措置をするということでございまして、お金がかかっていないから罪はないだろうということじゃなくて、やっぱり文書上、不備のあるものについては反省しなきゃいけないし、それにふさわしい措置ということも当然あるわけでございます。そういう意味で、私は今回のものは、全体の概要はまだわかっておりませんが、この文書上の指摘を受けられれば、我々公務についている者としてその指摘は受けなきゃいけないというふうに考えております。

それとまた、その職員の処分等のことは、全体概要を見てもうちは何とも申し上げようがございません。

以上でございます。

18番（近藤末治君）

今さっき私も言いましたように、私は常務理事ということで開発公社の責務にありました。

その関係で、ここに私持っていますけどね、このときに柳川市長から依頼が来ているんですよ、市長決裁で。だから、この市長決裁をもらっているから、その職員は恐らく柳川市長河野弘史の判を押印したんじゃないかと私は思うんですよね。

だから、今さっき市長ははっきり事務的な何とかて言いましたけどね、その被害届を出された本当の名目といいですか、それは御存じないんですか、本当に。知らない、見ていない、自分が出したのに。自分が出しているのにね、こういうことがあったから被害届を出しましたと。例えば、近藤職員が何か予算的に金を使うたけんがらち被害出しなさってでしょう。すぐわかっじゃなかですか。それが、自分が出したのがわからない(発言する者あり)いやいや文書が何じゃいて言うけんが、その文書ちゃ正式にどういふことで出されたのかち。何々の被害といふことで出さるっちゃなかですか。市長、御存じないんですか。私が教えたっちゃよかばってんですね。(「忘れたっちゃろ」と呼ぶ者あり)私が見てきておるけんが教えたっちゃよかばってんですね。

そいけん私はですね、市長、なぜこういうことを言いたいかといふと、市長、私も昨年3月でしたか、初めてこの一般質問をさせていただきましたけどね。本当に市長に失礼と思っただけれども、市長さんて、あなたが立派な柳川市の初代の市長になられたから、裸の王様にならんようにみんなの意見を聞いて頑張っしてほしいといふことで、失礼でしたけれど言いました。

だから、今回も本当に呼ばれた職員、7名ですか。私はたまたまもう退職して、呼ばれたときはその担当の署員の方に言うたんですよ、「うわっ何でこれ、何の被害かんも」ち。「はえ、こげんかこつば柳川市長さんな出しなさっとかんも」ち私は言いました。ところが、職員はそうじゃないですよ。職員はやっぱり市民のために頑張るし、市長が施策を持ってある、そのことに対して頑張ります。だから、ある職員はこの事情聴取をされたことに対して、本当に苦痛で晩御飯もいけんやったといふこともあるんですよ。

だから、もっと市長は優秀な職員がたくさんいますから職員を信じてくださいよ。中には、埋もれさせておるような職員もちょっと私見受けますけどですね。だから、こういうことはおれは人事権持つとるぞ、執行権持つとるぞとよく言われますけれども、これがまさしくパワーハラメント、私はそう思います。(「そうだ」と呼ぶ者あり)ありがとうございます。

そいけん、本当に優秀な職員がたくさんいて、合併をして7万5,000人ですか、新しい柳川市に向かって職員さん頑張ってありますので、本当に市長は今回の任期があと1年ですからね、有終の美を飾って、ああ、やっばし石田宝藏市長はすばらしい市長だったと言われるようにやっていただきたいと思ひます。あんまりこれを言っても、自分ば呼ばれたことに対して恥でございませうのでやめまして、2点目のほうに 2回目ですか。じゃ、もういいですよ。市長、もうとにかく(発言する者あり)いやいや、私は(発言する者あり)

では2点目、よございませうか。もう時間もちょっとないごたっけん、3点目までいかんと

ですね。

2点目、先ほど部長のほうから御答弁いただいてありがとうございました。

私が思うのに、なぜこういうことを申し上げますかという、今問題になっている旧柳川市で購入しておりましたホテル跡地の問題ですね。これは確かに駐車場ということで依頼を受けて買っておりました。それで、当時まちづくり交付金事業で、あれは今御花の裏からずっところ整備していますけどですね。それで、私が思うのに、川下りを、大型のバスで柳川に来られます。乗船をされて沖端で下船をされると。そして私が思うに、今言った御花とか、白秋生家とか、魚屋さんとか見ながら散策して、御花の裏の南側の林の中を抜けて、そして、柳川ホテルの駐車場のところに散策をしながら帰ってくると。そういうふうな構想、これの中で、まちづくり交付金事業でホテル跡地も買収できるというような、私そのとき担当でしたので覚えておるんですよ。

ところが、今回、筑紫町とか、白秋北跡地、それから稲荷町の駐車場とか、ああいうちょっと言ったら失礼ですけども、スペースが余りないようなところを今やられておりますけれども、それはそれでいいと思うんですけども、やっぱり観光地柳川ですから、あそこの柳川ホテル跡地の駐車場の整備を早くやっていただくなら、本当にあそこは今度足湯がありますよね。あれは当時、さげもん館というのを計画されておりました。そういうことで、足湯もありますし、交通広場もありますし、あそこが観光の拠点になるかもわからないと私思いますので、そこら辺の計画がどうか、もう一度お願いをいたします。

建設部長（蒲池康晴君）

旧柳川ホテル跡地の活用についてでございますけれども、先ほどからありますように、近藤議員は市職員のときに直接事業にかかわっておられたということでよく御存じだと思いますけれども、確かに平成16年度当初のまちづくり交付金事業計画には、ここの跡地の購入は盛り込まれておらなかったということでございます。その後、旧柳川市から旧柳川の土地開発公社に駐車場または広場整備ということで用地の代行買収依頼がありまして、開発公社で用地を買収しておるところでございます。

そこで、議員御指摘のように、平成17年の10月ごろに事業計画を変更いたしまして、このまちづくり交付金事業の中で旧柳川ホテル跡地を整備するというふうなことで検討をいたしました。平成16年度時点、当初の時点では、このまちづくり交付金事業での駐車場整備というのが補助率40%ということでございましたけれども、その後、国の交付金事業の採択要件の変更によりまして、駐車場整備の補助はその事業費に対しまして10%の補助しかないというふうなメリットが少ない交付金事業になったというふうなことで、交付金事業での整備が見送られています。

ただしかし、旧柳川ホテル跡地につきましては、先ほど議員の御指摘のような観光、まち歩きの拠点となるところでもございますし、水の郷のイベントを初め、市の各種行事のとき

には臨時駐車場として利用されています。さらにそういったこともございますので、合理的な利用のために、都市計画の用途を含め検討しなければならないというふうに考えておるところでございます。

18番（近藤末治君）

ありがとうございました。やっぱり柳川は白秋のふるさと、水の郷ということでかなりの観光客もお見えになりますし、そして、たまには山王神社の山王橋の下にバス等が駐車して本当に危ないということもございまして、なるべく拠点と申しますか、そういうことで整備をやっていただくならと思っております。

それでは、3点目の水路の管理についてでございますけれども、これは先ほど部長が御答弁なさいましたけれども、これはなかなか行政だけでは難しいです、実際。私も水路課長を担当しておりましたのでわかります。

ただ、先日掘割を生かしたまちづくりの審議会というのに私もたまたま委員としておりますけれども、その中でやっぱりいろんな委員さんがおっしゃるのに、不法投棄とか、不法埋め立て、こういうことに対して本当に市は手ぬるいじゃないかと。ある委員さんが言われましたけれども、業者を入れて何か埋めていると。だから水路課のほうにあれをとめてくれということで言いに行ったけれども、なかなか対応がしてもらえなかったというようなことも言われましたし、泥土も堆積しておりますから貯水の能力も減っております。

だから、旧柳川ばかり言うとちょっとなんですけれども、田んぼを借りて、当時反当たり米が9俵と麦5俵ですかね。こういうふうなことでしゅんせつ土の仮置きに借りておったという現状があるんですけれども、そういうふうな手だてのお考えはないか、お答え願います。

水路課長（武藤正純君）

ただいまの近藤議員の質問の中で、残土とかしゅんせつ土の置き場を借りて、そういう手だてはないかということでございますが、確かに旧柳川市の場合、農作物補償として借り上げてあります。これは旧三橋に限ってもそういった対応はされております。

ただ、このしゅんせつ土の置き場の確保につきましては、なかなか難しい課題がございます。しゅんせつ土の使い道がない場合には、再利用の目的がなければ長い間放置するという状況も出てきますし、また、土地の再利用がなければ、利用先を確たるものにしなければ、なかなか先ほど言いましたように山のまんまになってしまうとか、そういったこともございますので、再利用の方法、それに費用についても市でも研究していかなければならない問題というふうに思っております。

いずれにしても、この問題はクリーク地帯の課題と思っておりますので、十分研究しながら行く課題だと考えております。

以上です。

18番（近藤末治君）

ありがとうございました。やっぱり私が小さいころは、堀には水神さんというのがいらっしゃるということで、大事にしておった記憶があるんですけどもね。そういうふうな水神さんのお祭りといえますか、そういうことも今回企画のほうで計画をされておりますけれども、やっぱり水路課、担当課としても啓発といえますか、お堀は大事にしていきましょうというような啓発も必要かと思うんですよ。

ちなみにちょっとここで参考にですけども、大川市の下白垣地区はアクアリング委員会というのが立ち上がって、ことしで5回目だと思いますけれども、渦を揚げてあるんですよ。そういう動きも大川市ではやられております。これに、TOTOという器具をつくっている会社がありますでしょう。あそこも応援をして、環境のために補助金を出したりとかやって、そういう運動もされておりますからね。柳川市のほうでもいろんなこと、大変でございましたけれども、計画をされたらどうでしょうか。

それから、マスタープランの中に、ここにはっきり178ページに書いてあるんですよ。しゅんせつ土の置き場確保に努めますということでありますので、ぜひそういうことでしゅんせつ土の揚げ場がないけんどんこんされんたんもということでお断りといえますか、そういうことをされなくて、そんならこういうことでできませんでしょうかとか、もうちょっとさっき言いましたような農地の借地等ができないかとかいうことでやっていただければどんなかなと思うんです。

ですから、もう最終的でございますけれども、水路管理は大変でございますが、市民と一緒に頑張って大事な堀でございますので、先人がつくった水路でございますので、守っていくために行政としても一生懸命取り組んでいただきたいということで、これは要望で、私の質問をすべて終わります。

ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、近藤末治議員の質問を終了いたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

8番（森田房儀君）

実は今、近藤議員の質問の答弁と、それから金曜日に三小田一美議員の質問に対しての答弁と、非常に矛盾する部分がありました。ある意味では偽証に匹敵するぐらいのものがあると思いますので、少なくとも副市長、金曜日に御答弁をいただいた分については訂正をいただいて、陳謝をお願いしておきたいと思います。（「賛成」と呼ぶ者あり）

副市長（大泉勝利君）

訂正すべき箇所はどこでしょうか。私は同じことを答えていると思いますけれども。

8番（森田房儀君）

あなたの金曜日の答弁は、いわゆる土地開発公社の理事長として警察から要望があったか

ら出しましたということであって、きょうの近藤議員の質問では、いや市長名で出ておると
いうことが明確になっておる。あなたの答弁とは、それがそこにそごを来しておるとい
うことなんですよ。あなたはそのときに、はっきりと市長名で出しましたということをしてい
ないじゃないですか。

副市長（大泉勝利君）

金曜日の答弁もきょうの答弁も、一番最初のきっかけは、私どもで確認できるのは平成18
年の1月に署長名で柳川ホテル買収に関する一切の書類を提出していただきというところか
ら始まっているという理解でございます。それは何ら変わっておりません。

ただその後、その調べの中で、平成19年の6月でございますけれども、その手続の一部に
不備があるという話があって、それで被害届を出すべきじゃないかという、こういうことで
ございます。ですから、私は金曜日もきょうの答弁も同じことを答えております。

8番（森田房儀君）

そこが問題なんですよ。だから、市長が出しました、あるいはあなたが出したのか。私は
金曜日の答弁では、土地開発公社の代表として出したというふうにはしか受け取れなかつたん
ですよ。あなたは私が出したとも言わないし、市長が出したとも言っていないんですよ。そ
うすると、いわゆる金曜日の分ときょうの分とは全然変わってきていると。そうじゃないで
すか。

議事録をひとつ公開いただいて、そのところを明確にしておかないと、議会内で同一会
期の中で答弁が違ふというのは非常におかしいんです。だから、議運の委員長として申し入
れをしているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、近藤末治議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午後0時1分 休憩

午後1時1分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、11番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

11番（矢ヶ部広巳君）

まず、資料の配付をお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

議長（田中雅美君）

どういう資料でしょうか。

11番（矢ヶ部広巳君）

私の一般質問に対する添付資料といえますか、そういうことでございます。よろしくお願

いいいたします。

議長（田中雅美君）

ここで矢ヶ部議員から申し出のありました資料を配付しますので、暫時休憩をいたします。

午後1時2分 休憩

午後1時4分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

こんにちは。11番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

この間くさんも、夢ば見たたんも、ぞうたんのごとあなつつあん、市長選挙であなつつあん、当選ばしとるわけですよ。当選万歳、当選万歳。テレビのライトが当たる。カメラのフラッシュが光る。そこにくさんも支持者の一人が大きなタイをプレゼントされる。そのシーンがテレビで繰り返し流される。新聞にはカラーで大きく報道される。その人ばどこかの会長かなんかにしたっちゃろだんものも、夢のけんそこまで覚えとらんばってん、そのことば知った皆さんから袋だたきに遭い、論功行賞の人事やっか、私物化は許されんばい、税金ば何ち思うとっとか、余りの反発にとうとうもて切らんで、やめます、ごめんしてはいよということで議長へ辞職願ば出したところでぱっと目が覚めた。事実でなくてよかったと胸をなでおろしたところでございます。

市長も私たち30名の議員も公人であります。公人の「公」は、ハ、ムと書きます。ハは反するという意味があります。ムは私という意味があります。すなわち公とは私に反するでありますから、みんなのとなるわけであります。

つまり、市長も議員もみんなのために務めんとできんばいということになるわけであります。どんな理由があろうとも私物化は絶対にだめ、厳しく慎まなくてはならないということでもあります。

石田市長、もしやそんなことはないと思いますが、しかし、あなつつあんの行動ば見てきておりますが、不信は募るばかりであります。政治家たるや、何を言っているかではなくて、何をしているかということが大切であります。また、言っておられること、しゃべっておられることがくるくる変わったのでは話にはなりません。そうなれば、うそを言ったことになるからであります。

私は父や母から、うそは泥棒の始まり、うそはでんかこつがあつたっちゃ言うちゃでけんばい、うそを言ったら二度と信用されんごつなるばいと、小さいころから厳しくしつけされて育ってきました。

大きく2つを質問させていただきます。

1つ目は、全日本同和会大和支部への補助金支給についてであります。

昨年の6月と9月の2回続けて質問をさせていただきました。

2つ目は、市指名業者の入札参加資格要件についてであります。

あとは自席にて質問をさせていただきます。誠意ある御回答を心からこいねがうものであります。ありがとうございました。

11番（矢ヶ部広巳君）続

まず、1点目でございます。

別紙1をごらんになっていただきたいと思います。これは、「広報やながわ」ナンバー70、2008年2月15日号の中の全日本同和会への補助金に関する経過報告であります。

まず、これはだれが書かれたのか、お答えをお願いいたします。

総務部長（山田政徳君）

2月15日号の広報紙の記事はだれが書いたかということでございますが、これは市民への説明責任を果たすために市長みずからが作成したものでございます。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。市長が書かれたということですが、はっきり言いまして事実と違うことが書かれております。私は一般質問で、先ほど言いましたように6月と9月の2回連続でさせていただきました。市長答弁は、御存じのように「知らなかった」「わかりません」ということであります。その後、私は住民監査を出させていただきました。その結果、ここに書いてありますが、全くのうそであります。これは市長が書かれたと今おっしゃいましたが、全く関係のない、よその人が書かしたっじゃなかですか。どうぞ市長。

市長（石田宝蔵君）

これは私が執筆をさせていただきました。

11番（矢ヶ部広巳君）

それでは、別紙6をあけてもらえないでしょうか。あなたが大和町の町長として当選したのが平成6年8月7日。その翌年と翌々年は4,500千円が300千円ずつはね上がって4,800千円となっておりますが、その理由は、支部長が九州連合・全国理事などに就任し、実績を評価したからとありますが、これは一般質問で、先ほども言いましたように「知らなかった」「わからなかった」。住民監査では、ここに書いてあるように全然違うことが書いてあるわけですよ。なぜこんなことになるんでしょうかね。

あなたはこの別紙6、これは監査委員さん、松藤博明さん、同じく藤丸富男さんが19柳監査第134号、平成19年12月21日の「柳川市職員措置請求(柳川市長に関する措置請求)に係る監査結果について」ということで回答をもらっておるわけですよ。ラインを引いておりますが、12月14日住民監査した。そして、あなつつあんが、市長が答えてあるのは、「平成7年

度、同8年度の補助金は、それぞれ300千円増加し、4,800千円となっているが、これについて説明はあっていない」とあなたは答弁されておるんですよ。補助金の支出は、担当から「ゴーサイン」なりを求められたこともありません、指示したこともありませんとなっております。ところが、先ほども言ったように、これは全国理事とかなんとかしよらしたけんがら、その評価ばあなっつぁんがした。どうしてこの監査結果とこれが食い違おうとでしようかね。納得できません。御回答をお願いいたします。

市長（石田宝蔵君）

この紙面はことしの2月15日に発行された広報紙でございます。これは矢ヶ部議員が資料を出されましたところですが、もちろんこの文言については、6月の議会、あるいは9月の議会で矢ヶ部議員の一般質問の中で取り上げられてきたこと、もちろん私が記憶にあること、記憶にないこと、当時一般質問の答弁では「それは承知しないことでございます」、こういったことも申し上げてきていると思います。もちろん当時の庁舎長でございます高田庁舎長についてもそのようなことを説明してきたかと思えますけれども、今回のやつについては、その情報公開、あるいは住民監査請求、監査委員さんの聞き取り調査、こういうもの、そういったものを総合的に受けまして、最終的に出てきたもの、これをしたためたものがございます、何ら不整合なところは私はないというふうに思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

そんなことでよかですか。これは、別紙6は、監査委員さんがあなたを聴取して、あなたが述べたことを書いてある。この結果が全日本同和会のこの問題で出やんとでしようもん、このとおり。ところが、全然違うやっかんも。そんなら当然、このことについて監査で呼んだときと全然中身が違うやっかと。そんならば、監査委員さんはそれはおかしかやっかと言わっしゃれんやっただですか。そりゃおかしいですよ。なら、その後にこれが出てきたということですか。そんなあんたええかげんなことがありますかいな。どうですか。

市長（石田宝蔵君）

ええかげんなことがありますかじゃなし、事実関係を把握してから正式に皆さん方に明らかにしているわけですから、それは矢ヶ部議員の一方的な言い方じゃないでしょうか。事実関係を私どもはこの説明がおくれましたこと、特に定例記者会見等でもこの議会の中で説明はどうする、責任はどうするという話が随分出ました。これについては、事実関係を十二分に把握をして、そして、市民の皆さん方に中のでんまつについては明らかにしましよと、こういうことをしてきておりまして、最終的にはさまざまな方々のこれまでの経過等十二分に把握した上で遺漏のないように、間違いがないようにということで市報においてことしの2月15日号で約束どおり報告したものでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

そしたらですよ、それなりの対応ばせやんとやなかですか。一切それについては謝りも何

もないよ。実はこうして住民監査結果を出して、出とるけれども、これこれこういうことで間違いやっち出すべきじゃないですか。あなた本当おかしいじゃないですか、そんなことが。

つまり監査結果が出たということは、つまり裁判の結果が出たということですよ、わかりやすく言えば。裁判の判決内容とあなた、7万4,500人の皆さんに知らせる広報とは全く食い違っているわけですから。それなりのあなた答えを、説明責任をやるべきじゃないでしょうか。そういう文言も一切ありませんよ。そんなことでいいでしょうかね。どうでしょうか。

市長（石田宝藏君）

今、矢ヶ部議員おっしゃってあるのは、監査委員さんの監査の中身について市民の皆さんに知らせよということですか。

11番（矢ヶ部広巳君）

いや、監査結果が出るととね、このあなたが言っている中身が違うじゃないですか。

市長（石田宝藏君）

いやいや、監査の結果は、この市報の3ページ目……。

11番（矢ヶ部広巳君）

いや、監査のときにあなたが言っていることと違うじゃないですか。これはあなたが言っていることば書いてあるわけでしょう、別紙6で。

市長（石田宝藏君）

いや、違っていませんよ。そのときとは当然違うはずですからね。（「違っています」と呼ぶ者あり）私は、私の聞いている部分については監査委員さんの呼び出しに応じて2回出席して述べているわけですよ。それは確かにここに書いてあるとおりでしょう。ところが、この市報で書いているやつは、それぞれの方々、例えば、昭和52年から、3年から担当、携わってきた職員さん方、こういった方々の意見、事情も聴取して書いたのがこのてんまつ記ですから。その辺は誤解がないようにお願いします。

11番（矢ヶ部広巳君）

いや、そんなうそ言って、あのね、この12月14日実施分はあなたの方ですよ。ずうっと見てごらん。同年12月14日に柳川市長からそれぞれ調査を行った。それですよ、あなたが言ったことを書いてあるわけですよ。おかしいじゃないですか。そんな言い逃れがありますかいな。あなつつあんが言いよることは全然でたらめですよ。でしょう。きちっと監査委員さんがね、これは公式文書で出とるわけですから。公文書なんですよ。公文書でこう石田市長は述べられましたというのが出ております。ところが、市民に知らされておるのは全くすらごつじゃった、うそやったということでしょう。そしたら、あなたの今の言い分を言ったら、その後これは出てきたったもということか、そんなばかなことがありますか。そんならまあいっちょ住民監査をやり直してもらわにやいかんですよ。そうでしょうもん。それは納得で

きませんよ。どうでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

これはもう、別紙6というのは関係人の調査、これは監査委員さんが当時の関係者を4人呼ばれたということでしょう。4人呼ばれたんでしょう。

11番（矢ヶ部広巳君）

あなたもですたい。そして、その中であなたが言っていることが12月14日の実施分なんです。

市長（石田宝蔵君）

14日の分でしょう。

11番（矢ヶ部広巳君）

そうですよ。

市長（石田宝蔵君）

だから、議会で述べてきたことと何ら変わりはないじゃないですか。

11番（矢ヶ部広巳君）

どうして違うですか。そんなね、資料をだれが見たってね、そうでしょう。（発言する者あり）何ば言いよっですか。黙って聞きなさいよ。（発言する者あり）そんならどっちが間違っておるわけですか。監査委員が間違っておるのか、あなっつぁんの言いよっどが間違っているのか。

市長（石田宝蔵君）

この監査委員さんから調査を受けたのは、前の年の11月21日じゃないですか。12月の14日じゃないですか。ですね。その後、さまざまな関係者に聞き取り調査して、最終的に私もわからないとか、不明確な答弁を調査に対して答えてきているんですよ。だから、それをきちり精査して、11月の定例の記者会見で申し上げましたけれども、そのことについてはてんまつを明確にして、るる調査をして、そして、私の責任で市民の皆さんに説明を申し上げますということがこの2月15日号のダイジェスト版的な市報になっているわけです。（「だから、うそがあるわけ」と呼ぶ者あり）いや、うそじゃないですよ。事実はそのなんです。

11番（矢ヶ部広巳君）

うそですよ。12月21日には公文書でちゃんと出ていますよ、「請求人矢ヶ部広巳様」で。どうして中身が違うんですか。そんならどっちが違うとですか。それは責任を持って説明してくださいよ。

この添付物を私は言いよるわけですよ。この12月21日の今さっき言った問題が1ページから14ページまであって、その添付物なんですよ。添付物じゃない、その6ページ目か。その6ページ目ですよ。こんなばかげたことがあるかとも。監査委員さんが公文書で出してあつとですよ。あなっつぁんは今違うと言うたですよ。どうしてそんなことになりますか。

あなっつあん、ちょっと目を覚ましてくださいよ。

市長（石田宝藏君）

私はいつも目は覚ましております、夜は寝ておりますけどね。

ただですね、監査委員さんの中身のやつとこれが違うということ、これは当然あるでしょう。私が言っていること、今矢ヶ部議員がおっしゃってあるのは、関係人の調査、「平成19年11月21日に関係人4名、同年12月14日に柳川市長からそれぞれ調査を行った。（計5名）」ですよ。「なお、監査委員の質問に対し関係人が回答した要旨は、次のとおりである。」と、関係人が言っていることでしょうか。21日分は、「ない金を出しているから、監査請求をしようと思う。法律上、正しいとあれば、それを出さず意味がないのでは。」、2つ目は「担当者としては、おかしいと思ったが、以前からそういうふうになっていた。」、これは担当者のあれだろうと思いますよ。3つ目は「退職手当組合の積算と全日本同和会の積算という2本立てで、予算書上、記載してなかったという考え方であって、予算計上していなかったという考え方ではない。」と。そして、12月14日に再度、2度目の監査請求をされたとき、監査委員会ではこの証言が、「歳出予算見積書は、町長査定の段階で指示を受けていない。」、結局、私は指示はしていないわけですよ。それから、2番目は、「財政課長の予算査定が行われたものは、助役査定となる。」、財政課長の査定が終わって助役査定になる。「それで残ったものが町長査定となるが、全部を微に入り細に入ることはない。」、町長に全部細に入り微に入り上げることはない。

それから、「平成7年度、同8年度の補助金は、それぞれ300千円増額し、4,800千円となっているが、これについて説明はあっていない。」。ですから、今回わかったことが、全日本同和会の九州支部の役員になったり、全国の理事になったり、そういうことで上がっていたんですよ。その裏には、金曜日に三小田議員にもいつ上がったのかと、その働きかけをやられたのは、（「議長」と呼ぶ者あり）三小田議員さん方御存じじゃないですかということとを答弁しているわけですよ。（「議長、もういいですよ」と呼ぶ者あり）

それから、「補助金の支出は担当から「ゴーサイン」なりを求められたこともなく、指示したこともない。」、担当者から出していいですかという尋ねも私になかった。それは確かに監査委員さんにそう言っているんですよ。指示したこともございません。ですから、何ら間違っているものはないんですよ。

11番（矢ヶ部広巳君）

あのですね、この別紙6は、ここに書いてあるでしょう。「平成19年11月21日に関係人4名」、「11月21日実施分」、これはほかの人なんですよ。あなたは、12月14日に柳川市長から聴取した分がこの12月14日分なんですよ。そうでしょう。（「間違いはないです」と呼ぶ者あり）なら違うじゃないですか、結果的に。そういうことでしょうか。おかしいですよ、あなたが言っていることは。監査委員はあなた、これで納得すること自体がまたおかしい、そう

思いませんか。（発言する者あり）監査委員さんを侮辱したことですよ。12月14日に実施して、あなたを聴取した。その聴取内容はこうですよと書いてある。これにはあなた、一切あなたは知らないことになっているよ。しかし、結果的にあなたは出しておるわけですから、どうなりますかいな。その責任はあなたにあるはずですよ。そうでしょう。（「議長」と呼ぶ者あり）支出は助役に権限ある。決めたのは、幾ら補助すると決めたのは私にありますとちゃんとなっとるじゃないですか。どうでしょうか。

議長（田中雅美君）

これ、矢ヶ部議員……

11番（矢ヶ部広巳君）続

訂正の報告はどのような形でやるか、いつ市民に出されますか。うそを答えとるわけですから。

議長（田中雅美君）

これ、別紙1と別紙6の違いは言いよるとでしょう。

11番（矢ヶ部広巳君）続

そうです。別紙1では市民の皆さんにこういう報告をしとるじゃないかと。

議長（田中雅美君）

はい、市報ですね。

11番（矢ヶ部広巳君）続

しかし、監査結果で市長から聴取していることは全然違うことが報告されとるやっかと私言いよるわけです。合わやんでしょうもん、これとこれが。（発言する者あり）合わやんでしょうもん。いやいや、300千円オーバーしとる分ですよ、4,800千円にした分ですよ。どうですか。（「答弁を聞かんと」と呼ぶ者あり）あなた黙るときなさいよ。私は執行部に質問しているんですよ。

市長（石田宝藏君）

何ら私はおかしいものではないと思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

ちょっと話になりませんね。本当ですよ。

さきの一般質問で、市長は私への答弁で、支部長と会ったのは1年に1回やった。多くて2回と答えられております。そんな状態で、何の根拠で支部長の実績を評価されたんでしょうか。

市長（石田宝藏君）

私はこの前の答弁でも申し上げておりますとおり、補助金の増額になったことも御存じありませんと、承知してありませんと申し上げてきているわけですよ。ただ、担当のほうから、九州の役員等ならね、全国の役員等になられて、そういったことが増額の原因になって

いるようでございますと、これは聞き取りの結果なんですね。ですから、私は何ら正直に申し上げてきているわけでありまして、隠していることもありませんし、うそもついていることもないわけでありまして。

11番（矢ヶ部広巳君）

それでは、どうして300千円上げたのを2年でやめられたんですか。

あのね、ここに私も名刺もらっていますが、全国理事、九州連合理事、もらったのはずうっと後ですよ。私が市長職務執行者をしておるときですから。それまでもずうっと続けてあるわけですから、当然300千円は上積みせやんとやないと。どうして切られましたか。

大和庁舎長（高田邦隆君）

このことにつきましては、11月7日の特別委員会ですね、その中で聞き取り調査の結果を御報告いたしました。その中で「300千円増額があった話は」ということで議員のほうから質問がございましたけれども、私が「当時の聞き取りでございますが」ということで発言しようとしたところ、「聞き取りならばもう必要ない」ということで中断された経緯がございます。

それと、これも本当に私も当時のことはよくわかりませんので、聞き取り以外ございません。それで、300千円ふえた原因、また切った原因ですね、これは当時の財政の担当課長から聞きました話では、2年間ということでは期限を切っておったというような話を聞いております。これは私の聞き取りでございますので、確かなやつではございませんが、そういうような状況でございました。

11番（矢ヶ部広巳君）

これは大和町長の石田さんがなっとるときのことですよ。ほかのことじゃなかつばんも。どうですか。市長が答えやんとやないと。市長よく考えてくださいよ。私は議員の心がけとして、市民のサイドに立って当然質問をしとるわけですよ、市民の代表として。間違った、はぐらかしのそういう答弁はやめてください。私はそう思いますかね。どうでしょうか。

市長（石田宝藏君）

市民の皆さんのためにやっているというのは、私も一緒なんですよ。たぶらかしたり、うそをついたり、そういうことは一切ございません。事実そのようなことはございませんので、誤解がないようにお願いします。

11番（矢ヶ部広巳君）

そしたらですね、30分になりましたが、この別紙1で、左上に、出典がフリー百科事典「ウィキペディア」よりとあるが、なぜこの文献を採用されたのか言ってください。

市長（石田宝藏君）

一般の方々にはなかなか同和問題といえども認識が薄いといえますかね、理解がなかなかしにくいという声も随分聞くわけでありまして、ですから、この全日本同和会とは、この用

語そのもの、名称、どんな組織で、どんな活動をなさって、どんなふうな活動理念を持って進んでいるのか、そういったことをやはり紹介する必要があるということでございます。それぞれ考え方が、政治理念も違いますし、支持政党も違うという団体のものがございますし、市民の皆さんにはそういったイロハのところの部分も記述をするのが市政を預かる者としての親切的な立場じゃないかなということを書いております。

11番（矢ヶ部広巳君）

親切という対応であったら、国とか県の資料の中から採用すべきですよ。そうじゃないですか。どうしてあえてこういうのをとりましたか。

確かに、この左上のこのものはインターネット上で簡単にだれでも閲覧をできるようになっておる。ここは、ある大学生がこの文献から丸々引用して提出したところが、間違っていたことがテレビや新聞で報道されて社会問題となったことがあります。なぜそういったところの文献からあえて引用されたのでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

これはあえて引用したかということですが、この問題が惹起して、取り上げられて議論されている中で、国、県、もちろん関係の資料等、私のところに、職員さんをお願いしました。集まってきた中でこの全日本同和会、インターネットで引いてみるとこれが出てきておったということで、それを引用させていただいたということで、何か矢ヶ部議員には大変申しわけないというようなことで指摘を受けているわけですが、私は何ら意図するものはございません。

11番（矢ヶ部広巳君）

これを採用するに当たって、これは間違うとらん、正しいという確認を、全日本同和会からの承諾をとられましたでしょうか。もしとられたとしたならば、いつとられたのか、だれからとられたのか、どのような方法でとられたのか教えてください。

市長（石田宝蔵君）

これは、正直申し上げて、そういう関係の団体からはとっておりません。

11番（矢ヶ部広巳君）

あのですね、このホームページは確かにアクセスできますが、自由に文章を加筆、訂正することもできるページなんですよ。ということは、広報に引用されている文章はあすにも同じ内容であるという保証はないわけですよ。つまり、資料としては不適ではないのでしょうか。どうぞ。

市長（石田宝蔵君）

そういうふうな御指摘をいただきましたので、今後そういったものの引用については十分慎重に配慮したいと思っております。

11番（矢ヶ部広巳君）

あのですね、今までに全日本同和会大和支部に出されたお金が131,460千円ですよ。うち118,490千円はこの支部長の方がもらっているわけですよ。約120,000千円ですよ。貴重な税金から出しておるわけです。そのうち、あなたが市長になって支払ったお金が45,600千円ばんも。そこで、大和支部ができたいきさつの歴史から引用すべきではないですか。それが本当ですよ。どうですか。

市長（石田宝蔵君）

そういった御指摘は確かにそのとおりかと思えますけれども、できたいきさつ、その当時の担当者や前任者から聞いておりまして、私どもも十二分に承知しておりませんという証言がほとんどでございます。げなげな、あるいはこうではないかなと推定の部分というのがかなりございます。これはなぜかといいますと、故人となられた方々、それぞれさまざまな同和関係の団体には当時から支出がなされてきているようでございますけれども、細部にわたって真実、個々の状況を知り得ることは極めて難しい、推測の領域を出れないという部分がかかり高うございます。

したがって、今回可能な限り調査をいたしまして、紙面の関係もありますけれども、こういったことで要約をして市民の皆さんにこれまでの経過等、取り組み、あるいは施策等のやり方について理解等を求めているわけでありまして。

したがって、この補助金だけではないんですね。やはり全日本同和会、部落解放同盟にいたしましても、あるいは全解連にいたしましても、それぞれ、それぞれの自治体がそれなりのお金を出して、その問題、活動の問題について、人権だの、あるいは差別だの、そういったものの解消のために多くの方々がやはり国民的課題として、地方自治体の課題として並々ならぬ努力を重ねられてきたという集大成であるわけでありまして、これについてはやはり国も県もそれぞれの自治体も、企業も民間もすべての力を挙げてやってきた（「いいです、もういいです」と呼ぶ者あり）ということで、とにかく努力がされてきた結果だということも（「時間がもったいないです」と呼ぶ者あり）御理解いただきたいと思えます。

11番（矢ヶ部広巳君）

理解できません。私は全日本同和会大和支部のことについてただしておるわけです。あなたの今の答弁を聞いておりますと、いきさつがよくわからないままこの報告書を出したといって間違いのないような気がしてならないわけです。そんなずさんなやり方でこの経過報告書を出されたら。これであなたはもうおしまい、7万4,500人に対してこれで説明責任ができたとするならば、私はこれは問題ではないかと思えます。

このウィキペディアですか、これは寄附で成り立っておるわけでありまして、その寄附はどうされましたか。時間がもったいない、とめてください。

市長（石田宝蔵君）

寄附というのはどういうことでしょうか。

11番（矢ヶ部広巳君）

つまりですね、ここが動いているのは、やっていることは、つまり寄附によってこのようなことをしていますよということですから、寄附をされたかどうかということを知っているわけです。

市長（石田宝藏君）

このホームページ関係でございましょうか。（「そうです」と呼ぶ者あり）したことはございません。

11番（矢ヶ部広巳君）

ここに「執行部」とありますが、1ページ目の「執行部」、これは当然助役も入っているわけでしょうか。

副市長（大泉勝利君）

はい、私も入っております。

11番（矢ヶ部広巳君）

それでは、別紙1の3ページの上段3行目から、「補助金交付申請書の決裁権者は町長であるが 中略 支出するための補助金支出伝票の決裁権者は助役であり、決裁権者が異なっている。」と。つまり、補助金を決めたのは町長であるが、支出の責任者は助役であるから、この補助金を職員の退職負担金から出したことは知らないで、また、私には責任はないと言っておられます。これでは、あなたは町長としての責任を放棄しているということですよ。（「そうです」と呼ぶ者あり）どう思われますか。そうでしょうもん。おれは、補助金ばやるとはおれの責任だと、金出すとは助役の責任やっかと、どうですか。急いでくださいよ、もったいないよ。時間稼ぎはやめてください。

市長（石田宝藏君）

この責任の云々はここでは言っていないじゃないですか。ここでは交付申請書、あるいは事業実績報告については町長だと、決裁の専決は助役でこの補助金についてはやるということだけであります。

11番（矢ヶ部広巳君）

それでは、十二、三回に今まで分けてやったのが、あなたが市長になってから一遍に4,500千円ぼんと出してある、その後からずっと。どうしてですか。

市長（石田宝藏君）

それも申し上げてきたでしょう。中身については理解しておりませんと。承知しておりませんということで、これまで6月の議会、9月の議会でもるる御説明申し上げてきていると思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

つまり、職員が勝手にしてよかちゅうことですかたいね、そしたら。そういうことになるで

しょう。4,500千円を今までずっと小出しで分けてきておるわけですよ、1,500千円から100千円とか50千円とか30千円とかありますよ。しかし、あなたが市長になって2年目からね、もうぼんと4,500千円、はいどうぞとやってあるわけですよ。しかし、それをあなたは知らないというわけでしょう。そんな勝手なことを職員がしているのを、あなたはトップとしてそれに対して怒りも感じないですか。どうですか。

市長（石田宝蔵君）

これは、負担行為的なものは総括的にやっていると思います。申請書は確かにその金額4,500千円出ているわけですけども、出し方については、伝票の処理については原課である担当課、そういったものでないとこれはなかなか物理的にもわかりにくい。矢ヶ部議員も町長をやられた経験があると思いますけれども、すべてのものを自分のところにどのようにそれぞれの課がどうしているか、（「私が言っていることに簡潔に教えてくださいよ」と呼ぶ者あり）わかるかということ私を逆に理解をいただきたいと。すべてのものが自分の目の前に伝票が何千何万と来る中でそういった処理が現実的にできるでしょうか。事務の効率化、能率化、そういったものを図るためにも事務の分掌で専決処分という制度、代決という処分の制度、それぞれの自治体設けているわけでありますから、御理解いただきたいと思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

あなたはね、精査して支給していると言われますけれども、平成18年度の実績報告、別紙2にあります、平成19年5月10日に提出をされております。別紙3を見てください。それが平成19年度の補助金をもう早々と平成19年4月24日に出してあるわけですよ、起案されて。5月10日にあなたは前の年の経過ば出されとつとあなた、4月24日に起案されて、5月2日は3,150千円ぼんと出されてあります。どげんしてこれ精査をされますか。これは昨年のごとですよ。まだ1年も経過していませんよ。精査したというなら、少なくとも平成19年5月11日以降に支給されるべきではないでしょうか。とりようでは、私が6月議会で一般質問したので慌ててつくったということにもなるわけですよ。強い疑念を持つものであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

副市長も印鑑を押されております。大泉さん、これは答弁を求めたいんですけども、時間が無いわけですよ。木村収入役の判もあります。答弁を求めたい。時間がありません。高田庁舎長もちゃんとあります。判が押してありますが、ですね。

市長にお尋ねしますが、地方自治法第2条14項で「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。」とありますけれども、全くあなたはこれに反しているわけですよ。

別紙4を開いてください。平成16年度申請書、4,500千円を平成15年度の平成16年3月23日に前もって提出されていますよ。石田市長の捺印もありますよ。でたらめじゃないですか。

そしたら、ほかの団体も申請書は前の年に提出されてあるのでしょうか。あれば具体的に

端的に説明をしてください、あるかないかということ、時間がありませんから。 答えられなかったら、いかにどうこうかということでしょうが。

別紙5 - 1を開いてください。平成17年度補助事業実績報告書ですが、成果報告書（添付書類）とあるのに、その添付書類がありませんよ。石田市長の判もありますよ、めちゃくちゃなですか。事業完了日が平成18年3月20日、石田市長へ報告されたのも平成18年3月20日なんですよ。これはちゃんと石田市長の印鑑もあるし、また、助役の印鑑もあります。庁舎長の印鑑もあります。おかしいと思いませんか。

別紙5 - 2を開いてください。平成17年度の決算書並びに事業報告書がありますが、事業報告書はありませんが、事業報告書ないわけですよ。これもやっぱり石田市長、あなたの判が押さっていますよ。決算書類じゃないですか、これは。他の団体も、もう決算書イコール事業報告でいいとでしょか。

まだほかの問題も行きたいわけですが、時間がありませんから次に移らせていただきますが、2の市の指名業者の入札参加資格要件についてであります。

私も、私の家内も、私の家族も脅迫を受ける。脅される。嫌がらせを受ける。

ある人が電話をしてきました。私は新年号として議会報告をウグイス色のA4判で1万世帯、1日400軒を目標に1万枚配りました、1カ月余りをかけて。そしたら、その配った翌日の朝、8時ちょっと前です。ばあっと電話が鳴りました。こげんかとは、なしけん配つとか、迷惑する、出すな。家内がかわりましたが 私が切って家内が、家内にも同じ声がありました。精神的な危害をこうむりました。「どなたですか」と言っても名前を言われません。ところが、今の電話はよかたんも、ちゃんと電話が72 - 0944、72 - 0000とちゃんと出るわけです。電話帳で調べたら、これは土木A級の柳川の指名業者でございます。大変ですよ。指名業者が市議会議員を脅す。妻を脅す。家族を脅す。こんな嫌がらせがあつておるわけですが、指名競争入札参加者指定委員会委員長であります副市長はどう思われますか。

副市長（大泉勝利君）

今伺った話と指名業者の資格と、それから、それが資格審査に係る話なのかどうかはちょっと、今伺った話からでは判断できません。もっとよく教えていただかないとよくわかりません。

11番（矢ヶ部広巳君）

詳しくは警察に報告をしておりますから、警察でお尋ねになってください。土木A級の指名業者の電話であったことは間違いございません。

私がこうして大きな声で言うのは、議員のみならず、家族にまで危害を与える。しかも、私が出しておる議会報告、議会だよりですよ、議会報告を出しておるわけです。その業者の名前を一つ書いておるわけでもない。だから、私が「はあ、おかしいな」と思ったのは、これに関連するのではないかということで別紙7、別紙8、別紙9を出しておるわけであり

ます。

別紙7を見てごらんください。ほぼ10,000千円近くのが98.7%の落札率なんですよ。情報公開に沿ったら金額が矛盾していますからね、順番に並べかえたんですよ。落札業者9,300千円、2番手が9,320千円、あと以下見てごらんください。ほかに入札辞退者も4社あります。

そして別紙8、まだほかにもありますけれども、これなんか見てごらんください。21,735千円の契約金額に対して99.3%ばんも。ちょっとくさんも。

そして、次の別紙9を見てごらんください。7,728千円の契約、98.6%、見てごらんください。そらあね、もう本当おかしいなあ。この落札業者の電話番号から私のところに脅し、脅迫、嫌がらせがあったから私は言っておるわけです。それで、この業者のところの、今シヨベルカーである工事をされています。そこに住所も、私の家にかかってきた電話番号もちゃんと、ああ、ここが市の指名業者、こんなところがね。それは言いようによっちゃ、それは電話番号はそこかもしれんけれども、その職員がかけたかもしれん。社員がかけたかもしれん。そのことは詳しくは、ちゃんと私はいろんな書類を出して警察に届けておりますから、調べていただきたいと思います。

そういう実態ですよ。副市長、もういっちょ答えてください。先ほどのあなたの答弁では何か納得できないよ。どうでしょうか。

副市長（大泉勝利君）

今指摘いただいた内容だけでは、これが業者の指名に関する恐喝ということなのか、それから、だれがそういう恐喝をやっているのかということは、今直ちに特定できるというふうな状況ではないというふうに思います。

ですから、私はどうこうというふうな、そういう立場では、今のところ十分な資料がないので判断できないということでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

判断できないにしても、一般論としてどう思われますか。がんがながんが朝の8時前後にね、切っても切っても電話をしてくる。「だれか」と言っても言わない。言わなくても今の電話はもうちゃんとわかるわけですから、そうでしょうが。本当にね。（発言する者あり）

そして、家族を精神的にいじめる、こんなことが許されますかいな。議員本人ならばそれぐらいの自覚がありますから、そんなことにびくともしませんけれども、家族や妻をそんな目に遭わせたということに対して私は怒り心頭であります。（「それは大変だ」と呼ぶ者あり）どうですか。

副市長（大泉勝利君）

業者の資格要件、あるいは不適合で指名の停止という条件には不適合事項がございますけれども、今、矢ヶ部議員が言われました案件が仮に刑事事件とか恐喝未遂、あるいは恐喝容疑というふうなことで事件化されて、それが立証されるということであれば、これまでの不

正行為を行った業者の指名停止、あるいは資格停止というふうなことは実際にも起こっておりますので、その際には適正な措置をとらなきゃいけないんじゃないかというふうに思っております。

ただ、まだそれが立証されていない段階ではないかということで、直ちに判断できる状況にはないというふうに思っております。

11番（矢ヶ部広巳君）

お願いがありますが、警察にもこうして出しております。こういうことがあっているのかどうか、あるいはこれを見ればどこの業者とわかるはずですから、読んで、しかと、ぴしゃっとした形、なぜこんなことをしたのか、やってください。こんな人が資格としてありますかいな。

なぜならば、石田市長、平成20年1月号柳川市安心安全通信というのを出されております。各家庭にね、区長を通じまして。この年頭のあいさつで、石田市長、地道な活動でさらなる安全・安心を、柳川市は安全・安心まちづくりで頑張りよると。それじゃけん、福岡県で一つだけ表彰ば受けた。多くの市民の皆様のお賛同をいただき、現在では60団体2,500人もの方々から活動をしとるわけでしょうが、特に金曜日には。そして、昨年10月にこげんして表彰されたろうもん。議会報告を配ったら、そういう指名業者がばんとしとる。どげんして安全・安心で暮らされますかいな。恐ろしゅうないですか。そうでしょう。時にはあなたが被害届を出さっしゃる、もう恐ろしかもん。

別紙10と11、出してください。そうですよ。私が言いますがね、別紙10と11、これが私が一番口議員になって一般質問をした。12月12日なんですよ。「市長は表じゃクリーンクリーン」云々かんぬん、読んでみればわかります。この梓の中ですよ。「この浄化槽の問題で」云々かんぬん。どうでしょうかということで私は質問している。ところが、これがね、市長は12月12日にすぐ警察に被害届を出したもんと言うたばってんが、そうじゃなかった。さっきの近藤議員の話と同じ。翌年の5月何日やったんです。私が6月に、私に出された名誉棄損はどうなりますかと訴えたもんやけん、じゃなかろうかと私が推測するわけですたい。あなつつあんな12月12日にすぐ出したと言うたやっかんも。現実には何のことはなかった、翌年の5月やった。

だから、私が演壇で言ったように、やっぱりみんなから選ばれた公人であるわけですから、うそはやっぱり私はだめだと。そして、ましてや、議会内の一般質問でこうして言ったこと、これを本当に名誉棄損に係るならば、議長さんもおられます、議会運営の委員長さんもおられますから、そこでとめるわけですよ。それを被害届を出される。

先ほどのときもいっちゃん変わらん、やっぱり被害届出される。私も見せてもらいました。「石田宝蔵」と書いてありました。もう少し太っ腹で、7万4,500人をどうしてあなたがそんな被害届を出す。そしたら、職員だって思う存分の才能を出せるはずはないですよ。これは、

こげんかこつしよんなら、市長がひょっとして被害届ば出しとっばい。もう安全・安心の...
...。そして、あなたは会長ですばい。柳川防犯協会の会長さんばんも、あなつつあんな。答
弁はもう要りません。

議長（田中雅美君）

矢ヶ部議員、時間が来ておりますから。

11番（矢ヶ部広巳君）続

そういうことでございますから、質問を終わります。ありがとうございました。（「議長、
関連して」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

これをもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。（発言する者あり）いや、
終了してから。終了いたします。どうぞ。

25番（三小田一美君）

矢ヶ部議員の質問に対して、何か増額を市長が三小田議員は御存じでしょうと、どういう
根拠でおっしゃられたのでしょうか。私はですね、この増額は矢ヶ部議員がこの補助金問題で
初めて質問をなされて、だからわかったわけなんですよ。なぜですか。私は御存じとの、な
ぜ私の名前ば言われますか。何か根拠のありますか。

議長（田中雅美君）

ちょっと三小田議員、待ってください。

25番（三小田一美君）続

いや、これは私の関連で言いよるわけですよ。

議長（田中雅美君）

いやいや、関連じゃないです。

25番（三小田一美君）続

なぜ私の名前が出るのかな、私は全然知らないわけですよ。

議長（田中雅美君）

ここで10分間休憩をいたします。

午後 2 時 5 分 休憩

午後 2 時 21 分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、9 番荒巻英樹議員の発言を許します。

9 番（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんこんにちは。9 番荒巻英樹でございます。議長のお許しをいただきましたので、通
告に従いまして一般質問をさせていただきます。

市民の皆さんは本市の財政状況が厳しいことは御存じだと思います。しかしながら、限られた予算の使い道に疑問を持つ方が少なくないのもまた事実であります。そういう疑問を持つ方が少しでも減るように議員としての務めを果たしていきたいと思っております。

そこで、本日は観光振興について、市民サービスの充実に向けて、教育政策についての3項目についてお尋ねします。

1、観光振興について。

市外の方々に本市のイメージを伺った場合、やはり一番多い答えは「観光柳川」という言葉ではないでしょうか。折しも現在は柳川ひなまつり、さげもんめぐりの期間中で、週末を中心に多くのお客様にお越しいただき、今では一年じゅうで最も観光客の多いシーズンになっています。しかしながら、同様のにぎわいはゴールデンウィークを初め、年間でも二十数日しかないのが実情です。

私は、県指定無形文化財、飛龍どろつくどんのメンバーとして年に二、三回、県内のイベントへ参加しておりますが、そのうちゴールデンウィークの博多どんたく港まつりの際は、商工会議所や観光協会の方々とともに市職員の方々も多数参加されて、本市のPRをしていただいております。そういった地道な活動のもと、現在の観光客数を何とか維持しているわけですが、今後は観光の底上げ、それから年間を通じての集客は大きな課題ではないでしょうか。

市長の所信表明では、観光振興について次のように述べられています。

「観光振興は、本市のアイデンティティー醸成活動の一つとしても重要な施策でございます。これまで、「からたち文人の足湯」を初め、歴史を生かしたまちづくり事業等に遊歩道の整備など、まち歩きの充実を図ってまいりました。平成20年度につきましては、「水郷まち歩き」観光のさらなる充実や新柳川市として個性的で魅力ある観光資源の開発を図るため、観光計画を策定することといたしております。」。また、「今後ますます厳しさを増す自治体間競争を勝ち抜くため、農業、漁業、商工業、観光等の産業間連携を強化し、地域資源を積極的かつ有効に活用していかなければなりません。」。

そこで1点目の質問ですが、本市の観光客数は年間約120万人とは聞いておりますが、ここ数年の実績、うち宿泊者数、わかれば外国人客の数をお尋ねします。

また、みやま柳川インターチェンジの完成や九州新幹線全線開通は今後の本市の観光に影響を及ぼすものと考えられますが、今後の観光客数の目標と、その目標達成に向けての具体的な対策をお伺いします。

そして、まちの整備は大変重要であります。幾ら来ていただいても満足していただかなければ再度の訪問はあり得ないわけです。リピーターをふやすことが大変ポイントとなるわけです。

次に2点目です。観光資源の開発と同様に重要なのが対外的なPR活動だと思います。幾

らすばらしいまちづくりを行っても、より多くの方にお越しいただくには一人でも多くの方に本市のことをもっと知ってもらふ必要があるわけです。これからは国内はもとより、年々増加している外国人客、特に韓国、中国、台湾等も視野に入れた積極的なPR活動が不可欠だと考えますが、今後の取り組みについてお伺いします。

3点目、PR活動に関連しますが、本市には15名の観光大使がいらっしゃるようですが、具体的な依頼事項やその方々の活動状況がわかればお知らせください。

2、市民サービスの充実に向けて。

一般論として、市役所窓口での対応に関して好意的な回答が少ないことは残念ながら否めません。もちろん、市の職員の方々に対して一流ホテルや高級百貨店並みのサービスを求めることはできませんが、来庁された市民の皆さんに気持ちよくお帰りいただくことが必要だと考えます。

窓口は市民と市役所の接点であり、親切かつ適切な対応、また、市民に親しまれるサービスが求められ、また、職員は市民の視点に立った行政サービスを推進しなければならないわけです。そのためにも、市民のニーズを把握するために窓口における対応についてのアンケート調査を要望する予定でしたが、既の実施されていたということでしたので、アンケートの結果と感想、その後の対応についてお伺いいたします。

それから、市民窓口の接客カウンターがどうして来庁の方が着席しての対応になっていないのか、以前から気になっていました。近隣の自治体ではほとんど対応していますし、先月、総務委員会の行政視察で訪問した大阪狭山市と近江八幡市は着席スタイルでした。カウンターの改善は必要だと考えますが、いかがでしょうか。また、車いすの方や御高齢の方への対応はどのようになっているのか、お知らせください。

3、教育政策について。

我が国の校庭は土のグラウンドというのが一般的ですが、文部科学省による整備推進の後押しもあり、最近芝生化を進める学校がふえてきています。

芝生はさまざまな効果をもたらすものでありますが、積極的に推進している東京都の資料によりますと、温度上昇の抑制、夏の晴天日では土のグラウンドと比較して10度以上の温度差が見られることもあるようです。砂ぼこりの抑制、水はけ改善、外で遊ぶ子供の増加、安全性の向上、子供の精神面へのプラス効果、自然環境学習の場、地域コミュニティの形成などです。

また、九州にもとても参考になる学校が鹿児島県指宿市にあります。昔、怪物イッシーの存在がうわさされた池田湖の近くにある池田小学校です。児童数80名前後の小さな学校ですが、昭和47年に近くのゴルフ場から購入した芝を使って完成させ、その後、2回張りかえを行っているそうです。導入時にかかった費用の資料は残っていないみたいですが、現在の維持費用は年間七、八万円くらいだそうです。夏芝を使っているため、冬は枯れるが芝は残り、

春から秋にかけては緑が広がるそうです。

先月、私が見学に行った際も十五、六名の児童がサッカーボール五、六個を使って体育の授業を行っていましたが、転ぶことを気にせず、思いっきりボールを追いかけていました。地域住民の方に伺ったところ、冬場以外はとても緑の鮮やかな芝生が広がっているそうです。

また、平成12年に偶然同校の前を通った当時のJリーグ川淵チェアマンが大変感激され、その後も4回来校され、児童や保護者、地域住民の方々と交流を深めているということです。何もJリーグのグラウンドやゴルフ場のグリーンみたいに見ばえは必要ないわけで、子供たちが安全に走り回ればいいわけです。維持管理の面での苦勞はあると思いますが、その苦勞を補って余りある効果が期待できます。

私は、本市の子供たちが芝生のグラウンドでスポーツを楽しみ、また、地域住民の方にも利用していただき、健康増進や地域の活性化に役立てていただくことを願って、1回目の質問といたします。

建設部長（蒲池康晴君）

それでは、荒巻議員の御質問にお答えいたします。

本市の観光客数でございますけれども、新しい柳川市になりました17年度、18年度でお答えをしたいと思います。

17年度が観光客数120万3,000人、うち外国人観光客は1万8,000人で、観光案内所、これは西鉄駅と沖端の観光情報センターでございますけれども に入館された方及び各船会社さんで川下りをされた方の数でございます。宿泊者は6万397人でございます。

それから、18年度でございますが、観光客数125万5,000人で、うち外国人観光客の方は約3万1,000人でございます。宿泊者は6万2,434人でございます。

市内の滞在時間でございますが、さげもんめぐりにお見えになる観光客の方の傾向でお答えをいたしますと、筑紫町観光駐車場を利用されます方が10時ごろ来場され、午後の3時ごろお帰りになっているようでございまして、このことから、日帰りのお客様は川下りをしてお食事をされ、沖端地区の散策をして、四、五時間ぐらいの滞在ではないかというふうに考えております。

それから、観光客の入り込み客数、今後の分でございますけれども、これにつきましては、20年度に観光計画を策定する中で検討することとなると思いますので、あしからずよろしくお願ひしたいと思います。

現在の観光入り込み客数を維持もしくは増加させるためには、日本全体が人口減少になることや、観光地をめぐる地域間競争が激化している状況から考えますと、議員御指摘のとおり、海外にもマーケットを広げることが重要であると思います。外国からの観光客を受け入れしていくことが大きなかぎとなることは明白であると思います。

今回、20年度予算では外国人を誘致する新たな施策として、福岡観光コンベンションビュ

ローと連携しました福岡観光プロモーション協議会に加盟いたしまして、韓国、中国、香港、こういった東アジア圏からの観光客誘致活動に積極的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

次に、観光大使についての件でありますけれども、観光大使は北山たけしさんや大林映画監督等、現在15人いらっしゃるわけでございますけれども、市からは観光大使の名刺、それから祭り、イベントの情報を提供しておるところでございます。それぞれの立場から無料で柳川の観光PRをしていただいているところでございまして、具体的な成果といたしましては、童謡の音楽CDのジャケットに柳川の写真を使用してもらったり、それから、大使自身のホームページに柳川を紹介してもらったりしています。また、日本有線大賞新人賞の中継を柳川からしたこともありますし、大使が経営する自社の従業員、それから関連会社の研修旅行で柳川に来ていただいたこともございます。そのほか、去年は東京に観光宣伝に行った際に東京在住の観光大使の方々と意見交換を開催いたしまして、さらなる柳川の観光宣伝PRをお願いしているというところでございます。

人事秘書課長（藤木 均君）

荒巻議員の2点目の御質問、市民サービスの充実に向けての件でございます。

まず、窓口サービスアンケートのことについてお答えいたします。

まず、なぜ市民アンケート調査を行ったのかと、そういうことについてちょっとお話をしたいと思います。

17年3月に合併いたしまして、職員の中には新しい業務方法になれないようなこともありまして、若干の戸惑いもあったようでございました。職員といたしましては、丁寧に対応しておったつもりでございますけれども、市民の皆さんからはいろんな苦情なり御意見をいただいたということも事実でございます。

そういうふうなことを受けまして、柳川市の職員といたしまして、市民対応の統一を図りたいと、そういうふうなことで職員の研修を計画いたしましたわけでございます。その職員研修の資料といたしまして、一体市民から職員はどのように見られているのかと、そういうことを知りたいということで、市役所に来られた市民の皆さんに窓口サービスの実態調査を行ったと、そういうことがきっかけでございます。そういうふうなことで、研修の前と後に2回のアンケート調査を行ったわけでございます。

そこで、御質問のアンケート調査の結果でございますけれども、研修の前後では大きな変化は見られなかったわけでございますけれども、質問項目の中のあいさつや言葉遣いなど幾つかの項目で若干の改善が見られたと、そういうふうなことでございます。

それから、アンケート調査結果についての感想をお尋ねでございますけれども、1つ目には、職員一人一人が一生懸命に仕事をしておるわけでございますけれども、市民の皆さん方の目には必ずしもそのようには映っていないと、そういうことが実感されたわけございま

して、今後の改善点とか、それとか反省点というものが浮き彫りになったということが1つの感想でございます。

それから、2つ目の感想といたしましては、市民サービスの向上は市役所の永遠の課題と、これは当然のことでございますけれども、ただし、これは大変なことございまして、一朝一夕にはなり得ないと、そういうことを実感いたし、それから、今後も研修を重ねながら職員一人一人が自覚を持って仕事に当たると、こういうことが必要だと、そういうことをアンケート調査の感想として思ったところでございます。

続きまして、カウンターの改善の件でございますけれども、柳川庁舎の現状を申し上げてみますと、ローカウンター、いわゆる低いカウンターの設置はないわけでございます。このため、どういう形でやっているかと申し上げますと、例えば、障害を持った方が来庁された場合は職員が通路に出向きまして、そこで通路に低いテーブルを置いております。そこで対応をし、説明をしていると、そういうものが実態でございます。

議員おっしゃるように、ローカウンターがあれば非常にサービスの向上につながるということは思いますけれども、ただ、その現状を見てみますと、現在の柳川庁舎のカウンターがコンクリートでできているということでございます。したがって、これを改修することになりますと相当な費用がかかると、それから日数もかさむと、そういうふうなことを考えるわけでございます。したがって、じゃ、今後どうしていくのかということを考えてみますと、今後の対処方法といたしましては、現在も行っております職員が通路に出向いて、そして対応をするということをもっともっと徹底いたしまして、その施設面の不備を職員が丁寧に対応するというところでカバーしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

学校教育課長（龍 英樹君）

3点目の教育施策についての校庭に芝生を置いたらどうかというふうな御質問にお答えしたいと思います。

荒巻議員が先ほど言われましたように、芝生化につきましては一定の効果があるというふうに思いますが、問題は毎年の維持管理ということでございます。年間を通して芝生の栽培養生、芝刈り、水まき、肥料まき、除草、消毒等小まめな作業があり、また、学校のグラウンドは夕方以降、市民の利用開放も行っていますので、傷んだ芝生の補修も必要となり、財政的な負担も生じてくるということになります。

教育委員会としましては、相当老朽化をした校舎等ございますので、まずは老朽化した校舎の施設の改築、それから、耐震補強等もまだ残っておりますので、耐震補強工事というのを最優先にして取り組んでいかなければならないというふうに考えておりますので、荒巻議員の御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

9番（荒巻英樹君）

それでは、これから一問一答で再質問をさせていただきます。

観光についてなんですけれども、状況の把握を皆さんがどれだけなさっているかをちょっと確認したいんですけれども、実はリクルートという会社がありまして、「じゃらん」という雑誌があります。九州内でのアンケートを去年やっております、人気観光地ランキングというのがあるんですね。ですから、基本的には観光地と呼ばれているところ、九州7県と山口県の102カ所を対象にアンケートが行われておりまして、回答数が九州内から3,360名、ですから、かなりの精度が高い分だと思っております。もちろん人口比ですから福岡県からの回答が一番多いんですけれども、「行ったことがある観光地ランキング」という点で、102カ所中柳川市が49位なんですね。1位が湯布院、2位が別府とか、湯布院が1,140名、これは3,360名中ですから3分の1ですよ。別府も1,135人、阿蘇が1,045人とかいうのはもうかなり多いんですが、来訪人数、柳川が288名なんですね。3,360分の288ですから10%弱かと思えます。

私が今回非常に気になったのが、「行ったことがある観光地」で「満足度が高い観光地ランキング」というのがあります。これは、わいた温泉 平仮名で「わいた」と書く熊本県の温泉が、満足度が66%で1位なんですね。これは前年に引き続いて1位なんですよ。次に湯布院、黒川という定番が続いております。ランキングそのものは20位までしか発表されていないんですが、確認しておりました。柳川市で確認しましたら、向こうが最初言わないんですね、「ちょっと」と。私市民だからということで言ったら、60位までデータがある。ちなみに20位までランキングが載っていますけれども、満足度の20位というのが37.7%、3分の1強の方が行って満足をされているんですね。60位のところが満足度は14%なんですね。残念ながら、柳川市はその60位にも入っていないんですよ。102カ所中61位から102位のどこかなんですよ。非常に私はショックでした。市長も多分ショックを受けられておると思いますが、でも、ですから、これはもちろん行政だけに頼ることじゃなくて、市民一人一人の心がけだと思うんですけれども、現状認識として皆さんにもぜひ御理解いただきたいと思って紹介をさせていただきました。

それで、今後なんですけれども、ですから、とにかく整備そのものは一朝一夕にできるものではないと思いますけれども、やはり客観的なデータをもとに一つ一つ積み立てていって、お客様に満足をいただいてリピーターをふやすということをやっていかなきゃいけないと思っております。

九重夢大吊橋ですか、よその何倍もということなんですけれども、関係者の話では、リピーターの方がかなり多いということをお聞きしておりますので、まさに観光のポイントはこれだと思いますので、そういったことを常に心に置きながらやっていっていただきたいと思っております。

ます。

それから、PRについてなんですけれども、先ほど部長の御答弁のほうから福岡観光コンベンションビューローとのタイアップということで、これは福岡市の外郭団体ですよ。私も以前仕事で訪問していったことがあります。福岡市、もちろん九州の窓口ですから、いろんな方が多く見えますけれども、一般的に福岡市というのは観光都市というイメージは少ないかと思えますけれども、そういった福岡市でさえもやはり修学旅行の誘致、それと、あそこはコンベンション都市ですからそういった施設もありますので、コンベンションを含めたアプローチを物すごくなさっています。ですから、本市としても、先ほどの御答弁、大変私もうれしいんですけれども、独自でいろんなところに誘致に出向くというのは非常に厳しい面があると思えますけれども、そういった福岡市さんの事業にのっかるという表現がどうかあれですけれども、そういった形でどんどんPRをやっていたらいいと思いますし、現実、平成17年度外国人が1万8,000人だったのが18年度3万1,000人というデータもあるみたいなので、これをますますふやしていただきたいと思えます。

それで、具体的にお伺いしますけれども、見えた外国人に対してハード面、ソフト面での対応はどのような形をなさっていて、これからお考えでしょうか。

建設部長（蒲池康晴君）

外国人に対する対応でございますけれども、17年度に外国語版、これは英、中、韓でございますけれども、観光パンフレットを作成いたしております。それから18年度には、外国人を受け入れるハード事業といたしまして、外国語を併記した観光案内板を28基設置しております。それから、19年度でございますけれども、海外で行います誘致宣伝事業に活用できる宣伝ツールとしてDVDを日本語、英語、中国語、これは中国本土用と台湾用とございますけれども、それに韓国語、この5カ国語で制作をしておるといふような状況でございます。

以上です。

9番（荒巻英樹君）

それから、私としてはそういった施設の充実とともに、本市のホームページでの外国語コーナー、一昨年の12月議会でもその点、入り口からの改善もお願いしましたがけれども、中身に関してはその後一切変わっておりません。ずうっとそのままですので、やはり外国の方が見て来たくくなるような、そういった形で、これに関してはもちろんただでできる話じゃないんですけれども、取り組みをあわせてお願いしたいと思えます。

それから、観光大使のことなんですけれども、現在15名ということで、ホームページで紹介されているところのエハン・デラヴィさんですか、確かに御本人のホームページのトップページに柳川市バナーで張ってありましたし、大林監督のブログの中でも柳川市のお話が出ておりました。非常にありがたいことだと思って読んだんですけれども、ですから、とにかく

こちらのほうからも常に観光大使の方にアプローチをし続けて、ぜひPRをしていただくように努めていただきたいと思いますし、例えばの話ですけれども、やはり毎年ノリが、初ノリを送って召し上がっていただいて、その方々が「ああ、柳川の福岡ノリはおいしかばい」というようなことが口コミでも広がれば、そういった形で売り上げの増加にも寄与する部分があるかと思しますので、常にアプローチをお願いしたいと思います。

それから、観光に関してなんですけれども、昨年「柳川百選」、非常に私もいいできだと思います。ちょっときょう手元にありませんけれども、市外の方々へはどういったところにお配りになったとか、お渡しになったか、お聞かせください。

企画課長（大坪正明君）

「柳川百選」については、市外の方にどういうところに配ったかという御質問でございますけれども、まず、これは市内の観光情報センターとか、市内の宿泊施設、旅館等に冊子を置いておりますので、市外から来られた方が持ち帰られた分もあるかと思います。それから、先ほど出ておりました柳川の観光大使には全員にお配りしております。それと、あと新聞とか市のホームページなどを見て市外の方、県外の方がぜひ送ってくれというような問い合わせが50件ほどございましたので、そういう方にお配りしております。

それともう一つ、昨年の11月に市民まつりの中で西鉄とタイアップしましてレール・アンド・ハイクを、まち歩きといいますか、柳川百選めぐりということでまち歩きの企画がございました。その中でこの「柳川百選」の抜粋版ですけれども、それを市外からの方が400人ほどおられましたので、お配りしております。

以上でございます。

9番（荒巻英樹君）

わかりました。

私の方からはお願いとしまして、ぜひ福岡を中心にバスツアーを企画されている旅行会社なりバス会社、そういったところにもぜひ送るなり、持って行っていただければ非常に参考になるんじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、20年度の観光客の目標へ、これから詰められるというふうなお話もありましたけれども、私が最近ちょっと驚いたのが、飯塚市さんが10年間で105万人の観光客アップが目標だという記事を見ました。飯塚市が105万人といたら、今幾らかいな、私、現柳川市よりも間違いなく少ないかと思って読みましたら、飯塚市さんでも現在250万人だそうですね。それが10年後の目標が355万人ということで明確な目標設定をされておりますので、本市もそれぐらいの、ですから100万、120万人ということじゃなくて、150万じゃないですよ、180万、200万人という形の目標設定で、それに向けてやっていただきたいと思います。

さげもんめぐりのことを冒頭触れましたけれども、土日だけじゃないということもありますけれども、昨年度の実績ですよ。約2カ月弱で56万6,400人だったという記事を見ました

けれども、平均すると、これは週末、平日を合わせてですが、3,007人なんですね、会期中フラットで。

飯塚市さんは、ことしは旧伊藤伝右衛門邸という起爆剤がありますけれども、飯塚市さんはもう3月3日で終わっています。27、28日の会期中ですが、今期の目標30万人だそうですね。それを割ると1日当たり1万2,500人で、本市の昨年実績の4倍なんですね。ですから、確かに現在、柳川市は非常にお客さんも多くてありがたい話なんですけれども、これで満足してはいけないと思いますので、引き続きよろしくお願いたしたいと思います。

それから、駐車場の件に移る前に観光で1点。

これはちょっと市長にお尋ねしたいんですけれども、先日檀一雄さんの33回忌のときに、長男の太郎さんより柳川に父の遺品を飾る部屋をつくっていただくありがたいなと思っいるという投げかけがあったそうなんですけれども、私は大変ありがたいお話だと思います。これも起爆剤になり得るかと思っておりますけれども、このことについて市長の見解をお願いします。

市長（石田宝蔵君）

これは、今荒巻議員御指摘のとおり、檀一雄先生の33回忌の供養がございまして、檀太郎さんと話をした中、特に檀さんの卓話をなされた中で、ちょうど東京の練馬区にあります旧檀家が道路の拡幅工事によって家屋が計画路線の中に入ってしまうといったことで話がございました。もちろん中身についてはどういったものなのか、話だけではどうにもなりませんので、東京都、あるいは檀太郎さんと連絡をとりながら、喫緊の課題だということで、話によればことしの夏には解体をしなければならぬと、そうなるとまいますと随分急ぐ話だということで、副市長、そしてまた、それぞれの担当一緒に現地調査をさせていただきました。もちろん東京都にも行っていただいたんですが、檀太郎さんとも私も連絡をとりながら進めているわけなんですけれども、遺品については、正直申し上げてほとんどないということです。長野県のほうに若干あるけれども、（「山梨です」と呼ぶ者あり）山梨ですね、済みません、山梨県です。もちろん、そういった状況等も把握はしてきております。ただ、今後これをどうするかとなりますと、さまざまな課題がこれも横たわるわけでありまして、東京都の練馬区にしても、文化人を輩出しながらこれまで随分流出をさせてきたということで、文化人のそういった著名人の家屋を保存しようという考え方が区長さんには非常に強いということもわかりました、東京都は区の長でございますから。ですから、練馬区においてその家屋を保存したいという考え方もあるようでございます。

さまざまな課題、実態等も浮かび上がってまいりましたので、これも具体的に皆さん方に御説明を申し上げて御理解いただける部分、また、東京として、あるいは練馬区として、同じ家屋に檀ふみさんもお住まいのようでございますので、そういった所蔵権の問題といいますが、相続的なものも随分問題は残るようでございますので、でき得る限り檀太郎さんと連

絡をとりながら、予算の許す範囲内であるならば、新たな観光スポットにはなるだろうと。しかし、相当のリスクを背負わなきゃいけないとなりますと、これは十二分に皆様方と協議をして、合意を得た上で進めていかなきゃならない問題だと思っております。

9番（荒巻英樹君）

現実には、今でも沖端のほうに、白秋生家さんのもうちょっと西のほうですよ、檀一雄さんのファン、訪ねてこられている方が現実にはいらっしゃるんですね。ですから、とにかく観光資源としてビッグチャンスだと思います。本市に対しては所有者である太郎さんのほうからのそういったアプローチがあっているわけですから、練馬区さんよりはアドバンテージが間違いなくあるかと思えます。とにかくお申し出を受けるか否かという次元ではなくて、施設を新設するのか、既存のスペースを活用するかという次元の問題だと私は認識しておりますので、ぜひ前向きに検討いただければと思います。

それでは、ちょっと駐車場のほうに入らせていただきますけれども、筑紫町駐車場ですが、1年たちましたけれども、利用状況、それから7日の三小田議員の質問と重なる部分もありますけれども、同じ敷地内に所有者の方が直接契約をされている車の件について、わかる範囲でお知らせください。

建設部長（蒲池康晴君）

筑紫町観光駐車場の件でございますけれども、まち歩きの拠点となる駐車場といたしまして、平成18年11月1日にオープンをして以来、多くの観光客に御利用いただいております。

特に2月から4月初めにかけて開催されますさげもんめぐり、観光シーズンであります春の水天宮まつり、秋の白秋祭のころは県内外から多くの観光客が利用されまして、沖端地区のまち歩きを楽しんでいただいております。

料金を徴収しておりますオープンから平成19年10月末までの1年間の土日、祝祭日の駐車実績でございますが、台数が、大型・中型バスが29台、それからマイクロバスが6台、軽・普通乗用車が3,323台、合計で3,358台、それに伴います料金収入も1,046,400円となっております。

2点目の土地所有者が直接貸し出されている用地のことでございますけれども、都市計画道路を挟んで反対側の沖端保育園の先生方の駐車スペースとして14台分、392平米、これは14台掛ける28平米、1台当たり28平米ということで確保されております。

以上でございます。

9番（荒巻英樹君）

それでは、直接契約されている部分なんですけれども、明確な区分けがあるのかどうか、お尋ねします。

建設部長（蒲池康晴君）

区分けといたしましては、先ほど申し上げましたような面積でございまして、この間の三小田議員の答弁でもありましたように、土曜日は保育所の勤務がございまして、土曜日を除きまして、祝祭日もこの観光客のために開放していただいておりますというふうな状況でございまして、そういった区分けと申しますか、面積的な区分けはございましてけれども、そういった状況であるということでございます。

9番（荒巻英樹君）

契約上、直接所有者が契約するスペースはもちろん省かれていますから、その件に関して我々がとやかく言うことはできませんけれども、本来であれば、やはり出入口も含めて完全に遮断と申しますか、区分けすべきだと思います。保育園用の先生のスペースを日曜、祝日に利用させていただいているということも聞いておりますけれども、直接の契約でも日曜、祝日もとめてある方も現実いらっしゃるわけなんですね。保育園の先生以外でもですね。

ですから、7日の答弁で、直接契約をされている方々が出入口を使用されている件に関して顧問弁護士の見解、何とか利用権でしたかね、済みません。（「囲繞地通行権」と呼ぶ者あり）ありましたけれども、顧問弁護士さんも市民の視線ではないなというのが感想です。ちょっとそこら辺、やはり立場的に市民の立場でお考えいただきたいと思います。

それから、昨年指摘させていただきましてけれども、この管理業務委託、要は料金の徴収ですよね、こちらが今議会中村さんという名称が出ていますので、中村さんという表現をさせていただきましてけれども、一任されている件ですけれども、見直しの予定はいかがでしょうか。

建設部長（蒲池康晴君）

まず、個人管理の土地と市営駐車場の区別ができないかというふうなことでございますけれども、現在、土地所有者が管理されている土地は近所の住民の方が通行するために市営駐車場フェンス外の北側にある通路、これは既に区分をされております、北側の通路についてはですね。それと土地所有者の車庫及び個人で借地をされている、今話がございました保育園の先生たちの分が392平米の土地部分でございます。こちらをフェンスなどで区分してしまいますと、全体として非常に使い勝手が悪い駐車場になるというおそれもございまして。それから、個人管理の部分につきましても、先ほどから申しておりますように、さげもんめぐり開催時期のような観光客が多い時期の日曜、祝祭日には市の駐車場として利用させていただいておりますので、効率のよい運営を行いたいと考えておるところでございます。

それから、管理業務委託の件でございますが、管理委託の内容でございますが、先ほど言われました駐車場及び駐車場管理棟の清掃に始まり、駐車料金の徴収、それから、それに要する一般旅行者等がいろいろ聞いたりするわけですが、その観光案内、こういった業務もその業務の一つになっておるといってございまして。

管理人を公募できないかということでございますけれども、2月から4月初めにかけて開催されますさげもんめぐりの期間中とか、5月初めの水天宮まつりなど、いろんなお祭りのときは観光客の駐車台数が多いということもございまして、平日の無料で管理をしない日、こういった日も管理をお願いしなければならないということもございます。また、市の都合により早朝、または夜遅くあけたり閉めたりということもお願いしておるわけございまして、緊急に対応することが必要となるときがございまして、この土地所有者の方に管理を委託しておりました。

今後は観光客が利用しやすい駐車場のあり方を検討しながら、議員御指摘のように、例えば、白秋北駐車場みたいな料金自動精算機の導入とか、こういったものも管理の方法を考えていかなければいけないというふうには考えておるところでございます。

9番（荒巻英樹君）

答弁の中で、使い勝手が悪いという答弁がありましたけれども、まさにそこですよ。本来駐車場として整備したことが事の発端ですので、その点は厳しく指摘をさせていただきたいと思います。

それから、平日の管理ということでおっしゃっていますけれども、これは私は土地の契約をしている部分でそれはやっていただくべきだと思いますので、料金徴収や管理業務というところと私は違うんじゃないかなと思います。

ちなみに、土日、祝日料金徴収をされておりますけれども、これは年間の資料が手元にありますけれども、日当として5,900円を支払われておりますけれども、オープンから1年間で116日間オープンした中で、管理業務委託料5,900円以下の料金収入しかなかった日が82日間なんですね。116分の82というのは、71%の日は5,900円以下の料金収入しかないんですね。売り上げといたしますか。さらに、家屋借上料金というのがあります。年240千円。月に直すと20千円。これが有料の日だけで240千円、ことしの予算120日という計算だそうですが、2千円。だから、1回当たり2千円という計算にすると、日当の5,900円と合わせて7,900円がないと、以下だと割に合わないということになりますけれども、そうなりますと、7,900円以下の日はさらに10日ふえて92日、これでほぼ80%なんですね。5回のうちに4日はもう全然もとがとれていないわけですよ。これは人件費だけの話ですから、整備にかかった費用は一切入らなくてこういった料金なんですね。

ですから、現実、今の時期は昨年実績でも最高65,100円という売り上げの日がありますけれども、近藤議員の質問にもありましたように、これから白秋観光駐車場、それから稲荷町、そして、からたち文人の湯の東側、そういったところにオープンするわけですから、だれがどう考えたって筑紫町駐車場に今後利用者がふえることはあり得ないわけです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）ですから、私はやはりこの辺は、もう筑紫町駐車場に関しては、平日、土日、祝日も含めてそういった無駄な人件費を払うのではなくて、無料化にすべきだと考えており

ます。そのほうが税金の無駄遣いが減ると思います。そのことに関してはいかがでしょうか。

建設部長（蒲池康晴君）

晴天浜武線という幹線道路のそばに大きい広い駐車場を持つと、そこからまち歩きをしていただくというのが基本的なあの周辺のまち歩きのパターンじゃなからうかと思えます。近藤議員のほうからもありましたように、例えば、沖端かいわいに車が入り込むというふうなことになりますと、景観もそがれますし、また交通事故とか、そういった分でも大きな支障が生じるということが言えるかと思えますので、私はあくまでもあそこには大きい晴天浜武線という幹線道路沿いに駐車場をつくるというのは間違っていないと思えます。（発言する者あり）この辺で駐車料金を取るか取らないかということについては、これはまた政治的な判断も要らうかと思えますけれども、私としてはそういうふうを考えておりますので、駐車場としてはあの辺に必要という考えを持っているところでございます。

それから、白秋北団地、ああいったところにもつくっているじゃないかということでございますけれども、これはあくまでも沖端の中に、言うなら迷い込んでこられた、さげもんめぐりとかの時期はそういった方が駐車されるということで、そういった分での対応を考えておるところでございまして、あとは通常期にはやはり白秋生家とか、そういったオフシーズンのときに十分使っていただければいいんじゃないかというふうに考えているところでございます。

9番（荒巻英樹君）

いずれにしても、筑紫町駐車場に関しましては、私がほとんど毎日通る場所にありまして、今後も常にチェックをさせていただきたいと思えますし、ちょっと戻りますけれども、家屋借上料のこの240千円という金額の根拠を教えてくださいますか。料金徴収ですから机1つ分のスペースであればいいと思うんですが、月に20千円というのはちょっと信じられない金額なんですけれども、いかがでしょうか。（発言する者あり）

議長（田中雅美君）

部長どうですか。（発言する者あり）（「した根拠がわからんとやろうもん」「根拠がない、ないから答えられない」と呼ぶ者あり）

建設部長（蒲池康晴君）

あそこで観光パンフレットとかの配付とかもしていただいておりますが、43.87平米、13坪でございます。積算根拠、月額20千円ということについては、ちょっと私のほうで今お答えできませんので、この分の根拠については後で調査してからお答えしたいと思いますけれども。

9番（荒巻英樹君）

13坪とおっしゃいましたけど、料金徴収にそんなスペースは必要ないかと思えます。料金徴収に係る部分での金額が妥当かと思えますので、今後その点を改めていただきたいと思

ます。

それでは、ちょっと時間が少なくなりましたので、次に移ります。

市民アンケートに関してなんですけれども、やはり若干の改善が見られたということですが、アンケートそのものについて賛否両論あったかと思えますけれども、ちょっと顕著な例といいですか、何かこれはということがあれば教えてください。

人事秘書課長（藤木 均君）

アンケートにつきましては、6項目程度の質問を設定いたしましてやったわけでございます。例えばあいさつは、あいさつの仕方とか、身だしなみ、言葉遣い、態度、また説明、それから事務処理に要した時間、そういうものが適当なのかどうでしょうかと、そういう形で我々が手づくりでアンケートをやったわけでございます。ただし、それが同じ方にしたわけじゃありませんで、無作為に来庁された方にやったわけでございまして、その結果が研修の前と後ろでどうなのかというのはなかなか判断しにくいわけでございますけれども、ただし、研修をやった後で同じ項目でやりますと、若干の改善が見られたということございまして、明確な分析とか、そういうものはやっておりません。

以上でございます。

9番（荒巻英樹君）

それから、アンケートの結果の公表なんですけれども、どこまで、どの辺の方までなされたんでしょうか。

人事秘書課長（藤木 均君）

先ほども申し上げましたように、アンケートそのものが市民サービスの向上を図る、また、研修の目的の資料としてやったわけでございます。したがって、職員全員にももちろんその配付をいたしましたし、研修の材料としても活用いたしました。今後も、これは定期的に職員研修を重ねるつもりでございますし、そのために定期的に今の現在の職員の勤務態度はどうか、そういうものを市民の目を通してやっていきたいというふうに考えているところでございます。

9番（荒巻英樹君）

いずれにしても、今後もアンケートを継続していくということですので、その結果をもとにサービスの向上に努めていただきたいと思いますし、そのためにもやはり客観的な意見が必要かと思えますので、「広報やながわ」やホームページを通してもお知らせすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

人事秘書課長（藤木 均君）

これは先ほども何遍も申し上げておりますけれども、我々が手づくりで調査をしたものでございまして、しかも、同一の市民の方に何回となく繰り返すということではございまして、無作為にやるわけでございます。したがって、これはあくまでも職員一人一人のサ

ービスの向上をアップする、それから資質の向上を期すと、そういうことを目的にやっているわけでごさいます、これを広報とかホームページで公表するということにつきましては現在考えていないわけでごさいます。それよりも、むしろこの調査結果をもとにして、いろんな改善点なり、そういうものを見つけ出して、そして今後に生かしていくと、そういうことが大事であろうと思いますし、研修等を通して職員のスキルアップを図って市民の皆さんにお返しをする、そういうことを今考えているわけでごさいますので、現在公表するということは考えておりません。

9番（荒巻英樹君）

先ほども言いましたように、客観的な意見も参考になると私は思いますので、現状はそういった答弁ですけれども、今後御検討いただけたらありがたいかなと思っております。

それから、カウンターに関してなんですけれども、私も1階の長い分だと大変だなというのは認識しております。例えば、市民課と福祉事務所のあたりでお二人分ぐらいのスペース、長さというか、幅というか、1メートル50センチぐらい、お二人ぐらいかけられたら非常にいいかなという、そういうのをほかの自治体でもよく目にしますので、現実的には庁舎の建てかえ時期が一番確実なんだろうけれども、それもまだいつの日かわかりませんので、やはりできないことではないと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

それから市民サービス、接客云々に関して市長に最後にお尋ねしたいと思っておりますけれども、昨年の仕事始めの式で市長がおっしゃったのが、市民の皆さんが主役であることを念頭に納税者の立場に立って仕事を、さらには3つのSですかね、サービス、スピード、スマイルが大切だと述べられたとお聞きしておりますけれども、昨年一年を振り返って市長はどのようにお感じになったか、答弁をお願いします。

市長（石田宝蔵君）

私は率直に申し上げて、随分職員さん変わってきていただいていると。もちろん市民の皆さんの立場に立って、目線に立ってそういったお仕事をさせていただいている。最近は、ことしの仕事始めでも申し上げましたけれども、本当に市民の皆さんから好感の持てる市の職員さんの接遇ということで、若い職員さんに特にそういったお手紙とか声が届けられております。したがって、いい風が吹いているというふうに私は思っております。

9番（荒巻英樹君）

そういったことでぜひ継続して取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、1点、これは総務委員会の際にも申し上げましたけれども、どういう状況であれ、お見えになった市民に対して職員の方がネームプレートを裏返しにして名前を隠すようなことは決してあってはならないことです。市民に接するときには、常に市の職員の代表という自覚を持って業務に当たっていただきたいと思っております。

それでは、最後に校庭の芝生化についてなんですけれども、やはり財政的な面、それから

校舎耐震が優先、作業、小まめな作業が必要ということで答弁いただきましたけれども、これは学校の現場からの意見はお聞きになったかどうか、それとも教育委員会内だけでの判断かどうか、いかがでしょうか。

学校教育課長（龍 英樹君）

これにつきましては、学校の現場の校長先生方にもお聞きをしましたところ、どうしてもそういった維持管理が非常に大変だということで、それから、これは久留米市のほうにも実際芝生をしてある学校がありまして、ここに調査をしましたところ、教育環境はいいけれども、非常に維持管理が大変だというふうな現場の声がっているというようなことでございましたので、お知らせしておきます。

9番（荒巻英樹君）

確かに維持に関してはやはり先生方だけではできないというふうに聞いております。やはり保護者も含めた地域住民の方の協力がないと成り立っていかないと思うんですけれども、実は通常業者さんを通せば1平米当たり、最初スタートするとき3千円というのが一つの目安になっているわけで、3,000平米ぐらいだと9,000千円ぐらい、最初業者さんを通せばですね。ただ、これが鳥取大学の先生が1平米当たり70円以内で芝生の維持管理に成功されておるんですね。これはもちろん実費だけですから、人件費というのは入っておりませんけれども、そういった事例も報告されております。ですから、とにかく物すごくきれいな芝生である必要はないわけなんですね。とにかく子供たちが走り回ればいいわけですから、ぜひ身近なところを教育委員会の方も一度ごらんいただいて、そのよさを実感していただけたらと思っておりますので、そのお願いをして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

答弁は要りませんね。（「はい」と呼ぶ者あり）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後3時23分 休憩

午後3時39分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、29番河村好浩議員の発言を許します。

29番（河村好浩君）（登壇）

皆さんこんにちは。29番河村です。大変お疲れのところ、もうしばらくおつき合いをお願いしたいと思います。議長から発言の許可を得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

桜の木にはつぼみが顔をのぞかせ、春の訪れを感じさせます。また、特にきょうは暖かく、本当にきょうから私は花粉の訪れを感じているところでございます。したがって、鼻水、くしゃみ等をするかもしれません。また、目が少しぼこっとしているのも花粉のせいでございますので、御了承をお願いいたします。

しかし、柳川市政においては、合併後3年が過ぎようとしていますが、まだまだ先行きが見えない真冬の猛吹雪の中で、前に進めない足踏みの状態と言わざるを得ない状況です。いつ春が来るのか、半年後なのか、1年後なのか、それともまだまだ続くのか、一日も早く春の訪れを待ち望んでいる次第でございます。

今、柳川市の人口は減り続けていますが、柳川市に住んでみたい、柳川市に住んでよかったと思ってもらえるように、そのために何をなすべきかを考えたとき、住んでみたいまちの一つに、環境問題は大きなウエートを占めているようでございます。

そこで質問です。まずは西鉄柳川駅周辺の水路整備について。次に、バイオ燃料についての以上2件でございます。

詳細については、自席において一問一答にてお願いいたします。その前にちょっと済みません。

以上、よろしく願いいたします。

29番（河村好浩君）続

それでは、まず1点目の西鉄柳川駅周辺の水路整備についてですが、これは、下百町信号横の通称あかすの門から今古賀地区へと走っている水路整備についてでございます。

これは昨年3月にも同じ内容の一般質問をさせていただきましたが、今回は検討するとの答弁でしたので、その後どのようなようになったのか。取り組んでいただいたのか。取り組んでいただいたなら、その進捗状況についてお尋ねします。

水路課長（武藤正純君）

ただいま西鉄柳川駅前周辺の水路整備は取り組んだかと、取り組んだらどのようにされたかということでございますが、本年度の整備といたしまして、下百町交差点付近と園田ビルの南側の水路、この2カ所を実施しております。

まず、下百町交差点の工事でございますが、昨年の梅雨前に、6月に泥土が堆積して環境悪化を引き起こしているといった樋門の調整ゲートの前をしゅんせつして、腐食した調整ゲートの仮改修を行っております。樋門前には、二ツ川へのごみ流出防止としてオイルフェンスの設置を行い、現在、定期的にごみの回収を行って警戒時に努めておるところでございます。

それともう一つ、園田ビルの南側水路の整備でございますが、これにつきましては悪臭の排除対策として、現在、泥土のしゅんせつを行っております。しゅんせつ区間は、西鉄の乗務員室から西へ国道208号線までの間で、管渠等ございますので、バキューム車によって泥土しゅんせつを一応3月14日までの工期としてやっておりますところでございます。

以上でございます。

29番（河村好浩君）

ありがとうございました。確かに以前のように悪臭はしなくなりました。しかし、相変わらずヘドロ状態は下にあるわけでございますので、それは一時的な対症療法にすぎず、根本的な治療をしなければならないと思いますが、いかがでしょうか。その対策がもしできれば、今後の対策のことをお願いいたします。

水路課長（武藤正純君）

ヘドロの除去、根本的には、やはりまずもってヘドロの除去が必要かというふうに思います。そしてあと、その後に水路の整備、景観等、当然そういった形に持っていくのが一番いいのかなというふうに思っておりますが、今後の整備計画等、水路課といたしましては、予算の範囲内で継続的に事業を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

29番（河村好浩君）

やはりヘドロは早急に取りっていただきたいなと思います。護岸なんかなかなかできないということであるならば、取った後にそのまましておっても、また沈殿するわけでございますので、これは確かな情報じゃないかもしれませんが、何か水草なんかを置いておくと、酸素ができないから魚類はすめないかもしれないけれども、何か浄化に役立つとか、あとは何ですか、何とか貝という貝を大川市からわざわざ柳川市にまでとり来られて水質浄化をする会があるらしいんですけども、そういったものをやっておくとか、そういったことをしてほしいなと思っております。

担当課が違うんですけども、商工費の観光計画策定業務委託での観光客の動態調査も大事だと思います。予算委員会の中でも出てくるかと思っておりますけれども、大事ですけども、先ほどの荒巻議員の質問にもありましたように、観光客をふやすためには目標を立てたり、どうしたりした方がいいのかということでございますので、受け入れ態勢を整えるということも大事だと思います。今の状態でしたら、頭隠してしり隠さずどころではないと思いますので、市長にお尋ねいたします。前回、予算がないからできないんだというような話だったと思います。私は、観光地水郷柳川の100万人の観光客のお客さんの玄関口だから、できれば早目に対策をとってほしいというふうに言っておりますので、その後、前は予算がないということだったので、今後どんな形で考えてあるのかお尋ねいたします。（「しゅんせつをですか」と呼ぶ者あり）ええ、さっき言いました、あかづの門からのしゅんせつをですね。

市長（石田宝蔵君）

今、河村議員からのお尋ねですけども、今後の整備計画、今、武藤水路課長が申しあげましたように、護岸の整備、年次計画でやらなきゃいけないということ、これも当然でございます。

それから、いわゆる水が常時流れるような、三尺下れば水も清まるというふうに昔から言われていますけれども、何といいましても、水郷柳川と言いますけれども、私はここでしょっちゅう口にすることは、名ばかりの水郷ではだめだと。観光客の皆さん方から市長室にメールが来る、あるいはお手紙、電話が来るのは決していい話ばかりじゃございません。

したがって、合併浄化槽の問題にしても一日も早く取り組まなきゃいけない。公共下水道を今敷設していますけれども、その接続も非常に悪いんです。

したがって、河村議員にも地元のことでもございますので、駅前の公共下水道への接続、これについてもひとつお力をおかしたい。そうすることが、いわゆる残渣だとか台所から出るもの、こういった泥土の原因となるものを除去することにもなりますので、ぜひともこの辺についてはお力添えをいただきたい。そうしないと、一面では非常に観光客をふやさなくちゃいけないんですね。先ほど荒巻議員の話もありましたけれども、駐車場も整備する、やはり観光地としての条件は整備しなきゃいけないんですね。環境の問題も水路もイメージ的にアップさせなくちゃいけない。水田としても、やはり空気のきれいな観光地にしなきゃいけない、景観もそうなんです。

先ほどのお話じゃありませんけれども、観光地というのは、なぜ九重だとか、湯布院だとか、黒川だとか、102カ所調査して柳川市が入っていないのか。私も一昨年、市長になりました。愕然としました。観光地九州のベストランキング20位にも入っていないんですね。観光推進協議会というのがありますけれども、つい昨年、御花でその総会が九州の会議があっているんです。その中でも残念なことに柳川市は入っていないんです。じゃ、何なのかと。すべてのものがやはり足りない。ロケーション、景観ですね。環境、食べ物、温泉、そして、お客を受け入れるためのさまざまな条件整備、こういったものがそろわないことには、私どもが1,500千円、2,000千円、計画だけ立てても、絵にかいたもちになってしまうんじゃないかなと、全く私もそのとおりだと思います。そのためにはさまざまな条件整備のための努力を傾けなければならない、こんなふうに思っております。

29番（河村好浩君）

ですから、水が流れなきゃいけない。あそこは逆になっているらしいですね。門をあけると、本当に南に行かなきゃいけないのが、川に行くと。だから、それが前は、今まではそのヘドロが少しずつ流れて行って、何ですか、古文書館の前がヘドロ臭いというふうに言われていたわけですので、ですから、私がそこを早くどうにかしてほしいということなんです。

また、下水道の推進のことにつきましても、駅前の方とはなかなかお話しする機会がございませんので言っておりますが、私の地区の高畑の総会においては、できるだけ早く接続をしていただきたいというようなことは言っておりますので、その辺は頑張っておるところでございます。

ですから、私が言いたいのは、いろんな面も確かに大事なんでしょうけれども、玄関口だ

から特に早くしゅんせつなり、護岸の整備をやっていただきたい、堀もやっていただきたいということでございます。今後も状況を見守っていきたいと思います。

それでは、2点目のバイオ燃料についてお尋ねします。

実は、去年の9月か12月ごろに質問をする予定でございました。その前振りとして、去年の3月にこの水路問題、環境問題、補助金問題も質問をしたわけですが、去年の6月、熊井議員から同じ質問がありましたので、よかったなと思っていたところですが、検討するとの答弁でございました。そういう結果が出るだろうとは思っておりましたが、今はこのバイオエネルギーの必要性から、小麦づくりをやめてトウモロコシづくりへと移行し、我々の台所事情を圧迫しております。が、この問題は諸外国の大統領の考え方も変える大きな課題ですので、地球温暖化防止を考えると、それはそれで仕方ないことかなと思っております。

しかし、私たちが質問しておることは、台所から出る廃食用油からつくる燃料のことで、取り組みやすい問題でございます。その後、どのように検討していただいたのかをお尋ねいたします。

市民部長（佐藤良二君）

河村議員の2点目のバイオ燃料について、どのように検討いただいたかということに対してお答えいたします。

家庭での使用済み食料廃油につきましては、市が実施する食料廃油を使用した石けん作製研修会や柳川市地域婦人会にお願いして、家庭廃油による石けんづくりの講習会実施及び普及活動をして、食料廃油の削減、リサイクルに努めたいと思っております。これらに使用されなかった食料廃油につきましては、生ごみとして処理されているようなので、石けんづくりに活用していただくよう啓発していきたいと考えております。

また、学校給食調理後の廃油につきましては、柳川、大和、三橋の各調理所の廃油は業者が無償で引き取り、処理されております。小学校での自校給食をされているところは、地域の婦人会の石けんづくりの原料として利用、及び業者引き取りで残らず処理されておりますので、本市においてバイオディーゼル燃料の利用を考えた場合、廃油の流通につきましては、関係業者の調整等、新たな問題が生じてくると思われます。

近隣市町で食用廃油の回収を行い、バイオ燃料づくりをしているところがありますが、缶、瓶等の資源ごみと同じ方法で回収を行い、再利用をしているようです。しかし、住民から回収される廃油の量が当初の目標より非常に少ないので、回収計画の変更を検討されているようです。少ない理由といたしまして、調理で使用する油の量が減った、手間がかかる、収集場所まで持っていかねばならず面倒くさいなどが考えられるということでございます。また、回収事業に対する住民へのPR不足も原因と思われるので、さらなるPRを行いたいということでございます。

近隣市町のこのような状況もありますので、食料廃油のリサイクルについては、もう少し

先進地の事例も研究してみたいと思っております。

以上でございます。

29番（河村好浩君）

次に質問をしようかと思っておりました近隣の市町村のことまでお答えいただきまして、ありがとうございます。確かに女性連の皆さんですとか、地域の各種団体の皆さんが石けんづくりをされて活躍されてあることは十分承知をいたしておるところでございます。本当にお疲れさんでしたなと思うところでございますが、でも、よく考えてみると、バザーなんかでされておりますが、やはり買われているのは女性連の皆さんですとか、自分たちがつくったものは、100%とは言えませんが、少しは自分たちが買われてあるという状況になるわけですね。結局、つくったはいいけれども、自分たちでまたお金を出しているような状況になっているような気がいたします。

私が今回、去年の3月からこのことを言いたくてやってきたわけでございますが、このバイオ燃料のことをNERO（ニュー・エネルギー・リサイクル・オイル）と言うそうです。台所から出る処理が大変な、処理が大変なんですね。な廃油をリサイクルすることで、水環境の保全を図り、また軽油と比較して環境に与える影響が少ないと言われております。

ですから、確かに量が少ないだとか、面倒くさいだとかいうことがあるかと思いますが、やはりいろんな面から環境に貢献しているといえますか、ですので、私は最初は新聞で知ったんですけれども、一体どんなものであるかということで、百聞は一見にしかずと言いますが、実は私、去年の10月、このNEROの事業の先進地を1人で行政視察してきたわけでございます。そこで担当課の方から現場で説明をしていただきましたが、NERO燃料の特徴として、黒煙がディーゼル車の2分の1から3分の1に軽減されると。そして、酸性雨の原因の一つである硫酸化合物が発生しない。軽油の原価は、きのう現在でリッター133円に對しまして、NERO燃料の原価は、人件費は入れないとしましても、原価は25円から30円と物すごく安いわけでございます。その先進地では、現在25台の公用車に使用してあります。柳川市には軽油を使用している公用車は何台ありますでしょうか。また、年間何リットルぐらいの使用をしてあるのか、お尋ねいたします。

生活環境課長（磯村信義君）

現在、柳川市のほうで軽油を使用しておりますディーゼル車は13台でございます。

それから、平成18年度の実績で、燃料の消費量が1万3,083リッターでございます。

29番（河村好浩君）

年間1万3,083リッターですね。はい、わかりました、ありがとうございます。

先進地では、平成16年度の廃油収集量は1万6,930リットルで、それを精製すると、使用量も一緒ですけれども、約1万5,500リッター使用したそうです。1台当たり1万5,500割るの25で、1台当たり620リッター使用していることになります。使用した場合、柳川市の場合も

大体同じぐらいの使用量ということですね、13台で。先ほども言われましたように1万3,000、1万5,000をどのようにして集めるかが一番の問題ですね。先ほど言われましたように、家庭の方から言わせれば面倒くさい、そして生ごみに使用したり、PR不足、そんな形でマイナスのイメージが強うございます。

しかし、私が考えますことは、そこで去年の前振りとして、水路問題と環境問題、補助金問題、この補助金問題に私は目をつけたわけでございます。もしそこで柳川市が1万5,000としましょう、1万5,000リッターを集めたとします、精製したとします。そうすると、先ほど言いましたように、リッター当たり100円違うわけですね、リッター当たり100円。その差額100円を掛けますと、年間1,500千円近くのお金が浮くわけですね。そして、市がそれをどうやって集めるかといいますと、その市が今現在、先ほど言われましたように、女性連の皆さんとか、老人会の皆さんとか、公民館の皆さんとか、市が補助金を出してある公的な団体、公的な団体の方々に集めてもらって、石けんづくりと同じように集めてもらって、その精製量、要するに集めた量に対して、100円のうちの幾らかを、例えば50円だとか、30円だとかそのような形で、今までの補助金プラスアルファ、そのアルファが集めた分のパーセンテージというんですか を補助すれば、もっともっと集まりやすいと思うんですよね。また、そういったことをすることが可能な、もしやるとすれば補助する、そういったことの集めたお金で補助するということは可能なんですかね、お尋ねいたします。

市民部長（佐藤良二君）

先ほど河村議員のほうから補助することは可能なのかということでございますが、老人会とか、女性連とか、PTA等の団体に対して、集めることに対しましては、これが平成18年度の柳川市補助金等特別審査委員会で補助金の見直し、補助金の削減がなされているところでございます。この補助金のこういう制度に対しまして、補助金をふやすということはかなり厳しいのではないかと考えております。

以上でございます。

29番（河村好浩君）

確かにその補助金問題、財政上、削減は仕方ないことだと思います。しかし、柳川地域の活性化を担っていただいているわけですね。あの女性連の皆さんたちとか、老人会の皆さん、本当ボランティアに近い、補助金をもらっても手出しをせな、会費を集めないかんぐらいの状況の中で活動をなさってある。人が集まればお金をやるんじゃなくて、昼食ですとか、いろんな形で食事だとか、会議にはお金がかかるわけですね。そういった形で、今現在だったらそれはしょうがないと思いますよ、財政上。ですから私は、わざわざ、何ですか、業者に無償でやっているとか、ごみとして出しているとか、それにもお金がかかるわけです、ごみに出しても。お金がかかるから、このような形で補助をすればもっともっと、その団体の方が集めてくださるかどうかはまた別ですね。でも、そういった形で集まっていただいて、

またお金を少し補助していただければ、より今まで以上の活性化になるんじゃないかなと思うわけです。やはりこういったことをすれば、環境に優しくなるじゃないですか。そして、活性化にもつながって行って、家庭の処理の大変なごみを簡単にできると。収入が見込めて本当いろんな形で、一石二鳥じゃなくて、一石五鳥も六鳥もなるような、この事業だと思うわけでございます。

その先進地では、精製するための機械が要るわけですね。それが約20,000千円ぐらいかかるらしいんですけども、でも、今こういった地球温暖化云々で環境庁のほうから、今はどうか知りませんよ。その当時は、地球温暖化防止先進対策実施検証事業として国から補助が出ておるわけでございます。そういったことをしてやっていけばいいんじゃないかなと思うわけでございますが、最後に市長のお考えはいかがでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

河村議員おっしゃいますように、非常に京都の議定書以来、地球の温暖化、特に地球規模での大変な災害が、異常気象が起きておるといことも御案内のとおりかと思いますが、私も実感いたしますものにも、地球の温暖化、こういったものも現実として感じているわけでありまして。この環境の問題に対しては世界規模で考える、21世紀は環境の世紀だというふうにも言われておりますし、ただ、具体的なアクションとなりますれば、さまざまな現在やっているもの、こういったものの現状を把握した上で、新たな取り組みに向けてどういった課題があるのかということをお調べしなさいけません。

行政の場合は、民間と比べまして若干このスピードが遅いというふうに指摘を受けまされども、私も民間に比べて行政のスピードというのが非常に遅いものをこの身でもって感じている一人でもございますけれども、やはりこういったものは三位一体の改革の中でやられた、いわゆる官から民へ、民から官へと、こういったシステムの変更であったらというふうに思うわけでありまして。とりもなおさず三位一体の改革、これは果たして改革によって非常に地域の格差だとか、さまざまな格差も生じている。また急激な変化によって、いわゆる既得権をお持ちの方、あるいは自由競争となった分野においても、さまざまな制度の問題が生じていることも御案内のとおりだと思っております。

ただ、この先進地といいますかね、特にバイオディーゼル燃料の製油施設、これは昨年、熊井議員からもお尋ねがございまして、近隣の市町でやっていらっしゃるところ、こういった事例も御紹介いただきました。

私は、決して慎重ということじゃございませんけれども、何を申しまして費用対効果を考えなさいいけない。柳川市の持つ、いわゆる現在の財政状況、さまざま議員さん方から、あるいは多くの方々から問題を提起されるのは、何をせい、かにをせいとおっしゃいますけれども、やっぱり相談するべきものは財源なんですね。すばらしい構想はだれでも持てると思います。しかし、現実的に10年後、20年後に市として、果たしてこれをやっておったほう

がいいのか、今はじっとしておいて、状況をながめながら取り組むのがベターなのか、こういうことを私はいつも考えなきゃいけないと思うんです。

したがって、今回のバイオマスの問題についても、さまざまな課題、例えば今婦人会では合成石けんをつくって、廃油を利用する石けんをやられています。これも婦人会としては物すごい活動であるし、地域社会、世の中にも役立っているわけですね。ただ、こういったものを例えば取りやめにして、また先ほどは河村議員、廃油を集めるためにそれぞれの団体に補助金を出したらどうかと。しかし、補助金の検討委員会の中では、新たな補助金を創設する、つくるためには市民の合意形成も要るわけでありますので、果たしてそれが公益にマッチするものなのかどうなのか、費用対効果はどうなのか、こういうことも十二分に考えなきゃいけません。

製油施設といたしましては、今、河村議員からありましたように約20,000千円、このバイオ燃料にするためには要るんですね。こういった財源は今どうなのかと、補助制度はどうなのかということも、る検討させなきゃいけません。したがって、新たな補助金をつくれないんですね。つくるならば、私は職員さん方をお願いしているのは、スクラップ・アンド・ビルドではなくて、ビルド・アンド・スクラップ、新しいものをつくったならば、これまで補助金を出しているようなものについては精査をしていただいて、ひとつ減らそうじゃないかと。新しい分野をつくるならば、それは減らさなくちゃいけないよということをお願いしているわけであります。したがって、そういったものの費用対効果も吟味させていただいて、しかるべき時期には、早い時期にこういった結論を私は出したいというふうに思っております。

29番（河村好浩君）

今、市長のお言葉を聞いてみますと、傾聴に値する言葉じゃないのかなと思うわけです、私がですよ。私の質問が市長にとって傾聴に値するのじゃないかなというふうに感じてしまうわけですが、行政のスピードが遅いというのは、柳川市の行政のことでしょうか。（「そうでしょうね」と呼ぶ者あり）柳川市の行政のスピードが遅い。（「全体」と呼ぶ者あり）全体ですね。

費用対効果とおっしゃいましたが、私のこの内容は、補助金がただで、いただかないにしても、20,000千円の費用なんですけれども、効果は年に1,500千円最低でも集まればの話ですけれども、集まると。そして補助を出すと。今まで石けんをつくっていたのを、石けんを自分たちがつくらないで、1カ所に、例えば公民館なら公民館の施設に、ごみステーションというんですけれども、100リッターの廃油が入るあれを置いておくだけで、そこへ女性連の皆さん、老人会の皆さんが集まったときに持ってくればいいわけであって、何もわざわざどこかの施設1カ所に持っていくわけではございませんので、石けんづくりをやらなきゃいけないということはないと思うんですよね。別に石けんじゃなくても、女性連の皆さん

んは環境のことを考えて、ただ、今やれることは石けんづくりをやってあるだけのことであってですね。ですから、先ほども市長の考え、どのようにとられたかわかりませんが、集めるために補助金を出すんじゃなくて、集めたやつをその補助金に変えるというだけの話なんですね。

要するにベルマークを集めてお金をもらうみたいな話なんで、集めるために補助金を出して集めてくださいというんじゃなくて、集めてもらったから、そのパーセンテージとして、じゃ補助金を別枠として、今まで活動していただいている、現在活動していただいている補助金プラスアルファ、少し、じゃ、皆さん環境にも貢献していただき、いろんな面で費用対効果があるはずですので、ないとは考えられないわけですね、これを。

こんなことを言っただけで大変失礼なのかもしれませんが、先ほど荒巻議員が言われました筑紫町の駐車場問題のほうがまだ費用対効果は悪いんじゃないかなと思うわけでございます。まだこのほうが費用対効果とすれば、かなり何ですか、効果があるような気がするわけでございます。

なぜこのようにしつこく私が言っているかといいますと、市長の所信表明の中にも、10ページのリサイクルの推進ですとか、11ページには環境基本計画を策定しとか、去年の掘割を守り育てる云々の中でも、やはり聞くと、こういったことを提案すると、ああ、よく河村議員言ってくれたねって。私もそういったふうに思っていましたよというふうに言ってもらえるんじゃないかなと私は思っておるわけでございます。

じゃ、市長が考えられます、去年もそうだったんですけども、予算がないとか、費用対効果がない、どうのこうの、何か否定的なお話に聞こえるわけですね、私はですよ。やらないじゃないけれども、もっともっと後だよというふうに聞こえるわけですよ。ですから、もしわかれば優先順位はどれくらいのですから、市長のマニフェストにもよりますけれども、すぐやりますとかいろいろあったじゃないですか。それになりますと、じゃ、どれくらいの.....。

市長（石田宝蔵君）

確かに河村議員のおっしゃっていらっしゃること、傾聴に値する話というふうに私は受けとめておりますし、熊井議員からも提案があったときから、このことについては原課でも早速調査をしておるわけでありまして、ただ問題は、この廃油を集めるだけじゃないんですね。施設をつくる、じゃ、どこかに集めてはいただくでしょうけれども、これにかかわるのはだれかという部分、これまではマンパワーなんですね。市の職員がかかわるのか、民間に委託をするのか、さまざまな2次的、3次的な経費も要るわけでありまして。

確かに今おっしゃいましたように、河村議員の話だけ聞くと、1リッター当たり25円から30円のできるならば、あしたからでも私は取り組む。しかし、これに係るものの経費。名目じゃなくて実質的な、それを試算した上で、これについての結論を出すべきと。それはなぜか

という、議会に対しても説明しなきゃいけない。市民の皆さん方にも、こうこうこういう理由で、こう取り組みますよと、それがやはり行政の公金を使う、民間と公の違いだと思うんですね。民間でやるならば、そんなことは必要ないわけです。しかし、いただきました税金を使わせていただくとするならば、それは議会の了解を得て、市民の皆さんの了解を得るという、このプロセスが要りますから時間がかかるわけであります。

したがって、決して後ろ向きということではございません。本当にこの方向性として国も進めていることですので、早い段階に結論を出して、それに組み込まなきゃならない。マニフェストでいえば、2年後というところでしょうか。（「もうおらんやんね」と呼ぶ者あり）いやいや、私がおるとするならばという話ですから申し上げておるわけでありませぬ。

29番（河村好浩君）

先ほど言われましたが、確かにマンパワーは必要だと思います。その先進地では環境政策課という、ですから生活環境課に属しているんじゃないかなと思われそうですが、坪数にして3坪か5坪ぐらいのスペースがあれば簡単にできますし、ポンプ車が1台あって、ごみステーションがそちらでは150カ所。ですから、そこは世界遺産で指定されているところですから、そういった形じゃなくて、補助しなくても集まってあると思いますが、近隣市では集まっていないということですので、先ほど言いましたように、手を挙げていただいた団体なり公民館なりに、そのごみステーション、ポリタンクというんですかね、100リッターのそれを置いておくだけなんです。それを1週間に1回なのか何なのかわかりませんが、ポンプ車で回収して行って、あとは材料費が25円ぐらいかかるわけですね。マンパワーはかかりますけれども、先ほど言いましたように環境だとか、活性化だとか、いろんなプラス要因を考えたとすれば、それぐらいの経費は安いんじゃないかなと私は思うわけですので。

もし、環境庁の対策事業があるかないかわかりませんが、1番の水路の問題にしましても、このNEROエネルギーにいたしましても、市長は交付金の事業をどこかで探していただくことは得意な分野であられると思いますので、ぜひ探し出していただいて、なかったらなかったで、本当に20,000千円でございます。ですので、早急なですね、2年後と言わず、市長がいらっしゃるうちに、1年以内にやっていただけたらと思います。

これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、河村好浩議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りをいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後 4 時20分 延会

柳川市議会第1回定例会会議録

平成20年3月11日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	11番	矢ヶ部 広 巳
12番	荒 木 憲	13番	伊 藤 法 博
14番	龍 益 男	15番	菅 原 英 修
16番	諸 藤 哲 男	17番	樽 見 哲 也
18番	近 藤 末 治	19番	太 田 武 文
20番	吉 田 勝 也	21番	大 橋 恭 三
22番	藤 丸 正 勝	23番	木 下 芳二郎
24番	佐々木 創 主	25番	三小田 一 美
26番	梅 崎 和 弘	27番	高 田 千壽輝
28番	山 田 奉 文	29番	河 村 好 浩
30番	田 中 雅 美		

2. 欠席議員

10番 藤 丸 富 男

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	佐	藤	良	二
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	高	田	邦	隆
三	橋	北	原		博
消	防	竹	下	敏	郎
人	事	藤	木		均
総	務	櫻	木	重	信
企	画	大	坪	正	明
財	政	石	橋	真	剛
税	務	武	藤	義	治
保	険	川	口	敬	司
福	祉	古	賀	輝	昭
学	校	龍		英	樹
建	設	白	鳥	道	幸
農	政	野	田	一	廣
水	路	武	藤	正	純
総	合	野	田		彰
監	査	山	田	敏	昭
委	員				
事	務				
局	長				

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	金	子	健	次
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	
高	口	佳	人						

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	24番 佐々木 創 主	1. 柳川の景観、美しいまちづくり (1) 掘割の水と体系 (2) 景観形成と地域活性化	市 長
2	22番 藤 丸 正 勝	1. 予防接種無料化について (1) 予防接種には無料接種は何種類あるか (2) インフルエンザによる学校又は学級閉鎖は (3) インフルエンザ予防接種の自己負担額は 2. ピアス土壌調査について (1) 今後の有効利用について (2) 今までの経費について 3. 全日本同和会特別委員会 (1) 職員経費また諸経費について (2) 住民監査請求の諸経費について 4. 市長所信表明について	市 長 " "
3	21番 大 橋 恭 三	1. 学力テストに関する件 (1) 偏差値の傾向と課題 (2) テストに参加する意義と今後の活用策 2. 小中学校制服に関する件 (1) 制服着用の現状は (2) 制服見直しについて (3) 購入方法の周知徹底について	教育長 "
4	2番 古 賀 澄 雄	1. 行財政改革 (1) 事務事業評価システム導入の成果について (2) 行政パートナー制度の評価について	市 長
5	7番 白 谷 義 隆	1. 全日本同和会大和支部への補助金問題について 2. ピアス跡地土壌問題について	市 長 "

午前10時1分 開議

議長(田中雅美君)

おはようございます。本日の出席議員28名、定足数であります。よって、ただいまから本

日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（田中雅美君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、24番佐々木創主議員の発言を許します。

24番（佐々木創主君）（登壇）

皆さんおはようございます。佐々木創主でございます。

それでは、早速始めたいと思いますが、きょうは平成20年第1回定例会の5日目でございます。今議会におきましては、一般会計を初めとしまして平成20年度の予算が審議されております。平成20年度といたしますと、旧1市2町が合併し、新柳川市としての4年目の年でございます。国が推し進めました平成の大合併ではございますが、国は合併自治体にさまざまな優遇措置、そういったものを与えております。その優遇措置は10年間という期限つきでございます。11年目以降は合併特例債、地方交付税などなど財政的な支援が打ち切られ、柳川にとって非常に厳しい、そういった時代が待ち受けております。その限られた期間の中でいかに行政を効率化し、健全な財政の基盤を確立していくのか、そして次の時代に向けての投資、まちの姿を描いていくのか、20年後、30年後、その柳川の大きな岐路の渦中でございます。そして、この平成20年度は石田市政にとっても任期最後の年でございます。石田市長はマニフェストを掲げられ、この市政運営のかじをとってこられました。その最後の仕上げの年、我々議会人としてもしっかりとその仕上げを見きわめなければなりません。

私はそういう意味で、あすの柳川づくりの課題と対策ということで、昨年の6月議会の一般質問におきまして、合併による優遇措置、限られた期間の財源の中でいかに必要な事業を行い、いかに健全な財政基盤を構築していくのか、そういう議論をさせていただいたわけでございます。そしてまた、9月議会におきましては、都市計画、幹線道路の配置、土地利用計画、中心市街地の活性化、定住化の促進、そういったこれからのまちづくりの課題、そういう議論をさせていただきました。その折には景観のことにも触れさせていただきました。今、私たちに与えられた命題、それは住んでよかった、これからも住み続けたい、柳川に住んでみたい、そう思えるようなまちづくりでございます。そういうまちづくりをしていく上で重要な要素、その要素は景観であり、美しいまちづくり、そういったものであると思います。その美しいまちづくりについて、国におきましても美しい国づくり大綱、都市再生ビジョン、そういったものを示しまして景観法、都市緑地保全法、屋外広告物法、いわゆる景観緑三法を制定し、さまざまな財政支援策、優遇策、そういったものを用意して後押しを始めたのが平成16年でございます。そういったものを活用しながら、全国各地で歴史、風土、文化を生かしたまちづくり、景観づくりを行い、個性ある美しいまちづくりが進められており

ます。しかし、もう既に平成20年であります。柳川は全国的に見ましても、景観という観点からのまちづくりが立ちおけている、そう言わざるを得ません。しかし、考えてみますと、柳川は掘割を初め、歴史、文化に根差した独特の景観を持っていることも事実であります。先進地からもうらやましがられるような、どこにも負けない、個性ある財産を持っております。

そこで、まずそういった財産を生かして、柳川の景観、美しいまちづくりをどういう手法で、スケジュールで描いていくのか、市執行部にお尋ねをしたいと、そういうふうに思います。執行部におかれましては、簡潔明瞭な御答弁をよろしく願いをいたします。

建設部長（蒲池康晴君）

まず、都市計画につきましてでございますけれども、平成18年度から20年度の3カ年をかけまして、都市計画の基本方針であります都市計画マスタープランを策定いたしまして、平成20年度末、平成21年の3月になりますけれども、議会に報告いたしまして了承をいただきたいというふうに考えているところでございます。

今年度は市民参画会議であります景観まちづくり座談会を7回開催いたしました。地域別構想及び全体構想の素案となる提言をまとめてまいったところでございます。この提言をもとに平成20年度は市関係部課長から成ります庁内委員会及び有識者から成る策定委員会で協議を行いまして、策定に向けて取り組む予定でございます。また、座談会参加者から景観についての意見も多くいただいておりますので、その内容についても景観計画への提言として取りまとめているところでございます。

次に、景観計画につきましてでございますけれども、都市計画マスタープラン策定後の平成21年度から22年度の2カ年で策定をいたしまして、平成23年度に条例の制定を行うという予定でやってきてまいっているところでございます。景観計画は自然、歴史、文化、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要性などを考えながら、地域にふさわしい景観を守り、築くルールをつくっていくものでございます。場合によりましては建築物、工作物のデザイン、それから色彩について規制、誘導を設けるとか権利を制限することにもなりますので、いかに市民とともに作り上げて、実効力のある計画にするかということが課題であろうかというふうに思っております。

手法といたしましては、市民と協働して策定するために協議会等を設けることはもちろんでございますけれども、有識者の意見もいただきながら策定していきたいというふうに考えているところでございます。

24番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

前回の9月の質問とも多少重複したわけでございますけれども、景観づくり、現在、都市計画マスタープランの中の一部に景観という分野があって、都市マスの完成後、平成21年、

そしてその上で景観計画の作成に着手と、最終的に景観条例まで持っていくと、それが平成23年ということでございますが、先ほど壇上からお話をしましたように、柳川は景観の取り組みが非常におくれていると。合併の平成15年、16年、17年と、その辺のタイムラグがあったかと思えます。しかし、全国的に目を向けてみますと、例を挙げるならば、埼玉の川越でありますとか、三重県の伊勢市、そしてこの2月に総務委員会で視察に行かせていただきましたけれども、滋賀県の近江八幡などなど、数えたら切りがないぐらい、国のいろんな支援策を取り入れて美しいまちづくり、景観づくり、もう景観条例はとうにできておりますし、実際に実施をやって、そういう景観づくりに成功した、そういう例が多数、数多く報告されておるといのも事実でございます。景観、景観と言いますが、景観というのは、私はまちづくりにとって先ほど非常に重要だというふうに申し上げましたけれども、それは例えば町並み、住環境、定住化、歴史建造物の保存や文化振興、そして観光、そして地域産業の活性化、いろんな分野に係る根幹の部分であると思うんですよ。その景観づくりをするにしても、いろんな国の支援策があるというふうに申し上げたわけでありましてけれども、その前提となるのが景観計画、景観条例。先ほどの話を聞いておりますと、でき上がるのが平成23年と。

先ほど申し上げたもう1点、国の合併関連による優遇策は10年、17年に合併しましたから、それが終わるのが平成26年ですよ。そうすると、地方交付税でさえ10億円減らされる。もっといろんな経費節減もしないといけないでしょう。平成27年には本当の緊縮財政の中で市民サービス、いろんなことをやっていかないといけないわけですよ。そうすると、景観計画、景観条例ができるのが平成23年、もう3年しかないわけですよ。それから景観づくりに実際に着手していくと、もう遅いですよ。非常に遅い。国の制度も変化しております。じゃんじゃん変化しておる。2カ年である支援策が終わって、もうそういう要綱には入れられませんよ、せんだって私が来年度の予算で質疑をしました観光計画、あれもいろんな拠点施設でありますとか歴史建造物の保存活用、それに対して国が40%の補助、関係自治体が40%、実施主体が20%の自費負担できるような、そんな優遇策もあったわけですけども、それももうことしからだめだと。じゃんじゃん変わる。まして時間がないわけです。そういう点で、私は景観計画、景観条例、そういったものをきちっと整備しておれば、いろんなそういう柔軟な方策にも対応できるということで、私はこの景観計画、景観条例、都市マスから独立させてでもペースアップをすべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

建設部長（蒲池康晴君）

佐々木議員おっしゃるように、景観計画は市民が暮らしやすく、住みやすいまち、現にある良好な景観を保全いたしまして、柳川独自の景観を守り、築くための計画ということでございます。掘割、それから歴史文化遺産、町並み、住環境、観光、田園等の景観のルールづくりのために都市計画マスタープランの基本方針に基づきまして進めていきたいと考えておるところでございます。ベースになります分は、先ほど申しましたように、まちづくり座談

会等でもそういった意見も拝聴しております。そういった分で平成21年度から予定しておりますけれども、平成20年度に機構改革があるということで、観光課、まちづくり課ということでその課の充実がございますので、景観計画についてはそういった前倒しすることも検討していかなければいけないというふうに考えております。

24番（佐々木創主君）

機構改革もあると、前倒しも検討していかなきゃいけないという部長からの御答弁をいただきましたので、このことに関しては全体を通してまた改めて提案を、お話をさせていただきたいと思います。

それで、今からいろいろ具体的なことを質問させていただきたいと思います。といいますのが、昨年、私が景観のことに触れさせていただいたのが9月でございました。その9月からことしにかけて、この柳川の景観にとっていろんな課題や問題というのが浮かび上がってきております。それも早急に対応しなきゃいけない、そういう課題であります。そういった課題を具体的に3つほど今から検証していきたいと思います。

まず、柳川の景観にとって最初に上げなければいけないのは、もうだれしも一緒だと思えますが、柳川の掘割景観だと思います。そのほかに御紹介しますと、せんだっての9月議会で生涯学習課長からも御答弁がございましたように、国からしっかりと評価を受けているのが蒲池のクリーク群、クリーク集落、これが千数百年の歴史の中でつくり上げられた歴史財産です。それと、両開であったり、昭代であったり、大和であったり、近世の歴史遺産であります干拓群、私は個人的にこれに加えて、柳川の堀、水の根源であります。それがルーツといたしますか、流れてくる二ツ川ですね。柳川の堀の中でとうとうと流れるのは二ツ川しかないわけですよ。あの田園風景、中山まで続く沖端川、この景観も柳川にとって文化的景観、重要であると。これも私、生涯学習課長、しっかりと検証させていただきたいというふうに思いますので、よろしいでしょうか、御検討をお願いします。

それで、きょうは柳川の掘割に焦点を当てるわけですが、特に城下町の掘割、それは言うに及ばず、歴史に裏打ちされたものであるわけですが、その城下町の掘割と切って切り離せないのが武家屋敷です。その武家屋敷の一つである袋町の渡辺邸というのがありますが、これがこの1月に売りに出された。取り壊されて分譲住宅になる。そういうニュースが飛び込んできまして、この2月の全協では執行部のほうからも御報告がございました。柳川の財産が失われてしまいます。市はどう対応されるおつもりでしょうか。

建設部長（蒲池康晴君）

武家屋敷の件でございますけれども、初めに市内に現存します柳川城下の武家屋敷の状況について御説明申し上げます。

御存じのように、本市の中心部は柳川城の城下町でありまして、かつては多くの武家屋敷が残っていました。その後の開発とか生活様式の変化によりまして、ほとんどが取り壊され、

現存する武家屋敷というのが10棟ほどだと思われております。現存する物件も市が所有する旧戸島家住宅以外はすべて個人の所有となっております。所有者の高齢化、それから管理経費がかさむなどのことから、空き家となったり、一部には売買や建てかえを検討されている物件もあるようでございます。本市では、これまでに武家屋敷など5つの物件を柳川市伝統美観保存条例に基づく保存家屋に指定しまして、改修に要する経費の一部を補助するとか、可能な範囲での保護を図ってまいりました。しかし、建物が老朽化し、解体しようとする場合、市は保存のための助言や指導、それから勧告を行うことができますけれども、保存を強制することはできないという状況でございます。加えて、仮に助言などに従い、保存するための費用が生じる場合に市は費用を補償する必要があるために実際に解体を抑止したりはなく、既に2つの保存家屋が失われているという現状でございます。これは例のラムネ工場と、それから西原家でございます。

それから、このような状況を考え合わせまして、ことし2月に文化財専門委員会に武家住宅の保存と活用について諮問を行っていきまして、今月中に答申がなされる予定になっておるところでございます。また、本市では市史編さん事業に伴い、歴史的建造物の調査を実施しています。平成17年度にはその成果として「柳川の社寺建築」を刊行いたしましたけれども、武家屋敷を初め、商家や農家などの民家についても調査が進んでいるところでございます。歴史的建築物の保存に当たりましては、文化財専門委員会からの答申、それから市史の調査結果を参考に物件の希少性、それから地域特性を勘案いたしまして検討していきたいと思っているところでございます。

次に、渡辺家住宅の保存について申し上げますけれども、渡辺家住宅は城内校区の袋町にございまして、柳河藩の中流武士が住んだ武家屋敷でございます。現代的な生活ができるように、内外ともに多少手は加えられていますけれども、市内に現存する数少ない武家屋敷の一つであるというところでございます。また、対岸の鶴味噌の並倉と相まって川下りコースを代表する景勝地となっているほか、敷地に接する道路は日本の道百選に選ばれるとか、景観や観光の面で一定の評価を得ている建物となっております。先ほど述べました柳川市伝統美観保存条例に基づく保存家屋にも指定されています。現在、久留米市に住んでいらっしゃる方が相続され、これまで管理してこられましたけれども、議員おっしゃられたように、ことしの1月、売りに出されていることが判明いたしました。このため、渡辺家住宅の重要性、それから価値を考えると、保存と活用について庁舎内外の関係機関で協議いたしましたけれども、財源を初めとするもろもろの問題もありまして、具体策を立案するには至っておりません。現在のところ、そういった状況にはないということでございます。

また、保存に値する歴史的建築物は渡辺家住宅だけではなく、市内の各所に残っています。それらを含めた総合的な調査と整理をしなければならないというふうに思っているところでございます。

24番（佐々木創主君）

真摯に建設部長、御答弁いただきました。周辺の状況を含めて御答弁をいただいたんですが、市もこれまでもいろいろ取り組み、努力をしてきたんだと、それはわかります。しかし、景観といっても、じゃあ景観とは何なのかということになると、いろんな先ほど先進地の例もいろいろ挙げましたけれども、武家屋敷がずっと連なる町並み、商家とか町家が連なる町並みであったり、山合いの棚田、千枚田の風景であったり、先ほど言った大宮八幡の湖畔のアシ原、千差万別なんですよ。そういったものを全国各地、国の支援を取り入れて保存活用していと。ただ、その中でそういう風景の中に点在する建築物であったり、樹木であったり、いろんな構造物、それも景観を構成する一つの重要な要素と。先ほどおっしゃったように、渡辺邸に限って言えば、日本の道百選の中の、ちょうどあそこの曲がり角の生け垣、ちょうど鶴味噌の並倉から田んぼを通して見える武家屋敷のわら屋根の上にトタンを乗せた、あの景観、柳川の景観にとって、この武家屋敷の存在というのは非常に重要なモチーフであって、これは欠かせない存在だというふうに思うわけです。

それで、市としても5つの武家屋敷を保存対象にして、いろんな助成等々をやってきたということでありましてけれども、この武家屋敷建築物の保存というのは、もちろん所有者が個人であったりしますから非常に難しい面がございますけれども、今、全国的に、やはり一過なくなってしまうと、もうもとに戻らんわけですよ。そこで、いろんな知恵を出して保存活用をやっているわけですよ。場合によっては自治体がいち買い取る、そういうこともやっておる。それに当たっては、先ほど申し上げた景観計画、景観条例に関連する国の法律などいろんな支援制度、買い取りであったり修繕であったり、果ては復元、こういうのまで助成制度があるわけです。じゃ、この武家屋敷が福岡県にどのくらいあるのかということ、福岡県内には江戸時代には福岡藩、久留米藩、小倉藩、そして柳河藩、この4つの藩があったわけでありましてけれども、柳河藩以外にどれくらい残っておるか。秋月というのがあるんですが、あそこは福岡藩の支藩といいますか、分藩といいますか、ここはちょっと別としまして、この3つの藩の中で残っているのが久留米の1軒だけと。もうすべてなくなっているんですよ。取り戻しようがないわけですよ。柳川は先ほど10という話がありましたが、私の知る限りで言うならば8つです。市に御寄贈いただいて、今、市の所有物になっています鬼童町の戸島邸、それ以外に今話題にしている袋町の渡辺邸、そして奥州町の由布邸、新外町の十時邸、竹原邸、栗原邸、そして鬼童町の荒巻邸と、友清邸の8軒なんです。8つもあるというか、8つしかないんですよ。先ほど部長もおっしゃったように、今まで武家屋敷が売らるるげな、取り壊さるるげな、どげんかならんかん、どうにか保存できんやろうか、市が買うてくれんやろうか、うんにゃ市は金のなかばいち、どげんすっじゃろうかち、そげんしよるうちに結局取り壊されていったと。そして、また新たな取り壊しの話、売却の話、また同じ繰り返し、そうやって同じ繰り返しをしてきて、一つ一つなくなってきた、結局のところ8つしか残っ

ていないと。このまま放っておくと、10年後は戸島邸以外は1軒もなくなると。そういうことにもなりかねないわけです。

先ほどなくなってしまう地域のことを言いましたが、ないところはもう二度と取り戻すことができないわけです。柳川は8つもあってよかですねと、うちにあるならぜひ保存したい、うちにあるなら保存活用しますよと、そういう声が聞こえてきそうです。そういった意味で、今回問題提起を問題提起といいますか、渡辺家内の問題もあると思いますが、こういった機会に、こういうときだからこそ、じゃ保存活用をどうするんだ、どうしていくんだという議論を内外含めて早急に検討しないと、これは本当もう3年後、4年後には次の物件が、次の物件が出たと。市長もお聞き及びかと思いますが、前河野市長時代に十時邸を市に寄贈すると、いや寄贈されんばい、買ってくれと。市長に恐らく話が来ていると思います。市長はその後、恐らく対応されていないと思います。どうでしょう、市長。

市長（石田宝蔵君）

佐々木議員の思いは私も同じでございます、これらの文化財等、あるいは柳川の百選に選ばれているという建造物ということでございまして、私もこの話、市長に就任をいたしまして、すぐさまこういったもろもろの美観保存条例で指定をされている建物について、現場に足を運んでみました。それぞれゆゆしき歴史と伝統がある建物でございます。ただ、それらのものをどのような形で保存をするのか、これらについては相当なお金がかかる。確かに先達の皆さん方の御苦労というのは、そういった苦渋の選択をしながら、やはり最終的に断を下されてきたんじゃないかなと、こんなふうに思っています。

今回の場合も、渡辺邸の問題につきましても、日本道の百選、そういったもの、あるいは柳川景観百選の中に入っておりますけれども、現場に行ってみますと、随分家屋には手が入られておると。もちろん、それは現代風にお住まいにならなきゃいけないものもあるでしょうけれども、そういったものを文化財の専門委員、関係者の方々、市民の皆さん方がどのように判断をされるのか、大変な議論をやらなきゃいけないんじゃないかなと思っております。金額にして約70,000千円ということですので、こういったもの、果たして直ちに買えるものかどうかなのか、一定の文化的な価値、鑑定をし、そしてまた、将来こういったものはどういったことで残すのがベターなのか、そういったことも総合的にやはり検討する必要があるのではないかなと思います。

佐々木議員がおっしゃったように、財政は大変厳しいときに新市が合併をして、昨日の質問の中にも出ておりましたけれども、合併していいことはない、いいことはほとんどないんじゃないかと、こういう話であります。やはり単独の自治体では生き残れなかったから、3,000余の自治体を今では1,800を下回るような自治体に合併をして、やはり無駄を省いて、より効率的な、能率的な行政、スリムな行政をつくっていくと、そういったことが大きな主眼でありまして、サービスだけは低下をさせずに、そして、さまざまな節約できるもの、こういっ

たものについてはやはり無駄をなくそうというのが国の、自治体の考え方でもありますし、まだまだ佐々木議員がおっしゃいました財政の厳しさというのは、やはり私どもが現実に考えてみましても、2042年が高齢者が一番多くなる年でもございます。また、2055年は65歳以上の高齢者が40.5%という驚異的な数字になってまいります。もちろん、合併をしたこの特例債、10年間の特例措置でありますけれども、国からのあめということでありまして、果たしてこういったものが子々孫々にぱっと使えるものではないと。節約できるものについては節約をしながら、ダムの的に運用をしていかなきゃ、自治体のこれからのさまざまな住民の皆さんのニーズに、要望にこたえていくことはできないと。そういうことを総合的に検討しなければならないというふうに思っております。

したがって、今回の渡辺邸の問題にいたしましても、先ほど蒲池部長から答弁がありました、残る8棟の部分であります。どのような形で残したが一番柳川としていいのか、また、観光として、まあ無尽蔵に金があるならばそれは簡単に買える話でありますけれども、やはり総合的な検討が必要だというふうに私も思っております。

24番（佐々木創主君）

いろいろ市民サービス、合併の意義を含めて御答弁いただいたんですが、差はありながら、平成15年の時点で全国3,200、それが1,800になったと、それはわかっておりますよ。その中で、いろんな苦勞をしながら財政基盤、行政の効率化、それをやながら現実に保存活用をやっている自治体はちゃんとあるわけですよ。

じゃ、渡辺邸の件、言いましょうか。文化財の価値があるのか、ありますよ。もうちょっと勉強してくださいよ。基本的に柱、小屋組が手を入れられてなければ文化財の価値があるんですよ。多少改修をしていても、これさえあれば文化財、県に申請をすれば文化財の指定になるんです。ましてや、市長、渡辺邸の前に行かれたことがありますか。あります、本当ですか。じゃ市長も御存じでしょう。あの渡辺邸の生け垣がありますね。あそこに石碑が立っております、柳河藩剣術指南役渡辺家邸宅と。まして、あのお屋敷、柳河藩の9代藩主立花鑑賢公、この方が三柱神社を造営されたと。柳河藩祖宗茂公、間千代君、それと戸次道雪、これを別な場所にあったのを現在の高畑に三柱神社を造営された。そのときに切り出した木材、つくったけど、余った。そのときの剣術指南役だったかどうかわかりませんが、渡辺家に与えられて、おまえのところは家が古いだらう、この木材、三柱神社をつくった木材でおまえの家を建てんかということで与えられた。その同じ木材を賜って建てたのが今の屋敷ですよ。同じ部材なんですよ。三柱神社、拝殿は焼失しましたけれどもね。こんなストーリーがあるんです。いろんな背景がある。ただあそこに建っているだけじゃないんです。そういうこともしっかりやっぱり認識をしていただきたい。

ましてや、先ほど言った景観条例、景観計画、そういった基礎をもっと早く整備していれば、先ほどの金の問題でありますけれども、40%だ、50%だ、70%だと、そういう購入費、

修繕費、これが活用できるじゃないですか。あそこに簡保の横につくられた足湯、63,000千円ですか、もうこれ以上申し上げませんが、金の問題だけじゃないんですよ。一遍失われたら、もうだめなんですよ。ましてや、今のままだったら景観条例ができるのは平成23年、国からの優遇措置が、合併特例債、地方交付税含めてこれが26年までじゃないですか。その後、何が買えますか、買えるわけじゃないじゃないですか。だから、急いでくれと。

もう25分しかありませんので、これは最後にまたいろいろ申し上げるかもしれませんが、次に行きます。

それでは、次の2点目の問題。

昨年、京町商店街にありました福岡シティ銀行、あそこにマンションが建つという計画が持ち上がりました。そして、ことしの2月にマルシヨクが撤退するという話が、ことしの5月に現実のものとなりました。この跡地活用について、関係団体、関係者から市にいろんな要望が来ていると思いますが、この対応はどうされるのでしょうか。

それともう1点、そのマルシヨクの裏に商店街の駐車場があります。これは掘割の上にこれは柳川の外堀です。外堀の上にふたをして駐車場となっております。これは旧柳川からずっと議論になってきた件であります。せんだっての9月議会に、市長が大和の出身だから知らないかもしれないから、この問題は重要ですよということで私は申し上げたはずですよ。この2点、執行部、どうされるつもりでしょうか。

産業経済部長（田島稔大君）

シティ銀行の跡地とマルシヨクの跡地というふうなことで御質問でございますが、このマルシヨクの跡地につきましては、先般、質疑の中でも答弁いたしましたように、2月28日に柳川商店街の環境整備協議会の中で5点について報告がございました。現段階ではまだマルシヨクさんの持ち物であって、5月末で撤退というふうなことでございますので、その中で現時点ではどうこうすることもできないと。ただ、今動けるということになりますと、あの場所といいますか、マルシヨクさんについても、柳川商店街の拠点であるということ、せめて生鮮食品だけでも、その分野だけでも何とか残してくれないか、どうかしてくれないかというふうなやっぱり行動は起こすべきでしょうというふうな議論はやってきたところでございます。

シティ銀行の跡につきましては、現在、空き店舗というふうなところで会議所のほうが主になって借りて活用させていただいているところでございます。

建設部長（蒲池康晴君）

マルシヨク裏の掘割の件でございますけれども、これにつきましては、外堀と言われまして、今現在は準用河川の城北川に位置しているところでございます。今年度協議していただきました、先ほどから言っております都市計画マスタープランの景観まちづくり座談会におきましても、この箇所が暗渠化され、掘割が途切れているので、昔ながらの掘割景観を復活

して、柳川らしい商店街づくりをしたらどうかというふうな意見が出されているところでもございます。

それで、柳川市景観の観点ということから申し上げますと、掘割復活というのが望ましいというふうには考えているところでございますけれども、この商店街駐車場については、マルショクの撤退を受けまして、施設管理者でございます柳川商店街振興組合がどのように考えられるのか、こういった分を踏まえまして、慎重に関係団体との協議を進めていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

24番（佐々木創主君）

産業経済部長によると、今まだマルショクの持ち物だから、どうしようもないと、5月で撤退せんとどうしようもないと、じゃ6月議会で質問すればよかったですかね。そんな問題じゃないんですよね。執行部として、市としてどういうふうにしていこうかと。せんだって、私は中心市街地の活性化の問題も質問させていただきました。その中で、柳川にとって中心市街地はどこに位置づけるか、執行部の答弁あったじゃないですか。西鉄から京町商店街、これからの柳川のまちづくりをしていく上でここを中心にとらえるんだと、そう誘導していくとおっしゃったじゃないですか。待たんと、それは撤退して更地にならんとわからん、そんな消極姿勢じゃだめでしょう。

それで、何でこれ2つを一緒に質問したかといいますと、前回市長にも私お話をしたように、ずうっと裏の駐車場、あれが非常に重要な役目、この時代、役目を果たしてきているのも事実です。しかしながら、市も何度となく商店街振興組合さんのほうにあの撤去、あそこを掘割に戻せないかという話を持っていったことは一度や二度じゃないんですね。しかしながら、商店街振興組合にとっては駐車場がなくなるとマルショクが出ていく、マルショクが出ていくと周辺商店も大打撃を受けると。だから、あの駐車場は残さないといけないんだと、駐車場をなくすのはだめなんだと、そういう議論だったんですよ。ところが、その議論のキーポイントだったマルショクが出ていくんですよ。そうすると、商店街にとっては大打撃でしょう、大きなショックでしょう。しかし、同時に今まで議論のキーポイントだった駐車場の存在価値、そういうものも問われなければならない、私はそういうタイミングだと思うんですよ。やはり柳川の景観、まちづくり、掘割景観、ましてや文化的景観のモデル事業に指定をされて重要文化的景観の指定を受けようという自治体にとって、美しいまちづくりを、掘割景観を取り戻す、その上であの駐車場の問題は絶対避けて通れないんですよ。しかし、あの駐車場というのは商店街にとっても死活問題ですよ。マルショクが退うなったけん、すぐ退けられるものじゃないですよ。しかし、皆さん、イメージを描いてみてください。あのマルショクが更地になる、そうすると、あの京町通りから掘割を見渡せるんですよ、駐車場がなくなっていれば、非常に視野が広がって柳川の掘割が商店街から見渡せる、大きなインパクトを持つんですよ。したがって、このマルショク跡地の問題というのは、この駐

車場、掘割の景観を含めたところで、やはりこの跡地活用の問題、一緒に議論していかなくちゃいけない。先ほどイメージが広がると言いましたが、これは危機的状況ではなくて、商店街にとっても、柳川の景観づくりにとっても、千載一遇のチャンスと、私はそうとらえるべきだと思いますよ。もうこの機会を逃したら、跡にまたマンションか何かわかりませんが、開発されて、また閉鎖した京町商店街になって、商店街はますます閉塞していく、ふたの駐車場はもう二度とあかない、永久にあかない、そういうことにもなりかねません。もちろん、跡地活用策というのは、中心商店街なり関係団体が中心となって、主体となって、意思を持ってやるべきだと思いますよ。しかし、行政の責任、行政がしっかりうだいてやって、国のいろんなにぎわい創出事業とか、いろいろありますよ。そういうのを活用して、じゃどういふふうにしていきましょうよと、やはり意思を持つべきでしょう。市長、いかがですか。

市長（石田宝蔵君）

この商店街の振興の問題については、議員が御指摘のとおり、さまざまな支援策は当然建築都市部、都市局の中でもあるわけですが、やはり何といいましても、今回のマルショクの撤退、つい先般お話が来たということで、私どももその情報収集に当たっているわけですが、何といいましても、地元としてはマルショクあつての、いわゆる柳川の市街地の商店街といったことで、生鮮部、あるいはそういったものの存続、こういった行動が行われているというふうに聞いております。今回、その理由もつい先般の質疑の中でお答えしておりますとおり、建物が極めて老朽化をしてきたといったのも一因であるようがあります。ただ、それが次なる候補地がどこに移転をされるのか、柳川市内なのか、あるいは市内から出ていってしまうのか、そういうものもございませう。そういった背景と柳川の商店振興組合、何といいましても、商店街でここで生計を立てていらっしゃる方もいらっしゃるわけでありませうから、そういった振興組合の意向等も十二分に聞かなきゃいけない。佐々木議員の景観の問題も十二分に私どももわかるわけでありませう。しかし、長い歴史、旧柳川の歴史の中でここをカルパートボックスにし、駐車場にしたというこのところ、またそれを撤去して、いわゆる景観で復元をさせると、国道からクリークが見えると、確かに景観的なものではそれはすばらしいものに復活をするということだろうと私は思いますし、これも選択肢の一つだろうと思います。ただ、何といいましても、将来の柳川を考えて、現状がこのようになっている、実際マルショクさんがどのような具体的な行動を起こされるか、その情報収集を徹底するように担当部の、あるいは課長にもお願いをしているところでございませう、この方向性が定まってまいりますと、早急な活発な議論が行われるというふうには思っていますし、また、その中で市の果たすべき役割、市としてのスタンスを考えなきゃいけないというふうには思っております。その際についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

24番（佐々木創主君）

市長、事務的な答弁は要らないんですよ。（「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり）そんなの

は部長が答弁すればいいんですよ。何で市長に聞いているか。政治家にしかできない決断、発言というのがあるんですよ。それは何か、選挙で選ばれているからですよ。マルシヨクがどうするのか動向を見る、そんなこと言っている場合じゃないじゃないですか。先ほど私が壇上で言ったでしょう、あなたの4年目の総仕上げの年だと。我々議員ももちろん政治家であります、こういうときに右か左か真っすぐか、どう行くか、それを言えるのは選挙で選ばれた政治家なんですよ。と同時に、責任もとらなきゃいけない。職員の皆さんが責任をとれるわけじゃないじゃないですか、公務員さんが。だから、政治家なんですよ。まして、あなた首長じゃないですか。何で方向性が出せないんですか。そんな役人みたいな答弁していちゃだめですよ。市長、あなた、私は平成6年から見てきております。平成6年のあの選挙で助役さん対係長さんという選挙で勝ち抜かれた。あのとき、大和町、何千世帯かわかりませんが、3回通り一軒一軒回られた、あの覇気、あの情熱、そして私にやらせていただきたい、役人の前例踏襲じゃなくて、これからの時代、この大和町づくりをやっていくんだと、あの覇気を持ってくださいよ。

あと11分になりましたので、ちょっと次に行きます。

次に、これも大事な話題です。水の問題、もうこれは大事なので、残ったら答弁いただきますから。

水の問題、柳川の掘割の水、これは当然市民生活、農業用水、防火用水、そして観光、市民生活に潤いを与える、恩恵を受けられる、柳川にとって命の根源であります。それがその掘割に水がなくては、もう景観どころの話じゃない。ところが、昨年、記録的な猛暑、そしてまれに見る秋まで続く少雨傾向、そういう異常気象によって11月には城堀、掘割から水がなくなってしまった。川底が見え出した。この間あった堀干し、水落ちのあの風景になってしまったわけですね。防火用水が確保できない、火事が起こったらどげんするじゃろうか、市民の間に不安も広がりました。そして、川底が顔を出して、もう異臭がぷんぷん、苦情も相次いだというふうに聞いております。下流域、両開あたりは園芸用の農業用水が確保できない、そういうことで全員協議会でも報告されましたが、水争いまで起こった。川下りもできない、柳川観光、柳川もイメージも大きなダメージを与えました。水争いまで起こった。異常気象と言いますが、もう異常気象は異常気象じゃない、温暖化によるどこでどういう気象が起こるかかわからない、もう普通に起こり得る。だから、そういうことからすると、ああいう気象状況というのはいつでも起こり得るといふふうに我々は考えなくてははいけないわけですよ。

そういうことで、市当局でも掘割を生かしたまちづくり計画というのがこの2月に発表になりましたが、流水の確保、水の確保ということで日向神ダムの放流の見直しでありますとか、市長の所信表明にもありましたが、それとか筑後川導水の活用と、そういった意味で流水を確保すると。私はもっと根本的なところに目を向けるべき。柳川の掘の体系というのは、

矢部川一本に水を頼っておる。沖端が二ツ川を通ってきて、その一本に頼っておる。その少ない水源をみんなが少しずつ分かち合う、少ないときは。多いとき、洪水のときはちょっとずつかぶり合うと、上流も下流も。そのシステムがもたせのシステム、これは私が紹介するまでもなく。そのシステムが、樋管の井樋の管理がもうむちゃくちゃになっておると。管理については、地区の営農組合であったり、いろんな地区の水利組合であったり、ばらばら。少ないときはまさに我田引水、多いときは下にじゃんじゃん流せ、下がかぶらんといかん。そういう状況でございます。そういった意味で、やはり先人が築き上げてくれたこのすばらしいもたせのシステムの復活、それにはやはり市が行政主導で、特に重要なポイントには委託してでも、お金を払ってでも管理人さんをきちっと置くべきだと思うんですよ。これは行政の責任だと私は思いますよ。

それともう1点、根本的な問題として、柳川に入ってくる二ツ川という話をしましたが、昨年の湯水期、城堀、両開はかすかす状態、ところが、二ツ川の上流から直接水を引き込む三橋、ここは潤沢にあるという話を聞くんですね。はあ、おりげんにきは本当水があるばんち、下んにきはかすかす、ざっといかなのうち。何かダムでもつくったらどげんじゃろうかのうとか、こっちから水を回したらどうじゃかのうと、いろんな話題があるんですね。ところが、これをじゃなぜなんだろうということを考えてみるべきだと私は思うんですよ。その中で、いろんな御指摘を受けるのが、二ツ川堰からずっと二ツ川に来る、かなり水深がある。ところが、三橋町の散田に来るとがくっと急に浅くなる。これが潤沢とかすかすの分岐点と。上流域は潤沢で余った水は全部塩塚川に排水、下はかすかす、その余った水が少しでも恩恵を受けられれば、下の皆さん、城堀、両開、どれだけありがたいでしょうか。

そこで、その問題といえますか、考えられる散田の川底の水平点、それと上流域の二ツ川の三橋に水を取り入れる取り入れ口、その水平点、高低差というはどう違うんでしょう、どうなんでしょうか。

産業経済部長（田島稔大君）

この柳川地区の用水に関して、平成13年ぐらいですか、柳川の中でそういった湯水に対する通水の取り組みというふうなことが行われて、その中で旧柳川と三橋の中で協議がなされたようでございます。その中で、協議をする中でまずその水位の水路底の測量をやろうというふうなことで協議がなされたようでございますが、協議がなかなか調わず、今の鎌田病院のところまで、それから下流側ですか、そういったところまでの測量をやろうと、そこまでの了解ができたけど、結果的には調査ができていないというふうなことが経緯にあるようでございます。

したがいまして、現在のところ、きちんとした水深測量をやっておりませんので、数字的には私たちもつかんでおりません。

以上でございます。

24番（佐々木創主君）

つかんでいない、じゃ当然ですね、それは水深の高低差をはかって、ほんならこれだけあるけん、下に流せばよかやっかいと、それは三橋の皆さん大反対しますよ。ただ単純にそう言うからだめなんです。理路整然と科学的に、例えば、散田地区の川底と上流部の水取り口が、例えば1メートルあると、例えばもしですよ、水取り口のほうが、上流のほうが1メートル低いと、これを1メートルを例えば70センチ、当然上流、優先的に今までどおり水はとれるでしょう。しかしながら、30センチ下がった分、下にやれるということも考えられるじゃないですか。三橋の皆さん含めて、フラットにしようという観念があるんですよ。フラットにするなら、わきによりも本流に行くに決まっているじゃないですか。そういう不安を取り除いてあげて、じゃ本当に柳川の水のシステム、少しずつ分かち合う、これが先人が築いた柳川掘割物語、皆さんも御承知でしょう。少しずつ分かち合う、この精神をやはり根底に置いて、本当にどれだけ差があるのか。安心感も与えながら、行政がしっかり説得をしながら、理解をしていただくように努力しながら、私はやっていくべきだと思いますよ。高低差もわからんじゃですね、話は進まんですよ。高低差を割り出す上のその前段のところ、それは前は柳川と三橋は別の行政でございましたから、なかなか難しい部分があったでしょう。しかし、今は一つの自治体ですから、これは私はやるべきだと思います。やらないと、行政の責任というか、本来あるべき、市民から負託を受けている行政としての役割というのが問われると私は思います。

そういうことで、合併して4年目、あと残るところ6年間、7年後からは国から見放される、自分のところでどげんかしなさい、その中で自活をきなさい、その間、少しなっと仕送りをしてあげよう、余分にしてあげよう、そういうところなんです。ましてや、平成20年度、市長あなたの任期の最後の年、あなたのことし1年間の活動、方針、そして決断ですよ、市長。あなたのすばらしい決断に私はもろ手を挙げて賛成をし、力を惜しみません。ぜひとも我々柳川市民の、柳川市の20年、30年後の姿にとっての大きな決断と政治的な働きを期待申し上げまして、済みません、答弁する時間がなくなってしまいました。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午前11時3分 休憩

午前11時15分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、22番藤丸正勝議員の発言を許します。

22番（藤丸正勝君）（登壇）

22番藤丸正勝でございます。議長の許可のもとに一般質問をいたします。通告に従いまして、4点の質問をいたします。

石田市長におかれましては、この3月定例会で4度目の当初予算を編成されることになり、文字どおり1期目最後の予算編成となったかと思えます。合併後の新市の山積する課題はもちろんのこと、さまざまな制度や組織の調整など、昼夜を問わず粉骨砕身努力いただいていることと思えます。これに対して市民の皆さんにかわりお礼を申し上げるものであります。

また、本日質問いたしますのは、1点目がインフルエンザ予防接種の無料化について、2点目、ピアス土壌調査費及び諸経費について、3点目、全日本同和会特別委員会に係る経費及び住民監査による諸経費、4点目は市長の所信表明についての4項目であります。

まず、1点目のインフルエンザ予防接種の無料化についてお伺いいたします。

国の医療や社会保障制度の予算は今や超少子・高齢化社会を迎え、大きな施策の柱だと言われ、将来の国、地方を問わず深刻な問題であります。給付と負担の問題だけに執行が適正で、より効果的な施策が求められるものであります。医療分野でもこれまでの課題を検証し、取り組みが展開されていますが、中でも予防分野での予防接種、インフルエンザのことについてお尋ねいたします。

乳幼児から高齢者の疾病は多くが予防対策によって防止できると言われております。今、柳川市で実施されている無料の予防接種は何種類あるかお伺いをいたします。また、今年度柳川市内の小中学校においてインフルエンザによる学級閉鎖、中学校による学校閉鎖があったかどうかということでもあります。私が市内で聞き取り調査したところによると、インフルエンザの予防接種は有料で高いと、乳幼児に至りましては2回接種8千円ということで家計の負担になるということで、どうしても受けられないという回答でございます。市といたしましてこの問題をどうとらえ、どう考えておられるか、インフルエンザ予防接種の無料化の考えはということで執行部の御意見をお伺いいたします。

また、2点目のピアス土壌調査について、このピアス跡地の土壌調査問題は石田市長が市長に就任以来、今まで尾を引きずり、住民監査問題から裁判問題となっている問題で、新市としては決していい話ではありませんでした。市民の皆さんももううんざりしているような問題だと私は受けとめております。ピアス社から出された土壌調査報告書を議会が信用できないとして、また、執行部の調査報告にも信用性がないと調査を続け、市民の皆様方の税金が無駄に使われてきたのではないかと考えております。

先月27日、福岡大学廃棄物工学、松藤教授の最終報告の結論は、においの残留はあるが無害という説明であり、執行部は一貫として土壌調査については無害を説明してきておりましたが、議会に理解を求めましたけど、これに疑念を示した議会の百条委員会が調査費を予

算化させ、市民の税金で調査を繰り返し、繰り返し調査費を使ってきたのであります。無駄な市民の血税が惜しげもなく旧大和町議会で取得されたピアス工場の土壌調査に幾らの費用がかかったか、また、無害とされたピアス跡地に今後どのような土地利用を考えておられるか、お伺いいたします。

3点目は、昨年6月、9月と定例会で問題となった全日本同和会大和支部への補助金に係る問題であります。

石田市長は柳川市報の2月15日号の2ページ、3ページを使い、事の起こりとなった昭和52年からの事実関係を明らかにし、市民の皆様にも事のてんまつを明らかにされてまいりました。説明が足りない点はあると思いますが、その輪郭、背景、時の処理方法などを紙面からうかがうことができました。今だから言える事案でしょうが、当時は同和問題など語れなかった時代があったと思います。今後は堂々と補助のあり方について、慎重な上にも慎重に精査し、適正な補助金支出を求めるものであります。ここで尋ねたいのは、全日本同和会特別委員会の経費及び全日本同和会大和支部への監査請求に関する諸経費であります。

少し視点が変わりますが、市民の皆さんから幾度となく聞かされるのが、また特別委員会ができたげなのとか、市民の監査請求など起これば、市の経費が幾らぐらいかかるでしょうかというような問題を電話と手紙等でいろんなことで私のほうにお聞きになられることあります。これは市民の皆さんの一大関心事であり、参考までに職員等の人件費などを含め、今回かかった諸経費のすべてについて具体的に説明をいただきたいと思っております。

4点目は、市長の所信表明についてお尋ねいたします。

市長は2月29日の3月議会開催日の冒頭に就任からの3年、そして仕上げの1年について所信を述べられております。中でも、産業経済部に産業活性化推進室を置き、柳川の産業を活性化させる決意を示されております。中でも、産業経済部に産業活性化推進室を置き、情報の一元化、物産開発、産業間連携の強化など、具体的に組み込まれておりました。

そこでお伺いするのが、産業活性化推進室の業務内容はいかなるものを念頭に置いてありますのか、より具体的な答弁をお願いします。

それから、昨年4月、オープンした旧県南女性センター、現市民プールであります。この2月末までに3万9,083名の利用があったと実績報告があり、多くの方々から存続復活を願い、要望を受けた私も温水プールは残して本当によかったと、議員の皆様ともども喜んでおる次第であります。昨年のオープン以来、市民要望として手元に手紙をいただいているのが、市民温水プール施設管内の空き部屋の有効利用であります。今、柳川市内ではひな祭り、さげもんめぐり一色であり、土曜、日曜、祝祭日には市内外の観光客でごった返すほどの盛況で、ありがたいことでもあります。これだけ多くの市民各層がさまざまなイベントにかかわり、PRいただいております。市民温水プールの全施設有効利用が急務だと考えております。施設がありながら利用できない施設がもったいないという主婦の手紙や、プールでの話の中で多くの

声を聞くたび、どうにかならないかと思うのは私だけでしょうか。市民の多くの方々は、閉鎖されている施設利用を願っていると思います。市民プールの施設、全面開放についての考えをお伺いするものであります。私もプールのほうへ健康のために行っておりますけれども、現場の生の声を聞いて、こういう質問にさせていただきました。

石田市長は平成17年の市長選挙において、お願いから約束へと政治の信頼が何より大切との思いから、ローカルマニフェストを作成し、市民の審判を仰がれました。この間、市長がマニフェストに示されたハード、ソフトの課題に果敢に取り組んでこられましたけれども、選挙時の大きな課題であった県南女性センターの存続問題を初め、旧柳川市内の4校の中学校給食共同調理場、からたち文人の足湯、沖端観光駐車場整備、幹線・支川の農業水路網の整備、道路整備など、山積するいろいろな課題に対して一つ一つ前向きに取り組んでこられたと思います。また、ソフト事業においても、行政情報の全面公開をモットーに交際費を公開し、行財政改革、補助金改革を断行、子育てや障害者には優しい、手厚いユニークな施策を導入するなど、3年間のソフト関連の事業導入、改革は実に多くの改革がなされてまいりました。ただ、市長が議会に提案し、残念ながら実行できない事業も大きな課題として2つあります。まず1つは、市町村合併浄化槽の水環境整備事業であり、もう1つは市長多選自粛条例であります。市長は就任1年後、2年後とそれぞれ評価し、市報においても公表されてきました。

そこで、市長へのお尋ねであります。この3年間を振り返られ、マニフェストの取り組みに対し自己採点すると何点となりますでしょうか。その点数の根拠となる自己評価はどうか、できれば具体的にわかりやすい言葉でお答えいただきたいと思ひます。

私は、住民の直接選挙によって選ばれた市長に対し、市民の代表たる多人数により合議制をとる議会の議決権はお互いに尊重し、適度な牽制機能を持ちながら、それぞれの機能を十分発揮するものと考えております。そこで、先般、ホームページを検索していたら、北海道のある自治体では、議員の質問に対して首長や職員に反問権を与える、また執行部と議会が対等の立場で議論し、重要な議案に対する議員の態度の賛否を公表するなどの条例ができているのを目にいたしました。この条例は非常に画期的と、市民受けする条例だと思ひますが、市長はこれらの条例施行についてどう思われるか、お伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わりますけれども、なお、市長の所信表明についての答弁は、まず1点目から3点目までの私の質問が終わった後に答弁はお願いしたいと思います。

保健福祉部長（本木芳夫君）

藤丸議員の一般質問の予防接種無料化についてお答えいたしたいと思ひます。

質問の1点目、予防接種には無料接種が何種類あるかということでございますが、予防接種法に基づきます無料の接種はBCG、三種混合、ポリオ、麻疹・風疹混合、日本脳炎の5種類でございます。

質問の2点目、インフルエンザによる学校または学級閉鎖はということでございますが、今年度、矢ヶ部小学校で23名罹患いたしましたので、2月5日から6日までの2日間、学校閉鎖をいたしております。また、城内小学校では5年1組で7名罹患しましたので、2月6日から7日までの2日間、学級閉鎖をいたしております。

3点目のインフルエンザの予防接種の自己負担額はということでございますが、65歳以上の方につきましては、自己負担額が1千円となっております。65歳以下につきましては、全額自己負担となっているところでございます。

執行部としてどんなふうを考えておるかというふうなことでございますけど、これにつきましては、県下の状況なり近隣市町の状況、または財政的な面等を見ながら、今後検討したいというふう考えているところでございます。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

御回答ありがとうございます。

このインフルエンザ無料接種について中心にお聞きしたいと思いますけど、やはり学級閉鎖が小・中学校で1校ずつあったということであります。このインフルエンザの無料接種の調査協力ということで、私は垂見保育園の子育て支援センター、また正光乳児保育園の子育て支援センター、日吉神社横の柳城児童館の子育て支援センター、3カ所の協力を得まして、100%の回収率をいたして、どういうふうに保護者の方がインフルエンザに対して思っておられるかということでアンケート調査いたしましたところ、インフルエンザの予防接種はされましたかという問いに対して、56%の方がインフルエンザの接種はしていないという答えでございます。なぜ接種されなかったかという問いに対しては、全額負担で高いということで40%の方が回答されております。また、インフルエンザと診断されたら来年度接種されますかという問いに対しては、37%の方が打ちたいと、子供のために打ちたいという回答を得ております。また、接種額はどれぐらいが妥当でありますかという質問に対しては、72%の方が無料もしくは1千円という回答でございます。こういう回答を受けて、執行部のほうはインフルエンザに対するゼロ歳から小学校までに2回ほど接種したら、どれぐらいの財政負担がなるか試算はされておりますでしょうか。

総合保健福祉センター館長（野田 彰君）

小学校まで実施した場合、幾らぐらい公費負担がなるかということでございます。5歳まで2回実施をした場合、約2,900人の該当者がいらっしゃいます。その方に自己負担額を1千円とした場合、約9,600千円の公費負担が発生します。仮に自己負担をゼロ円にした場合は12,800千円程度の公費負担が発生します。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

小学校までということでしたけど、これは中学校までという試算は出していないわけですか。

総合保健福祉センター館長（野田 彰君）

小学6年生まで2回実施した場合、該当者が約4,100名、自己負担額1千円にした場合が13,800千円、自己負担をゼロ円にした場合は18,300千円程度の公費負担が発生いたします。

22番（藤丸正勝君）

自己負担額が中学校までやったら18,300千円という回答でございますけれども……（「小学校6年生まで」と呼ぶ者あり）中学校と、私は今聞きましたけど。

総合保健福祉センター館長（野田 彰君）

中学生まで実施している県下の市町村がございませんでしたので、その辺はちょっと計算いたしておりません。中学校までについては資料を持ち合わせておりません。（「なら、18,300千円というのはどこまでですか」と呼ぶ者あり）小学校6年生までです。（「小学校6年、わかりました」と呼ぶ者あり）

22番（藤丸正勝君）

ありがとうございました。これは任意の予防接種でございますから、やはり100%受けられて18,000千円ということにはならないかと思うわけですね。やっぱり100%打たれるということとはなかりと思えますけど、財政がこれだけ要するというところでございますので、財政のことを言ったら、どこからか持ってこいと言え、どうするかという考えですけど、私はこれはもう来年度からすぐできるという話でもなかりと思うんですよ。それで、我々議会の改選時に向けた取り組みをしてもらいたいと思っております。ということは、今議会議員30名おりますけれども、今度の改選で財政的な問題もありましようから、それを議員定数20名にしたら、最低でも60,000千円は出ると。そういうふうな話になるわけですよ。10名議員を減らしたら60,000千円は出てくると、そういうことに私は思っております。

そこで、手紙をもらったんですよね。きょうも電話が朝ありまして、私はまた脅される電話かなと思いましたが、そうじゃなくて、こういうふうなインフルエンザの取り組みをお願いしますという電話があり、手紙も来ておりましたけれども、この柳川市は子供は宝というポスターをつくって配布をしてあるくらいなら、インフルエンザはもちろんのこと、福祉や教育の環境のために予算をもっとふやしてくれというような、ここに手紙があります。

それから、要望といたしまして、なぜ地元ではインフルエンザの予防接種を受けないんですかという問いに対して、要望としては自分たちは家族が皆でインフルエンザ予防接種をするから高額になり、家計の負担になるとか、毎年家族で打つからここ数年は柳川市でなく、他の市町へ子供を連れていっております。立花町、八女市は1千円でしたという回答もありましたけど、これは本当かどうか、ちょっとお聞きいたします。来年は実家近くの久留米に行こうと思っております。1回2千円なので、そちらのほうで打ちたいと、そういうふうな

要望があっているわけです。

そこで、部長にお聞きいたしますが、近隣市町ではそういう補助されている地域があるかどうか、お願いいたします。

総合保健福祉センター館長（野田 彰君）

近隣の状況でございますが、まず、福岡県で実施している市町村が現在3市町村ございます。朝倉市が1歳から中学校就学前ですから6年生まで、2回を限度に全額補助しております。それから、東峰村が1歳以上から64歳以下まで、1人1千円の自己負担額で実施しております。あと1つが、上毛町が1歳以上から小学校6年生まで、2回接種して4千円まで補助しております。

先ほど議員おっしゃいます八女、立花、あるいは久留米、そういうところについては幼児、乳幼児、児童について一切公費負担は行ってありません。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

子供は宝というようなパンフレットなんか出してありますから、子育て支援が充実している自治体にはかなりの若い家族が移住しているという報道もあっておりますので、やはり子育て支援を今後もっともっと充実したものにしてもらいたいという要望で第1点目は終わります。

また、2点目のピアス土壌調査についての経費、この問題をお伺いいたします。

総務部長（山田政徳君）

ピアス跡地の土壌調査の経費でございますが、平成18年度に1回、そして平成19年度には福岡大学への委託を含めまして2回実施しておりまして、その経費は合わせまして8,410,500円でございます。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

全部で8,410千円が土壌調査に使われたということでございます。そこで、福岡大学松藤教授の報告書によりますと、土壌に有害性は確認されず、調査区域の土壌は産業廃棄物投棄による影響はないと評価されたと、専門家の診断でございます。そこで、私たち最初からこの問題にはいろいろと長く、もう2年半という長い間、土壌調査費が使われて、この土壌に対しては筑後地区特有の自然由来によるものということを私は議会の中で言ってきましたけれども、それを信用できない議員の皆さんたちがもっとやれ、もっとやれというような、何かあるということで土壌調査をされておられます。最終的にはドラム缶50本の廃棄物が捨てられたというようなことも新聞報道でもあっておりますけど、この50本のドラム缶は何だったろうかと今では思っているところでございます。これは8,410千円というのは、すべて市民の皆さん方の税金が使われているということでございます。

そこで、2点目にお伺いいたしましたのが、無害とされたこの土壌、この土地を今後どのように利用されていくか、いろいろな問題がまだありますけれども、わかる範囲で結構でございますから、どういうふうな土地利用を考えておられるか、お聞きいたします。

総務部長（山田政徳君）

ピアス跡地の今後の利用方法でございますけれども、これについてはアスベストの問題等もございますので、慎重に対応していきたいというふうに考えております。先日、市長のほうから三小田議員の御質問で御答弁いただきましたが、その中にはできるだけ早くピアス問題を解決し、改めて市民の御意見等を聞きながら、有効利用を図りたいということでございます。私もそういう考えでございます。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

今後、この土地に対しては有効利用ということをお願いをする次第であります。

続きまして、3点目の全日本同和会に対するいろいろと諸経費がかかったと思えますけれども、その経費が幾らかかったのか、お答えをいただきます。

人事秘書課長（藤木 均君）

全日本同和会の関係で特別委員会にかかった経費でございますが、人件費と物件費を合わせまして74,020円と試算いたしております。

監査委員事務局長（山田敏昭君）

住民監査請求にかかりました諸経費でございますけれども、人件費、資料作成代、物件費、旅費を含まして合計で61,330円でございます。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

市民の情報公開請求にかかった費用はないんですかね。合計は幾らになるか、全部で。

人事秘書課長（藤木 均君）

情報公開にかかった費用でございますけれども、情報公開につきましては人件費、物件費合わせまして146,193円でございます。すべて合わせますと、二十七、八万円程度の費用がかかっているということでございます。

22番（藤丸正勝君）

この情報公開請求、特別委員会、住民監査請求、かかったのが270千円ということで、職員さんはこれだけ資料を提供するには大変やったろうと思います。私も特別委員会の中で分厚い資料をもらいまして、本当に御苦労やったなということに思っておりますけれども、この人件費に対しては、これは残業代とか、そういうのは入っていないわけですか。

人事秘書課長（藤木 均君）

もちろん残業代もかかっておりますし、職員が勤務時間内に情報収集、資料収集等を行っ

ておりますので、そういうものも一切この中に試算をいたしております。

22番（藤丸正勝君）

市民の皆さんからの要望で本当に議会、特別委員会を開いたら、あんたたちは手当ももらわらるっじゃろうという話です。そういうのは一切ありません。また、この二十七、八万円がかかったというのは、これは全部税金でございます。ということで、市民の皆さんの私に対する要望は、270千円がかかったということで報告をしておきます。

それから、4点目に入らせてもらいます。

この4点目に対して、市長の2月29日の所信表明について、市長のほうから所信表明に対しての思い、今後1年間どうやるかというような思いをお聞きしたいと思います。

市長（石田宝蔵君）

先ほど藤丸議員からこの3年間の歩みを振り返ってのお尋ねがございました。また、マニフェストに対する考え方、受けとめ方はどのようなことかという御指摘でございました。

所信表明の中で、特に1点目にお尋ねになられましたのが、産業活性化推進室の業務の内容でございます。

就任をいたしまして、特にこの所信表明、やらせていただいたこの3年間、今回は当初予算4回をくみ上げての所信表明ということになります。何といたしまして、基本的にはマニフェストに掲げておりますように、10年後、20年後をにらんだまちの将来の3つの趣旨、財布を守る、あるいはまちを守る、心を守る、これが私の大きな柱であるわけですが、特に時代の流れは、きょうの新聞等でも報道のとおり、極めて早いスピードで国も社会も動いております。きょう日本経済連の報道がなされておりましたけれども、私どもが予想だにできなかった、いわゆるこの合併の問題も私は平成6年8月から町長に就任をして、お預かりをしてきた、その中でさまざまな課題を解決してきたわけでありましてけれども、特に合併が具体的になりましたのが平成12年、地方分権一括法、総務省、片山虎之助さんが総務大臣になられて、それからスピードが上がり、あれよあれよという間に、従来でしたら明治の大合併、あるいは昭和の大合併、平成の大合併ということで、かなりの時間が間にもたらされたんですけれども、今回の平成の大合併だけは本当に息つく暇はないと、市民の皆さんにも急激な合併ということで戸惑いもあったろうというふうに思います。

したがって、私どもも平成15年に合併協議会、合併のために急激な立ち上げがあって、法定協議会へ移行して、平成17年3月21日、合併をするという運びになったわけです。したがって、あの急激な変化は住民の皆さんも議員の皆さん方も本当に戸惑いがあったろうと思います。しかし、それはそれとして、私どもは国から押さえつけられたものでもないし、将来の自治体のまちづくりを考えると、その道を選択すべきだという最終的な決断を下したわけでありまして。それはとりもなおさず厳しいこれからの財政状況、これは大きな背景であるわけでありましてけれども、何といたしまして、私もこの考え方に賛同いたしますのは、先

ほどの佐々木議員のお尋ねに対してお答えを申し上げましたとおり、2042年には高齢者が歴史の中でも本当に最高のピーク時になる。2055年には65歳以上の高齢者が40.5%、4割を超すんです。75歳以上の後期高齢者が26.5%というふうに推定されております。そして、2025年には若年者及び高齢者1人を現役の世代1.2人で支えなきゃいけない。それから、2055年には0.9人で1人を支えなきゃいけない。若年者、高齢者とといいますのは、若年者というのはいわゆる学校教育、義務教育を受けている人、これには教育費としてかかるわけです。それから、65歳以上の高齢者、いわゆる生産人口でない人、これを考えますと0.9人という試算が出ております。こういうものを考えてみますと、やはりこれからの自治体というのは大変なかじ取りをやらなきゃいけない。あるものはもったいないといって使わなきゃいけない、厳しい中にも市民の皆さん方とともに苦労をなめ合いながら、協力をいただき、お力添えをいただき、市民とともに協働でやっていかなければ自治体の運営はできない、そういった時代に突入をするということでもあります。

しかし、そんなことばかり言っておられません。今回の産業活性化推進室、これは機構改革の一つでございますけれども、先ほどから佐々木議員の話ではありません、景観の問題も出ました、まちづくりをつくって、このまちのアイデンティティー、市の特色を出しながら、観光で生きるのか、1次産業の農業で生きるのか、漁業で生きるのか、あるいは企業誘致としては工業都市として生きるのか、商業都市として生きるのか、そういったものを私どもは見きわめなければならぬ。そういった中で、私どもの福岡県としては、やはり自動車産業、麻生知事が提唱なさっています年間150万台体制、特に集約されておりますのは北九州のあの工業地帯であります。（「簡単に」と呼ぶ者あり）こういったものにリンクする道路が着々と整備が進んでまいりました。九州縦貫道、有明海沿岸道路、国道443号バイパス、さらには九州新幹線の全線鹿児島ルートの開通、こういった条件が整ってきただけにそれなりのものを私どもは体制として整えなきゃいけない。地場の企業としては、今、中国の野菜、特に昨日、一昨日、つい二、三カ月前から報道されておりますけれども、残留農薬、ポジティブリストの問題、さまざまな食品の問題も出ています。自給率がやはり40%満たない日本では、これから中国を当てにしていたものが今度は入ってこない、それについてはやはり私は地元として追い風が吹いてきているというふうにも思いますし、農業の柳川市としても1次産業のこういった潜在資源を有効に活用して、やはりそれを1.5次産業、付加価値をつけて、時期に合わせた観光客のために地産地消はもとより、多産地消の展開をするためのアクションを起こさなきゃいけない。これまでの行政はどちらかというと、縦割りで動いておったわけですけれども、今回の機構改革は横の連携をとる、横の連携をとるがための機構改革ということで御理解をいただきたい。

そして、やはり市民の皆さんの所得が上がるように、それぞれに農業にも漁業にも商業にも観光にも夢が持てるように、そういったものを具体化するための予算ということでの所信

を述べたわけでありませう。もちろん、柳川ブランド、特に最近ハマスコミ等のインパクトもございまして、蓄菜というのが、これは全国でも初めてこの柳川で栽培をされているものでございませう。今試験的でありますけれども、1反当たり約1,000千円の農業所得があつていふこととあります。福岡県でも柳川だけ、全国でもこの柳川だけというブランドもございませうし、そういったものもいかに戦略的に考え、広げていくのか。また、韓国に向けて3月31日、金素雲の生涯という北原白秋先生とゆかりのある、韓国の文化賞、日本でいいますと文化勲章ですね、それをもらわれた方とのつながりをロケしたテレビが放送されます。3月31日、午後5時のTNCの番組であります。これは韓国でも放送されることとなります。もちろん、これからは日本だけではなく、韓国から、中国からの観光客のお客さんも呼び込む、そういった関係もやはりマスメディアの力をかりて放送していくといふことは大きなインパクトを与えていくといふふうに私は思います。それも産業活性化、こういった対策室でしっかりコーディネートしていただいて、さまざまなものを柳川が元気づくものにしていただくと、これが大事だといふことでの機構改革であります。

それから、マニフェストの問題の御指摘がございました。このマニフェストにつきまして、私は藤丸議員から今お話がありましたように、1年ごとにそれぞれの職員さんに評価をしていただいている。それぞれ予算措置、私も平成17年のあの市長に初当選したとき、職員の皆さん600名いらっしゃいます。その方々に自信を持って、勇気を出して、この仕事に取り組んでいただきたい。7万5,000の市民の皆さんのために頑張つてほしい。そのためにもこういったマニフェストを示しまして、ぜひとも一人一人が目を通していただいて、この実行のために御努力いただきたい。先ほど佐々木議員から御指摘もございました。政治家として審判を仰いだ、首長として審判を仰いだ、2万2,786人の方々の本当に清き1票で私は市長に推挙いただいたわけとあります。この市民の皆さんの大きな期待にこたえんがために約束をした。ただ、公約だけではだめだ。約束をしたものはこのマニフェストの中に織り込まれております。毎年毎年予算の中には議会の皆さん方にもお示しをしてきたとおり、このマニフェストの中で書いてある記述、そしてまた、職員の皆さん方に理解を求めて予算措置してきたもの、そういったものをすぐやります、1年以内にやります、任期内にやります、そういったものを点数化したものが職員さんの評価であるわけとあります。1年目、2年目70点、そういった評価を下されておりますけれども、私は65点程度かなと。できていないもの、やはり公共下水道の見直し、柳川の財政に与える将来的なものを考えてみますと、やはり大川の市長でもこの見直しをこの議会に提案をしております。また、私もこの合併浄化槽、できないこと、約束はしたものの、国の補助事業、メニューとしていただいておりますけれども、できないことについては随分反省をし、また皆さんにできないことに対する説明も果たしていかんやならない、こんなふうに思っております。

また、首長の多選禁止自粛条例、これにつきましても、私は首長は長くやるものじゃない

と、こういうことでできないならできないところでみずからその判断を下さなきゃいけないというふうな状況であるということを認識しております。

一つ一つ自己評価、他者評価をやったのがこの職員の皆さん方、またマスコミの皆さん方に配布しているものでございまして、いつでもこういったものを公表し、そしてどういった理由でできないのか、これも果たしていくというのが首長としての責任であろうというふうに思っております。

22番（藤丸正勝君）

この所信表明の中には企業誘致した企業支援アドバイザーの配置とか、そういうふうなのを書いてあります。また、それには中小向けの融資制度、信用保証協会の保証料の問題とか、今後柳川市の企業が活性化するためには、やはりこういうふうな制度を今後どしどし、3億円融資、保証料18,000千円の融資とか補助とか、そういうのをやはり今後企業には貸し付け、これは柳川市として企業を受け入れるため、企業活性化のためにはぜひやってもらいたいという希望であります。これについては一言でいいですから、ちょっとお答え願いたいと思います。

それと、今後、観光計画の中には有明海道路、または443バイパス、瀬高インターがもうすぐできますけど、そういうふうな主要な道路にアクセスする非常に条件のいい柳川市でありますので、この道路を観光に結びつけるような施策を持っていないかということでお聞きしたいと思いますけど、その考えはありますか。

市長（石田宝蔵君）

この企業誘致の問題については、皆さん方、随分この議会、私も3年間、議員の皆さん方から御指摘もいただき、企業誘致についてはもっともっと力を入れるべきだというふうな御指摘もいただいてきたところ、御案内のとおりでございます。私自身も、つい昨日の議員さん方の質問にお答えをしまいいりましたけれども、名古屋、大阪、東京、福岡はもちろんでございますけれども、県は当然であります、そういったところにアクションは起こしております。ピアスの例の用地の問題、これも優良企業用地として県のほうにも市長に就任してすぐストックの土地としてぜひ紹介をしてくれということで、全国の都市にも発信をしてほしいということを申し上げているわけですが、今回、御案内のとおり住民監査請求、あるいは裁判等まで行ってございまして、きょうがちょうどその判決が出る日でございます。その経過も踏まえまして、一日も早くイメージをいいイメージに変えて、そしてやはり受け入れやすいような条件を整備していかなくちゃならないと、このように思っております。

そして、今御指摘がありました企業支援のアドバイザー、これも当然遊軍として、だれの直轄下でもなく、指示なく、自分の考え方で、ダイレクトな使命を持って、さまざまところに企業誘致の情報収集、あるいは誘致活動に動いてほしいということで設ける制度でございまして、やはりこういったしがらみのないといいますか、命令がなくてもきちんと動ける、

思いのままに動ける、情報をとれる、そういったものの制度として取り組みたいというふう
に思っております。しかし、これは成果がなければ1年で人的なマンパワーもかえていかな
きゃいけないという条件もつけているところでございます。

それから、観光振興のための道路のアクセスということではありますが、つい先般の西日本
新聞でも報道されていたかと思えますけれども、産炭地の振興基金、産炭地臨時措置法に基
づきます6条市町村、これは福岡県南では旧大牟田市、旧高田町、旧大和町というのが6条
指定市町村ということで、炭鉱の閉山に伴います基金を取り崩すということの運用が出てま
いりました。こういったものについても、それぞれ大牟田市は何に使う、高田町は何に使う、
大和町は何を使うと、同じ柳川市であっても三橋と柳川には使えないんですね、従来の指定
地域でございますから。ですから、これについては沿岸道路とか、こういったものに対する
リンクする道路にも活用できないかということで今検討しているところであります。

それから、観光については、当然443号、瀬高の本吉から入ってまいりまして、柳川の大和
の徳益に有明海沿岸道路のインターに入ってまいります。こういうところに十二分に活用で
きる観光の道の駅なるもの、こういったものもしっかりつくらなきゃいけないと思ってお
ります。これはまた農家、漁家のさまざまな二次的な収益につながっていくというふうに私は
思っております。これがまた元気が出る柳川につながっていくというふうに思っております。

22番（藤丸正勝君）

先ほどのマニフェストの件でございますけど、市長は65点ということではございましたけれ
ども、やっぱり市長は立候補されるときは100%達成ということで、どこの自治体の首長も思
っておられると思えますけれども、やはりその前には高いハードルが、市民、議会というよ
うな高いハードルがありますので、なかなかこれは議会の承認も受けなければならないこと
でございますので、やりたいと思ってもやれない事業もあったということでもありますけど、
やはりこれは市民には訴えていかなければならないんじゃないかと、そういうふうには思っ
ておるところでございます。

それから、最後の北海道のほうの首長や職員に反問権を与えると、また議員の態度の賛否
を公表するなどの条例ができたということで、私はホームページから拾い出して、北海道の
議会事務局のほうへ電話をいたしました。こういうことは議会承認はなかなか難しいんじ
ゃないですかと、執行部から議会に質問するということは、議会として議決とれますか、承認
とれますかということをお聞きいたしましたら、いや、これは議会は何人も喜んで受け入れ
られましたという話でございました。私は、こういうのを聞いて本当だろうかと思って、議
会事務局へ電話したわけですよ。やはり今どこの議会でも議員が一方的に質問するばかり
で、たまにやっぱり我々議員でありますので、執行部に対して間違っような質問をするこ
とがあると思うんですよ。そういうときに訂正の意味でも、いやこれはこうじゃないかとい
う執行部からの議員に対しての意見も私は必要じゃないかなという考えでございます。それ

に対して市長のほうはどういうふうなお考えを持っておられるか、ちょっとお聞きいたします。

市長（石田宝蔵君）

それはたしか北海道の栗山町という議会だろうと思います。これは3年ぐらい前に議会改革ということで、議会の皆さん方が町民の皆さん方に議会活動をしっかりわかっていただく、議会の活性化をさせるというふうなことで、議員提案ででき上がったものだろうと思います。それは藤丸議員がおっしゃっているのは、議会の議員さんに対する執行部、首長ないし、あるいはそれぞれの職員さんが反問権というのをその基本条例の中に織り込んであるものではないかなと思うんです。やはり一方的な論ということだけでは町民の皆さんがわかりにくいといったことで、1年に1回は議員さん方が町民の皆さんに報告会を義務づけたり、それから議員さん方が賛否を表明されるとき、賛成・反対、これは重要案件についてはだれがどんなふうに表決されたということを公表するというので、自発的に議会がつくられた条例だと。条例によってそれを執行なさっているということで、私は議会がやられることでございますから、どうかと、執行部としては差し控えていただこうと思いますが、そういった動きも全国的にはあるということは私も承知いたしております。

22番（藤丸正勝君）

この栗山町の条例は、18年5月18日に制定されたということで、これ第4章「町長と議会の関係」ということで明確に条例に載せてあるということでございますので、これ非常に先ほど言いましたように、市民受けするような条例ではないかなと、そういうふうに思っております。

それから、私のほうに手紙、電話でよく質問されるのが、やはり県南女性センターの問題でございます。なぜ使われんかんもと、それはもういろいろわけがあったんもというようなことで、なかなか我々としても答えを出しにくい質問でございますけれども、執行部としても議会に相談をされて、やはり閉鎖されているところを早く全面開放というような意思があるか、ちょっと伺いたいと思いますけど、どうでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

これは本当に私が市長選に出馬表明して以来、この議会の中でも随分議論をやってきた中身であります。もちろん、県知事も入っていただいて、裁定で県南女性センターが存続をしたということは、議員さん方も、市民の皆さんも御案内のとおりであります。しかし、あの当時はそういった約束が前提でございまして、まずは温水プールのみ復活をするというふうなことでございました。当面そういったものについて運用をして、さらには指定管理者制度ということで運用の方法も変えて理解をいただいてきたわけでありまして、これについても議会との約束事でございます。しかるべき時期に十二分にこの協議をいたしまして、市民の皆さんにとってどれが大事なのか、市民の皆さんが望んでいらっしゃることはどうなのか

と、私どもの考え方というよりも、むしろ利用なさっている市民の皆さん方の声をしっかり双方とも聞いて、その用途については協議してまいらなきゃいけないというふうに思います。ただ、基本的には議会との約束事がございますので、執行として今どうするということは非常に、あなたは不明確だと御指摘を受けるかもしれませんが、約束は約束としてそれを遵守しながら、そしてそういった背景を十二分に理解いただき、そしてまた、経営等の温水プールの運営等についても、一定の収益、そういったものがきちんと健全に運営されるような方向で、私どもも賢明なる判断をしなければならぬというふうに思っておるところでございます。

22番（藤丸正勝君）

私にきた手紙の中からちょっと抜粋してみますけど、「私たちは合併前のことはよくわからない。合併したのは何のためですか」というようなことを言われております。「私たちは安全で安心して暮らせる柳川での安定した生活を望んでおります」ということを結びに書かれておりました。やはり私もこれは同感と思います。執行部におかれましては、この暮らしの安定を市民の皆様にお届けするような施策をとってもらいたいと。

また、このインフルエンザ予防接種の無料化、65歳以上の1千円補助ということで、これだけのアンケートを執行部のほうへ後でお渡ししたいと思いますので、よくこれを精査されながら、今後の補助金のあり方に対して執行部のほうで精査されたいと思います。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、藤丸正勝議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午後0時15分 休憩

午後1時1分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、21番大橋恭三議員の発言を許します。

21番（大橋恭三君）（登壇）

皆様こんにちは。21番の大橋恭三でございます。

けさ市役所に来る途中、藤吉小学校の裏門の前を歩いてまいりました。なまこ壁にかわらの乗った大変美しい通用門が姿を見せております。間もなく新築校舎の工事も終わると思います。3月26日は落成式ということで御案内をいただいておりますが、新学期から新しい教室で学ぶ子供たちの笑顔が浮かんでまいります。関係各位のこれまでの御労苦に対し、校区の議員として心からお礼を申し上げます。これを機に、藤吉小学校がさらに飛躍するものと思います。

それでは、本題に入りますが、平成18年3月に配布された新市概要によりますと、「教育、文化、芸術における重視点は」とのアンケート調査で一番多かったのが、義務教育の充実であります。全体の36.9%に達し、柳川市民の学校教育に対する関心の高さや期待の大きさを感ずるものであります。これに対し、柳川はどう対応しているのか、また、しようとしているのか、学力の向上のための基本的方向をお示しいただいた上で、1つ、毎年実施している学力テストの偏差値から見た課題、2つ、学力テストのメリット、デメリット、そして参加する意義と活用策をお聞きいたします。

次に、制服問題でございますが、保護者に十分な理解をいただくため、小・中学校ともに本市全体に共通する制服規定が必要と考えます。柳川市の制服着用の現状と制服見直しへの対処、購入方法の周知徹底についてお聞きをいたします。

関連する質問は自席で行いますので、よろしくお願ひいたします。

教育長（上村好生君）

ただいまの大橋議員の御質問にお答えしたいと思います。

「一年の計は穀を樹うるに如くはなし、十年の計は木を樹うるに如くはなし、百年の計は人を樹うるに如くはなし」、これは管鮑の交わりで有名な管子の言葉でございます。「如くはなし」というのは、それが最高だということでございます。1年単位で考えていくなれば、穀物をきちっと育てよう、10年単位で考えるならば、木を植えてそれを育成せよ、100年単位で考えるならば、人を樹え、人をどう育成するかを考える、こういうことでございます。

今大橋議員から、柳川市の教育は大丈夫か、そういう旨の御質問をいただいたわけですが、御回答申し上げ、また足りないところはよろしくお願ひしたいと思うところがございます。

学力テストにつきましては、昨年の4月に全国の学力テストが実施されました。小学6年生と中学3年生を対象にしたものでございます。科目は、国語と算数中学校では数学ということになります。国語、算数のAの問題と Aというのは、基本的な学力を見る力でございます。もう1つ、今度は活用する力、応用する力を見ます国語、算数のBの問題、AとBと両方の問題が実施されたところでございます。

調査結果は、偏差値ではなくて点数であらわれてくるわけでございます。小学校におきましては、国語、算数ともに全国の平均点より1.0から5.3高い結果が出ておりまして、良好な成績でございました。また、中学校におきましては、国語、数学ともに全国の平均点より残念ながら0.8から4.7低い結果になりました。文部科学省が示します全国平均値のプラスマイナス5点以内に入っているかということになりますと、そこにおさまっておりまして、おおむね良好ということになっております。

課題でございますが、小学校、中学校ともに、やはり平均点のアップを図らなければならない。そしてまた、B問題が低うございましたので、より知識を活用する力、応用する力を

高めていかなければならないと思うところでございます。

それからまた、全国学力調査に参加する意義についてのお尋ねでございます。

これは大きく言って3点あると考えております。まず1つは、全国と柳川市の児童・生徒との学力を比較することによって、柳川の教育水準、つまり学力の程度を確認することができるということが1つでございます。そして2つ目には、各学校の先生方が指導方法の工夫改善を図って児童・生徒の学力向上、学習意欲の向上等に結びつけるということが2つ目でございます。そして3つ目には、柳川市の教育委員会のさまざまな教育施策が果たして妥当なのか、そういうふうなところを検証し、だめであればそこを改善していく、そういう3つになるであろうと思うところでございます。

それから、活用策についてでございますが、既にテストの結果は各学校に行き渡っておりますので、その結果を受けて各学校でどのように分析し、またどう対応していくか、対策を立てていくか、自分の学校がどこの部分が強かったのか、どこの部分が弱かったのか、表現力なのか、考える力なのか、そういうふうなところを徹底して分析させまして、そしてそれを授業改善、あるいは校内研修の充実を図っていくことによりまして、やっぱり指導方法の工夫改善、児童・生徒の学力向上、あるいは学習習慣の確立、そこに取り組んでいきたいと思うところでございます。20年度にもさまざまな対応策を考えているところでございます。

以上でございます。

教育部長（佐藤健二君）

それでは、2点目の小・中学校制服に関する質問について、私のほうからお答えさせていただきます。

現在、制服着用の学校は、小学校が19校中10校でございます。内訳は、大和町の小学校6校と中山小学校を除く三橋町の4校が制服となっております。中学校はすべて6校が制服となっております。また、制服の種類は、三橋中学校、藤吉小学校のようなブレザータイプと詰め襟、セーラー服タイプの2つになっているところでございます。

次に、制服の見直しについては、現在のところ制服の種類や私服等への変更の検討は行われておりません。

次に、購入方法の周知徹底でございますが、新入学児童・生徒の体験入学や新1年生、保護者への入学説明会の折に説明を行ったり、業者のチラシを配付したりするなどの方法で周知を図っております。また、学校によっては制服交換会やバザーなどの機会を設けているところもございます。

以上でございます。

21番（大橋恭三君）

いろいろと答弁をいただきました。それで、順次項目を追いながら質問をいたします。

一番最初に、今全国規模でやったというテストのことを話されましたけれども、それは小

学生は上学年、中学生は3年生ということですね。（「そうです」と呼ぶ者あり）それで、ほかの2年とか1年、あるいは小学校の低学年の場合はどういうふうにして学力をしようとするのか。それで、ついでにテストを行うに当たって、そういう費用は国が県から、あるいは柳川市が持つのか、そして幾らぐらいかかるのか、そういうふうなところをちょっとお願いいたします。

教育長（上村好生君）

それぞれの学年で学年末に標準学力テストを行って、学力の程度を確認しているところでございます。

それから、全国の学力テスト、昨年の4月のテストにおきましては、これは国が実施いたしましたので、柳川市では一円も出していない状況でございます。

それから、そのほかにも柳川市が負担をしてやっておりますのは、先ほど申しました標準学力テスト、これは毎年2月に行います。それから、知能テストを小学校では2年生、4年生、6年生で実施しております。また、中学校におきましては、7回分の実力テストの予算を毎年措置しているところでございます。

以上でございます。

21番（大橋恭三君）

そういうテストの結果を、もちろん先生たちは、教育長たちは分析をして、各学校に指示をしたりして活用策等しておられると思いますけれども、一般市民も関心があるわけですね。そして、特に我々の議会とかも知っておってもいいんじゃないかと思うんです。

それで、そういうふうなことで学校の成績ではありませんけれども、現状というものを執行部、市長や議会にも知らせてもらって、問題を共有する、そういうふうなシステムはありますか、やる必要はないでしょうかね。

教育長（上村好生君）

その学力テストの結果を踏まえて、課題や問題点を議会や市民とともに共有する考えはないかということでございます。

市全体の学力の結果は、先ほど申し上げたとおりでございます。結果を受けました市の対応も申し上げたところでございます。学力の現状の背景にあります基本的な生活習慣や学習状況調査によりまして、課題につきましては公表しながら、議会、市民の方々と連携して学力の向上に努めてまいりたいと思うところでございます。

以上でございます。

21番（大橋恭三君）

3月1日に市からの配付物がありました。その中に、県だよりがありますね。あの中に県議会の代表質問が載っておったわけです。それが、私は読んでおったら、私の質問とちょっと似ているところもあるなと思ったわけです。それで、それをちょっと読ませていただく

と、「全国学力・学習状況調査」の結果を受けた学力向上の施策の基本的方向は」という問いに対して、福岡県の教育長は「学力向上には、各学校が自校の状況を正確に把握し、確実な定着に努めるとともに、学習意欲の向上を図る体験的活動の充実や学習習慣の育成などが必要と考え、市町村や学校に対して早急に今回の調査結果を分析し、指導方法や指導体制の見直しを図るよう指導している。県においては、検証改善委員会を設置して、全県的な調査結果に基づく効果的な改善策を提示していくとともに、課題に積極的に取り組む市町村や学校にサポート指導員を派遣するなど支援に努めていく」とあります。

それで、この調査結果というのは、私は学力テストのことかなとも思ったんですけども、これは何を指してこういうふうな答弁をされているのか、それが1つ。それから、このことは上村教育長はわかっておられると思いますから、これに対する所見があればお願いいたします。

教育長（上村好生君）

これは、全国の学力テストの結果を受けたものだというふうに理解しております。

それから、今おっしゃいました検証改善委員会を県がつくってやると、存じ上げております。ただし、今大橋議員から言われましたけれども、県のほうに聞きますと、まだ計画の段階であるということで、現場にはおりてきていない状況でございます。薄々は存じ上げております。これが現場におりてきましたら、まず一番に、その予算も少しつくということでございますので、効果的な利用を考えていきたいと思いますが、ただ、その対象校というのがそんなに多い市町村ではなくて、福岡県全体を見回して学力の低い地域に対してそれをすくい上げようというのが趣旨でございますので、柳川市も積極的に申し込みますけれども、これが県に採用していただくかどうかのはまた別でございます。

以上です。

21番（大橋恭三君）

今のは所見も含んでの答弁ですね。こういうふうな方法を見ますと、こういうものを活用しない手はないなというふうにやっぱり思うわけですね。ですから、そのことを考えて私は質問を取り立てたわけでございますけれども、その質問の前に、ちょっと私が気になっていることがありますので、先に申し上げておきますけれども、昨年12月の定例会で、ある議員から指導主事の割愛による配属問題で否決をされました。教育長の答弁やその前の事前説明が何か県のほうに顔を向けて、県の顔色を気にしながら説明されているような気がしました。残念に思います。

それで、私は思うんですけども、教育長には、柳川の教育長になっていただきたい。柳川のためにやっていただきたいと思うんです。今そういうふうな小手先ですと、柳川はいろんな問題がいっぱいある。ますます何かイメージが悪くなるのではないかと思います。それで、そういうことで頑張ってください。何よりも、よそよりも柳川市のことを守って

いただきたい。それをちょっと言っておきたいと思います。

それで、もとに戻りますけれども、課題に積極的に取り組む市町村や学校にサポート指導員を派遣し、支援するとありますので、調査研究して積極的に対応することをやはり考えなければいけない。その辺の対応に向けてお願いいたします。

教育長（上村好生君）

前の議会で矢ヶ部議員からも言われました。私の説明が足りなかったというふうに反省をしているところでございますが、ただ、私が県のほうを向いておるのか、全くこれは当たらないことだと思います。私は県とは全く関係ありません。柳川市の教育長でございまして、夜も寝れないくらい児童・生徒のことを考えておるところでございます。その顔つきがどうなのか、表面がどうなのかではなくて、やはり小・中学生6,346名をいかに育成するか、そのことに全力を挙げていきたいと思うところでございます。

それから、議会にも情報を提供してということでございますが、私は市役所の教育委員会の皆さんには、できるだけ教育民生委員会には情報を提供してくださいと、そして教育民生委員会の委員の方々を初めとして、やはり御協力をいただいて、小・中学生の健全育成を図っていききたい。そして、生徒指導を徹底し、学力もある、何でもすぐれたそういう児童・生徒を育成したいと思っているところでございます。

21番（大橋恭三君）

御答弁いただいたことをしっかり覚えておきたいと思います。

次に、この学力テストなるものは、自治体によっては行っていないところもあるというふうに聞きました。本当かどうかちょっと私もよくわかりません。そういうことがあるのか、そして、学力テストはメリット、デメリットがあると思います。この辺は何なのか、なぜ行わない自治体があるのかを知りたいためにメリット、デメリットを知りたいということでございます。

教育長（上村好生君）

全国で全国学力テストに参加しなかったのは、愛知県の犬山市だけではないかなというふうに思うところでございます。正確にはちょっと一、二あるかもしれませんが。

それから、デメリットから申し上げますと、これは年に1回だけの小学6年生、あるいは中学3年生だけのテストでございます。1回だけのテストでございます。このテストで小学校全体を、中学校全体を判断してもらっては困るということですね。そういう学力テストの結果がひとり歩きするのではないかということをおそれているところでございます。また、小学校が柳川市内に19校、中学校が6校ございますが、その序列化につながってはいけななどと、順番づけですね。そういうふうなところがデメリットであるというふうに思います。

それから、メリットにつきましては、最初申し上げましたように、やはり自分がどの位置にいるのか、全く羅針盤を持たないで海の航海ができるのか、自分がどこにいるのか、柳川

市の教育水準は一体どこにあるのか、課題があるならばどこに課題があって、それをどう指導、工夫改善していったら、児童・生徒の学力がつくのか。あるいは小・中学校はしっかりやっているけれども、柳川市の教育委員会に問題があるのか、そういうふうなところをやはりチェックしていける、そこがメリットではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

21番（大橋恭三君）

今までは総論的なことを聞きましたけど、結論を1点だけ聞きます。

柳川市の場合、この学力テストを実施して、その中にいわゆるアンダーアチーバーといいますが、学力が低い方、問題と考える方たちがどういうふうにして分布しているかというのでも聞きたいわけですね。それで、そういうものをひらって、問題なのは、この試験は知能指数の試験も一緒にあると思いますから、あるいは実施されていると思いますから、その知能指数が高いのに点数が低い、そういうふうな場合にやはり考えなくてはならない。教育の先ほど言われましたけれども、残念ながらという言葉が出るのはその辺にあると思います。あるいは、もともと知能指数が低い方たちは、どうすれば知能指数を上げることができるかとか、そういうことも含めて対策を講じなければなりませんので、その辺の分布で気になるところはあるのか、ないのか、お願いします。

教育長（上村好生君）

アンダーアチーバーと申しますか、知能指数ばかり言うわけではございませんが、その測定をしておりますので、それよりもうんと低かったりするのはいけないと。やはりできるだけ力を伸ばしていく。これは学力の上位者においても、学力の低位者においても、やはり力をつけていく。上だけ引っ張ればいいのか、それは違います。じゃ、下だけでいいのか、それもまた違うだろうと思います。上中下全部を引っ張り上げる、そういう工夫を今後ともやっていきたいと思うところでございます。

21番（大橋恭三君）

これだけ大事な問題をこういう1時間の一般質問ですするというのは私も無理があるということでは重々承知しております。

そこで最後に、こちらの学力テストの最後ですけれども、幾ら勉強ができて、体がよくないといけないと言われます。健全な体に健全な知識が宿るとも言われます。そういう意味から、やはり学力ばかり上げることに固執してもどうかと思うわけですね。それで、健康をつくるため、体力づくりなどもやはり考えなければなりません。学力と健康な体は延長線上にあるということで、児童や生徒の健康管理、これはどういうふうにしておられるか、わかればお願いします。

教育長（上村好生君）

まさにおっしゃるとおりだというふうに思います。やはり早寝、早起き、朝御飯というの

を柳川市におきましても展開しておりますが、これは全国のデータがございまして、毎日朝食をきちんととる子供と、朝食を食べない子供との間には、今回の全国の学力テストで国語、算数ともに20点の差があるということでございます。それで、よく朝食をとる子供は勉強ができるようになるよと、そういう言葉で表現されておりますが、やはりそういう生活習慣をきちんとするという、また、小学校におきましては早朝トレーニングなども行っております。体を鍛える。やっぱり体力を鍛え、それから、徳育、徳を鍛え、それから、学力を鍛える、そういうところに力を入れていかなければいけないなど。生活の乱れ、これをどう直すか、ここにかかっているのではないかなと思います。

そしてまた、家庭での学習時間が非常に少のうございます。高田議員にも申し上げましたが、非常に少ない。1日に家庭で30分以内しか勉強しない中学3年生が全体の35%を占めております。30分から1時間勉強するという中学3年生が40%を占めているのであります。1時間以上というのは、25%だけでございます。ですから、やはり家庭における勉強がいかに大切か、そしてまた、体をつくり、そして基本的な生活習慣を育成することが、養うことがいかに大切か、そのことを生徒に先生を通じて指導しているところでございます。

また、その先生方におきましても、やはりわかったと生徒が喜ぶような、わかった、理解できた満足するような、そういう満足感を持って1日の授業が終わるような、そういう授業をしていただきたいなと思います。そして、小・中学生ともに時間をきちんと守る、きちんと掃除ができる、学校内が常にきれいである、そして礼儀作法が行き届いた、そういう小・中学生を育成したいと思うところでございます。

21番（大橋恭三君）

次へ進みます。

制服着用の現状は、部長の説明で大体わかりました。制服の見直しに入りたいと思います。

中学校の場合、小学校はもう飛ばします。中学校の場合、6校の中の5校が標準服、1校がブレザーであります。1校のブレザーというのは、もう御案内のとおり、三橋中学校でございます。私が調べた価格、すなわち標準服の場合は、男で26,800円から36,800円で終わります。これは旧柳川市のほうでございます。それから、大和町のほうでは、大和中学校と言ったほうがいいですかね、21千円から36,800円というふうになるわけですね。今のは男子です。それから、女子は、どちらも32,550円から34,500円。それから、ブレザーの場合は、男で37,700円。そして、これにはシャツが要ります。シャツを2枚組ませると40,700円ぐらい。それから、女子の場合、38,600円、同じくシャツを組み込ませると41,600円。そういうふうになるわけですね。

それで、標準型の学生服は、価格もメーカーも選択ができるわけですね。ブレザーはメーカーが指定してあるために選択するすべがないわけですね。価格も差が歴然としている。これは合併前ならまだしも、同じ柳川市となった今、保護者の負担に大きな隔たりがあるという

ことは、負担がかかって隔たりがあるということはいかなるものかと思うわけでございます。

今、所得格差とか言って大変経済的に苦しい方もおられます。文句を言えずに、あるいは言わずに苦しいやり繰りをしている家庭があることをわかっていただきたい。この現状に対して、教育長はこのまま放置していいものか、市内同一水準で検討し、負担の優先や公平性を検討できないのか、どのような場合に見直しが認められるのか、これは前段としてちょっとお聞きします。

教育部長（佐藤健二君）

小・中学校の制服については、柳川市全体で検討して基本的な方向を示せないかというような質問だったかと思えます。

制服を採用している学校の歴史や校区の方々の思いや願いがあることから、各学校独自に検討していただくことが妥当ではないかというふうに考えているところでございます。

21番（大橋恭三君）

まあ、わかりましたと言っておきましょう。それで、このごろは盛んにリサイクルとか、もったいないとかいう言葉が出ます。よく聞きます。経済の厳しさが格差を生んでいると先ほど言いました。本当は高価な買い物は大変なんです。本来、学生服には標準服と呼んでいきますけれども、日本工業規格品であれば、どこのメーカーであろうと通用する、これが原則であったわけですね。家庭の経済状況で選択できたわけですが、この場合、この標準服は高校まで着ていける場合もあるわけです。教育長、御存じだと思いますけれども、三池工業とかは、どうぞ中学校で利用したものを使ってくださいと言っているわけですね。

ところが、学校の事情もありますから、簡単には言えませんが、制服を着れた学校ではそれを買わなければいけない。これだけもったいないとかリサイクルとか言われる中に、もう少しそういうことを考えた取り組みが必要だと思うんです。

そこで、私は三橋中学校のブレザーのことを申し上げますが、ブレザーは平成13年ごろ取り入れたわけですね。平成14年の6月議会で一般質問をいたしております。そのとき、当時の教育長は、検討委員会イコールPTAが決めたことだから、いろいろ問題はあるけど、認めたと。今後、価格やその他の理由で問題があれば3年ごとに見直しをすると答弁しておられました。しかし、学校長と検討委員会は平成15年12月11日に、その期限前に制度の見直しを行っております。急遽変更して、平成15年12月11日に保護者や販売店などに新しいものを通告しているわけです。それは平成15年の内容ですけど、これによると、5年に一度見直しというふうになっているわけです。当時私は、ちょうど合併などもありましたからされたかどうかはわかりませんが、そんなら3年後にこれについての一般質問を試みようと思っていたんですけれども、5年に変更されたことでされなかったわけですね。

ところが、その平成15年12月から起算しても、ことしの12月で丸5年でございます。です

から、ここで見直しの時期が来るわけですよ。そういう機会をとらえて、ちゃんと全市に共通した規定を考える時期ではないかと思うわけです。私は、この当時は本当に思ったんですよ。たった1社のメーカーの品物を買えということは、これは独占禁止法にも違反するし、ちゃんと県の公取委もそれはおかしいと言いました。でも、あえて先ほどの理由でやっておられますから、そのままいったんですけれども、今回時期が来たからやってもらいたい。裏のほうで、これは裏金つくるためにメーカーとだれかさんが話し合っていてしよつとやなかかち言う人もあったかもしれんとですよ。あったとは言いません。あったかもしれん。だから、こういうふうなものはやはりなくしてもらいたい、そういうふうにしてきょう質問しているわけなんですけれども、考えていただけるかどうか、答弁をお願いします。

教育部長（佐藤健二君）

三橋中学校がブレザーということで、標準服に比べて選択の余地が少なくて経費負担が多いということのようでございます。今回5年目の見直しの時期であるということでございます。先ほど申しましたように、基本は学校、保護者、それと子供たちの意見を聞いて決めていくところにあるというふうに私たちは認識をしておるところでございます。ただ、議員が仰せのように、保護者のほうに多大な負担がかかっているということでございますれば、そのような意見がございましたよということをお伝えをしていきたいと。ただ、教育委員会として変えなさいとはなかなか言えないんじゃないかなと、先ほど申しましたような理由でですね。そういう意見があったということをお伝えしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

21番（大橋恭三君）

これ以上申し上げる必要はないと思います。やはりそういうことが考えなければいけない時期に来ているということをお理解いただきたいと思ひます。

最後に、購入方法の周知徹底について少しお願ひをしたい。

先ほど答弁をいただきましたから、余り言う必要もありませんけれども、保護者が求めるために、慌てなくいいように通達や説明会は早目の対応をしていただきたい。そして、学校間のやり方が非常に差があるわけです。この辺をしっかり研修会などを開いていただいて直していただきたい。そういう対応をしていただきたい。

それから、販売店などと学校との意思の疎通をしっかり図ってもらって、子供や保護者が迷わないように、戸惑わないようにしていただきたい。

それから、周知徹底のために、柳川市報がありますけれども、これに記載することができないのか、あるいは有料広告などができないのか、検討していただきたい。

この3つ、だれでもいいですからお願いします。

教育部長（上村好生君）

もったいない、異論は、おっしゃるとおりでございますして、各小学校におきましては新1

年生に入ってくる場合に制服の交換会などをやっております。それから、購入の方法の周知徹底、これは各学校独自で行っているところでございます。あるいは中学校と地域の小学校と連携して行っておる、そういうふうな実態でございます。

しかしながら、子供、あるいは保護者に迷惑がかかってはとうしようもありませんので、早目の対応、そして徹底した対応、周知徹底を図る、そのことを各学校にきちんと伝えていきたいと思っております。

21番（大橋恭三君）

いろいろとお答えいただいてありがとうございます。大分あれだと思いますけれども、市長についてだからお聞きしたいと思っております。

先ほど私は教育長に対して、柳川市の教育長として向こうを向いて柳川市のために頑張れと申し上げました。教育長は一生懸命やっておられることを答えていただきましたので、少しは安心しましたけれども、やはり我が市の予算を見ますと、教育予算、これは2,237,500千円でございます。大体全予算の8.7%。それで、単純に比較するわけにはまいりませんけれども、国は全予算の9.6%ぐらいだと思います。だから、これが多いのか少ないのかわかりませんが、柳川市は基幹産業が農業や漁業でございます。今後生き延びるためには、教育への投資が絶対に必要だということを私は申し上げたい。有能な人材をどんどんどんどん送り出して、柳川で勉強すつとよかねというような、住みやすいと感じるまちづくりをしていただきたい。

今申し上げました8.7%というのは、地方自治体の中でも決して高いほうではありません。ですから、もっと考えていただきたい。予算の面から学力向上に援助してもらいたい。その辺で市長の考えをお願いします。

市長（石田宝蔵君）

この教育の問題というのは、私も非常に難しく、幅が広くて奥が深いというふうに思っております。先ほどから教育長が答弁なさっていますように、柳川市の6,800人余の児童・生徒の皆さん、一日たりとも寝食忘れて、この子供たちの教育の問題を忘れたことはないといった御答弁もなさっていました。私は上村教育長、本当に本市の高等教育、伝習館でも校長として長きにわたってやってこられた素晴らしい教育長だと思います。（「私も思います」と呼ぶ者あり）そういった教育長でありますだけに、やはり子供、生徒への思いは私どもの想像を超えるものがあるということを先ほどの答弁でもおっしゃっていらっしゃいました。私も全く先生の思いは日々伝わってくるわけでありまして、やはり柳川に行けば学力もつく、人間的にも成長すると、そしてまた、体力も気力も、そういった情熱もよそのまちでは学ぶことのできない、こういったものが柳川だということをいつもおっしゃってあるわけでありまして、私はそういうことからいたしますと、本当に素晴らしい教育長だと思っております。

お尋ねの件は、教育の予算を2,237,500千円、当初予算で構成比8.7%と、ただ昨年の場合

は、教育予算が伸びるという背景には、箱物のハード事業が年を左右いたします。もちろん、私が就任をいたしました翌年は長い間、中学校の給食がございませんでしたので、4中学校の完全給食の共同調理場の整備、これに大きな金をつぎ込んでおります。それから、先ほど藤吉小学校の問題を冒頭に大橋議員おっしゃいました。これは藤吉小学校の改築、こういうものがやはりあるわけでありまして、今年度はそういった箱物がちょっと休憩をしていると、先ほど提案理由でも申し上げましたが、耐震強化、耐震の調査はやるけれども、実際箱物として予算として組み込んでいるものは今年度は多くございません。しかし、ソフト事業に対しては、よその市町村に負けない、子供たちのための内面的なものについては決して他にまさるとも劣らない予算編成だと私は思っております。

したがって、これは精査いただいたら御理解いただけたらと思っておりますので、その辺については御了承いただきたいと思っております。決して負けるような予算ではございません。

21番（大橋恭三君）

私の言葉足らずの面があって、大変意が届かないところがあったかもしれませんが、とにかくしっかり考えていただきたいと、申し上げたことをです。だから、そのことを受けとめていただいて、ぜひ柳川市の子供たちに大きな光を当てていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、大橋恭三議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 1 時56分 休憩

午後 2 時12分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、2番古賀澄雄議員の発言を許します。

2番（古賀澄雄君）（登壇）

2番、公明党、古賀澄雄でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従い順次質問をいたします。

今回は、行財政改革について、本市が取り組まれております事務事業評価システム、行政パートナー制度の成果並びに評価についてお伺いをいたします。

新柳川市が誕生しまして丸3年になりました。合併による市民の是非についての声も少し遠くなった感じはありますが、しかし、何とも言いがたいため息が漏れてくるのが気になってならないわけでございます。

さて、柳川市は現在行財政改革大綱実施計画に基づいて行革が進められております。私は、1年前の昨年3月議会で一般質問において行政の無駄をゼロにすることを目指してというこ

とで提案をいたす質問をいたしました。これは行政のスリム化をぜひとも、こういう思いからでございます。この手法につきましては、事業仕分けという導入についてのこの手法につきましては、行政の一つ一つの事業を市民の目線で必要性をチェックする仕組みでございます。皆様方、既に御案内のことと思いますが、シンクタンク構想日本が一部自治体と組んで実施した事業仕分けでは、9県7市の実施段階で結果として継続してやるべき事業、これは市町村で7割に絞られたと、こういう結果が出ました。そこで、私は本市でもこの事業仕分けを導入してはどうかと求めたのでございます。そのときの答弁においては、「今年度から事務事業評価の導入を進めておりますけれども、この事務事業評価でも、先ほど提言いただいた事業仕分けと全く同じような作業を実施するようにいたしております。それぞれの事務事業を市民の視点に立って必要かどうか、あるいは市が関与すべきか。また、民間委託などによる事業費、人件費の削減余地はないか。受益者負担の適正化などを検討して、事務事業の廃止や休止、類似事業との統合、やり方の改善などの見直しをすることにいたしております。19年度は早速4月、5月にかけて、事務事業の評価単位となります約700のすべての事務事業を各課で評価いたしまして、抜本的に見直しを進めることにいたしております」と、こういった力強い答弁をいただいたわけであります。

そこで、1年過ぎました今日、その一つ一つの評価がどのようにこの20年度の予算等に反映されているのかを、そういった御苦労の中から成果をお伺いしたいと、こういうふうに思っております。

2点目に、行政パートナー制度の評価についてお伺いいたします。

まず、この制度は市長マニフェストの1年以内にやる項目として掲げた一つと伺っておりますが、いかがでしょうか。私は、これまで市民協働については、たびたび一般質問に取り上げてまいりました。この21世紀、想像を超える少子・高齢化、人口減少社会が来ています。高齢化率40%を超える村や限界集落といったことが話題に上っている昨今、私たちの経験にない時代が我が市へも足早にやってきました。本市の第一次柳川市総合計画、市の将来像は生きがいと活力に満ちた自然と共生する住みよいまち、このようにうたってあります。このテーマは、私たちの使命でもあります。私はみずからの政治的信条として、今こそ市民の英知を結集し、新の協働社会を実現すべき、このように常に考えているところでございます。

そこで、この3年間、一般質問の中で議論してまいりました市民協働、いわゆる行政パートナー制度についての市長答弁等々からの評価をお伺いしたいと思います。

石田市長が誕生されまして最初の議会、平成17年6月一般質問で、市長はこのように言われました。「私もこのマニフェストでお示しをいたしました。この中で、市民の皆さん方が行政に参画をしていただくまちづくりは、やはり観客席にいるんじゃなくて、自分が主役になったとき初めてやる気が生まれるというふうに考えておりますので、やはり行政パート

ナー制度、これももちろん導入をするわけでございますけれども、これは市で行っております業務を市民やNPOに委託をいたしまして、行政の効率化、歳出削減を図る、ただ制度でございまして、これに私は、市民税、市民の皆さんから納めていただく税金、これが年間、平成15年度の決算ですが、1,841,278,860円でございます。これを他の市町村に先駆けて、この市の6月議会に提案をしております市政運営基本条例というのをお願いしておりますね、上程しております。この条例に合わせて、中身は何だと、意味はようきれいなことを言っているけど、中身がないじゃないかと、こういうことになったらいけませんので、ぜひこれは検討しておるんですが、今年度はそういう行政パートナー制度、そういうソフト的なものを入れながら、市民税1,840,000千円の1% 0.5%から1%を使いましょうか」と、こういった発言をしていただきました。

全く議事録どおりを読ませていただきましたけれども、そこで、お聞きしたいことは、行政パートナー制度に対するまず第1点の評価であります。あわせて市長マニフェストの自己評価、また市民税1%の使用実績についての所見をお伺いいたします。

以上で終わりますけれども、再質問については自席で行いますので、よろしく申し上げます。

企画課長（大坪正明君）

古賀澄雄議員の事務事業評価システム導入の成果についての御質問にお答えをいたします。

この事務事業評価、それから施策評価を含めて本市で行政評価という形で実施をしております。この実施状況について御説明をまずしたいと思います。

本市の行政評価については、18年度の途中から導入の準備と職員の研修などを始めまして、実質的には19年度から導入をいたしております。そして、19年2月に策定しました第一次総合計画の体系とリンクするようにまちづくりの目標である7つの政策、そしてその政策を実現するための39の施策、そして施策を実現するための620の事務事業、これを総合計画に合わせて体系化をいたしまして、この39の施策と620の事務事業すべてについてマネジメントシート、これはいわば評価表みたいなものですが、これを各担当課で作成をしていただいて評価をいたしております。

評価の概要を申し上げますと、まず事務事業評価では目的妥当性評価ということで、事業の対象は適切かどうか、あるいは市が行わなければならない事業かどうか、これは先ほども古賀議員がおっしゃいました事業仕分けと同様の内容でございます。この評価では8%の事務事業が見直し余地ありという結果になっております。次に、有効性評価といたしまして、事業を実施することで成果が向上するか、事業を廃止、休止した場合の影響、あるいは類似事業と統廃合できるか、そういった視点から評価するもので、これで29%の事務事業が見直し余地ありと評価をされております。3つ目に、効率性評価として事業にかかる費用を削減することができるか、あるいは人件費の削減ができるか、そういった視点で評価いたしまし

て、22%の事務事業が見直し余地ありとされており。4つ目に、公平性評価で、これは事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないかとか、あるいは受益者負担が公平公正かなどを評価いたしまして、11%の事務事業が見直し余地ありという結果になっております。この結果、今後の事業の方向性として、廃止する事務事業が13事業、休止が5事業、目的再設定が14事業、事業統廃合、連携していくものが37事業、有効性改善していくものが141事業、効率性の改善が137事業、公平性改善が48事業、現状維持が282事業という結果になっております。この方向で今後取り組んでいくということになります。

今年度の事務事業評価は全く初めての取り組みでございましたので、各担当課の作業量、負担も大変なものでございました。このため、今年度は担当課による1次評価に終わっておりますので、この評価結果を次の年度にどう反映させていくかということまではまだ十分取り組めていない状況でございます。来年度は2回目になりますので、2次評価まで実施いたしまして、評価結果を次年度につなげていけるよう努力したいと考えております。

この事務事業評価のほかにも、その上位の目的となります39の施策の評価、それからこの施策の優先順位をつけて20年度予算編成に向けた経営方針も出しております。そのほか、20年度の新規事業の事前評価等も試行的に行ったところでございます。

以上でございます。

人事秘書課長（藤木 均君）

2点目の行政パートナー制度の評価について申し上げます。

先ほど議員おっしゃいましたように、この行政パートナー制度は、市長のマニフェストの具体的な事業実施という形でやっているものでございまして、市民協働のまちづくりを進める、つまり市政運営条例を具体的に推進する制度として行政パートナー制度を導入し、実施しているわけでございます。

そこで、簡単に行政パートナー制度そのものの仕組みを簡単に御説明申し上げたいと思っておりますけれども、この制度そのものは市民協働の一つの形、これは市民協働そのものではなく、市民協働にはいろんなやり方がある中の一つの方法として、そういう形で行政パートナー制度を19年度から実施をしたものでございます。この制度は、行政と一緒にまちづくりに参加していただく市民グループを多く育成したいと、そういうことを目的に実施したものでございまして、この行政と一緒にまちづくりをするグループを行政パートナーと、そういうことで呼んでいるわけでございます。そして、その市民グループの自主的な活動を支援するためには、やはり活動費が要るわけでございますので、その活動費をみずから得ていただくために市の業務の一部をその行政パートナーに委託いたしまして、そしてその活動費に充てていただくこと、そういうふうな制度でございます。したがって、市が支払う委託料はあくまでもグループの活動費に充てていただくと、そういうことが前提となるわけでございます。

また、行政パートナーとして指定されたグループは、市が行うさまざまなイベントや行事、

そういうものに市のスタッフの一員として積極的に参加していただく、つまりボランティアをやっていただくと、そういうことを主な行動として協定書として結んでおるわけでございます。

現在、行政パートナーに委託している事業といたしましては、手話通訳業務と各種委員会、協議会、そういう会議がありますけれども、その会議の議事録を作成していただく、この2つの業務を行政パートナーとして実施しているわけでございます。

そこで、ことし19年度から始めましたので、1年間試行をやってみてどうなのかと、そういう御質問でございますけれども、手話通訳業務につきましては、ほぼ1年間、昨年5月から行っておりました、その割合を見ますと、かなり利用頻度も高く、その設置効果は高かったと、そういうふうに総括をしているわけでございます。また、議事録作成につきましては、取りかかりが昨年の12月から行ったものでございますので、まだ3カ月程度の実績しかございません。議事録の作成を発注いたしましたのも3回程度でございますので、その実績はどうかということについては、もう少し時間がかかろうかというふうに思っているわけでございます。ただし、経費面を見ますと、今まで職員がやっておった時間から見ますと、かなり削減されているというふうに感じているところでございます。

また反面、反省点もあるわけでございまして、先ほど申し上げましたように、あくまでも行政パートナーというのは、市民と協働してまちづくりをやっていこうと、そういうことが大きな主眼でございますけれども、その点がなかなか1年間やっておりました、なかなか目標に達しなかった、そういうふうな反省点もあるわけでございます。したがって、行政パートナー制度につきましては、20年度の予算の中にもお願いいたしておりますので、20年度はその大きな目標である市民と一体となってまちづくりを進めていこうと、そういう視点を大きく前面に出しましてやっていきたいと。そして、行政パートナー制度そのものを市民の皆さんに御理解いただくように、そういう活動をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

総務課長（櫻木重信君）

市民税1%の使用実績についてはどうかということでございました。このことは市民協働推進に非常に関連がございますので、市民協働推進の状況についてお答えいたします。

平成17年6月の議会におきまして市民運営基本条例が成立しております。ここから市民協働の取り組みが始まったというふうに考えております。その具体的な取り組みの考え方を取りまとめるために平成18年11月に市民協働推進委員会を立ち上げました。その推進委員会は14回の議論を経まして、ことし1月10日に市民協働推進計画案を市長のほうに提言をいただいております。これにつきましては、パブリックコメントを得まして、市の計画として決定をしようとしている段階でございます。この中で市民、NPO等の市民活動団体、それに行政

の役割分担、そういうふうなのを行う、それと本市の市民協働のあり方についていろいろ示すことにしております。

計画の中で具体的な進め方といたしましては、おおむね小学校を基本といたします地域コミュニティづくりやNPOや地域活動団体が行います政策提案、事業に対しまして助成を行います政策提案型助成制度等、そういうふうなのについて述べられております。これらにつきましては、これから取り組んでいくということになると思います。

それから、これらの財源でございますが、財源といたしましてNPO支援基金や住民税の1割、先ほど御質問にもありましたが、住民税の一定割合を団体の活動助成に充てるというふうなパーセント条例、そういうふうなのも取り組んでいる市町村があります。しかし、ほかのそういうふうな取り組みをしています市町村でもいろんな形態がございまして、これからさらに研究をしていきたいと、そういうふうにご考えております。

先ほど言いましたように、柳川市民協働推進委員会からは1月10日に提言を受けておりました、具体的な内容については今後取り組んでいくと、それに伴いまして、財源につきましてもこれからの検討課題というふうにご考えております。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

なかなか説明はしていただきましたけれども、私も、また市民の皆様もなかなか難しいお話で、ちんぷんかんぷんではなからうかというふうに私自身も感じておるわけですが、もう少しやはり具体的をお願いをしたいというふうに思うわけです。

いわゆるこの事務事業評価ということで、昨年4月、5月から積極的にスタートするというので、昨年から700の事業をすべて評価していくということで、私自身も大変期待をしておったところでございますけれども、何せ19年度は助走期間として終わったみたいな、そういうお話じゃなかったかなというふうに聞いておりました。私は、昨年も岡山の例をとりまして、柳川市としては大体19億円ぐらい、岡山の実績を通すとそれぐらいの削減効果が生まれるんじゃないかと、こういう例を引いたところ、柳川市においても約960,000千円ぐらいの評価が、削減効果が出るだろうと、こういうお話もあったわけでございます。そういうことで、この事業を進める中で削減額が総体でどれぐらいになるのか、これが一番わかりやすいんじゃないかなと私は思いますので、この事業を進めることによって幾らぐらい削減されるのかと、これをどう試算されているのかということをお聞きしたいというふうに思います。

2点目ですけれども、先ほど20年度に行われる6つの事業を事務事業評価をされたらと、こういうお話がありました。この中身についてお願いしたいと思うんです。20年度にこの事業が入っているということだと思っておりますけれども、どういう内容で、どういう評価をされてきたのかということをお願いしたいというふうに思います。

3点目でございますけれども、これはこの場でお話しすることかどうかというふうに思いましたけれども、私がいつも関心を持っておりました人間ドック、脳ドックというのが今まで柳川市でも行われてきておったわけですけれども、聞くところによると廃止というふうなことを聞きますけれども、この件について、やはり市民にわかりやすい事務事業評価というのが行われたのかどうなのか、ここら辺を、この3点についてお伺いをしたいと思います。

企画課長（大坪正明君）

まず、今後どれぐらい削減されるかというような御質問にお答えいたします。

本市でこの行財政の効率化を進めるために18年度に行政改革大綱と実施計画を策定いたしております。この一環として、この行革のメニューの一つとして行政評価を実施しておるわけですけれども、この行政評価自体は単なる経費節減の道具としてだけではなくて、事務事業全般を市民の視点に立って見直して改革、改善をしていくと。そして、その評価結果を公表することで市民の皆さんに税金の使われ方を明確にしていく、説明責任を果たすと、こういったことを目的としております。そしてまた、この一連の作業を職員がしていく中で、職員の意識改革を進めるということが主な目的でございます。その成果は、先ほど言われましたように、まだこれからということですが、岡山市でそういった行財政改革の中で事業仕分けをしていると、柳川市に直せば19億円からの削減になるというようなことでございますけれども、岡山でも職員の人件費とか物件費の削減、そういったものも事業仕分けの中に入っておりまして、本市の行財政改革の全般の中でそういった人件費、物件費の削減も取り組んでおります。

昨年の3月議会で議員の御質問にお答えしましたように、これを全部すれば960,000千円の削減効果があるということでございます。これは19年度の予算では292,000千円、それから20年度の予算ではさらにそれに加えて284,000千円の削減の効果があります。この2年間で576,000千円ということで、この実施計画の約6割を達成しておるというような状況でございます。

それから、このほかにも事務事業の中で廃止しているものもございまして、これの金額というのは、事務事業についてスクラップ・アンド・ビルドがございまして、新規事業というのがありますので、一概に幾ら削減しているという数字は出しにくいというふうに思います。

それから、2番目に新規事業の事前評価の件で6事業を事前評価したということで、これについての説明でございますけれども、この20年度の新規事業については、試行的に事前評価を今年度実施いたしまして、ハード事業で3,000千円以上、それからソフト事業で1,000千円以上の事業について、20年度の予算計上する予定の中から出していただきまして、ちょっと取り組みの時期が少し早過ぎましたので、昨年の7月に研修会とマネジメントシートの点検指導会、それから8月に2次評価を実施するというスケジュールでございまして、まだ各

課で20年度の事業については余り検討されていない時期でございましたので、評価した件数が少なく、評価後にまた新たに新規事業が出ているという状況でございます。20年度はもう少し遅い時期に実施したいというふうに考えております。

この実際2次評価した6事業の内容でございますけれども、そのうちの5つの事務事業が採択、1つが不採択というふうになっております。不採択になった1つの事業は、廃プラスチックを分別収集してリサイクルするという事業で、これは不採択の理由としては、19年の10月からモデル地区で実施する結果を踏まえて、さらに新年度で検討するというので、新年度の予算としては不採択ということになっております。その他、採択された事業については、観光振興計画の策定、それから市民会館の大規模改修調査事業、それから消防救急無線のデジタル化調査事業などがありまして、これらは20年度予算に計上されておるところでございます。

それから、3番目に脳ドック事業の補助金の問題でございます。これにつきましては、今年度実施しました事務事業評価の620の事業の中にはこういった補助金とか負担金というのは、大きなもの一部しか入っておりません。御指摘の脳ドック補助金は620の評価対象の中には入っておりません。こういったいろいろたくさん事業がありまして、細かい事業を一つ一つ評価の対象にすると、恐らく2,000以上の評価対象が出てくるということになりますので、今回の対象には入れてなかったということでございます。

ただ、こういった補助金、負担金については、市民への説明責任という問題もございまして、今後は事務事業評価の対象に入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございました。

昨年、この行革で幾らぐらい削減されるかということは、年間大体960,000千円というふうに私は聞いたような気がしたものですから、いわゆるこれを何年かされる中で総トータルでどれくらい削減される試算をしてあるかというのをお聞きしたわけですが、先ほどはその960,000千円のうちのお話をされたみたいで、ちょっとそこら辺が食い違っているような気がしますけれども、いかがでしょうか。

それと、人間ドック、脳ドックは事務事業評価に入っていないということございまして、私もこれが廃止されたということについては、どうしてかなということ関係各課にお話をお聞きしに行ったことはあるんですけども、やはり市民の皆さんには大変関心の深いものでもあろうし、説明責任というのは当然出てくると思うわけございまして、そこら辺はやはり一番最後はだれがそういった廃止の決定をされるのか、そこら辺もお聞きしたいというふうに思いますけど。

企画課長（大坪正明君）

行財政改革で960,000千円がトータルで削減される金額かというふうな御質問ですが、行財政改革大綱と実施計画で計画している中で、それをすべてが実現すれば1年間に960,000千円ずつ現状よりも下がりますよというような内容でございます。そのうち、順次人件費の削減とか物件費の削減を行っておりますので、19年度では290,000千円ほど下がったと、そしてさらに20年度では280,000千円ほど下がりましたよというような内容でございます。

保険年金課長（川口敬司君）

先ほどから出ています人間ドック、脳ドックの廃止について御説明を申し上げたいと思います。

この件につきましては、平成20年の4月から法律に基づきました特定健診、特定保健指導の事業があります。今議会の熊井議員の一般質問の中にもありましたように、これは保険者に義務づけられたものでありまして、これを実施するに当たりまして、事業を考えたときに、5年後の平成24年までに65%の受診率を達成するという目標を掲げておりまして、もしそれが達成できなかったときはペナルティーを課せられるという制度もあります。そういった意味で、20年度からはそちらのほうの事業に全力を注ぎたいということで、人間ドック、脳ドックについては20年度から予算に計上していなかったということでもあります。

それと、経費の問題もありまして、19年度に人間ドック、脳ドックに関して約6,000千円ぐらいの費用がかかっておりまして、それに関してはあくまで単費、補助事業ではありませんので単費で国保会計の中から支出するということになります。そういったことも考え合わせまして、先ほど申し上げましたように、20年度からいましばらくの間は特定健診、特定保健指導のほうに全力を注ぎたいということでもあります。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

理由がわからんではありませんけれども、やはり国保にかたってある人たちからすれば、人間ドック、特に脳ドックあたりについては、なかなか検診する機会というのがないわけでありまして、こういった市のサービスというのがきっかけとなって脳ドックに行ったという方で、私もその中の一人でございますけれども、こういうのがあると、やはりきっかけができると行くというようなことにもなりますし、特に今回の特定健診が理由となってこの事業をやめたということになれば、市民の皆さん方に本当にその説明責任が果たせるのかと、こういったことも感じるわけですね。そこら辺をよく考えて、やはりこの件については周知徹底なりされる場合はよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に進ませていただきますけれども、特に事業仕分けを進める上においては、私は常日ごろ事業仕分けの主張をしておりますけれども、この特徴というのは、市民を募集して、そして市民も同じテーブルに座って、そして一つ一つの事業を仕分けてすると、これが特徴の一つであろうかというふうに考えているわけでございます。

これは、きのうおととい、日曜日の新聞でございますけれども、西日本新聞に大牟田市の財政難のことについてちょっと触れられる記事があったわけですが、大変やはり職員さん並びに議員、また四役等のカットというのか、そういうことでは御苦労されている様子が書かれております。その一番下のところでですけども、「行革に市民の目線を」という欄がありまして、ここで事務事業の選択をというテーマで大牟田市においては、行政外部評価委員会というのがありまして、その委員長を務める明石教授のお話でございます。「2007年度は53の事業を審査したところ、約3割が大幅改善が必要である」と、先ほど私、岡山のことを例に挙げましたけれども、やはりそれくらいの削減する内容があると、こういうふうなことだろうというふうには思っております。「その中には約9億円をかけてし尿収集手数料を集金するのに職員11人、人件費約1億円を用意している事業もあるとか。また、給与削減が続く中、多くの職員が懸命に公務に励んでいるのも事実。当委員会の一般公募の市民からは情熱的に業務の大切さを訴える姿には好感を得たと。市職員の苦労もよくわかったと、そういうことでこの明石教授は事業自体を大胆に取捨選択しなければまちづくりが縮小、不再生産に陥ると。市は市民の目線に立った行財政改革が必要で、住民も自分たちでできることを引き受ける好循環を目指すべきだ」、こういうことを助言したというふうにありました。

本市でも市民の視点に立ってと、こういう表現がございますけれども、今後、事務事業評価を推進する上で、こういったお考えがあるのか、そこら辺もちょっとお聞かせ願いたいと思います。

企画課長（大坪正明君）

大牟田市の例を出されまして、市民の委員によって外部評価がされているということで、柳川市でもこういったことを考えたらどうかという御趣旨の御質問だろうと思います。

確かに古賀議員がおっしゃいますように、市民による外部評価、いわゆる第三者評価、これも必要であろうと私も考えております。ただ、先ほど申し上げましたように、行政評価を始めましてまだ1年しか実施していない大変未熟な状況でございます。先進自治体の行政評価の実施状況を見てみますと、大体定着するのに3年ぐらいかかっているようでございます。先ほどの大牟田市の状況を聞いてみますと、平成14年に行政評価の準備に取りかかられまして、15年、16年の2年間試行されて、17年度から行政評価を導入されたと。その間、2年間試行して3年目に導入して、その翌年の18年度にこの外部評価を4年目に導入されたというふうに聞いております。本市におきましては、来年度が2年目ということになりますので、こういった先進自治体からかなり出おくれである状況でございます。できるだけ早く追いつきたいと思っておりますけれども、まず内部でしっかりと評価ができるようになるように職員の研修、そして実践を積み重ねて、評価を充実させるような取り組みをまず進めていきたいと考えております。その上で外部評価につきましても、今後の課題として、もう少しこの評価システムが成熟した段階で考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございました。

きょうは早く終わるつもりでございましたけれども、ちょっと中を飛ばして、次に行きたいと思っておりますけれども、企画課長の昨年からのこの事務事業評価に対する非常に熱心な職務に対しては大変感動もしておるところでございますので、どうか今後ともぜひよろしくお願いをしたいというふうに思います。

次に、行政パートナー制度について、若干ですけれども、先ほど行政パートナーの内容についてもお話がありました。市民グループをつくるのが、人材育成をするのが一つの大きな目的であるというようなこともお話がありましたので、端的に次の3点をお伺いしたいと思います。

現在の行政パートナーの登録受け付け数、それと市民グループの育成についてはどのような取り組みを考えているのか、してあるのか。それと、今後予定される行政パートナーの事業、これを3点、よろしくお願いしたいと思います。

人事秘書課長（藤木 均君）

まず、1点目の行政パートナーの受け付け登録数でございますけれども、今現在は3件の登録がっております。その3件のうち2つの団体が行政パートナーとして事業委託をやっているわけでございます。

それから、次にグループの育成でございます。これにつきましては、19年度から始めたものでございまして、なかなか市民の皆さんに行政パートナー制度そのものの理解がなかなかできなかったと、周知ができなかったということが我々の一つの大きな反省点でございまして、なかなかわかりづらい、そういうふうな声も聞かれるわけでございます。したがって、20年度はその辺の理解も含めまして周知徹底を図っていきたい。そして、その市に対する受け付け申し込み、そういうものをふやしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、将来、じゃどういうふうな事業を考えているのかということでございますけれども、私どもは執行部内に行政パートナーの実施検討委員会というのを設けておりまして、将来的にどういう事業が行政パートナーとして適しているのか、そういうことを検討しているわけございまして、なかなかその最終決定をしておりますので個々の事業名は申し上げられませんが、今考えているのは、28の業務を考えているということでございます。ただし、なかなかそれにつきましても、現在、他の団体に業務委託をしている、そういうものもございまして、その辺の関係を調整しながら今後進めていきたいというふうに考えているところでございます。

2番（古賀澄雄君）

どうもありがとうございます。

市長に最後のマニフェストとしての自己評価を聞きたいわけですが、その前に、私も機会を通して行政パートナー制度になじむかなじまないかというようなことを模索しながら、3つ提案をしたことがあるんですね。その1つは、ブックスタートというのが4カ月児健診のときに行われておりますけれども、そのときに読み聞かせ等の非常に熱心なグループがあるんですね。この方々はボランティアとしてやってあるわけですが、こういった方を育成するという点については、どういうお考えがあるのか。

また、集いの広場というのが昨年ぐらいから始まっておりますけれども、今後はやはり身近なところでのこういった事業というのが必要だと私は考えておるわけですが、この件についてもなじむかどうかということについては、執行部もそれは該当するんじゃないかと、こういったお話もあっておりますので、そういった機会づくりについてお考えはどうか。

それから、前回質問しておりました障害者の作業所、こういったものも行政の事務事業についてお手伝いできる一つの行政パートナーとして考えられないのかと、こういった提案をしておりますけれども、この件をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

市長（石田宝蔵君）

古賀議員からは行財政にかかわる問題、それから市民の行政パートナー、市民協働でのまちづくりの中身について、これまでも提言をいただき、御指摘をいただき、傾聴に値する御提言をいただいてまいりました。きょうのお尋ねもこの行財政改革の就任から3年間の歩みを通して、るる担当の課長あるいは部長から説明があったとおりでありまして、なかなかこの事業の評価というものも大変な労力がいっているし、それなりの精力的な、職員も頑張ってくれているということは評価をいただいているわけでありまして、今回の行政パートナーの制度、これは根本的にやはり私どもが、古賀議員もおっしゃいましたように、合併をしたこと、あるいは行財政改革の大綱に基づいて行政の無駄をゼロにして、行政をスリム化させる、そして有効な予算の執行をしたいと、しなきゃいけないというような御指摘でありまして、私もこの問題を提起したときには、やはり市民主役の行政を推進していく、これまではどちらかというと、右肩上がりの日本経済、バブル期の中にもありながらも、まだその夢はさめておらず、果たしてこの超少子・高齢化社会を現実的に、私どもが予想だにしないそういった厳しい時が来るということも、やはりそれぞれが自覚をして取り組まなきゃならない。しかも、公務員の職員の数にいたしましても、戦後の団塊世代の大量退職の時代、こういった事態が起きてきておりまして、行政のサービスの担い手、こういうものが随分難しい問題としてクローズアップされる。しかも、さまざまなサービスが独占構造となっております各ジャンルにおいても質を上げなきゃいけない、また競争原理も働かせなきゃいけない、こういったものが背景にあるわけでありまして。

柳川市におきましては、市政の運営基本条例、平成17年の7月に発布をされまして、条例としてスタートしたわけでありまして、18年に検討を重ね、19年、それなりの事業評価、行財政改革とあわせて、連動してこのパートナー制度についての導入を市としても取り組もうということで取り組まれたのが手話通訳、あるいは先ほどの議事録の作成ということではありますが、今議員から御指摘をいただきましたブックスタート制度、あるいは集いの広場、障害者のお世話をするパートナーの方々、こういうものも恐らく検討のメニューに入っているというふうには思います。もちろん、検討しなければならない課題でもあるわけでありまして、具体的にどのような形で、いつ導入できるか、これもスピードを上げてやらなきゃいけない課題だと思っております。

もちろん、私どもは本来、私自身も考えていることではございますけれども、本当に行政を官から民へと、民から官へというものを考えてみますときに、私もつい先般の、皆さん方も新聞をお読みになった方もいらっしゃると思いますが、新改革首長推進会議というものに参画をいたしております、それは「せんたく」ということで報道されていると思います。これは政党とかイデオロギーとかではございません。地方自治に携わる、こういった人たちが行政をスリム化させ、そして無駄を省く、こういうものを進めるために今議論を重ねている会議でございますけれども、メンバーでありますけれども、この中では特に固定資産税の評価、あるいは徴収、これについては現在法律の枠でなかなかできないというのが現実でございます。法律の規制によって固定資産税の評価だとか徴収事務ができない、公務員であっても、市の職員であっても、税務吏員としての資格を持たなければ、この仕事には従事できないわけでありまして、したがって、これについての民間の嘱託だの、あるいは行政パートナーだの、こういうものの導入ができますと、随分制度が変わってくる。これは国の考え方もたいわけでありまして、自治体においては、私どもはそういう地方の声を中央に上げているわけでありまして、

それから、窓口、つまり住民基本台帳、戸籍とか、こういったものの民間への開放、こういうものも開放はできないかと。あながち、今の制度の中では市の職員でなければならないという固定概念があるわけです。したがって、弾力的な運用、こういうものができはしないかと、活発な議論を呼んでいるわけでありまして、つい先般も岩手県知事の増田知事、今総務大臣になられましたけれども、私どもはこういった提言をし、大臣に対しての要望も行ったところでございます。

しっかり検討していただき、そして、そういったものが地方自治体で可能とするとするならば、随分税の財政の余力も生まれてくるわけでありまして、現在消費税は5%でありますけれども、こういったものが規制緩和という形で行政パートナー、官から民へ委託できるということになりますれば、消費税が9.5%引き上げられた、成算にもそういった試算が効果的にあらわれるわけでありまして、私どもはそういったことはやはり前向きに、スピーデ

ィーにとらえてほしいという考え方で申し上げてきているわけであります。

市としても特区法なりの、そういったものができますならば、ぜひとも次なる行政の改革、あるいは事業の改革、市の有効な財源活用のためにも頑張らなきゃいけないというふうに思っています。

きょうの新聞でもありましたように、平成25年、2015年は日本経済連から国に対して道州制の導入というのを具体的な提言がなされました。恐らくこれについても随分議論がなされ、加速されていくんじゃないかなというふうに思っております。何せ小さな政府、実効性のあるそういった行政が望まれているというのが今国民の皆さん、古賀議員が提案をされているような、そういった国のあり方、地方自治のあり方だろうと私も同感でございます。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございました。

自己評価ということでお尋ねをしておったわけでございますけれども、先ほどからのマニフェスト、総体的な自己評価、職員さんからは70点、本人としては65点、こういうお話がございましたけれども、私はこの市民協働ということについては、行政パートナー制度の推進状況等々から、きょうのお話を聞いて、その評価には達していないというような感をするわけですね。ですから、そういう意味ではぜひ、壇上でもお話ししたように、この時代、やはり高齢化率もひたひたと柳川市のほうにもやってきておりますし、時代は急を要していると。これからはやはり市民主体のまちづくりをするということは私も同感でございますので、人材育成にしてもグループの育成にしても、多くの機会をつくって積極的にしていかなければ、市民協働は絶対なり得ないと、こういうものを感じておるところでございますので、どうか努力のほどをよろしくお願いして、一般質問にかえたいと思います。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、古賀澄雄議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後3時8分 休憩

午後3時23分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、7番白谷義隆議員の発言を許します。

7番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。7番白谷でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

本議会最後の一般質問になります。できるだけ短時間で終わりたいと考えておりますので、

いましばらく御辛抱くださるようお願いをいたします。

それでは、まず全日本同和会大和支部への補助金問題についてお尋ねします。

この問題については、今議会において既に数名の方が質問をされております。幾らか重複するところもあるかと思いますが、執行部におかれましては御了承いただきますようお願いをいたします。

この問題は、全日本同和会大和支部に対する公金支出のあり方と、それに伴う当時の責任者である現市長の責任が問われているものであると私は考えます。まず、公金支出のあり方ですが、この補助金は予算にも計上されず、議会への説明もないまま、住民が全く知らないところで支出されていたものであります。これはやはり許されるものではありません。市長は本年2月15日号の市報でこのことについて述べておられますが、市長が何と言われようと、違法な支出であったのは事実ではないかと私は考えております。事実は事実として受けとめ、そして改めるところは改める、私はそう思いますが、市長の考えをお伺いします。

次に、現市長の責任についてであります。市長は自分の責任について、市民の皆さんに説明することが自分の責任、あるいは各団体への補助金の適正化を図ることなどと言われておりますが、市長は自分がこの不法支出の当事者であることを忘れられておられるのではないのでしょうか。あるいは、支出伝票に自分の判がないことなどで本当に自分には責任がないと考えておられるのでしょうか。でなければ、自分の責任についてこのように他人事のような話にはならないと思います。しかし、市長、あなたはこの不法支出の当事者です。ある県知事は、就任時、裏金問題について、あればすぐ出すよう厳しく訓示をされた様子がテレビで放映されました。しかし、しばらくした後に裏金が発覚しました。そのとき、知事は県民に対して陳謝をされました。就任時、あれほど知事は言っていた。しかも、その原因は前知事のものであります。それでも発覚した当時のトップが謝罪し、責任の一端を負う、それが組織のあり方だと私は思います。しかも、さっきから何回も言うように、市長は当時の責任者です。市長はこの問題で市民に謝罪をされましたか。市長はこの問題で自分の責任が取りざたされると、必ずやこう言われます。前からやっていた、他の市町村もやっていた、そして知らなかったと、まさか周りがやっていたから責任がないと本気で考えておられるのでしょうか。周りがやっていたことと自分がしたことは関係のないことです。また、知らなかったから責任がないとも言われます。組織のトップが言う言葉とは思われません。組織のトップがその組織のことについて知らなかったといって責任逃れをする、余り聞く話ではありません。しかも、本当は知っていたのではないですか。市長はさきの9月議会で議員より提出された支出伝票の写しに自分の判がないことを理由に知らなかったと言われました。しかし、先日の質問で指摘がありましたように、市長は当時の町長として支出伝票に判を押されております。しかも5枚です。知らなかったはずはないと思います。市長がどう取り繕うと、ど

う弁解しようと、一定の責任は免れないと思います。とるべき責任はとる、そして前に進んでいく、いつまでも愚にもつかないことをいろいろ言っても解決にはならないと思いますが、市長の考えをお尋ねします。

以上で壇上からの質問を終わります。再質問及び2点目の質問については自席より行いますので、よろしくをお願いします。

市長（石田宝蔵君）

これについては、この議会の一般質問の中で何人かの議員から御指摘がございました。白谷議員は違法な支出というのは何を根拠に違法な支出とおっしゃっているのでしょうか。私は地方課も国のほうも好ましくない支出であるけれども、違法ということは聞いておりません。そんなことをおっしゃっていることについて、私は逆におかしいんじゃないかなと思います。（発言する者あり）

7番（白谷義隆君）

実は、私が違法だと言う根拠には、まず2点あります。まず、予算に計上されていない。それと、法律では団体等に補助する場合は、公益上必要がある場合にはすることができるとなっておりますね。そのときに、その公益上の認定は首長と議会、両方で行うものであるということも決まっておりますね。そうした2点からいって、私は違法でないかと考えております。

市長（石田宝蔵君）

白谷議員の考え方は、個人的な考え方じゃないでしょうか。（「それはちょっとよくわかりません。私はと言うたでしょう、私はそう思いますと」と呼ぶ者あり）いやいや、何が何でも白を黒にと……（「とんでもない」と呼ぶ者あり）答弁しているんですよ、私は。ここは談合の交渉の場じゃございません。神聖なる議場であります。（「そうだ、頑張れ、市長」と呼ぶ者あり）したがって、地方課の見解もそうでしょう。したがって、予算を計上していない、予算は退職手当組合の中に組まれておった、同じ補助金及び負担金の中に組まれておった。したがって、流用というべきものでもない、こういう見解を出されております。私は違法ではないと。違法ならば、それは当然責任、泥をかぶらなきゃいけないと、御指摘されなくても私はみずからそういったものは律してまいります。

7番（白谷義隆君）

市長はさっき予算には計上されているというふうにおっしゃいましたけど、実際、ただ予算を見たときに、議会に提出されたときに、どこにも記載をされていない。まして説明もない。そればかりか、意図的に隠されていたんですね。それは市長も15日号の広報の中で認められておりますよね、意図的に隠したということは。であれば、説明もない、記載もない、ましてや意図的に隠されたその議案が、その予算書が、その補助金について議決がされたと思われませんか。私はその分については議決はされなかったんじゃないかと。よって、議決

がなされなかった、それは予算に計上はされていないというふうに私は考えております。(「そうです」「そうだ」と呼ぶ者あり)

市長(石田宝蔵君)

それは白谷議員が考えられたことでありまして、見解が違います。(「法律を曲げるやつがおるね」「だれが」と呼ぶ者あり)

7番(白谷義隆君)

市長は、それは予算に正しく計上されていたと認識をされますか。

市長(石田宝蔵君)

正しく計上していたとかというのは、私は申し上げておりません。好ましくない計上の仕方、好ましくなかったということで申し上げてきているわけです。ですから、私が町長になりましたのは平成6年8月です。このことの起こりは昭和52年、先般から答弁しているとおりであります。したがって、そういう当時、私は町長になったときは、申請書については判を押しているんです。しかし、全日本同和会という名称は申請書の中にはないんです。同和対策推進事業 同和问题推進事業でしたかね、そういう名称しかございません。ですから、意図的とかおっしゃいますけれども、私は意図的にしたことはございませんし、議員も職員として長い間お勤めいただいて、どれだけの関係書類が回ってくるのか、御理解いただけるでしょう。

7番(白谷義隆君)

市長が町長になられてわからなかったということはわかりますよ。ただ、市長は15日号の広報で意図的に隠して出さざるを得なかったという表現をしてありましたよね。そうでしょう。意図的に隠して出さざるを得なかったと。そういう中で、それを見る限りでは、やはり意図的に隠されていたんですね。ただ、市長が知っとる、知っとらんを言いよるわけじゃない、その予算の組み方を。ただ、当時の責任者として、それは知らんやったけんというて、果たして通りますかやん。結果として出たなら、結果の責任はやはり政治家がとらざるを得ないと私はそう思いますけどですね。どうですか、市長。

市長(石田宝蔵君)

法律に違反しているならとらなきゃいけないでしょう。何でもかんでもとらなきゃいけないということだったら、これは法治国家ではあり得ないことであります。

7番(白谷義隆君)

実はそこまで言われるとは私も思っていませんでしたけどね。(「当たり前のことじゃないですか」「何が当たり前ですか」と呼ぶ者あり)いいですか。私がさっきから言うように、予算には計上されていなかったと思う。

そしたら次に、補助金の公益上必要かどうかというのは、首長と議会が認定するんですね、それは御存じだと思いますね。そしたら、この同和補助金について、首長は知らなかったと

ということは、認定されなかったんですか、補助金の妥当性というのは。補助金を出すときは、首長と議会が公益上必要があるというときに限って予算を組まれるんでしょう、支出されるんでしょう。（「政策予算です」「議員も知らんとですよ」と呼ぶ者あり）それは法律上、そうでしょう。そうじゃないんですか。法律上、自治法ではそうなっていると思いますけど。どなたかわかれる方。

財政課長（石橋真剛君）

補助金交付につきましては、白谷議員がおっしゃるように、公益上必要がある場合に限りということになっています。

以上でございます。

7番（白谷義隆君）

ですから、その認定は首長と議会ですということなんですね。自治法上そうなんですよ。でなければ……（「だから、しているじゃない。公益上必要と認めているじゃないですか」と呼ぶ者あり）そしたら、市長は認められたんですか。さっき知らなかったと言われた。それは出ておるか知らなかったと言われたでしょう。（「議会も承認されたでしょう」と呼ぶ者あり）いやいや、言葉じりを。そうすると、なら市長はそれでいいです。ところが、議会には予算書に載ってもない、説明もされていない、その中で果たして議会の同意が得られた、認定がされたちは思われないんですね。例えば、予算書に記載をして、説明をされて、それに異議がなかったならそれは認めたということでしょうね。ところが、全く議会が知らない間に出されておった、それは果たして正しい支出の仕方でしょうかね。私はちょっと疑問を感じますけど。

市長（石田宝蔵君）

これは昭和52年から来ているわけですよ。それが毎年毎年9月の決算　9月が決算認定の議会か何か知りません、その当時は12月かもしれません。議会で認定を受けてきているやつですから、どこかでブレーキがかかっていると思いますよ。議会もそれは薄々御理解いただいていたんじゃないかなと私は思います。

7番（白谷義隆君）

確かに52年からですね。ただ、市長が町長になられた後もそのまま続いているんですね、その後も市長になられるまでずっと。そして、市長は決算の認定も受けられたとおっしゃるけど、果たして決算書にその記載があったのか、説明があったのか。今までの議論を聞いておれば、いやそういったのはなかったよという声もあるんですね。例えば、決算書に上がっておったということであれば、それは市長のほうからその資料を出していただかないと、議会の今までの議論の中では、決算書にも上がっておらんやったという声があるわけですから、もし決算書に上がって、決算を議会が認定したなら、それはそれで私は仕方ないと思います。もしあればそれを提示をお願いしたいと思います。

市長（石田宝蔵君）

これは決算委員会で単年度で認定を受けてきているわけですから、私はそれで事足りると
いうふうに理解します。

7番（白谷義隆君）

ただ、現実にはここにないわけですから、それを議論しても仕方ないんですね。それでも市
長は そうすると最初に戻って、隠されたまま予算に上げられたやつが予算に計上してあ
るとはとても思われなないと思いませんか。それから考えていたって、さっきも言いますけど、
それが1つと、首長と議会の認定を受けていない補助金支出が果たして正しいかという
と、これは明らかに違法支出だと言わざるを得ないと。決算の分があれば、決算書にちゃんと上
がっておれば、それはそれで私も仕方ないと思います。ただ、それが現実にはないなら、ある
やつで議論をしなければならないじゃないですか。

市長（石田宝蔵君）

先ほどお答えしたとおりでございます。

7番（白谷義隆君）

これはもうずっと水かけ論ですから、市長が言われたように、決算で認定をされていると
いうことですから、後で結構ですから、その間の決算書を後で見せていただきたいと思いま
す。（「いつまでにですか」と呼ぶ者あり）それはもうすぐ出るでしょうけど、今議会の中
には。決算書はあるでしょう、財政課長、決算書は。

財政課長（石橋真剛君）

旧大和町の決算書、何年度の決算書でしょうか。

7番（白谷義隆君）

少なくとも市長が町長になられてから46年の間の分が話になっているわけですから、46年
から以降の分はありませんか、決算書は。

財政課長（石橋真剛君）

特別委員会に御提出申し上げた決算書の写しがあると思います。それしか私どもでは今の
ところ掌握しておりません。

以上でございます。

7番（白谷義隆君）

それでは、この一般質問が終わったら、もし出せれば、すぐお願いいたします。よろしい
ですか。

それでは、次にピアス跡地の土壌問題についてお尋ねをいたします。

昨年12月、旧ピアス跡地工場の南側水路跡地に産業廃棄物が投棄されていることが判明し
ましたが、市長はそのときの全員協議会で産業廃棄物が投棄されていたことは以前から知っ
ていたと発言されています。

そこで、お尋ねします。市長はいつからこのことを知っていたのですか。また、どの範囲に投棄されているか知っておられれば教えてください。

市長（石田宝蔵君）

いつから知っていたかということですが、これは私は重要説明事項、これに記載されておりまして、その関係者の方が土壌の調査を依頼されて、その中で多少の瓶なり化粧水の包装紙等が出てきたということで、そういった理解をしているわけでございます。（「範囲についても教えてください。捨ててある範囲、どの範囲に投棄されていたのか」と呼ぶ者あり）

範囲については、その土壌の調査された範囲の中ということでございまして、当然ピアス社から報告を受けた中に入っていたということを報告を受けた部分でございます。

7番（白谷義隆君）

このとき旧クレークの中から出てきたんですね。クレークの跡を掘ったじゃなかですか。あのおとき、その中に産業廃棄物が投棄されていたことがわかったんですよ。（「違います」と呼ぶ者あり）いや、そうですよ。それを市長は知っておったと言われたわけでしょう。（「知らないです」と呼ぶ者あり）全協で言われたじゃなかですか。知ったたち。（発言する者あり）何で私の腰を折るですか、全協で言うたじゃないですか。副市長、あなた聞きよったでしょうもん。私言うたでしょうが。瑕疵担保責任があるけん、ここで知っておるとい話はおかしかろうもんと言うたでしょう。

副市長（大泉勝利君）

白谷議員の御指摘でございますけれども、12月21日、あの場で高田庁舎長が取り消しをしているかというふうに思います。ピアス社が捨てたというのは、建物の第2工場の南側、西側、それは後になって復建調査設計の調査で土壌調査がなされております。その後になって水路部分にドラム缶50本というふうな話が出ておりますので、その話とは全く別の話だというふうな回答だったというふうに思っております。

7番（白谷義隆君）

庁舎長が言ったかどうかわかりませんが、工場のすぐ横は最初からわかっておったんですね。それは検査をされたですよ、調査を前にですね。ところが、その後に議員の中から旧用水路の中にもあるという話が出ましたよね。そこを調査するのしないのということで、それは先ほどの藤丸議員の話でも出ましたけど。そして、その中から有害性はないけど、産業廃棄物が捨てられていたのは事実だという報告があったですよ、全協の中で。（発言する者あり）何でそんなことを言うんですか。あったじゃないですか。産業廃棄物が捨てられているのは事実だと。（「産業廃棄物とか言っていないです」と呼ぶ者あり）いや、産業廃棄物ですよ。（「あったかもしれないけど、産業廃棄物とは言っていない」と呼ぶ者あり）工場から出たやつは産業廃棄物でしょう。（「わからないですよ、産業廃棄物とは」と呼ぶ者あり）産業廃棄物があるち、それは明言されているじゃなかですか、松藤先生が。そのと

きに、それが全協で問題になったときに、市長はそこに捨てられていたのは知ったと言われたんですよ、それは間違いありません。私は勘違いじゃないですか、聞き返したんですよ。そしたら、勘違いじゃないち、知ったち、そのとき言われたんですよ。（「それは復建のあれじゃないですか」と呼ぶ者あり）いや、全然違う。そのときは、クリーク跡のことが議題になっておったんですよ。松藤先生から来ていただいて、あそこでクリーク跡の報告があったわけでしょう。（「ドラム缶の話じゃろうが」と呼ぶ者あり）何ですか。（「50本の話じゃろうが、今言われているのは」と呼ぶ者あり）違う違う。12月に全協で松藤先生が見えて、報告をされたでしょう、最終報告か2次報告か、されたでしょう。（「中間報告」と呼ぶ者あり）あ、中間か。中間ですね。そのときに松藤先生がここに産業廃棄物が捨てられていたのは間違いないと。ただ、有害性はないと言われたでしょう。（「確認しておるですよ」「言われた、間違いありません」と呼ぶ者あり）

ちょっと議長、休憩をとっていただいて、意思の疎通をしていただくようお願いします。言った言わんやったの話ではどんこん先に行かんですよ。

議長（田中雅美君）

市長、どげんしますか。テープを起こしてみるですか。（「テープを聞かせてください」と呼ぶ者あり）

ここで暫時休憩をいたします。

午後 3 時 52 分 休憩

午後 4 時 53 分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

市長（石田宝蔵君）

ただいま皆さん方には大変お待たせしましたけれども、申しわけなく思っております。今、議事録等をチェックしてみますと、私もその当時、それぞれがはっきりした発言をしていないわけでありまして、御指摘のとおり、全協の中で今回の重要説明事項で示されているものと今回のクリークの松藤教授が土壌調査をやられたものについては、範疇の中ではないかということをお願いしておりますけれども、若干私も認識を間違っておったようございまして、これは重要説明事項の範疇の外のものであるということで御理解いただきたいと思っております。

7番（白谷義隆君）

それでは、市長は全協の中では知っていたという発言をされましたが、これは勘違いで、実は知らなかったんだということで理解してよろしいんですかね。

市長（石田宝蔵君）

そのとおりでございます。

7番（白谷義隆君）

ありがとうございます。

それでは、次に行きます。知らなかったということであれば、それはもう仕方ありませんが、昨年の12月に瑕疵担保責任の執行でピアスに損害賠償の請求をされております。そのときにこの土壌の問題、産業廃棄物が投棄されていた分について、その費用の請求をされておりますか。それと、その範囲についても教えていただきたいと思います。

副市長（大泉勝利君）

昨年の請求の中では、クリークの中から出てきたわけでございますので、クリークの部分を含めてピアスにその想定される土壌改良費用について要求しております。

7番（白谷義隆君）

それはクリークの部分だけですか。

副市長（大泉勝利君）

詳しくは申し上げられませんが、今回、松藤教授から出てきた結果の部分を対象にしております。

7番（白谷義隆君）

この土壌の問題については、いろいろ取りざたを以前からされておりますが、ほかの区域については請求をされていないということで理解してもよろしいんですか。

副市長（大泉勝利君）

それは重要事項説明の中にも書いてありますし、瑕疵担保の中でもきちんとうたわれておりますから、それは含まれておりません。

7番（白谷義隆君）

このことはこれで終わりたいと思いますが、先日、ピアスの件について、調停の申し立てがあったとお聞きしましたが、ピアスの言い分等がもし教えていただければ教えていただきたいと思いますが、どうでしょう。

副市長（大泉勝利君）

前からもお答えしているとおり、すべてお話しすることは市にとって不利益になる可能性がございますので、それは差し控えさせていただきたいというふうに思います。

7番（白谷義隆君）

はい、わかりました。

それでは、まだ時間もあります。それで、先ほど全日本同和会の部分について決算の話が出ましたが、決算の資料をいただきましたので、その部分について質問をしたいと思いますが、よろしいですかね。

先ほど市長は決算で認定を受けていれば、それは違法ではないじゃないかというような発言をされております。それについては、私も一定それはそれでやむを得ないだろうということを言いましたが、ここに平成6年度から17年度までの決算書のコピーをいただいておりますが、その中で決算書に全日本同和会への支出が出てくるのは17年度だけでありまして、6年から16年については決算書にはどこにも出てきません。だとすると、果たしてこれは決算の認定がされたというふうには私は理解はできませんが、どうでしょう、市長。

市長（石田宝蔵君）

白谷議員は決算認定がされておれば、これは違法ではないというふうな解釈をされているようですけれども、私が先ほどから答弁してきているのは、いわゆる一連の支出について、例えば退職手当組合、こういったものに包含されておって、指摘を受けてきた経過がありますよね。それについての問題を含めまして、違法ということは言っていないわけです。特別委員会の最終報告にいたしましても、そのような報告をなされています。したがって、毎月毎月、監査委員さんも例月出納検査、議会においてもそういう報告がなされてきているわけでありまして、一定の手続きはとられてきているというふうに理解をせざるを得ない。したがって、違法ということは出てこないというふうに申し上げているわけでございますから、誤解がないようお願いしたいと思います。

7番（白谷義隆君）

決算認定があれば、それは違法じゃないと、私じゃなくて、市長が先ほど決算認定も受けられていたんじゃないですかとおっしゃったから、もしそうであれば、それはそれで合法だろうという話をしたわけで、ですから、市長が決算認定がされているだろうと思いますよと言われたから、決算書を見る限りでは字句が出てきません。ですから、果たしてこれで決算認定があったと思われませんかということを聞いているんですよ。この決算書で決算認定があったと思われませんかという質問です。ほかのことじゃありません。さっき市長が言われたから、私は聞いているんですよ。

市長（石田宝蔵君）

私はその決算書で決算は認定されてきているというふうに理解しております。（「勝手な理解をするな」と呼ぶ者あり）

7番（白谷義隆君）

市長がそう言われれば、ここは裁判所ではないわけですから、私はさっき言いましたように、予算計上から補助金を出す認定まで全くなされていない状態の中で、それが果たして合法かということ、やはりそれは違法だろうと。その認識は恐らく皆さん持ってあると思うんで

すね。ただ、それをここで言っても仕方ありませんけど、さっき私言いましたよね。ある県知事の話をしてしまったけど、ある県知事は裏金問題では全く責任がないんでしょうね、市長の言葉をかりれば、恐らくみじんもないはずなんです。ところが、その県知事は県民に陳謝をされました。それだけでなく、給与もカットされたと聞いておりますよ。やはりトップとして一定のけじめはつけなければ、この問題をずっと引きずってこのまま行きますかということなんです。やはり政治家ですからね、一定の責任というか、結論は出さなければ、いつまでたっても同じことの繰り返しでしょう。市長が言われるように、決算認定も受けておる、違法性はなかというても、全く違法性がなかかというとも、それも実は疑問でしょう。市長自身もそれは認めてあると思いますよ。市長も、私も一緒ですけど、職員で過ごしよったわけですから、それくらいのことはわかるわけでしょうが。そしたら、そのことはさておき、やっぱり政治家としてある一定の結果を出す、とるべき責任はとる、私はそうでなければ、このままずるずるいっても、何の益にもならないと思いますよ。やはりここで一定の決断をしていただいて、やっぱり先に進んでいく、そのことを私は要望いたしますけど、どうでしょう、市長。

市長（石田宝蔵君）

ある知事さんの話、これは宮崎県知事の東国原知事だろうと思います。ケースが全く違うと私は思いますよ。白谷議員はこっちのほうよりもこっちという話ですけど、裏金でしょう。皆さんから預けられた税金をいかにも正当に公共のために使ったようにして伝票を処理して、それを預けたとか、支出をしていないものを架空の出張だとか、そういうものに変えて裏金をつくっていたわけですよ。これは当然道義的責任はあると思います。しかし、今回のやつについては、同和問題、とりわけ人権の差別問題について、それぞれが認め、活動してきたということで、私どもは正当な支出がなされてきているというふうに理解をしているわけがあります。したがって、性格そのものが裏金と全く私は違うんじゃないかと。きのうの大阪でしたか、そういった報道もなされていましたが、私どもはこういったことはやはり本当に市民の皆さんからごらんになってどうなのか、そういった責任のとり方は、つい先般の質問にもお答えしたとおり、きっちりと私は政治生命をかけて人権の差別撤廃、あらゆる差別の解消に向けて全力を傾けていくことが、それが市民の皆さんに対する私なりの責任のとり方だと、このように理解いただきたいと思います。

7番（白谷義隆君）

裏金とは関係ないとおっしゃいますけど、これは市長も御存じだろうと思いますけど、別に裏金は職員が懐に入れたわけでもないんですよ、あれは。万が一のために緊急に出さなきゃいかんと、そういったところであれはストックしていたんですよ。それはもうマスコミで報道されておりますからね。ただ、それとは違うと言われるけど、市長は今までの答弁の中で、責任を問われたときに市長は私は知らなかったと言われたんですよ。周りがやっとなら、

前からやっとなち、うちだけじゃなかち言われたでしょう。（「言ってないです」と呼ぶ者あり）いや、責任の所在を言いよるとですよ。市長はそのことで責任はないと言われたわけでしょうが。ただ、現実に不当な支出がされよったわけですから、その責任はあるんじゃないですかと言いよるわけですよ。予算書にも計上されず、議会にも説明されず、全くみんなが知らないところで補助金が出されよったわけですよ。私は同和行政を否定するつもりは毛頭ありません。これは皆さん再々言ってあります。ただ、予算の出した方には明らかに違法の部分があるじゃないですか。予算に計上していなかったのは事実でしょう。その団体の補助金が議会で必要性が認定されなかったのも事実でしょう。それを考えれば、やはり市長として、トップとして一定の責任はとらざるを得ないと、私はそう思います。再度答弁をお願いします。

市長（石田宝蔵君）

とる必要はないと思います。

7番（白谷義隆君）

これ以上、市長と議論しても先には進みません。

これで私の質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

25番（三小田一美君）

〔発言取り消し〕

議長（田中雅美君）

はい、どうぞ。

25番（三小田一美君）

〔 発 言 取 り 消 し 〕

議長（田中雅美君）

ここで暫時休憩をいたします。

午後 5 時 13 分 休憩

午後 5 時 31 分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの三小田議員の緊急質問発言について、議会運営委員会で協議されましたので、委員長より報告をお願いします。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

〔 発 言 取 り 消 し 〕

議長（田中雅美君）

ここで暫時休憩をいたします。

午後 5 時 33 分 休憩

午後 7 時 7 分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

石田市長より発言の申し出がっております。

市長（石田宝藏君）

議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

3月7日に行われました三小田議員の一般質問の中で、私が答弁を申し上げました

（発言取り消し）部分については、議事録からの抹消を議長においてお願いしたいと

思っております。

25番（三小田一美君）

どうも市長、そういうことで、柳川市の発展に頑張ってくださいたいと。ただ、議員さんたちには大変遅くまで大変御迷惑をおかけいたしました。

また、市長にお願いをしたいと思いますが、親切で、また間違いのないように答弁をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

ただいま石田市長から3月7日の三小田議員の一般質問における（発言取り消し）発言について取り消したいとの申し出がありました。

ここでお諮りをいたします。これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、石田市長からの発言取り消しの申し出を承認することに決定いたしました。

議長において後刻、記録を調査して措置することにいたします。

以上をもちまして、本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れでございました。

午後 7 時 9 分 散会

柳川市議会第1回定例会会議録

平成20年3月24日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	11番	矢ヶ部 広 巳
12番	荒 木 憲	13番	伊 藤 法 博
14番	龍 益 男	15番	菅 原 英 修
16番	諸 藤 哲 男	17番	樽 見 哲 也
18番	近 藤 末 治	19番	太 田 武 文
20番	吉 田 勝 也	21番	大 橋 恭 三
22番	藤 丸 正 勝	23番	木 下 芳二郎
24番	佐々木 創 主	25番	三小田 一 美
26番	梅 崎 和 弘	27番	高 田 千壽輝
28番	山 田 奉 文	29番	河 村 好 浩
30番	田 中 雅 美		

2.欠席議員

10番 藤 丸 富 男

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	佐	藤	良	二
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	高	田	邦	隆
三	橋	北	原		博
消	防	竹	下	敏	郎
人	事	藤	木		均
総	務	櫻	木	重	信
企	画	大	坪	正	明
財	政	石	橋	真	剛
税	務	武	藤	義	治
保	険	川	口	敬	司
福	祉	古	賀	輝	昭
学	校	龍		英	樹
建	設	白	鳥	道	幸
農	政	野	田	一	廣
水	路	武	藤	正	純

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	金	子	健	次
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	
						高	巢	雄	三
						高	口	佳	人

5 . 議事日程

追加日程(1) 緊急質問(近藤末治議員)

日程(2) 議会運営委員長報告について

日程（ 3 ） 各委員長報告について

1 . 総務委員長報告について

議案第 1 号 平成19年度柳川市一般会計補正予算（第 4 号）について

議案第10号 平成20年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について

2 . 産業経済委員長報告について

議案第24号 柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第27号 基幹水利施設管理事業「筑後川下流左岸地区」の事務の受託について

3 . 建設委員長報告について

議案第 3 号 平成19年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 4 号 平成19年度柳川市水道事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第11号 平成20年度柳川市下水道事業特別会計予算について

議案第12号 平成20年度柳川市水道事業会計予算について

議案第26号 市道路線の廃止及び認定について

4 . 教育民生委員長報告について

議案第 2 号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 6 号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計予算について

議案第 7 号 平成20年度柳川市老人保健特別会計予算について

議案第 8 号 平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 9 号 平成20年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について

議案第14号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の制定について

議案第23号 柳川市民会館条例の一部を改正する条例の制定について

請願第11号 中山校区公民館建替えに関する請願

5 . 予算審査特別委員長報告について

議案第 5 号 平成20年度柳川市一般会計予算について

日程（ 4 ） 議案第15号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程（ 5 ） 議案第35号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程（ 6 ） 議案第36号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程（ 7 ） 議案第37号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書について

日程（８） 閉会中の継続審査申し出について

１．請願第12号 「後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書」提出に関する請願

日程（９） 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出につ

いて

追加日程（10） 議案第38号 石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会設置に関する決議について

午前10時1分 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員29名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。（「議長」と呼ぶ者あり）

18番（近藤未治君）

おはようございます。緊急質問を行いたいんですけども。

議長（田中雅美君）

何の件でしょうか。

18番（近藤未治君）

実は一昨日、テレビ、新聞等で市長公印を無断で使用したと。そういうことの容疑で職員が書類送検をされたというのが報道をされましたので、その件についてお尋ねしたいと思います。

議長（田中雅美君）

ただいま近藤議員のほうから緊急質問ということで質問を受けておりますので、ここで事務整理のため暫時休憩をとりたいと思います。

午前10時2分 休憩

午前10時43分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

近藤議員より提出されました柳川ホテル跡地買収に係る新聞報道に関する件についての緊急質問についての取り扱いを議会運営委員会で協議されましたので、森田委員長より報告をお願いします。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

先ほど暫時休憩をいただきまして、議会運営委員会を開催いたしました。その中で、発言者よりその内容についてお伺いをいたしました。

その結果、やはり職員のいわゆる人権にかかわる問題、あるいは職員の身分にかかわる問

題として、テレビ、新聞等で報道された内容について、やっぱりここで追求をびしっとしていただくことが、緊急性のあるものとして、議会運営委員会では当然の結果としてこの発言を認めることになりましたので、御報告申し上げます。

議長（田中雅美君）

近藤議員の柳川ホテル跡地買収にかかわる新聞報道に関する件の緊急質問の件を議題として採決いたします。

近藤議員の柳川ホテル跡地買収にかかわる新聞報道に関する件についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程 1 とし、発言を許すことに賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、近藤議員の柳川ホテル跡地買収にかかわる新聞報道に関する件についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程 1 とし、発言を許すことは可決されました。

追加日程第 1 緊急質問（近藤末治議員）

議長（田中雅美君）

近藤議員の発言を許します。

18番（近藤末治君）

時間をいただきまして、まことに申しわけございません。

それでは、緊急質問についてお尋ねをいたします。

まず、テレビ、新聞報道や先日の私の一般質問に対して、市長が被害届を出されております。そういうことですが、何の被害があったのか再度お尋ねいたします。

副市長（大泉勝利君）

被害の内容についての御質問でございますけれども、業務委託契約書、これは柳川市と柳川市の土地開発公社が交わす契約書ですけれども、この起案書に理事長印がないということが疑われたものでございます。そのときに、その公印、これは市長印も含めてでございますけれども、公印がどんな形で使われたのか疑わしいという、こういう疑いがございます。

18番（近藤末治君）

ありがとうございました。その公印が後で押されたということですか。そのことに対して、具体的な被害についてお尋ねをしたいと思います。

副市長（大泉勝利君）

具体的な被害としては、その決裁文書は平成17年3月10日起案、3月10日施行、決裁というふうな形になっておりますが、その決裁が実は3月10日ではなく、平成17年の7月ごろにさかのぼっての決裁だということと。それから、業務委託契約書が欠落していて、後でさかのぼって起案したということで、公務の中で起案書がきちんとした形でなされなきゃいけな

い部分が、文書上手落ちがあったということでございます。それが、公務として扱う文書として不手際があるという、こういう内容でございます。

それとさらに、その市長印、理事長印を管理しなきゃいけない立場のところ、きちんとした手続を経ないで公印が使用されたというこういう事実でございます。

18番（近藤末治君）

新聞報道によると、ちょっとここで読ませていただきますけれども、先日の3月22日、読売新聞の朝刊でございますが、ここに市長がコメントされております。「公印が勝手に持ち出されていたなら重大事態。本人らから事情を聞き、処分するかどうか検討するが、書類送検などの事実を把握していなかったことは問題で、公印管理や服務規程の見直しも考えたい」と、このようにコメントをされております。

ここで私がお尋ねしたいのは、本人から事情を聞きということでございますので、被害届を出される前に当事者から、なぜその事実についてお尋ねにならなかったのか。もう出されるときは、市長はこれは私の一般質問ではわからなかったということでお答えになりましたけれども、実際に被害届を出されておりますので、そのときになぜ当事者である職員に尋ねられなかったのかお尋ねしたいと思います。

何か私の質問がぼけているのか、お答えになりませんが、被害届を市長出されているんですよね、出されたんでしょう。たしか出されたでしょう。それは19年6月28日付ですよ、私一般質問でも言ったんですけど。ですから、その出す前に警察から出せということを出したと副市長はお答えになりましたよね。だから、そのときに、それはわかっていたはずですよ、だれだれだということではですね。だから、その人をここに書いたじゃないですか、書類送検をされた職員ですね。それを読んで、なぜあなたはこういうことをやっているんじゃないのということでお尋ねに、出す前になぜお尋ねにならなかったのか聞いておるんです。

市長（石田宝蔵君）

この問題は、平成16年12月、17年3月、柳川の市議会で取り上げられてきた問題だそうでございます。私どもも警察からなかなかその中身についてはまだはっきり聞いていないんですが、捜査の過程あるいは中身についてはコメントできないというようなことばかりでございました。もちろん、今、近藤議員おっしゃいました、この当時の事の起こりは被害届を出してからスタートしているのかといったふうなものも認識があるかと思いますが、被害届は捜査の過程の中で、私どもに求められた一資料であったということでありまして、中身が、例えば捜査が進んでいる中を出してくれということでしたので、そういった資料を出したということでもあります。ですから、捜査は前段ですずっとやってきていらっしやったのかなと、私どもはよくその辺はわからないんです。警察の当時の署長さんにも聞いたんですが、これは捜査上のことと言えないということでございます。したがって、現段階でもどのような職員が聞き取りをされたということは人事秘書課長なりからつい先般お聞きをしました。（発

言する者あり)だから、(「言いやせんばい」と呼ぶ者あり)いや.....(「内容ばちゃんと
言わんね」と呼ぶ者あり)私がお答えしているじゃないですか、今。お答えしているじゃ
ないですか。(「お答えがお答えになってないんです」と呼ぶ者あり)だから、被害届を出
したから捜査が入ったとか、そういうふうなことじゃなくて、捜査がある中で私どもは被害
届を出している。(発言する者あり)わからないです、その辺は。コメントできないとい
うことですから。

18番(近藤末治君)

今、市長がおっしゃいましたよね、被害届を出す前から捜査しておって、一連の関係で警
察から言われたから出したということでしょう。それなら、職員は7名と言われましたよね、
7名呼ばれたと。その職員は何年の何月から警察のほうに事情聴取に呼び出されたのか、わ
かりますか。被害届.....(「被害届を出すやろう」「おかしいやろう」と呼ぶ者あり)被害
届が出た後なのかですね。(「当初の指示を.....」「あなたじゃないやろうが。黙っとかん
ね、あなた。発言.....市長、あなたじゃないやろうが、発言を.....」と呼ぶ者あり)

副市長(大泉勝利君)

質問がありました警察からの本人への事情聴取でございますが、人事秘書課が確認してい
る限りでは、平成19年の8月から10月の下旬にかけてなされております。

それから.....(「いや、もうよか、それでよか」と呼ぶ者あり)

18番(近藤末治君)

そしたら、今、市長がお答えになったこととちょっと食い違うでしょう。被害届を出され
たから職員が呼ばれたたんでしょうが。そうじゃないですか。

副市長(大泉勝利君)

一般質問のときにもお答えしましたけども、一番最初に警察のほうから市のほうに捜査関
係の事項照会書が出されたのが平成18年の1月25日でございます。これは土地開発公社に関
して、旧柳川ホテル買収に関する一切の書類ということで、そのとき求められた資料が、理
事会の開催通知、理事会資料、市からの用地買収代行買収依頼書、理事会議事録、市議会債
務負担決議書、業務委託契約書、土地売買契約書、買収費の借入れ、こういったものでご
ざいます。その中で、特に業務委託契約書の中に、市と公社の契約でございますが、起案書
に理事長の印がないということは、この時点で既に判明しておりました。その後、平成18年
の2月になりまして、警察のほうから捜査関係事項照会書が再度送られまして、内容は理事
長、理事、監事の旅費費用弁償の写しの提出、これを求められております。さらに、少しは
しよりますけれども、平成18年3月28日でございますが、再度捜査関係事項の照会書とい
うようなことで、都市開発公社前理事長の在任期間、副理事長の在任期間の文書の提出を求め
られております。さらに、平成19年3月6日になりまして、警察から捜査関係事項の照会書
ということで、開発公社保管の平成17年3月10日の業務委託契約書の締結について。さらに、

平成17年3月10日、業務委託契約書の当時の市長の公印のあるものの提出というふうなことで求められております。さらに、6月、警察から旧柳川市長の公印の任意提出を求められるという、こういう一連の流れを含んでおります。

18番（近藤末治君）

それは今までのてんまつを、今、副市長が申し上げられました。それは私も知っているんですよ。それで私が緊急質問しているのは、今、市長が一連の中でずっと捜査しよって、被害届を求められたから出したと言われたでしょう、ですね。被害届を警察から出せと言われたから出したと言われたでしょう。（「そうですね」と呼ぶ者あり）だから、そのとき、その以降に職員が呼ばれているんですよ、そうですね、そうでしょう。だから、市長が被害届を出されたから、関係の職員7名、先日の一般質問で、ここで出た7名が呼ばれたんでしょうが。（「そうですね」と呼ぶ者あり）そうでしょう。だから、そのときに、なぜその職員をちょっと呼んで、こういうことであるよということ、事情をその職員に聞かれなかったのかということでお尋ねをしたんですよ。そうでしょう。これが市長、私が一般質問の中でも本当に失礼なこと言いましたけれども、これが市長と職員との信頼関係と思うんですよ、やっぱり。（「悪かことしよる」と呼ぶ者あり）悪かことじゃなか、そいけん出す前に聞かれたらどうですか私は言っている。（「市長の背任」と呼ぶ者あり）

再度市長にお尋ねいたしますけど、業務委託契約について、不備があると知ったのはいつですか。今、副市長が何かちょっと答えられましたけど、市長はいつそれを知られましたか。

市長（石田宝蔵君）

近藤議員はそんなふうな話をされまして、職員との信頼関係ということですが、私は捜査上の問題でこれまで進んできているということ認識しておりましたので、そういうものが私が職員にいろんなものをお話すること自体がまた誤解を招くことにもなると。逆に私はそのように思ったわけです。

18番（近藤末治君）

市長、またちょっと今の件について、私がお尋ねしたいのは、被害届を市長が出されているんですよ。だから、その内容はわかっているんでしょうが、わかってあつとでしょう。何の被害届を出されたのかは自分が出されたんだからわかっているじゃなかですか。だから、その件についてやっぱり職員を呼んで尋ねられたらどうだったかなと思うんですよ。どうですか、いきなり警察が出せち言うて、いきなりぼんち出すよりも、こういうことだよと、あなたたちこういう処理をしているということで、聞かれなかったのですかということを知っているんですが。

市長（石田宝蔵君）

そういう考え方もあるでしょうけれども、特に今回の場合はいわゆる刑事訴訟法、公務員が法律に違反をしていると、事件に関連があるとすれば、これは届けなければならない

と、刑事訴訟法239条の2項ですか、ここにあるわけです。したがって、そういうものが事案として業務委託契約書がない。それを市と開発公社が買ったということについては、極めて市民の皆さんの信頼を裏切ることになる。こういうことは決していいことではないと。やはり正しいこと、市民の皆さんが御理解いただいて、納得いただけるようなことならば、それは問題ないと思いますけれども、明らかにそういったものはやはり正さなきゃいけない。もちろん、小さな事案ならいいでしょうけれども、120,000千円余の大きな買い物であります。したがって、その捜査は進んでいる。そういった中で、私がこれに加担するとなれば、また後ほど同じように私が監督者の責任によって、それをああた、こうだと。これまで、新市が合併してさまざまな事案が惹起し、そしてそれがさまざまな形で柳川市の発展を阻害しているとすれば、大変なことであります。したがって、市民の信頼を得ることは、当然私としても必要なことでありますし、明らかに間違っていること、あるいは間違っていないこと、そういうものを正していく必要があるかというふうに思っております。

18番（近藤未治君）

今市長は120,000千円、金額を言われました、こういう大きな金と。これ120,000千円というのは、柳川市から依頼を受けて開発公社が買うわけですね。その事務处理的なことの業務委託契約書がたまたま不備であったということでしょうか。120,000千円を買ったこととか何とかは、別に問題にするようなあれじゃないじゃないですか、ただ、業務委託契約書と。これに判がない、これはやっぱり服務的な、事務的な内容だと私は思うんですよ。

そいけん、やっぱり柳川市長から開発公社理事長に代行依頼が来ますから、それについての処理は、私が一番最初言ったように、実害といいますか、その被害が私はあっていないと認識しているからですね。だから、市長にその被害届を出される前に、その職員にこの公印、柳川市長の河野弘史の公印、これが無断で押されておったと。市長公印を無断で使用ということで、この書類送検がされたということが新聞に書いてありますけど、そのことでしょう。だから、私ももうここでやりとりをして、市長のお考えと私の考えが違うというか、何か一緒にならないと思うんですけれども、書類の不備の件で、私が思うには、もう書類の不備な件で被害を出されております。だから、私はもうこれは単なる事務的なことではないかと理解しておりますので、こういう質問をしたわけです。

以上で、議長、私の質問は終わります。

議長（田中雅美君）

近藤議員の緊急質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をとります。

午前11時5分 休憩

午前11時22分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程2 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。平成20年第1回柳川市議会定例会最終日の日程等について、3月21日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

ただいま緊急質問等がございまして、日程2とあります部分については、逐次1号ずつお下げをいただいて、日程2を日程3、日程3を日程4というふうに順次繰り下げていただきますようお願いいたします。

日程3が、各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることといたしております。再開後、各委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程4が、議案第15号であります。本案についての提案理由の説明及び質疑は既に終了しておりますので、直ちに討論、採決といたしております。

日程5が、執行部提出の議案第35号の上程であります。提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることといたしております。再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

日程6が、議員提出の議案第36号の上程であります。提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることといたしております。再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

日程7が、議員提出の議案第35号の上程であります。提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることといたしております。再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

日程8が、閉会中の継続審査申し出についてであります。

日程9が、閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託申し入れについてであります。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、これで終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第3 各委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程3．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

3月4日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4、結 果

(1)議案第1号

原案可決

本案は、平成19年度柳川市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

補正前の予算額「282億6,596万7千円」から「1億1,381万7千円」を減額し、歳入歳出それぞれ「281億5,215万円」としようとするものであります。

審査の過程において、地方バス運行維持費補助金の増額補正の理由、介護保険広域連合負担金の減額補正の理由や今後の介護保険料の見通し、及び、水産振興費の海苔移送ポンプ設置事業等の県補助金制度の動向とこれに関連する本市の水産振興支援策、さらには、インターチェンジ取付道路の進捗状況や漁業団地整備費の補正額の財源内訳等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(2)議案第10号

原案可決

本案は、平成20年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算についてであります。

本特別会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的に設置したもので、予算総額は、歳入歳出ともに「5千円」の科目開設の予算となっております。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上で総務委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長（樽見哲也君）（登壇）

皆さんおはようございます。早速、産業経済常任委員会の報告をいたします。

3月4日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定によりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠、2、執行部出席者、3、案件は、記載のとおりでございます。

4、結 果

(1)議案第24号

原案可決

本案は、平成19年度に新たに整備した市営駐車場の利用に係る諸規定を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

この観光駐車場は、本市の観光拠点の1つであります沖端地区の旧市営白秋北団地跡に、面積1,347平方メートル、駐車場台数は40台の規模を有し、供用時間は24時間、利用できるのは、軽自動車及び普通乗用車で、料金は、1日1回300円とし、自動料金精算機を設置して、無人での管理を行うものであります。

本案につきましては、自動精算機での、使用できる紙幣等の質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(2)議案第27号

原案可決

本案は、昭和51年に着工した国営筑後川下流土地改良事業の完了に伴い、平成20年度から、国営造成施設のうち、用排水兼用の開水路、排水樋門、排水機場などの排水施設については、国から関係市町へ管理委託されることになり更に「基幹水利施設管理事業」を導入し、管理する予定になっております。

この管理事業を実施するに当たっては、関係5市町の協議により関係施設、受益的に最も多い本市が当該事務を受託することについて、議会の議決を求めようとするものであります。

本案につきましては、委託事務の経費の負担及び予算の執行等について質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上で産業経済委員会の御報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で産業経済委員長の報告は終わりました。

次に、建設委員長の報告を求めます。

建設委員長（三小田一美君）（登壇）

どうも皆様こんにちは。議長の命を受けましたので、ただいまから建設常任委員会の報告をいたします。

3月4日の本会議において付託を受けた議案5件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により、下記のとおりご報告を申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については、お手元に配付しておりますので、省略をさせていただきます。

4、結 果

(1)議案第3号 原案可決

本案は、平成19年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ「5,730万5,000円」を減額し、歳入歳出予算の総額を「18億9,869万5,000円」とするもので、単独事業費の減額及び平成18年度繰越金額の確定による一般会計繰入金の減額、市債及び公債費の減額が主な理由であります。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会といたしましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(2)議案第4号 原案可決

本案は、平成19年度柳川市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

平成19年度当初予算において認定しました「矢加部配水場中央監視制御設備改良工事」に関する継続費の変更が主な理由であります。

事業費総額「4億2,000万円」を「3億3,075万円」とし、差し引き「8,925万円」の継続費を減額するものであります。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会といたしましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(3)議案第11号 原案可決

本案は、平成20年度柳川市下水道事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出ともに「14億8,205万7,000円」であります。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会といたしましては、全員異議なく原

案可決と決定いたしました。

(4)議案第12号

原案可決

本案は、平成20年度柳川市水道事業会計予算についてであります。

収益的収入及び支出については、事業収益「13億6,564万8,000円」事業費用「13億4,732万3,000円」であります。

次に、資本的収入及び支出については、収入は「4億4,918万円」、支出が「9億1,071万7,000円」であります。収入額が支出額に対し不足する額「4億6,153万7,000円」は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんされることになっております。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会といたしましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(5)議案第26号

原案可決

本案は、市道路線の廃止及び認定についてであります。

福岡県から通知を受け市道の選定見直しを行い、また、合併当時から道路網図が旧市町で途切れており道路区分も合致していなかったため、路線を統廃合し再編成も同時に実施するものです。

よって、道路法第8条及び同法第10条に基づき、一括して市道路線の廃止及び認定をするものであります。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上をもちまして、建設常任委員会の報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（田中雅美君）

以上で建設委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（太田武文君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の命を受けましたので、教育民生常任委員会の審査結果を報告いたします。

12月21日の本会議において、当委員会に付託を受けた請願1件、並びに3月4日の本会議において、当委員会に付託を受けました議案7件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件について

は、記載のとおりでありますので、省略いたします。

4、結 果

(1)議案第2号

原案可決

本案は、平成19年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてであります。保険給付費の予想を上回る増加、及び一般会計繰入金の確定に伴う補正であります。

本案につきましては、保険給付費増加の要因等について質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(2)議案第6号

原案可決

本案は、平成20年度柳川市国民健康保険特別会計予算についてであります。予算総額は、9億200万円であります。

本案につきましては、出産育児一時金、後期高齢者支援金、国県支出金、保健事業、保険税の徴収の徴収等について質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(3)議案第7号

原案可決

本案は、平成20年度柳川市老人保健特別会計予算についてであります。予算総額は、12億8,100万円であります。

本案につきましては、レセプト点検、老人医療の後期高齢者医療制度への移行等について質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(4)議案第8号

原案可決

本案は、平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。予算総額は、8億4,300万円であります。

本案につきましては、後期高齢者医療制度に対する住民の反応、保険料の徴収等について質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、賛成多数で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第9号

原案可決

本案は、平成20年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算についてであります。予算総額は、842万7,000円であります。

本案につきましては、未回収の資金等に関して質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(6)議案第14号

原案可決

本案は、柳川市後期高齢者医療に関する条例の制定についてであります。

本案につきましては、連帯納付義務者、罰則規定、徴収方法等について質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、賛成多数で原案可決と決定いたしました。

(7)議案第23号

原案可決

本案は、柳川市民会館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(8)請願第11号

採 択

本件は、中山校区公民館建替えに関する請願であります。

当委員会としましては、大和町・三橋町における校区公民館整備については、合併後の本市の均衡を保つ上でも必要であり、執行部において、速やかに全体的総合的な建設基本方針を定めて、それに基づき実施すべきであるとして、全員賛成で採択と決定いたしました。

以上をもちまして、教育民生常任委員会の御報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長（矢ヶ部広巳君）（登壇）

予算審査特別委員会の審査結果を御報告いたします。

3月4日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については、記載のとおりでありますので、省略いたします。

4、結 果

(1)議案第5号

原案可決

本案は、平成20年度柳川市一般会計予算についてであります。

予算規模としましては、歳入歳出ともに「258億6,800万円」とし、前年度と比較して額に

して10億600万円の減、率にして3.7パーセントの減となっております。

平成20年度の予算は、地方財政を取り巻く環境が厳しさを増す中、引き続き行財政改革を推進し、経費節減・合理化を図るとともに、新市建設計画や第1次総合計画を着実に実行して、生きがいと魅力あるまちづくりを実現しようとするものであります。

予算の内容の特徴としては、総務費では、電子入札制度導入、コミュニティ施設計画、都市宣言表示板、市民憲章石碑の設置、「(仮称)水フェスタ」の開催、インターネットによる議会中継、民生費では、矢ヶ部小学校区学童保育所の建設、在宅等子育て支援交付金制度の創設、衛生費では、妊婦健診の公費助成の拡大、環境基本計画の策定、ごみ減量啓発パンフレットの作成、産業振興関係では、農地・水・環境保全対策事業、漁業団地の整備や海苔共同加工施設補助、起業支援アドバイザーの配置、観光計画の策定、土木費では、生活基盤道路の整備、区画整理事業や密集住宅市街地の整備、河川改修事業、教育費では、パソコンなど情報処理機器設備の充実、柳河小学校の耐震工事、市民会館の耐震・改修のための調査等に要する経費の計上であります。

当委員会は、5日間にわたり歳入歳出予算について各款ごとに説明を受けて審査を行いました。

歳入審査では、市税関係で、市民税の減額要因、固定資産税の増額要因や国土調査完了地区の土地分合筆後の課税面積等について、また、保育料滞納分の徴収率向上のための対策、地域振興基金活用に当たっての考え方、合併特例債の活用状況、さらには、葬祭事業の使用料の減額理由や柳川センター使用料の減額理由等について活発な質疑がありました。

歳出審査では、合併による職員給与の格差是正、臨時・嘱託職員の配置、行政区活動補助金に関する活動実態の把握、防犯灯の整備計画、生活保護の適用状況と実態調査、クリーンセンター焼却炉の維持補修と今後の整備計画、農地・水・環境保全対策事業実施地区等に対する説明の状況、漁業団地整備事業の浄化施設整備の取り組み、起業アドバイザーの業務内容と人選、市営駐車場の整備と管理運営方法、有明沿岸道路開通に伴う交通安全対策、消火栓工事負担金、図書館司書の雇用形態、市民会館の耐震・改修のための調査費等について活発な質疑がありました。

総括質疑では、全日本同和会大和支部補助金をはじめとした各種団体等補助金の公益性・妥当性などの精査の実施状況、漁業団地整備事業未実施地区の整備方針等について質疑がありました。

また、新規事業等については、着手前に所管委員会に十分な説明をされたいとの意見がありました。

当委員会といたしましては、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上で予算審査特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

以上で予算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、ここで午後１時まで休憩をいたします。

午前11時51分 休憩

午後１時４分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を各報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑をされる方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第１号 平成19年度柳川市一般会計補正予算（第４号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第10号 平成20年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、産業経済委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第24号 柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は産業経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第27号 基幹水利施設管理事業「筑後川下流左岸地区」の事務の受託については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は産業経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第3号 平成19年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第4号 平成19年度柳川市水道事業会計補正予算（第2号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第11号 平成20年度柳川市下水道事業特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第12号 平成20年度柳川市水道事業会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第26号 市道路線の廃止及び認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第2号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第6号 平成20年度柳川市国民健康保険特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第7号 平成20年度柳川市老人保健特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第8号 平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。26番梅崎和弘議員から反対討論の通告がっておりますので、梅崎議員の発言を許します。

26番（梅崎和弘君）（登壇）

26番梅崎です。議案第8号 平成20年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論を行います。

この特別会計予算は、後期高齢者医療制度そのものにつながる予算であります。

まず最初に、この制度について共産党だから反対するのではないということを申し上げておきます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

この制度につきまして、一言で言うならば、75歳以上になったら1、なるべく医者には行かないように、2点目は、なるべく入院はしないように、3点目、入院したらなるべく早く退院を、4点目は、薬は最小限にしなさい、5点目が、病院で死ぬのはやめてということであり、この制度は年寄りには早く死ねと言わんばかりの制度だと言われております。

75歳以上の人はすべて今入っている国保や健保を脱退させられ、自動的にこの制度に加入することになります。所得が少なく、子供の扶養家族として健康保険に加入しているお年寄りは、これまで保険料を払う必要はありませんでした。しかし、75歳以上の人はすべて等しく保険料を払う仕組みになります。たとえ90歳、100歳の人でも、また、要介護認定を受けている人、認知症の方や病気で寝たきりのお年寄りでも死ぬまで保険料を納めなければならないというひどい制度であります。

現行制度との大きな違いは、保険料の年金からの天引きです。年金額が月15千円以上の人は自動的に保険料を天引きされます。介護保険料と合わせると平均でも月10千円を超えと言われる、大きな負担が暮らしを直撃することになります。

今は、75歳以上の人が保険料を滞納しても、保険証を取り上げることは禁止されておりましたが、今度は1年以上の滞納者は保険証を取り上げられることになります。医療費を全額払うのか、それでなければ病院に行けなくなる、こういう悲惨な事態になりかねません。そして、新制度に便乗する形で、国保に加入している65歳から74歳の前期高齢者も保険料を年金から天引きされることになります。あの戦争で苦勞をし、破壊の中から、戦後日本の復興と家族や社会のために頑張ってきた人たちが、今の高齢者の皆さん方です。いわゆる昔のうば捨て山のような政治、敬老の心を持たない後期高齢者医療制度につながる特別会計予算に反対をするものであります。

なお、議案第14号の柳川市後期高齢者医療に関する条例の制定、議案第35号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についても反対であることを申し添えておきます。

以上です。

議長（田中雅美君）

次に、賛成の討論をされる方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

ほかに討論をされる方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第9号 平成20年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第14号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第23号 柳川市民会館条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第11号 中山校区公民館建替えに関する請願については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本請願は教育民生委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本請願は教育民生委員長報告どおり採択と決定をいたしました。

次に、予算審査特別委員長報告について質疑を行います。質疑通告者の発言を許します。

26番（梅崎和弘君）

26番梅崎です。5日間にわたっての審査、本当にお疲れさまでございました。平成20年度の一般会計予算についてお尋ねいたします。

まず、同和関係予算ですけれども、73ページの全日本同和会大和町支部活動費の補助金。151ページの人権・同和対策費（部落解放同盟）、293ページ同和教育奨励費、325ページの人権・同和教育費。

2点目が、155ページの後期高齢者医療事業費について。

3点目が、農業問題でございまして、203ページの転作作物調査研究費、219ページの農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業費。

4点目が、229ページの漁業団地整備費。

5点目が、237ページの商店街活性化対策費。

以上について、その特別委員会ではどのような御意見とか、審査が行われたのかお尋ねいたします。

以上です。

予算審査特別委員長（矢ヶ部広巳君）

11番矢ヶ部広巳でございます。梅崎和弘議員の委員長報告に対する質疑通告書についてお答えさせていただきます。

まず、73ページの全日本同和会大和町支部活動費補助金についてであります。総括質疑において出てまいりまして、全般的な補助金の実施状況については、今後しっかり精査をしていくという答弁を得ております。

続きまして、151ページでございますが、下から3行目ですが、人権・同和対策費というこ

とでお尋ねになっておりますが、このことについては何ら質疑の中では出ておりません。委員会の中では出ておりません。

それから、155ページでございますが、後期高齢者医療事業費の問題でございますが、これも別に質疑はあっておりません。

それから、203ページの真ん中ほどでございますが、転作作物調査研究費でございますが、これは質問が生まれて、去年はブロッコリーでございました。今年は蕾菜でございますという答弁を得ております。

それから、229ページの真ん中ほどでございますが、漁業団地整備費についてでございます。これは浄化施設に関することについて、見通しが立ったという報告を受けております。

それから、237ページの上から3行目ですが、商店街活性化対策費でございますが、そのものは出ませんでしたけれども、補足という形で5月のマルシヨクの撤退について、以後どうするかということが出ましたが、これについてはマルシヨクがその後どうするのかというのがまだわからないということの報告を受けております。

それから、293ページの下から3行目でございますが、同和教育奨励費でございます。これが、かなり大幅になっておるんじゃないかということでございますが、これは高校生の数がふえたからそのようになっていくという報告を受けております。

そして、最後でございますが、325ページの人権・同和教育費についてでございますが、これは別に委員会の中では出ておりません。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

議案第5号 平成20年度柳川市一般会計予算について討論を行います。26番梅崎和弘議員から反対討論の通告がっておりますので、梅崎議員の発言を許します。

26番（梅崎和弘君）（登壇）

26番梅崎です。議案第5号 平成20年度柳川市一般会計予算について。

地方自治体の本来の役割は、住民の福祉の増進を図ることだと思います。今回の予算を見ますと、主な新規事業としまして、市議会のインターネット中継、また、在宅等子育て支援事業を初めとしまして、住民のために必要な予算が多く計上されていることに関しましては、大いに賛成であることを表明しておきます。

しかし、各項目の中には納得できない点もあります。

第1点目ですけれども、同和対策については旧大和町時代に不適切な支出があったということで、テレビ、新聞などのマスコミに大きく取り上げられました。長い間の行政と住民の努力の結果、国も同和問題は基本的には解消したとして、2003年に同和対策そのものを終了しております。不公平な同和行政を続けることは、逆に新たな偏見を生み出し、真の解決を

おくらせることとなります。にもかかわらず、人権の名を付して、看板だけを書きかえて存続を図る、いわゆる本市の姿勢を直ちに改め、一般行政へ移行して取り組むべきだと思います。

2点目は、後期高齢者医療制度については、制度の実態が近づくにつれて怒りが広がっております。全国の自治体の3割近くから中止、見直しの意見書が政府に寄せられていると言われております。また、参議院では、野党4党による中止を求める懇願が出されております。いわゆるこの制度につながる予算については、大いに疑問を持っておるわけでございます。

3点目は、本市の基幹産業であります農業について。稲作は4割近くの減反であり、転作作物に関する予算は本当に少ない予算じゃないかと思っております。中国産農薬入りギョーザ事件により、輸入野菜の大量輸入が大問題になっております。地産地消、自給率のアップにつながるような予算措置が必要であり、中小農家すべてが農業を続けられるようにすべきだと思います。

4点目、漁業関係では、ことしもノリは豊作だったということで、大変喜ばしいことでもあります。しかし、魚介類関係では、大幅な所得減であり、漁業を続けるのが難しくなっていると言われております。こういうことに対しての予算がもっと必要ではないかと思っております。ほかにいろいろとありますけれども、住民の福祉の増進を図るという自治体本来の役割を今以上に発揮できる予算にすべきであり、行政の効率的運営と住民サービスの充実を両立させてこそ、真の行政改革になると思っております。

以上です。

議長（田中雅美君）

次に、14番龍益男議員から賛成討論の通告がっておりますので、龍益男議員の発言を許します。

14番（龍 益男君）（登壇）

14番龍益男でございます。私は、平成20年度一般会計予算について賛成討論を行います。

第6款・農林水産費、2項・水産業費、5目の漁業団地共同加工施設の件でございます。前年度の1棟目の建設の際、課題でありました4項目の附帯決議をクリアしての2棟目の本年度の建設でございます。特に、この附帯決議の1、2番であります水質基準と、排水処理施設の件は、今、柳川市の基幹産業であります農業と漁業の摩擦の一因であることは、既に皆様御承知のとおりでございます。環境の面からも地域住民からは「どげんなっとんせんといかん」と関心も深く、長年の懸案でもあります。

このような観点から見て、今回の漁業団地整備事業、ノリ加工施設は、農業、漁業の関係者はもちろんのこと、柳川市民の注目の的と言っても過言ではないと思っております。各方面から名実ともに評価される立派な漁業団地が完成することを期待しております。そして、これを機会に両開、沖端、柳川、昭代地区にも同じ条件のもとで漁業団地が展開されて、地域産業

が安定して発展することを希望いたしまして、私の賛成討論といたします。

終わります。

議長（田中雅美君）

次に、反対討論をされる方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

次に、賛成討論をされる方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

ほかに討論をされる方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。本案は予算審査特別委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第15号

議長（田中雅美君）

日程4．議案第15号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明及び質疑は既に終了しておりますので、これより討論に入ります。反対討論をされる方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

次に、賛成討論をされる方ありませんか。

12番（荒木 憲君）（登壇）

12番荒木でございます。議案第15号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回、提案なされた公民館の報酬の問題ですが、多々問題があったように思われます。だから、市民の皆様の活動や、その他の活動に携わる市民の皆様が混乱しないよう、また、審議会に諮問するときに、前もって十分な説明をし、答申をもらうよう求め、混乱が生じた場

合、直ちに執行部が責任を持って対処するよう求め、賛成の立場で討論させていただきました。どうもありがとうございました。

議長（田中雅美君）

ほかに討論される方ありませんか。

8番（森田房儀君）（登壇）

私は、本議案につきまして賛成の立場で討論を行いたいと思います。

公民館館長、支館長、あるいは公民館の支館主事、こういったものについての報酬に関する問題でございまして、確かに柳川と三橋と大和と、こういうのはいわゆる報酬の違いが今日まで続いておったというのは、非常に極めて不公平なことであります。ただ、この問題につきまして、一つ大事なことは、地域における支館活動、公民館活動が実態のあるものであってほしい。各旧大和町、旧三橋町、旧柳川市、この中では、この活動実態が非常に違ってきておる。そのことが非常に大きな問題として私も考えておるところでございまして、やはり、この非常勤の報酬につきまして、これを実施するに当たっては、ぜひ公民館の活動実態を少なくとも活発な活動の中で、そして、地域において皆さんが絶対に不満が起きてこないように、いわゆるあんたが支館主事だから、よかごつせんかんというような、余り協力をしないというような、そういう活動実態ではなくして、みんなが力を合わせてやっていけるようにぜひお願いを申し上げたい。

それからなお、この各支館ごとにコミュニティー広場、コミュニティーセンター、そういったものが整備されるように執行部において努力をいただくということをお願い申し上げて、賛成の討論といたします。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

ほかに討論される方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第35号

議長（田中雅美君）

日程5 議案第35号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（金子健次君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝蔵君）（登壇）

議案第35号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

本案は、健康保険法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の施行にあわせ、条例の一部を改正しようとするものでございます。

本年4月の後期高齢者医療制度開始に伴い、国民健康保険税に係る賦課に関して、現行の医療分と介護分にかかる賦課額に、後期高齢者支援金等課税額を追加した賦課方式に変更し、それぞれ課税賦課限度額を定めるものでございます。

さらに、後期高齢者医療制度創設に伴う国民健康保険税の軽減措置等の規定を定めるものでございます。

なお、この条例改正案につきましては、柳川市国民健康保険運営協議会に諮問を行い、原案どおりの答申をいただいていることを申し添えます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午後1時41分 休憩

午後1時41分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第35号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第36号

議長（田中雅美君）

日程6．議案第36号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（金子健次君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

8番（森田房儀君）（登壇）

本条例案につきましては、行政における機構改革に伴いまして、「税務課」が「収税対策課」というものを加え、あるいはまた、「観光まちづくり課」を「観光課」に改めるという機構改革及び「税務課」の次に「収税対策課」というものを加えるということになっておりますので、委員会条例の改正をそれにあわせて行おうという提案でございますので、よろしく御可決いただきますようお願いを申し上げます。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午後1時45分 休憩

午後1時45分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第36号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第37号

議長（田中雅美君）

日程7．議案第37号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書についてを上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（金子健次君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

19番（太田武文君）（登壇）

議長のお許しをいただきましたので、議案第37号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の提出について、提案理由を説明申し上げます。

歯や口腔の機能が全身の健康に大きく影響することは、広く知られております。しかしながら、公的医療費の削減で、患者の自己負担は増大しております。また、安全で普及している歯科技術がまだ保険に取り入れられていない現実があります。このような状況を改善し、保険による良質な歯科医療の確保を求め、意見書を提出しようとするものであります。

各委員におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午後1時49分 休憩

午後1時49分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第37号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 閉会中の継続審査申し出について

議長（田中雅美君）

日程8．閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

教育民生委員長から目下委員会において審査中の請願第12号について、会議規則第99条の規定によって、お手元に配付いたしております申出書のとおり、審査が終了するまで閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、審査が終了するまで、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本件は委員長から申し出のとおり、審査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第9 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について

議長（田中雅美君）

日程9．閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出についてを議題といたします。

閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について、お手元に配付いたしております申出書のとおり、所管事項調査を平成21年3月末日まで付託されたいとの申し出がっております。

お諮りいたします。本件につきましては、申し出のとおり、所管事項調査を平成21年3月末日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本件は申し出のとおり、所管事項調査を平成21年3月末日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時52分 休憩

午後5時52分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま森田議員より、石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会設置に関する決議案が提出されました。

お諮りいたします。議案第38号 石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会設置に関する決議についてを日程に追加し、追加日程10として議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、議案第38号 石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会設置に関する決議案を追加日程10として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第10 議案第38号

議長（田中雅美君）

追加日程10、議案第38号 石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

8番（森田房儀君）（登壇）

長時間にわたりまして議員各位にはお待たせをいたしまして、まことに申しわけなく感じておるところでございます。

私はこのたび、議案第38号として、石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会設置に関する決議案を提出いたしましたところであります。

皆さん方も御承知のとおりでありまして、12月議会、3月議会と常に知らなかった、そうでもない、私はこう言った、何が私が間違ったことをやっておりますかと、強弁をされるというようなことで、非常に議会と執行部との答弁の中にそごを来す部分が多々見られてまいったわけであります。

特に今回のいわゆるピアスの問題、あるいは全日本同和会の問題、あるいは本日の問題につきましても、極めて納得のいくような答弁を得ることができないわけであります。したがって、やはり柳川の少なくとも名誉のため、あるいはまた、議会の権威を守るため、あ

るいはまた、柳川市長の品格を問うという意味で、この決議案を提出したわけであります。やはり柳川市の将来の発展のためには、どうしても市長は品格を持って、市民に常に誠心誠意こたえていただく、そういうことが非常に大事であろうということから、決議案提出に至ったわけであります。どうぞひとつ慎重審議をいただきまして、御可決いただきますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、本件に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午後 5 時 56 分 休憩

午後 6 時 4 分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。質疑通告者の発言を許します。

3 番（浦 博宣君）

特別委員長に少しお聞きをいたしたいと思います。

先ほど委員長から特別委員会の設置について御説明を受けました。端的に申されて、私よっとはまりませんので、もう少し何が矛盾するのか、具体的に御答弁をお願いしたいと思います。

8 番（森田房儀君）

まだ委員長でございませぬので、ただ提案をしているだけでございませぬので、御理解をいただいております。

まず、一連の12月議会、3月議会と経過をたどってみますときに、ピアス問題、あるいは全日本同和会の問題、あるいは本日の柳川ホテル跡地の処理の問題。この問題等につきまして、どうしても矛盾点が生じてまいります。

まず、ピアス問題につきましては、自分の、ピアスがなければ、私の責任になるじゃないですかというようなことをちゃんと何回となくおっしゃっている。ところが、今回の答弁の中身はどう見ても、これは市長として私は交渉をしておりますし、責任をとりますというような言い方になってきております。例えば、また全日本同和会の問題につきましても、いわゆる私は正当な支出をしておると。そうしますと、今度は前の発言では、いや私は知りませんでした。あるいは流用をしておった、いや流用ではありません。そういう形をおっしゃって、明確に何が正しいのか、何を言わんとおっしゃっているのか、そこんところもよく我々は把握できない。また、柳川ホテル跡地の問題についても、これは単に職員1人の問題ではないと思うんですよ。これはあくまでも、少なくとも、職員の関係の方々にはそれなりの相談をした上で、そういう措置を講じておったというふうに私も理解をしておるわけであ

りますけれども、それについても全く1人の、いわゆる当該職員が1人でやったというふうな答弁しか出てこない。ましてや、中身は、内容は私はわかりませんというようなことですが、少なくとも被害届を出すというような形の中で、何も知らなくて被害届を出すとか、そういうことは少なくとも子供でもそんなことはしないと思うのでありますが、堂々とこの柳川市議会の議場の中でおっしゃるといようなことは、どう考えてみても現実の動きの中と、それから、答弁をしておいでになるものとは矛盾点が生じてまいります。

したがって、やはり柳川市の名誉のために少なくとも品格を持って、市長が今後答弁をいただく。なぜそういうことになっておるのかということを確認していきたいというのが少なくとも議員の大多数の中の意見であるというふうに私は理解をいたしまして、いわゆる皆さん方とお諮りをして、ここに提案をするに至ったわけであります。

以上であります。

3番（浦 博宣君）

先ほどピアス問題、全日本同和会問題、それにきょうの職員にかかわる問題ということですが、ピアス、全日本同和会それぞれに特別委員会が設置をされて、そしてその中で十分に議論をされてきておるんです、もう結果は出とるんですよ。あえて、それに悪いからまた特別委員会をつくってやると、何ですかこの議会は。なら何のための全日本同和会、ピアス、それぞれの特別委員会の意味は何だったんでしょうか。本当にこれは何のこっちゃろうかと言おうごたっです。

時として、その一般質問の中で、議論の中で見解の相違というのは、それは時としてあるはずですが、それが聞けなかったから、言わなかったから、この間の一般質問を聞いてもわかりじゃないですか。1対1の勝負をされよるのに、議運の委員長みずからやじを飛ばされる。議員のモラルは何ですか、逆に。（「それは揚げ足じゃ、そういうとは。それは浦議員言われるとは」と呼ぶ者あり）だから、我々議員も襟を正して、（「中身に関して質問……」と呼ぶ者あり）だから、私は言っているじゃないですか。だから、特別委員会設置されて、それぞれに審議をされて、十分結果が出てきとるんですよ。それをどう思われるんでしょうか。

8番（森田房儀君）

ピアス問題につきましても、それは確かにそういう決議がなされております。ただ、その決議の中で、少なくとも市長として品格ある、責任ある行動をとりなさい、処理をなさいということを実は指摘をされております。ところが、それについては全くそういう責任をとるといような言動は一切ない。あるのは、市長として私は交渉しますというだけの話であります。それから、全日本同和会、これにつきましても特別委員会はできました。しかしながら、その全日本同和会の特別委員会の報告書の中で、責任をとれる立場にある。したがって、市長として十分の、みずからの処分を考えて行動してください、あるいは結論を出してくださいという私はどちらかといいますと、特別委員会としては少なくとも逃げ道を考えて、

武士の情けと申しますか、そういう形でやっておった。ところが、2月15日号でただ単なる言いわけしかおやりにならない。そんなことで、果たしてこの議会で特別委員会にこたえたものであるのかどうかというのを疑問に思っておるところでありまして、これはやっぱり資質の問題だと思えます。したがって、そこいらが非常に矛盾点が多い。きょうの話はもう私が言うまでもないわけで、皆さんもうお聞きになっているわけですから、そのことを御理解いただければ、ただ単に感情論的な形で質問をされると、私も答弁に困る部分がありますので、御理解をいただきたいと思えます。

3番（浦 博宣君）

感情的な部分ちいうのは、それは議員だから、人間だから出るのは当たり前じゃないですか。だから、何でそういうふうに、今まで特別委員会を再三つくりながら、一つ一つ皆さん方審議をされて、答えを出されて、あえてそれじゃできんやったから、おまえ問責決議案に近いような、また特別委員会をつくるぞと言わんばかりの特別委員会の設置であります。

先ほど、市長は品を保ちなさいとおっしゃいますが、それなら議員の品は何ですか。先ほど言いましたように、もう少し我々議員としても、議会としても、これは真剣にお互いに考えるべきです。一方的に、数の力があるからというのは本当に私としては納得できません。

最後ですが、期間というか、閉会中の調査も行うということを出ております。どういうふうな特別委員会になるのか、楽しみでも全く私はございません。私は個人的に外させていただきたいと思えます。

以上です。

議長（田中雅美君）

答弁はいいですね。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

初めに、反対討論をされる方ありませんか。

3番（浦 博宣君）（登壇）

私、反対の立場で討論をさせていただきます。

これが本当に開かれた議会なのか、市民の声を反映した議会でしょうか。数の力による横暴であり、独断と偏見による特別委員会の設置だと私は思います。

それで、私は断固として反対をいたす所存であります。反対討論とさせていただきます。

議長（田中雅美君）

次に、賛成討論をされる方ありませんか。

11番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

11番矢ヶ部広巳でございます。私は、この決議文に賛成の立場で討論させていただきます。市長は、マニフェストで市民の皆さんとの契約として、3つの指針の1つとして有言実行、

発言に責任を持つ。3つの守るもの宣言の1つとして財布を守る。3つの政策宣言の1つとしてガラス張りを掲げられておられます。当然であることは言をまちません。特に首長である市長の言葉は重いものがあります。過去の、例えばピアス問題にしては、「一般質問や百条委員会等々で責任を持ってやります。やらなければ私が責任とらなくちゃいけないわけですから、そんないい加減なこと言わないでくださいよ」とまで、きっぱり断言されておられます。

次に、全日本同和会大和支部の補助金問題については、一般質問に戻りますと、最初は知らなかったを通されました。その中では最初から最後まで流用だったと、それも通されました。ところが、議会を終わりますと、それは流用ではなかったと、職員退職組合への負担金の中の隠し予算であったとくるくる変わり、目に余るものがあります。どうか議員の皆さん、御理解をこいねがいで、森田議員の決議文について、また、提案理由について賛同するものであります。ありがとうございました、よろしく申し上げます。

議長（田中雅美君）

次に、反対討論される方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

ほかに討論をされる方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。それでは、議案第38号 石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会設置に関する決議について採決いたします。

この決議案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここでお諮りをいたします。委員選出につきましては、議長一任で行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午後6時18分 休憩

午後6時24分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま設置されました石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により指名をいたします。

森田房儀議員、三小田一美議員、矢ヶ部広巳議員、荒木憲議員、河村好浩議員、太田武文議員、白谷義隆議員、荒巻英樹議員、龍益男議員、吉田勝也議員、島添勝議員、山田奉文議員、樽見哲也議員、近藤末治議員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました14名の議員を石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただいま設置されました石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会の正副委員長を選出するため、暫時休憩をいたします。

午後6時25分 休憩

午後6時29分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、御報告をいたします。

委員長は森田房儀議員、副委員長に龍益男議員が決定しております。

20番（吉田勝也君）

先ほど議案第15号におきまして、全員賛成というような記述がありましたけど、賛成多数ですので、記述の訂正をお願いいたします。

議長（田中雅美君）

ちょっと暫時休憩をいたします。

午後6時30分 休憩

午後6時30分 再開

議長（田中雅美君）

これをもちまして、平成20年第1回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午後6時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 田 中 雅 美

柳川市議会議員 白 谷 義 隆

柳川市議会議員 木 下 芳二郎